

君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業
に係る事業計画概要書

令和6年12月

新井総合施設株式会社

目 次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1
1-1 事業者の名称	1-1
1-2 代表者の氏名	1-1
1-3 主たる事務所の所在地	1-1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	2-1
2-1 対象事業の名称	2-1
2-2 対象事業の目的	2-1
2-2-1 事業の目的	2-1
2-2-2 事業実施に当たっての環境配慮方針	2-1
2-2-3 事業の経緯	2-2
2-3 対象事業の内容	2-3
2-3-1 対象事業の種類の詳細	2-3
2-3-2 対象事業が実施されるべき区域の位置	2-3
2-3-3 対象事業の規模	2-3
2-3-4 その他対象事業の内容に関する事項	2-3
2-3-5 対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業	2-3
2-3-6 対象事業の内容でその変更により、環境影響が変化するもの	2-5
1. 事業計画概要	2-5
2. 土地利用計画	2-6
3. 埋立計画	2-11
4. 施設計画	2-21
5. 水利用計画	2-34
6. 緑化計画	2-35
7. 環境保全計画	2-36
8. 工事計画	2-39
第3章 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	3-1
3-1 自然的状況	3-1
3-1-1 気象の状況	3-1
3-1-2 大気質の状況	3-5

3-1-3	水象の状況	3-19
3-1-4	水質の状況	3-19
3-1-5	水底の底質の状況	3-52
3-1-6	騒音及び超低周波音の状況	3-57
3-1-7	振動の状況	3-65
3-1-8	悪臭の状況	3-69
3-1-9	地形及び地質等の状況	3-84
3-1-10	地盤の状況	3-116
3-1-11	土壌の状況	3-116
3-1-12	植物の生育及び植生の状況	3-119
3-1-13	動物の生息の状況	3-140
3-1-14	生態系の状況	3-159
3-1-15	景観の状況	3-168
3-1-16	人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3-170
3-2	社会的状況	3-172
3-2-1	人口の状況	3-172
3-2-2	産業の状況	3-173
3-2-3	土地利用の状況	3-175
3-2-4	河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-177
3-2-5	交通の状況	3-180
3-2-6	環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	3-183
3-2-7	下水道の整備状況	3-185
3-2-8	環境保全関係法令による指定及び規制等の状況	3-186
3-2-9	その他の事項	3-223
1.	資源の利用の状況	3-223
2.	廃棄物処理の状況	3-224
3.	その他	3-229

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1-1 事業者の名称

新井総合施設株式会社

1-2 代表者の氏名

代表取締役 新井 隆太

1-3 主たる事務所の所在地

千葉県君津市怒田字花立6-4-3番地1

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 対象事業の名称

君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業（以下、「第Ⅳ期増設事業」という。）

2-2 対象事業の目的

2-2-1 事業の目的

今日の社会経済活動において廃棄物の最終処分場は不可欠の社会インフラである。こうした認識のもと、新井総合施設株式会社は「君津環境整備センター」として平成16年4月より第Ⅰ埋立地の供用を始めた。以後地域及び首都圏等から発生する廃棄物を安全・安心のもとに埋め立て処分を行うことを基本に、第Ⅰ、第Ⅱ及び第Ⅲ埋立地を整備・供用してきたが、廃棄物の発生が劇的に減少し最終処分場の恒常的な不足状態が解消できるという状況には至っていない。

現に今後予想される気象災害の激甚化による災害廃棄物や公共インフラの更新整備による建設廃棄物などは増加が予想される。それらの安定的な埋立処分を行う最終処分場の整備拡充はまさに公共インフラ確保としての不可欠のことである。

現在供用中の第Ⅲ埋立地が令和27年に埋め立てが終了をすることを念頭に置けば、事業の継続性と上記の課題を解決するために、第Ⅳ埋立地を計画整備することは社会貢献に資する。

2-2-2 事業実施に当たっての環境配慮方針

対象事業実施区域周辺は、自然環境豊かな地域であり、浸出水処理水の放流先である御腹川流入先の小櫃川には水道水源があること、また、近年は記録的な豪雨が増えていることなどから、第Ⅳ期増設事業を実施するに当たっては、自然環境、水環境、地質環境を含む地域社会環境を保全するために必要な措置を講じながら事業を進めることとする。

2-2-3 事業の経緯

君津環境整備センターでは、第Ⅰ、第Ⅱ及び第Ⅲの埋立地があり、第Ⅲ埋立地は、Ⅲ-1、Ⅲ-2-1、Ⅲ-2-2の3つに分かれている。各埋立地の状況は下記のとおりである。

「君津環境整備センター埋立地の状況」

①第Ⅰ埋立地

- ・埋立開始：平成16年4月
- ・廃棄物搬入停止中

②第Ⅱ埋立地

- ・埋立開始：平成25年1月
- ・廃棄物搬入終了：令和5年8月

③第Ⅲ-1埋立地

- ・埋立開始：令和3年2月
- ・廃棄物搬入終了：令和6年6月

④第Ⅲ-2-1埋立地

- ・埋立開始：令和4年12月

⑤第Ⅲ-2-2埋立地

- ・造成工事中（覆土置場工事）
- ・埋立開始：令和6年9月

2-3 対象事業の内容

2-3-1 対象事業の種類の詳細

産業廃棄物最終処分場の規模の変更

2-3-2 対象事業が実施されるべき区域の位置

千葉県君津市怒田字花立及び字広野並びに坂畑字花立及び字横尾の各一部

(図 2-3-2.1 対象事業実施区域 参照)

2-3-3 対象事業の規模

埋立処分面積：増設	8.2ha
既設	17.1ha
全体	25.3ha

2-3-4 その他対象事業の内容に関する事項

処分場の面積：増設	0ha
既設	60.7ha
全体	60.7ha

2-3-5 対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業

特になし。

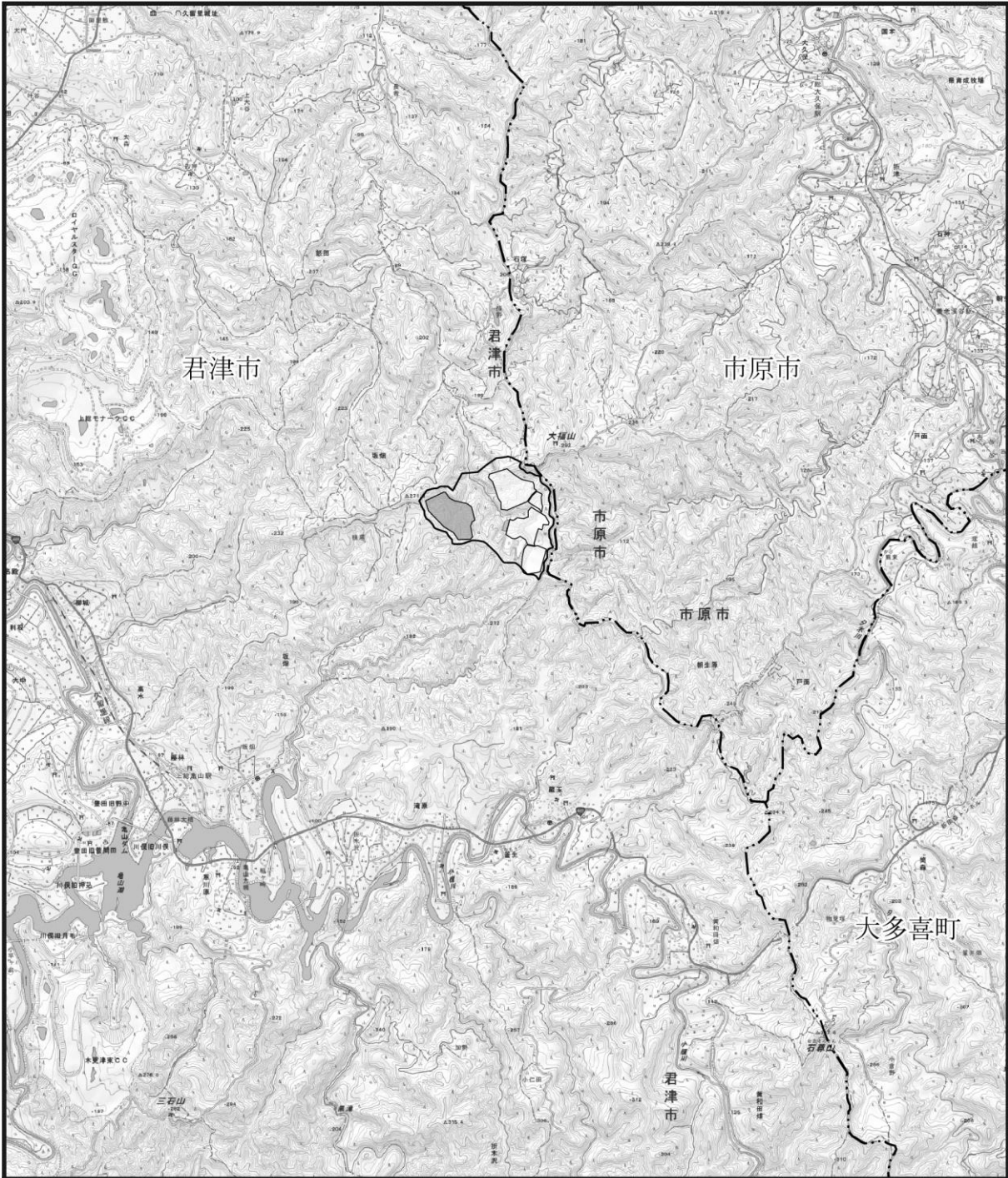
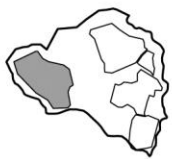


図 2-3-2.1 対象事業実施区域位置図

凡 例

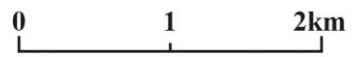


対象事業実施区域

■ 増設埋立地

□ 既設埋立地

1:50,000



2-3-6 対象事業の内容でその変更により、環境影響が変化するもの

1. 事業計画概要

本事業は、既設のⅢ期覆土置場を第Ⅳ埋立地に改修し、改修時に発生する掘削土を仮置きするⅣ期覆土置場の設置を目指すものであり、事業計画の概要は表 2-3-6.1 に示すとおりである。

埋立面積（埋立容量）は、既設の 17.1ha（容量 426 万 m³）に加えて 8.2ha（容量 266 万 m³）の増加となる。

なお、第Ⅲ埋立地は、令和 27 年に埋立が終了する予定であることから第Ⅲ埋立地との併用期間を考え、事業の継続性を確保することとした。

表 2-3-6.1 事業計画概要

事業目的	管理型最終処分場の増設	受入廃棄物	千葉県内及び首都圏等で発生する廃棄物		
事業実施場所	君津市怒田字花立及び字広野並びに坂畑字花立の各一部	用途目的地目	無指定 山林		
施設の概要					
項目		全体	既設	増設	備考
①事業区域面積		60.7ha	60.7ha	0ha	
②埋立地面積		25.3ha	17.1ha	8.2ha	<ul style="list-style-type: none"> 既設 4 施設（第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ-1、第Ⅲ-2 埋立地） 新設 1 施設（第Ⅳ埋立地）
③埋立容量		692 万 m ³	426 万 m ³	266 万 m ³	
④管理施設	管理棟	1 棟	1 棟	—	
	トラックスケール	1 基	1 基	—	
	洗車設備	1 基	1 基	—	
⑤浸出水処理施設		3 施設	3 施設	—	
⑥浸出水調整槽		4 槽	3 槽	1 槽	
⑦道路	管理用道路	10,575m	5,940m	4,635m	
⑧防災調整池		5 施設	4 施設	1 施設	

2. 土地利用計画

現在及び第Ⅳ期増設事業（施工後）の土地利用計画の比較を表 2-3-6. 2(1)に、第Ⅳ期増設事業における埋立前後の土地利用計画の比較を表 2-3-6. 2(2)に示す。また、土地用状況図を図 2-3-6. 1 に、第Ⅳ期増設事業における埋立前後の土地利用計画図を図 2-3-6. 2 に示す。

第Ⅳ埋立地の設置場所は、既存覆土置場（Ⅲ期覆土置場）とし、併せて新設するⅣ期覆土置場の設置場所は、既存埋立地（第Ⅲ埋立地）と第Ⅳ埋立地の間にある対象事業実施区域内の未利用地とする。Ⅳ期覆土置場は御腹川と接続する場内の雨水排水路上に設置するため、Ⅳ期覆土置場内にボックスカルバートやコルゲート管等を埋設し、雨水排水暗渠を造成する。

Ⅲ期覆土置場の覆土材は第Ⅲ埋立地の覆土及び土堰堤に使用する。また、第Ⅲ埋立地の埋立期間中に第Ⅳ埋立地の造成工事を計画していることから、Ⅲ期覆土置場の覆土材はⅣ期覆土置場に移動する。さらに、施工中に発生する掘削土（現場発生土）もⅣ期覆土置場に仮置きし、覆土及び土堰堤として活用する。Ⅳ期覆土置場は埋め立て終了後、森林に造成する。

なお、運土にあたっては場内道路を使用することとし、場外の林道は使用しない。

表 2-3-6. 2(1) 土地利用計画〔現在・第Ⅳ期増設事業（施工後（埋立前））〕

名称		現在(施工前) ^{注1)}		第Ⅳ期増設事業 ^{注2)} 施工後(埋立前)		増減(m ²)
		面積(m ²)	比率(%)	面積(m ²)	比率(%)	
処分場	埋立地	126,743	20.9	209,233	34.5	+82,490
	管理施設(管理棟等)	3,763	0.6	3,763	0.6	±0
	浸出水処理施設 (調整槽、水処理棟)	12,560	2.1	14,368	2.4	+1,808
	防災調整池	12,052	2.0	14,456	2.4	+2,404
	管理用道路・擁壁等	44,935	7.4	61,161	10.1	+16,226
	小計	200,053	33.0	302,981	49.9	+102,928
覆土置場		91,274	15.0	67,862	11.2	-23,412
緑地	造成森林	68,516	11.3	95,421	15.7	+26,905
	造成緑地	31,135	5.1	34,002	5.6	+2,867
	小計	99,651	16.4	129,423	21.3	+29,772
開発区域 ^{注3)}		390,978	64.4	500,266	82.4	+109,288
残置森林 ^{注4)}		215,971	35.6	106,683	17.6	-109,288
事業区域		606,949	100.0	606,949	100.0	±0

注1) 君津環境整備センターには第Ⅰ、第Ⅱ及び第Ⅲ埋立地（Ⅲ-1、Ⅲ-2）がある。埋立途中であり、植栽が実施不能な第Ⅰ及び第Ⅲ-2埋立地の土地利用は「埋立地」に該当する。植栽が実施可能な第Ⅱ及び第Ⅲ-1埋立地の土地利用は造成森林や管理用道路・擁壁等に該当する。土地利用状況図は図2-3-6. 1を参照。

2) 第Ⅳ期増設事業 施工後(埋立前)は工事完了後の状況を示す。土地利用計画図は図 2-3-6. 2(1)を参照

3) 開発区域の面積は「処分場」+「覆土置場」+「緑地」の面積

4) 残置森林の面積は「事業区域」-「開発区域」の面積

表 2-3-6. 2(2) 土地利用計画〔第IV期増設事業（埋立前）・（埋立後）〕

名称		第IV期増設事業				増減(m ²)
		埋立前 ^{注1)}		埋立後 ^{注2)}		
		面積(m ²)	比率(%)	面積(m ²)	比率(%)	
処分場	埋立地	209,233	34.5	0	0.0	-209,233
	管理施設（管理棟等）	3,763	0.6	3,763	0.6	±0
	浸出水処理施設 （調整槽、水処理棟）	14,368	2.4	14,368	2.4	±0
	防災調整池	14,456	2.4	14,456	2.4	±0
	管理用道路・擁壁等	61,161	10.1	79,370	13.1	+18,209
	小計	302,981	49.9	111,957	18.4	-191,024
覆土置場		67,862	11.2	0	0.0	-67,862
緑地	造成森林	95,421	15.7	349,352	57.6	+253,931
	造成緑地	34,002	5.6	38,957	6.4	+4,955
	小計	129,423	21.3	388,309	64.0	+258,886
開発区域 ^{注3)}		500,266	82.4	500,266	82.4	±0
残置森林 ^{注4)}		106,683	17.6	106,683	17.6	±0
事業区域		606,949	100.0	606,949	100.0	±0

注1) 埋立前の土地利用計画図は、図2-3-6. 2(1)を参照

2) 埋立後の土地利用計画図は、図2-3-6. 2(2)を参照

3) 開発区域の面積は「処分場」＋「覆土置場」＋「緑地」の面積

4) 残置森林の面積は「事業区域」－「開発区域」の面積

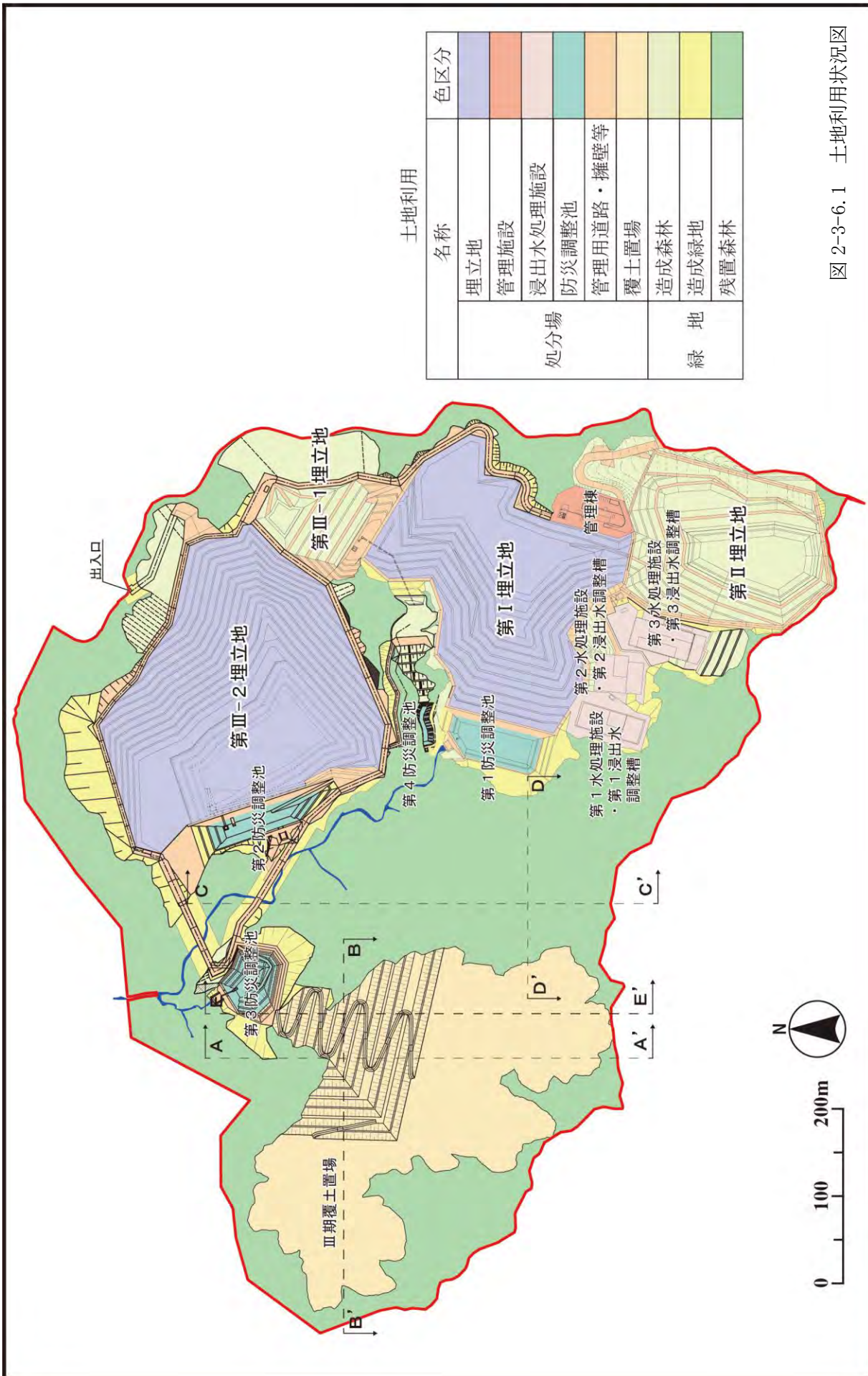
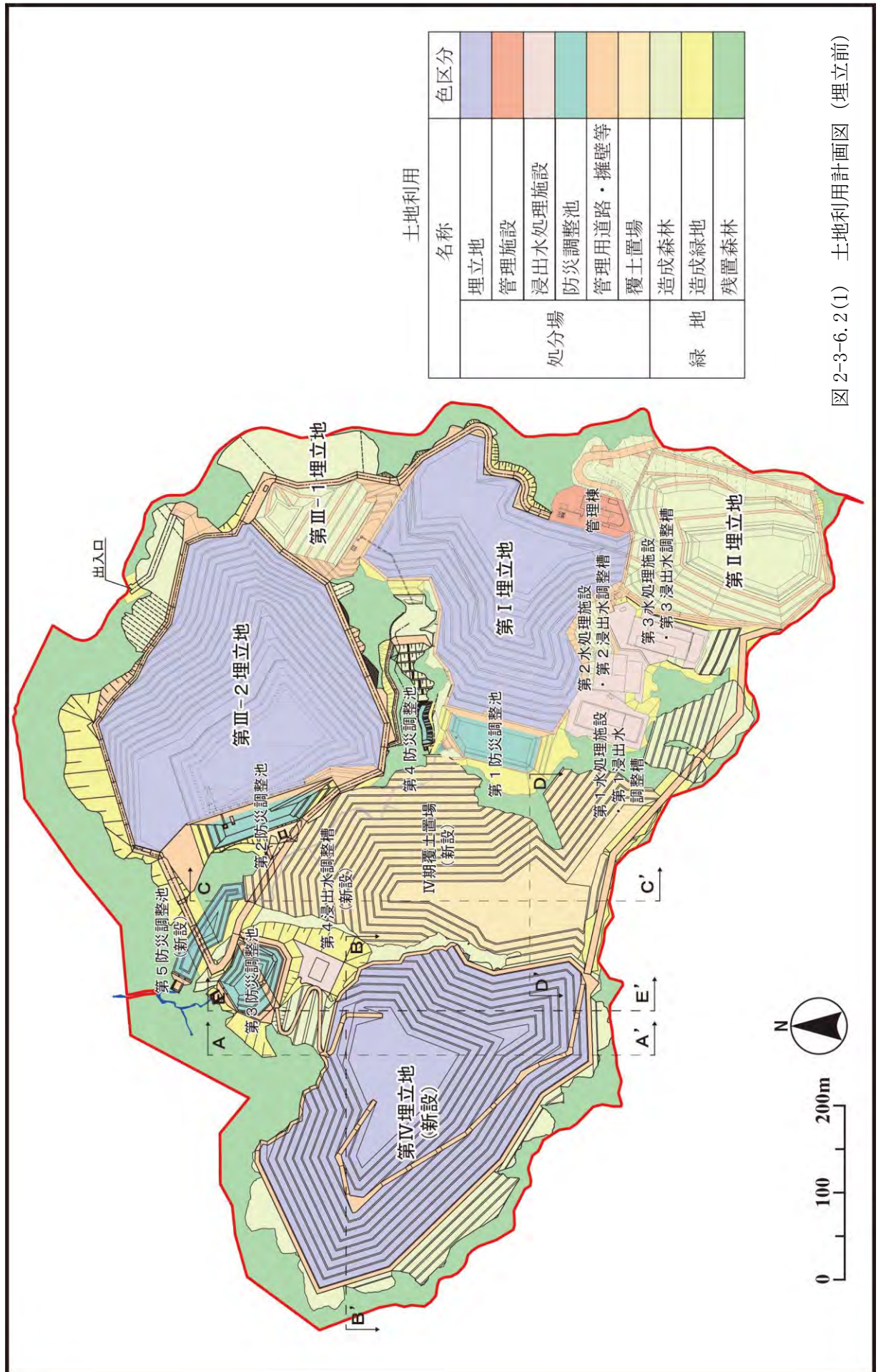
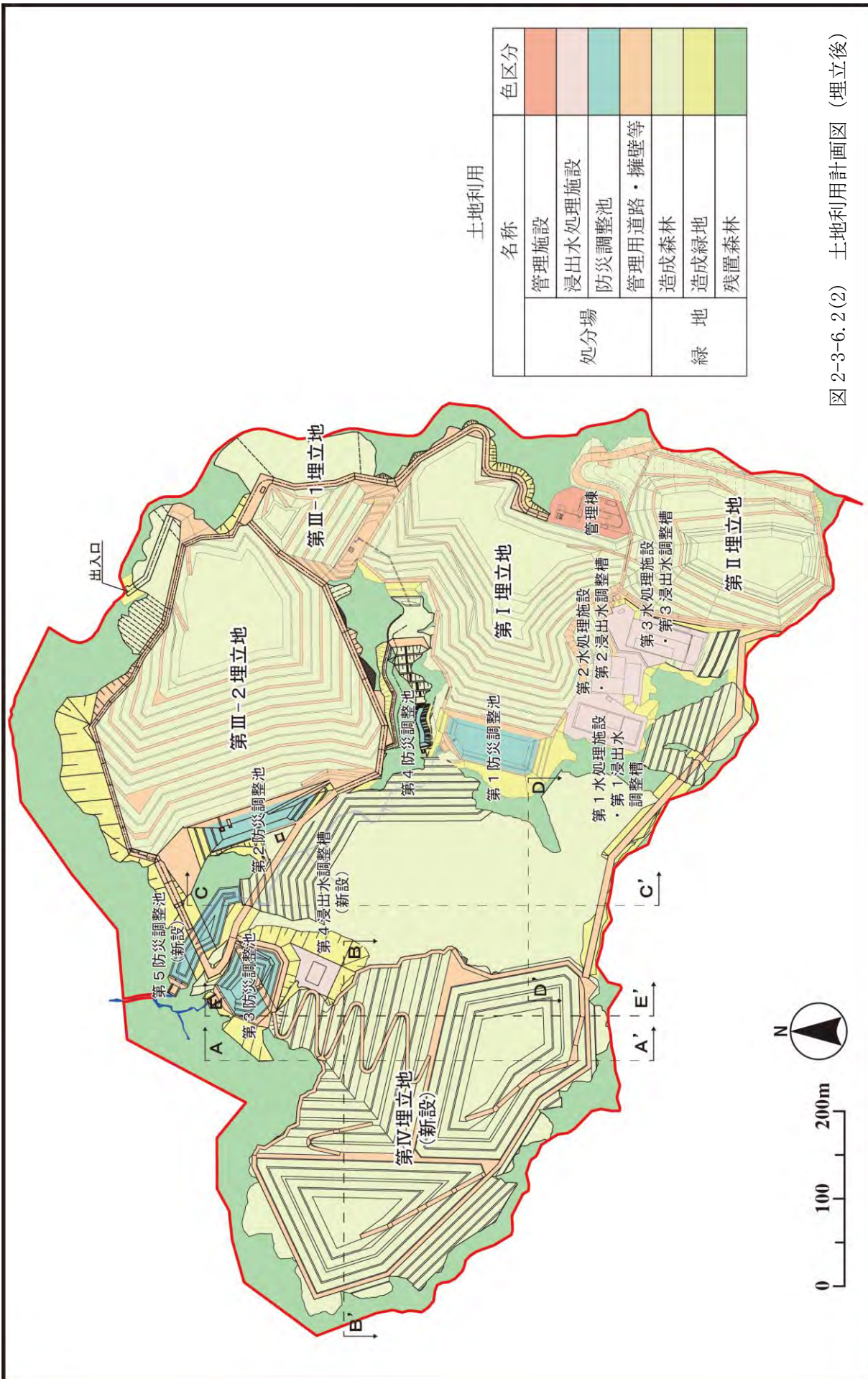


図 2-3-6.1 土地利用状況図



土地利用		名称	色区分
処分場	埋立地		
	管理施設		
	浸出水処理施設		
	防災調整池		
緑地	管理用道路・擁壁等		
	覆土置場		
	造成森林		
	造成緑地		
	残置森林		

図 2-3-6.2(1) 土地利用計画図 (埋立前)



土地利用		色区分
処分場	管理施設	(Orange)
	浸出水処理施設	(Light Blue)
	防災調整池	(Light Green)
緑地	管理用道路・擁壁等	(Light Yellow)
	造成森林	(Light Green)
	造成緑地	(Light Green)
	残置森林	(Dark Green)

図 2-3-6. 2 (2) 土地利用計画図 (埋立後)

3. 埋立計画

(1) 埋立容量及び埋立年数

増設による埋立容量及び埋立年数は、表 2-3-6.3 に示すとおりである。

表 2-3-6.3 埋立容量及び埋立年数

項目	全体	既設	増設
埋立容量 (万 m ³)	692	426	266
埋立年数 (年)	約 60	約 38～	約 20

注) 埋立年数は、既存と増設の併用期間がある。

(2) 埋立対象物

埋立対象物は下記の廃棄物及び汚染土壌であり、既存事業（第Ⅰ～Ⅲ期事業）と同様である。

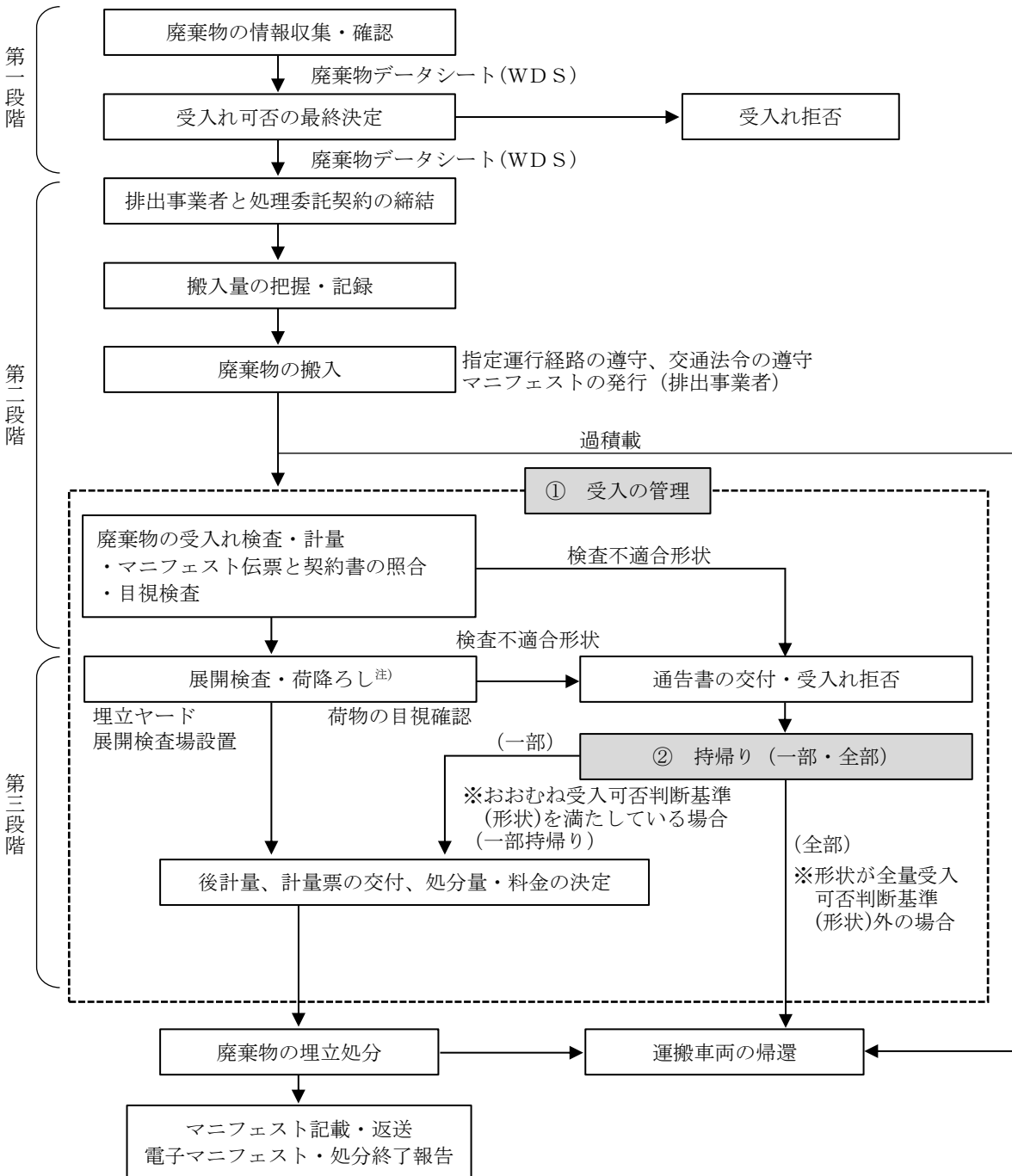
燃え殻、ばいじん、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、動植物性残渣、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉍さい、がれき類、13号廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第1項)

注) 13号廃棄物：汚泥等のコンクリート固化物など、産業廃棄物を処分するために処理したもの

(3) 埋立対象物の受入システム

既存事業では、図 2-3-6.3 に示すシステムで廃棄物を受け入れており、3段階チェックを行い、表 2-3-6.4 に示す受入基準及び表 2-3-6.5 に示す受入廃棄物の有害物質分析項目により有害物質等の埋立不適物の除外を行っている。増設後も同様のシステムで運用していく予定である。

チェック段階



注) 展開検査について

- ・展開検査を行う品目は、廃プラスチック類及び廃プラスチック類を含む混合廃棄物であり、排出業者で粉碎したもの（シュレッターダスト）は、除く。
- ・搬入車両は、他の車両と干渉しない指定した場所で荷降ろしし、廃棄物をバックホウにて敷均して行く。また、この間の搬入車両は場内で待機させる。（概ね20分程度）
- ・受入れの可否判断基準（性状）外と思われる廃棄物が確認された場合は、センター長及び埋立管理担当者が確認する。基準外と判断した場合は、通告書に内容を記載し交付して受入れ拒否とし廃棄物を営業時間以内に持帰りさせる。
- ・引火、発火性の廃棄物については、廃棄物データシート（WDS）と営業部から搬出業者の情報等により事前に処分場の作業員に認知させ火災予防（消火器持参等）を徹底する。
- ・汚染土壌の受け入れにあたっては、第1から第2段階のチェックを行う。また、マニフェストの代わりに汚染土壌の管理票を使用する。

図 2-3-6.3 受入管理システム

表 2-3-6.4 廃棄物の受入基準 (14 種類)

番号	種類	受入れ基準 ²⁾
1	燃え殻	1 熱しゃく減量 10%以下であること 2 火気を帯びていないこと。 3 飛散防止措置が講じられていること。
2	汚泥	1 含水率が概ね 85%以下であること。 2 腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと。
3	鉋さい	1 最大径が概ね 50 cm以下であること。 2 火気を帯びていないこと。 3 飛散防止措置が講じられていること。
4	紙くず	1 容易に燃やせるものは受入れない。 2 最大径が概ね 30cm であること。(ただし、本量は除く) 3 本量は裁断しないものに限る。
5	繊維くず	
6	木くず	1 容易に燃やせるものは受入れない。 2 最大径が概ね 50cm であること。
7	ばいじん	1 飛散防止措置が講じられていること。 2 放射性物質汚染対処特措法対象物でないこと。
8	廃プラスチック類 ¹⁾	1 最大径が概ね 15cm 以下であること。 2 中空の状態でないこと。
9	ゴムくず	
10	金属くず	1 最大径が概ね 30cm 以下であること。 2 中空の状態でないこと。
11	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ¹⁾	
12	動植物性残渣	1 焼却その他中間処理が容易なものは受入れない。
13	がれき類 ¹⁾	1 最大径が概ね 50cm であること。 2 木片等を含まないこと。
14	13 号廃棄物	1 飛散防止措置が講じられていること。

注1) 石綿含有廃棄物を含む。

2) 飛散防止措置とは、飛散しないように適度な湿潤状態にあること。

3) 以下の条件にあてはまる廃棄物は受入れない。

①次ページ表 2-3-6.5 の基準値を超える物質を含む廃棄物

②放射能濃度が 8,000Bq/kg を超える廃棄物

③腐敗性の高い廃棄物

④特別管理廃棄物

⑤特定有害廃棄物

⑥ドラム缶等の容器に入った廃棄物(但し搬入者が展開し、容器を持帰る場合を除く)

⑦アンモニア濃度が 200ppm を超える廃棄物(アンモニア濃度の測定は、作業員が強いアンモニア臭気を感じた際、アンモニア検知器を使用し測定、200ppm を超えた場合搬入を停止する)

⑧その他、荷姿、形状、性状、混合など、係員が受入れできないと判断したもの

表 2-3-6.5 受入廃棄物の分析項目

項目		種類	汚泥	燃え殻	ばいじん	鉍さい	13号 廃棄物	埋立処分基準値
溶出試験	1	アルキル水銀化合物	○	○	○	○	○	検出されないこと
		水銀又はその化合物	○	○	○	○	○	0.005mg/L 以下
	2	カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○	0.09mg/L 以下
	3	鉛又はその化合物	○	○	○	○	○	0.3mg/L 以下
	4	有機燐化合物	○				○	1mg/L 以下
	5	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	1.5mg/L 以下
	6	砒素又はその化合物	○	○	○	○	○	0.3mg/L 以下
	7	シアン化合物	○				○	1mg/L 以下
	8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	○	○	○		○	0.003mg/L 以下
	9	トリクロロエチレン	○				○	0.1mg/L 以下
	10	テトラクロロエチレン	○				○	0.1mg/L 以下
	11	ジクロロメタン	○				○	0.2mg/L 以下
	12	四塩化炭素	○				○	0.02mg/L 以下
	13	1,2-ジクロロエタン	○				○	0.04mg/L 以下
	14	1,1-ジクロロエチレン	○				○	1mg/L 以下
	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	○				○	0.4mg/L 以下
	16	1,1,1-トリクロロエタン	○				○	3mg/L 以下
	17	1,1,2-トリクロロエタン	○				○	0.06mg/L 以下
	18	1,3-ジクロロプロペン	○				○	0.02mg/L 以下
	19	チウラム	○				○	0.06mg/L 以下
	20	シマジン	○				○	0.03mg/L 以下
	21	チオベンカルブ	○				○	0.2mg/L 以下
	22	ベンゼン	○				○	0.1mg/L 以下
	23	セレン又はその化合物	○	○	○	○	○	0.3mg/L 以下
24	1,4-ジオキサン	○	○	○			0.5mg/L 以下	
含有試験	25	pH	○				○	2.1~12.4
	26	含水量	○				○	おおむね 85% 以下
	27	熱しゃく減量	○	○			○	—
	28	ダイオキシン類	○	○	○		○	3ng-TEQ/g 以下

注 1) 検出方法

- ・溶出試験については環境省告示第 13 号に、含有試験は環境省水質保全局、底質調査方法、厚生省告示 192 号によること。
- ・燃え殻について熱しゃく減量が 10% 以下であること。
- ・水銀又はその化合物が不検出であったものについては、アルキル水銀化合物の分析試験を行わなくともよい。
- ・ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。判断基準については、試料 1g に付き 3ng 以下（または、試料 1L に付き 100pg 以下）であること。
- ・継続管理として、1 ヶ月に 1 回以上（ダイオキシン類は年 1 回以上）、排出事業者が行った分析検査結果を入手し確認する。ただし、排出事業者は知事が認めた場合には、分析項目の一部を省略し、または実施頻度を減らすことができる。
- ・3 ヶ月に 1 回以上（ダイオキシン類は年 1 回以上）、当社は分析検査を行う。ただし、当該分析検査は、排出事業者の分析検査結果を入手し、これを確認することに替える。

2) 発生工程、使用原料等から上記廃棄物以外に、有毒物質が含まれている産業廃棄物については追加して行う。

3) 汚染土壌については、表 2-3-6.6 に示す第二溶出基準に適合したものを受け入れる。

(4) 搬入車両台数及び搬入ルート

搬入ルートは図 2-3-6.5 に示すとおりであり、搬入ルート、車両台数及び運行時間は、既存事業での受け入れ状況と同様である。

主要地方道大多喜君津線-市原市道 85 号線（総重量 30 t 以下）・君津市道（総重量 20 t 以下）を使用するルートは、1 日の搬入台数を 50 台（往復 100 台）以下とする。

林道戸面蔵玉線を経て、林道大福山線を使用するルート（総重量 20t 以下）は、1 日の搬入台数を 50 台（往復 100 台）以下とする。また、林道坂畑線（総重量 14t 以下）は両ルートの退出路として 1 日最大 50 台走行する。

運行時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。林道区間は幅員が狭く、大型車両のすれ違いができないことから、市道及び林道入口、中間点、処分場出入口に誘導員を配し、適切な交通処理を行うと共に安全運行を徹底指導する。

(5) 埋立工法

第Ⅳ期増設事業での埋立構造は、図 2-3-6.4 に示すように浸出水や埋立ガスの性状の良質化の観点から、既存施設と同様、浸出水集排水管（通気管）が大気開放されている準好気性埋立構造とする。

なお、埋立は、図 2-3-6.6 に示すように、埋立廃棄物を土堰堤、中間覆土及び最終覆土で覆うサンドイッチ工法により仕上げるものとする。廃棄物の飛散防止、悪臭及びハエ、ネズミ等の発生防止のため、必要に応じ即日覆土を行う。

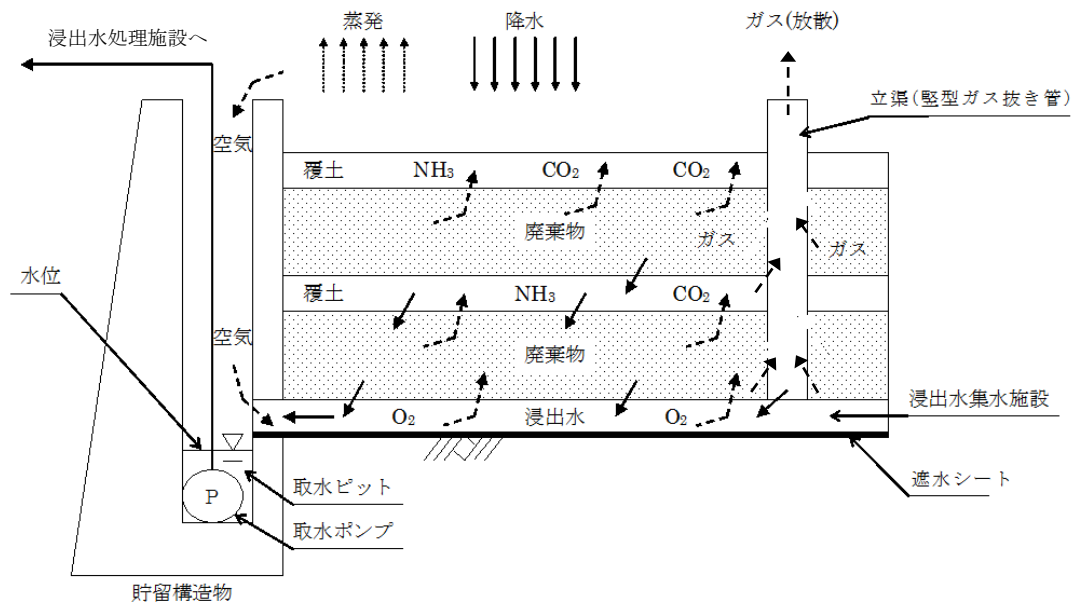


図 2-3-6.4 準好気性埋立構造

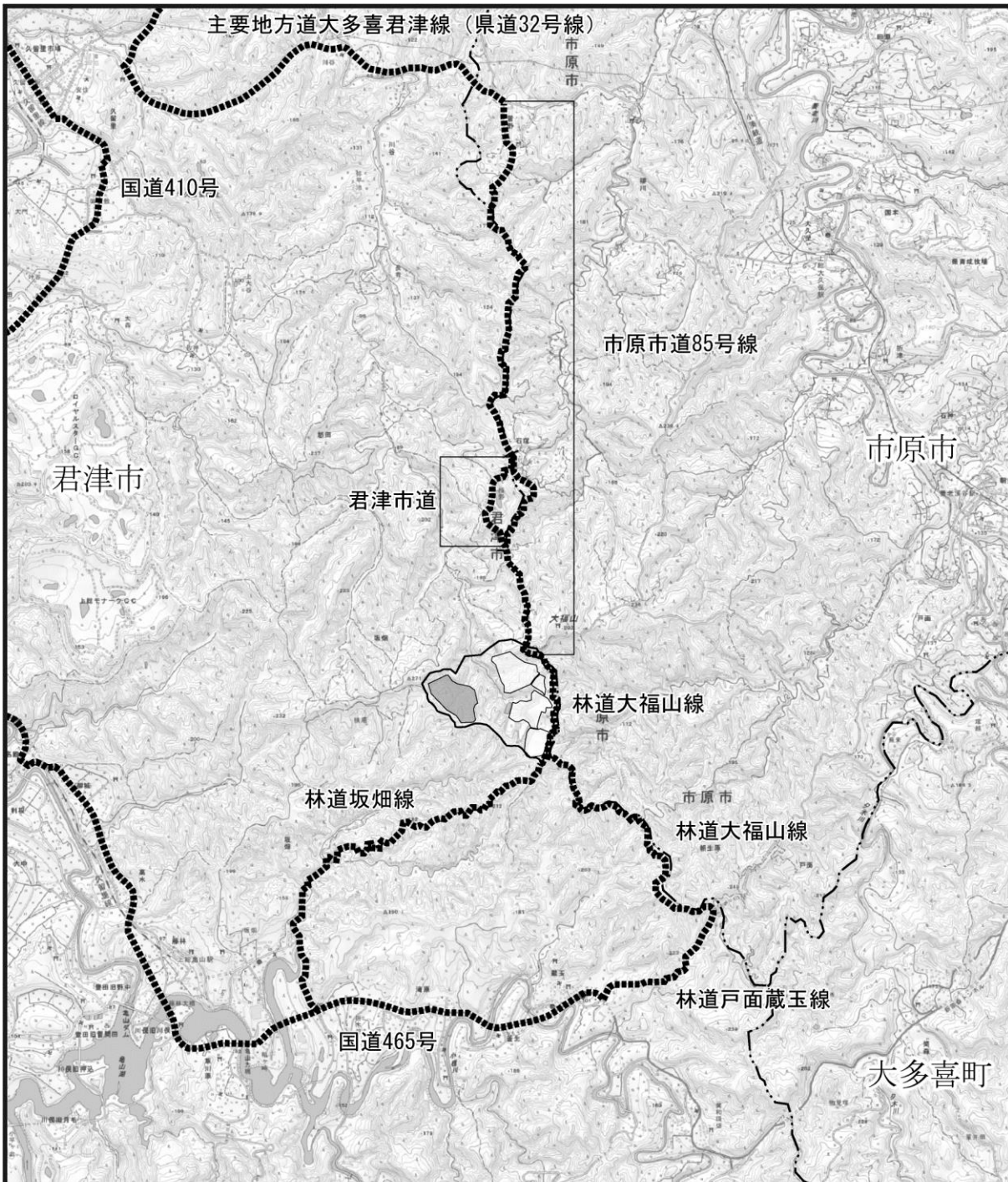


図 2-3-6.5 搬入車両の走行ルート位置図

凡 例

■■■■■ 廃棄物搬入車両走行ルート



対象事業実施区域

■ 増設埋立地

□ 既設埋立地

1:50,000



0 1 2km

(6) 埋立作業

ア. 土堰堤

埋立法面は、図 2-3-6.6 に示すように埋立の進捗に応じ、土堰堤を築造し段階的に施工する。また、土堰堤内側については、法面及び底面に二重遮水シートを敷設する廃棄物を覆う構造とし、保有水の外部への滲出を防止する。

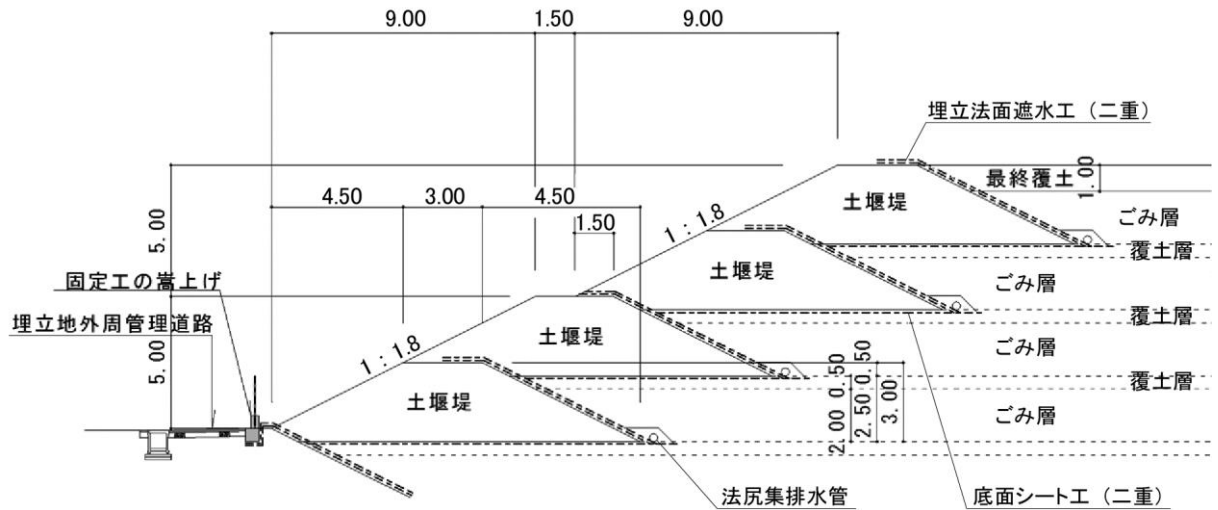


図 2-3-6.6 埋立法面

イ. 覆土

中間覆土：廃棄物厚 2.0m 毎に、覆土厚 0.5m とする。

最終覆土：埋立終了後覆土厚 1.0m 以上とする。

覆土材：中間覆土材は汚染土壌又は仮置きした掘削土を使用し、最終覆土材は掘削土を使用する。

(7) 覆土への汚染土壌使用時の留意点

受入れる汚染土壌は、第二溶出基準以下の第一種、第二種、第三種特定有害物質を含む汚染土壌とする。また、搬入された汚染土壌は埋立地内に仮置きし、中間覆土材として使用する。

汚染土壌等に関する基準値は、表 2-3-6.6 に示すとおりである。

表 2-3-6.6 汚染土壌等に関する基準値

項目	土壌汚染対策法					【参考】 廃棄物処理法
	分類	地下水基準 mg/L	指定基準		第二溶出量 基準	埋立処分 判定基準
			含有量試験 mg/kg	溶出試験 mg/L	溶出試験 mg/L	溶出試験 mg/L
クロロエチレン	第一種 (揮発性有機化合物)	0.002以下	—	0.002以下	0.02以下	—
四塩化炭素		0.002以下	—	0.002以下	0.02以下	0.02以下
1,2-ジクロロエタン		0.004以下	—	0.004以下	0.04以下	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン		0.1以下	—	0.1以下	1以下	1以下
1,2-ジクロロエチレン		0.04以下	—	0.04以下	0.4以下	—
1,3-ジクロロプロペン		0.002以下	—	0.002以下	0.02以下	0.02以下
ジクロロメタン		0.02以下	—	0.02以下	0.2以下	0.2以下
テトラクロロエチレン		0.01以下	—	0.01以下	0.1以下	0.1以下
1,1,1-トリクロロエタン		1以下	—	1以下	3以下	3以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006以下	—	0.006以下	0.06以下	0.06以下
トリクロロエチレン		0.01以下	—	0.01以下	0.1以下	0.1以下
ベンゼン		0.01以下	—	0.01以下	0.1以下	0.1以下
カドミウム及びその化合物		第二種 (重金属等)	0.003以下	45以下	0.003以下	0.09以下
六価クロム化合物	0.05以下		250以下	0.05以下	1.5以下	1.5以下
シアン化合物	不検出		遊離シアン 50以下	不検出	1以下	1以下
水銀及びその化合物 (アルキル水銀)	0.0005以下 不検出		15以下 —	0.0005以下 不検出	0.005以下 不検出	0.005以下 不検出
セレン及びその化合物	0.01以下		150以下	0.01以下	0.3以下	0.3以下
鉛及びその化合物	0.01以下		150以下	0.01以下	0.3以下	0.3以下
砒素及びその化合物	0.01以下		150以下	0.01以下	0.3以下	0.3以下
ふっ素及びその化合物	0.8以下		4000以下	0.8以下	24以下	—
ほう素及びその化合物	1以下		4000以下	1以下	30以下	—
シマジン	0.003以下		—	0.003以下	0.03以下	0.03以下
チオベンカルブ	0.02以下	—	0.02以下	0.2以下	0.2以下	
チウラム	0.006以下	—	0.006以下	0.06以下	0.06以下	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出	—	不検出	0.003以下	0.003以下	
有機りん化合物	不検出	—	不検出	1	1以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	0.4以下	
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	0.5以下	
ダイオキシン類(含有量試験)	—	—	—	—	3ng-TEQ/g以下	

【土壌汚染対策法】

注1) 分類は、土壌汚染対策法における特定有害物質の種別を示す。

2) 地下水基準は、汚染範囲確定のための調査の判定基準及び地下水汚染の判定基準

3) 土壌溶出量基準は、地下水経由の観点からの指定基準

4) 土壌含有量基準は、直接摂取の観点からの指定基準

【廃棄物処理法】

5) 埋立処分する廃棄物の種類は、汚泥・燃え殻・ばいじん・鉱さい及びこれらを処分するために処理したもの(13号廃棄物)をいう。

(8) 最終埋立形状

埋立後の最終断面形状は、図 2-3-6.7 に示すとおりである。

(9) 埋立機械

使用する埋立機械は、増設後も現在と同じ機械、台数を踏まえて計画する。なお、使用する埋立機械はすべて排出ガス対策型、超低騒音型の機種である。

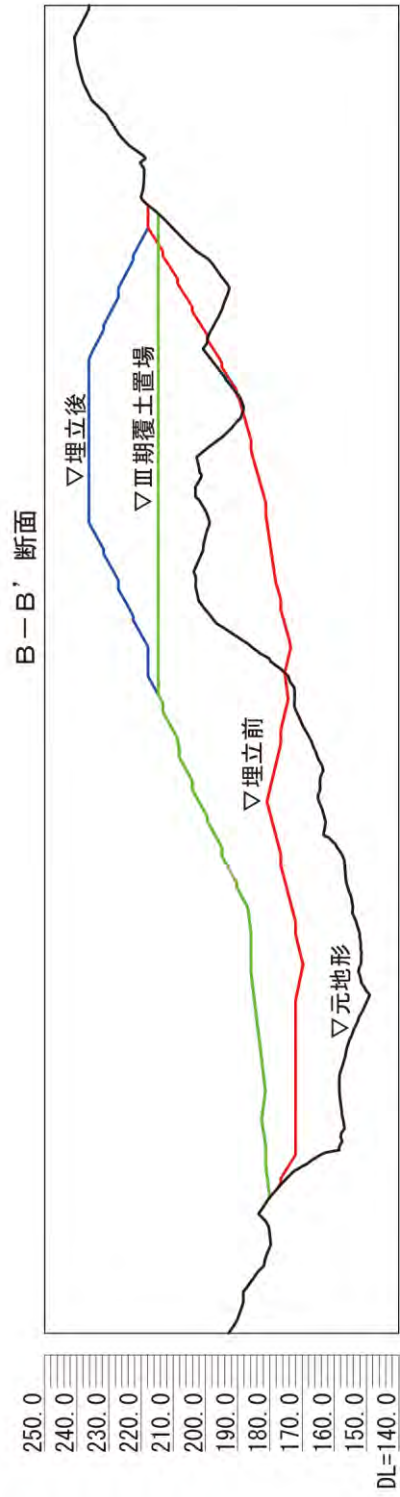
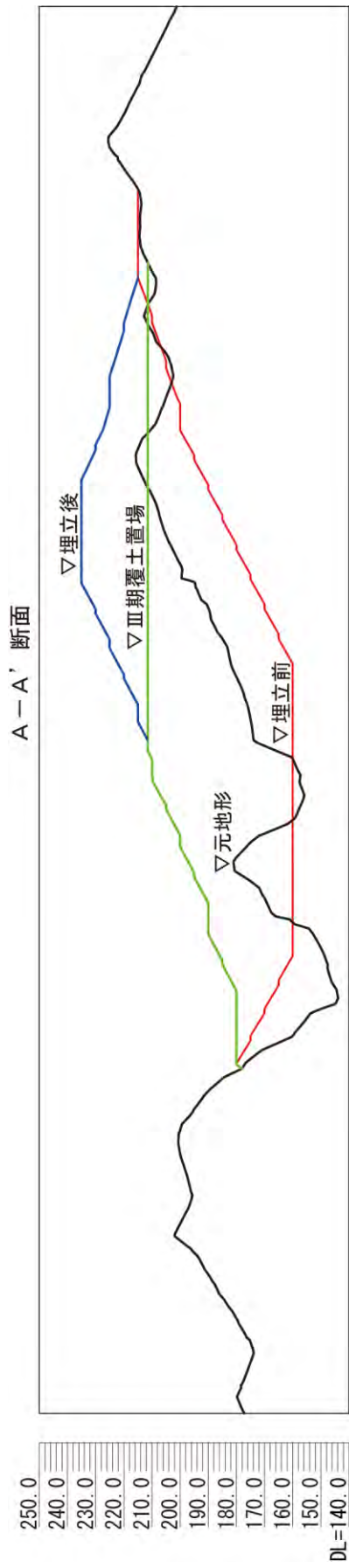


図 2-3-6.7 (1) 埋立地標準断面図

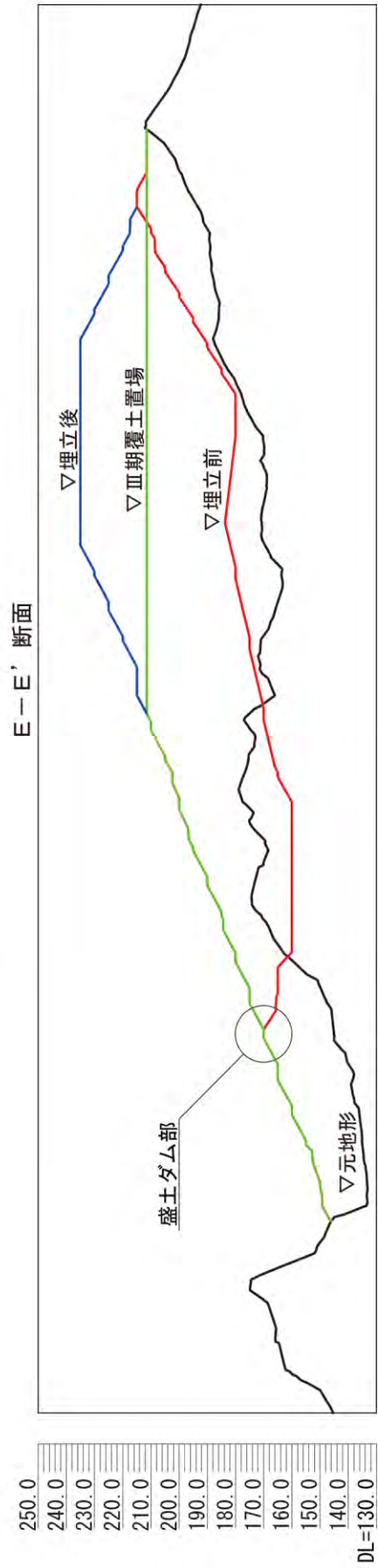
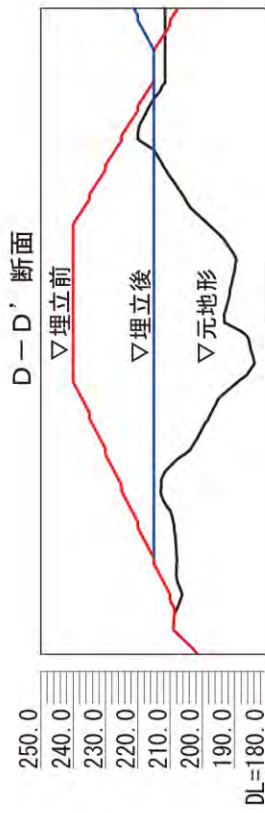
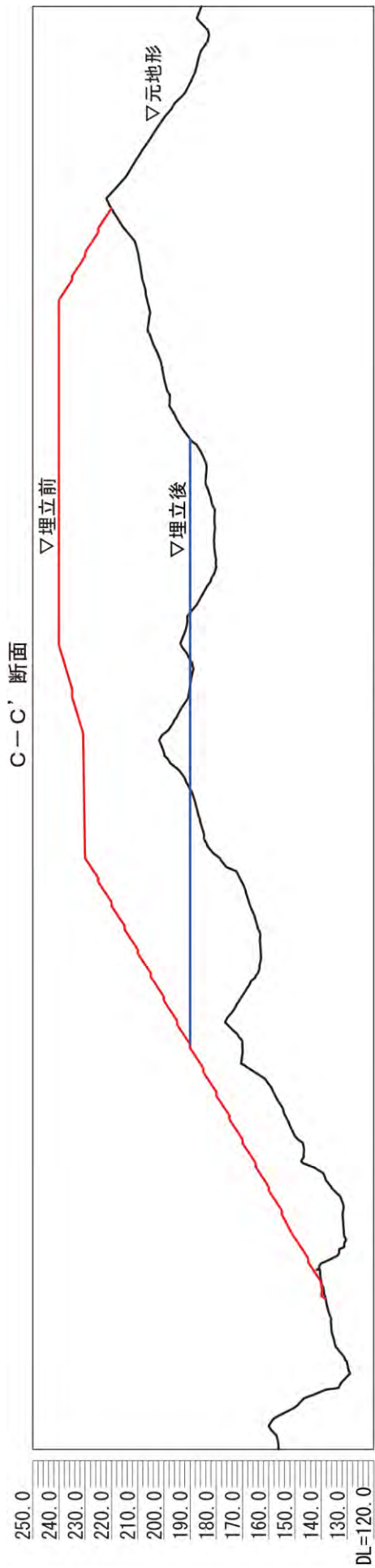


図 2-3-6.7(2) 埋立地標準断面図

4. 施設計画

(1) 埋立地造成計画

新設する第Ⅳ埋立地は、Ⅲ期覆土置場にある掘削土（覆土材）の撤去後、地山を掘削し埋立地の器を造成する。器の形状は、第Ⅲ埋立地造成時に採用した底面勾配、埋立地法面勾配及び埋立地外法面の設定を基本とする。

ア. 埋立地の底面勾配

第Ⅳ埋立地の底面勾配は、「廃棄物最終処分場性能指針」（平成12年12月28日 生衛発第1903号、一部改正 平成14年11月15日 環廃対第726号）（以下、「性能指針」という。）及び「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010改訂版」（平成30年10月26日 公益社団法人 全国都市清掃会議）を参考とし、埋立地低地面積を考慮した上で設定する。

イ. 法面勾配

(ア) 埋立地法面

埋立地の土質は、地質調査によると大部分が細粒～中粒砂岩で、砂質泥岩や泥岩を10%から20%の割合で挟在している。

埋立地（埋立前）の法面勾配は、盛土法面については1:1.5とする。地震時の法面の安定を考慮し、必要に応じて補強盛土とする。切土法面については、原則盛土法面と同様の1:1.5を採用する。また、長大法面については法面安定計算を行いその安全性を確認する。

(イ) 埋立地外法面

埋立地外の切土法面勾配は、1:0.6～1:0.8とする。1:0.6の切土法面は法面保護として吹付法枠（フリーフレーム）を施し、1:0.8の切土法面と同様、法面緑化（厚層基材吹付）を行う。

埋立地外の盛土法面勾配は30度以下（1:1.8）とする。また、長大法面については法面安定計算を行いその安全性を確認する。

管理用道路部の一部に生じる盛土法面は擁壁構造（補強土壁）とする。

(2) 貯留構造物

ア. 貯留構造物の目的と機能

貯留構造物は、埋め立てられた廃棄物を安全に貯留するという、最終処分場の安全性と信頼性を確保する重要な機能を持った施設の一つであり、以下のような基本的な機能を具備することが求められる。

① 廃棄物の貯留機能

貯留構造物の自重、廃棄物圧、水圧、地震力などの荷重に対して計画埋立量の廃棄物などを安全に貯留する。

②浸出水の集水、取水機能

埋立地内を浸透してきた保有水を埋立地底面に設置した集水設備で集水し、埋立地外に設けられた取水施設で取水をする。

③洪水調節機能

埋立地外周の排水路が計画規模を超える降雨により溢水して、埋立地内に表流水等が流入するような場合には、埋立地の構造が一時的に洪水調節を行い、下流水路へ影響が及ばないようにできる。

イ. 構造形式の選定

第Ⅳ期増設事業のような谷沢型処分場の貯留堰堤の構造形式としては、一般的に重力式コンクリートダム、盛土ダム、コンクリート擁壁の3タイプがあげられる。

第Ⅳ埋立地は、既設のⅢ期覆土置場を改修して新設する。既設の覆土置場の堰堤は盛土ダム構造となっており、第Ⅳ埋立地では以下に示す理由から既設の盛土ダムを活用するものとする。

①第Ⅳ埋立地の形状、規模はⅢ期覆土置場と同程度である。

②廃棄物の重量は覆土置場内の掘削土より軽いため、既設の盛土ダムを貯留堰堤として活用しても問題がないと考える。

(3) 遮水工

ア. 基準省令による遮水工構造

埋立地の遮水工については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号、最終改正平成23年1月28日環境省令第1号）（以下、「基準省令」という。）により構造等が規定されており、その内容は後述のとおりである。

基準省令における遮水工の規定

d) 遮水工が不必要な地盤条件（基準省令第1条第1項第5号イ）

厚さが5m以上、かつ透水係数が 100nm/s ($1 \times 10^{-5}\text{cm/s}$) 以下である連続した地層であること。
また、表面遮水工の構造としては、次の3種類または同等以上のものと規定されている。

e) 表面遮水工の構造（基準省令第1条第1項第5号イ（1））

- ①透水係数が 10nm/s ($1 \times 10^{-6}\text{cm/s}$) 以下で厚さ50cm以上の粘土などの表面に遮水シートが敷設されたもの。
- ②透水係数が 1nm/s ($1 \times 10^{-7}\text{cm/s}$) 以下で厚さ5cm以上の水密アスファルトコンクリートなどの表面に遮水シートが敷設されたもの。
- ③不織布などの表面に二重の遮水シートが敷設されたもの。二重遮水シートの間には、上下の遮水シートが同時に損傷しないように不織布などが敷設されたもの。
- ④（例外規定）法面勾配が50%以上で、浸出水の貯水のおそれのない法面部にあっては、モルタル吹付などに、遮水シートまたはゴムアスファルトを敷設した構造でもよい。

f) 表面遮水工の保護規定

- ⑤日射による劣化のおそれのある場所の遮水シート表面には、遮水シートの劣化防止のため不織布などを敷設すること。（基準省令第1条第1項第5号イ（3））
- ⑥作業前には砂などの保護土で覆うこと。（基準省令第1条第2項第8号）

g) 鉛直遮水工の構造（基準省令第1条第1項第5号ロ）

埋立地の地下全面に不透水性地層がある場合は、下記の鉛直遮水工が認められる。

- ⑦薬剤等の注入により、不透水性地層までの地盤のルジオン値が1以下に固化されたもの。
- ⑧厚さ50cm以上、透水係数 10nm/s ($1 \times 10^{-6}\text{cm/s}$) 以下の連続壁が不透水性地層まで設けられたもの。
- ⑨鋼矢板が不透水性地層まで設けられたもの。
- ⑩または、表面遮水工

出典「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版」(平成 30 年 10 月 26 日 公益社団法人 全国都市清掃会議)

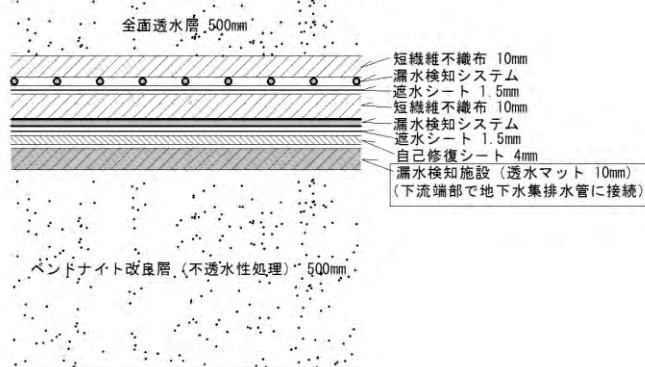
イ. 遮水構造

遮水構造は、第Ⅲ埋立地に採用した構造を踏襲する（図 2-3-6.8 参照）。

- ・埋立地の最下層である基礎地盤には、厚さ 50 cm のベントナイト改良層による遮水層（透水係数 10nm/s 以下）を設ける。
- ・自己修復シート（厚さ 4 mm）を敷設し、押抜き等による漏水を高分子ポリマーにより修復させる。
- ・遮水シートは 2 重シートとする。
- ・漏水検知システムを施工する。なお、同システムは斜面部にも施工する。
- ・底面部遮水シート敷設後、現地掘削土により厚さ 50 cm のシート保護層を形成する。

底面部の遮水構造

上面の遮水シートを挟んで漏水検知システム（線電極；相互に直交）を設置
※ 短繊維不織布10mmは、目付1000g/m²以上のものを使用する。



斜面部の遮水構造

上面の遮水シートを挟んで漏水検知システム（線電極；相互に直交）を設置
※ 短繊維不織布10mmは、目付1000g/m²以上のものを使用する。

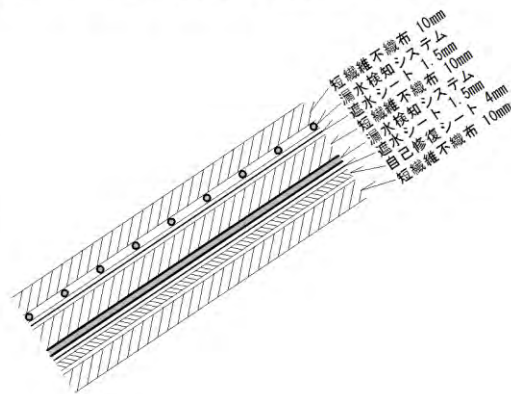


図 2-3-6.8 遮水構造図

ウ. 保有水の漏水を検知する方法及び検知した場合の対策

保有水の漏水を検知する方法及び保有水が地下水に漏水した場合に影響が処分場敷地外に及ばないようにする対策は、表 2-3-6.7 に示すとおりである。

表 2-3-6.7 保有水の漏水を検知する方法及び検知した場合の対策

保有水の漏水を検知する方法	1. 漏水検知システムによる漏水監視	2. 地下水集水槽での水質チェック	3. モニタリング井戸での水質チェック
漏水を検知した場合の対応	①漏水検知システムにより、漏水を検知した場所を特定する。 (電極間隔：4m、測定精度：2m)	①原因を調査する。	①原因を調査する。
	②漏水を検知した場所を確認し、廃棄物を掘り起こす。	②漏水検知システムの作動状況を確認し、1 欄の①から④の手順で対処する。	②漏水検知システムの作動状況を確認し、1 欄の①から④の手順で対処する。
	③シート付近は、慎重に掘削し、シート破損箇所を露出させる。	③漏水検知システムにより、漏水を検知しない場合は、漏水検知システム敷設箇所以外の漏水を調査、確認する。	③漏水検知システムにより、漏水を検知しない場合は、漏水検知システム敷設箇所以外の漏水を調査、確認する。
	④破損箇所を修復する。	④漏水箇所を特定した場合、その箇所を補修する。	④漏水箇所を特定した場合、その箇所を補修する。

埋立地からの保有水の漏水対策としては、以下に示す三重のモニタリングシステムを整備する。

- ①埋立地底面部及び法面部には「イ. 遮水構造」に示した遮水工を敷設する。
- ②遮水工下部には地下水集排水管網を設置する。
- ③埋立地周辺の地下水質を観測するモニタリング井戸を設置する。

埋立地底面部及び法面部に敷設された遮水工には、遮水シートの破損による保有水の漏水を検知する漏水検知システムを整備する。埋立の進捗ともなって築造される土堰堤内側には二重の遮水シートを敷設する（土堰堤部は漏水検知システム未敷設）。

埋立地底部及び法面部の遮水シートの破損による保有水の漏水は漏水検知システムにより検知し、漏水の有無を確認できる。

万が一遮水工の損傷により漏水が生じた場合は、保有水は遮水工下部に敷設された地下水集排水管網に達し、地下水集水槽に流入する。地下水集水槽に流入した地下水の水質をモニタリングすることにより、保有水の漏水の有無を確認できる。

さらに、漏水検知システム及び地下水集排水管網をくぐりぬけて保有水が漏水した場合は、モニタリング井戸の水質の観測により漏水の有無を確認できる。

漏水検知システムが検知しない保有水の漏水等の異常があると判断された場合は、「千葉県における最終処分場の安定操業に関する手順書」（平成 27 年 3 月 最終処分場の安定操業に関する検討委員会）を参考に以下の調査を行う。

①土堰堤からの漏水確認

土堰堤からの保有水の漏水は、築造される各土堰堤法面下部の土壌を土壌ダイレクト電気伝導度計を用いて伝導度を一定の間隔で測定し、その測定値により流出痕を調査して保有水の流出経路を調査することで特定する。

②地下水集水槽や浸出水調整槽等構造物からの漏水確認

地下水集水槽や浸出水調整槽等構造物からの漏水は、モニタリング井戸の水質分析結果を用いた「ヘキサダイアグラム」手法による解析、及び地下水集水槽や浸出水調整槽等構造物の漏水調査等を行って特定する。

その特定箇所の漏水対策を講ずるまでの間、地下水を地下水集水槽から浸出水集水槽を經由して浸出水調整槽に送水するなど、影響が処分場敷地外に可能な限り及ばないように対策を講ずる。

第Ⅳ期増設事業では、保有水の埋立地上部から下部への移動を強化するために第Ⅲ埋立地で採用した排水砂利設備（砕石柱（砂利）設備）を継承し、保有水の漏水を防ぐ対策の基本である埋立地に保有水を貯留しない施設を計画している。

（４）覆土置場造成計画

新設するⅣ期覆土置場の設置場所は、対象事業実施区域内における未利用地とする。

Ⅳ期覆土置場は、地震時における法面の安定を考慮した設計とする。このため、法面勾配を1:1.8とし、必要に応じてジオテキスタイルによる補強土工法を採用する。

また、Ⅳ期覆土置場の覆土材は、第Ⅳ埋立地の埋め立て期間中は埋立地の土堰堤等に利用し、埋め立て終了後は森林に造成する。

（５）道路計画

場内の道路は「管理用道路」、「埋立地内道路」の２種類に分けることができ、それぞれの機能、整備計画は以下のとおりである。

ア．管理用道路

管理用道路は、廃棄物の搬入、覆土の搬入、最終処分場の諸施設の日常管理、保守・点検ならびに防火・安全管理、さらに材料搬出入等の目的で設置する。第Ⅳ埋立地外周に設置し、防災調整池や覆土置場への連絡機能も併せ持たせる。

イ．埋立地内道路

埋立地内道路は、埋立地に廃棄物及び覆土を運搬するための作業用道路である。ルートについては、埋立計画より下流側から埋め立てることから、管理用道路からスムーズに最終処分場下流に降りられるよう配置する。

(6) 搬入管理設備

既存施設には搬入される廃棄物の量等を把握するため、以下の搬入管理設備が設けられており、増設後もこの設備を利用する。

○計量設備

廃棄物の計量は、既存の廃棄物計量器（トラックスケール、秤量：50 t 以下）を継続して使用する。

○点検台及び監視カメラ

トラックスケールには点検台が設置してあり、搬入廃棄物の荷姿を監視する。また、場内に監視カメラを設置して管理棟内モニターで搬入車両を監視しており、この監視を継続する。

(7) 雨水排水計画

ア. 雨水集排水施設の目的と機能

最終処分場の雨水集排水施設の目的は、埋立地内の廃棄物と雨水との隔離である。雨水集排水施設は、埋立地内への雨水の流入を防止することにより浸出水の削減を図り、浸出水処理施設及び遮水工の負担を軽減する役割を有するものである。

イ. 雨水集排水施設の構成と種類

第IV期増設事業における雨水集排水施設は、雨水排除による浸出水量の削減及び最終処分場としての雨水排水系統の整備という両面から図 2-3-6.9 に示す施設を整備する。

また、周辺部集排水路は、埋立開始時は埋立地周辺の雨水や埋立地内小段排水の雨水を、埋立完了後は埋立跡地の表流水も併せて流下させる。

第IV期増設事業の雨水、地下水、浸出水を含めた集排水施設全体の流れを図 2-3-6.10 に示す。

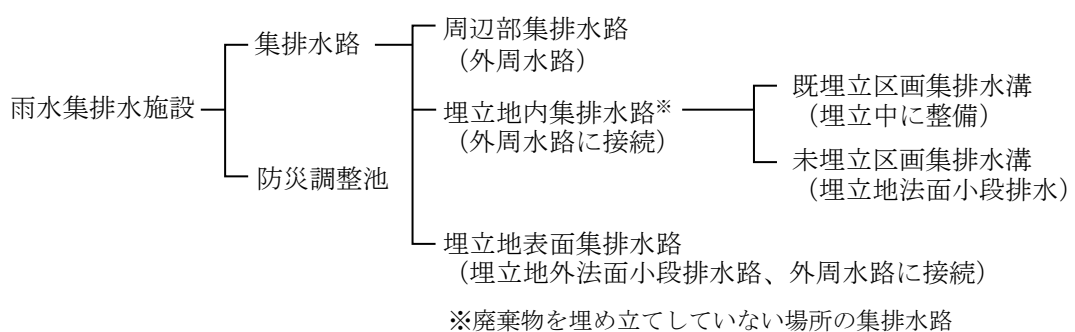
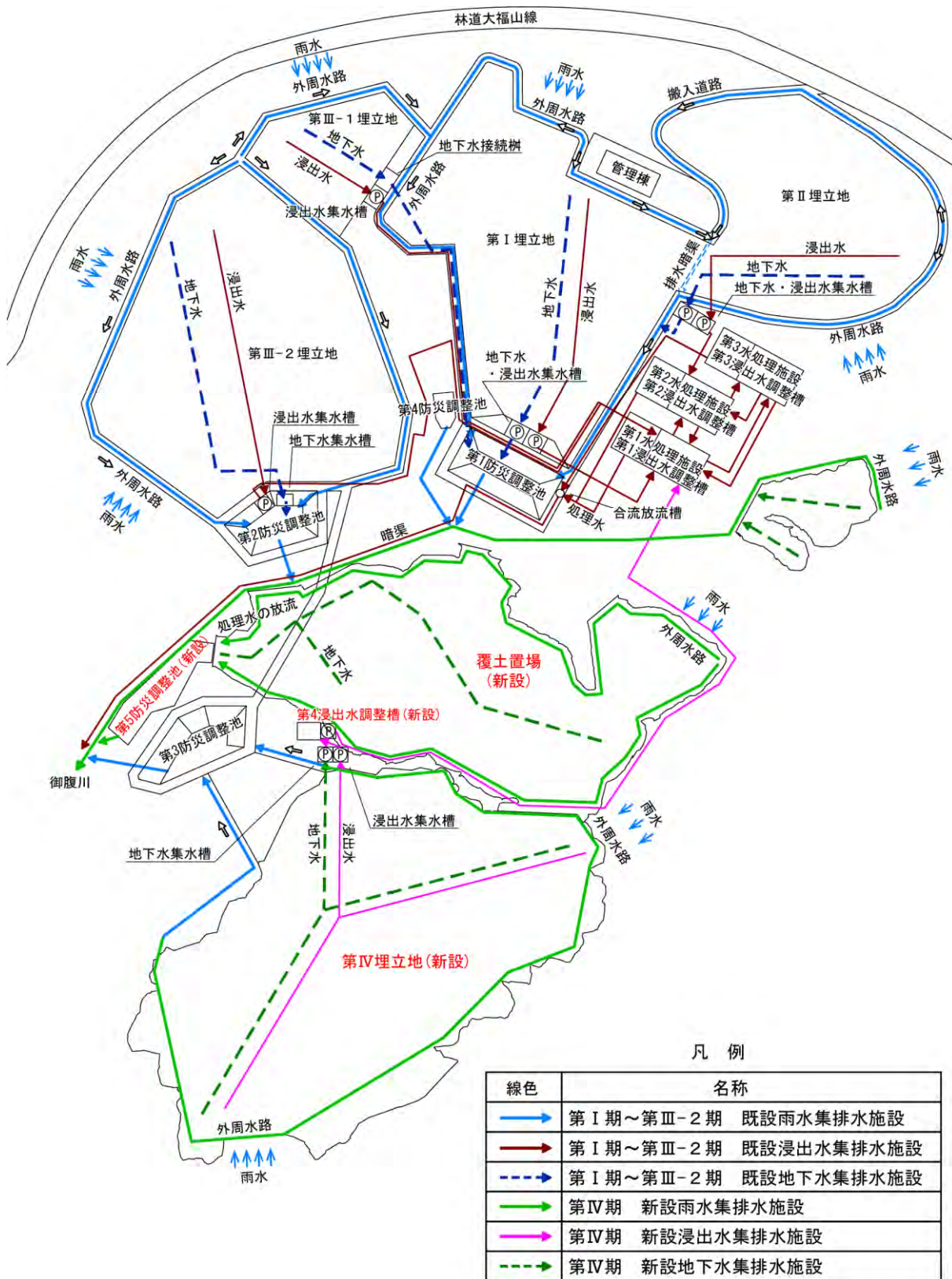


図 2-3-6.9 雨水集排水施設



凡 例

線色	名称
→ (Blue)	第Ⅰ期～第Ⅲ-Ⅱ期 既設雨水集排水施設
→ (Red)	第Ⅰ期～第Ⅲ-Ⅱ期 既設浸出水集排水施設
→ (Dashed Blue)	第Ⅰ期～第Ⅲ-Ⅱ期 既設地下水集排水施設
→ (Green)	第Ⅳ期 新設雨水集排水施設
→ (Pink)	第Ⅳ期 新設浸出水集排水施設
→ (Dashed Green)	第Ⅳ期 新設地下水集排水施設

図 2-3-6.10 雨水、地下水及び浸出水の流れの概略図

(8) 地下水集排水施設

ア. 地下水集排水施設の目的と機能

表面遮水工を設置した埋立地では、遮水工下部の地下水や湧水の排除を適切に行わないと地下水や湧水あるいは土中で発生する土壌ガスなどによって揚圧力が働いて遮水工を破損することがある。また、埋立地周辺の地下水位が上昇すると、埋立地の地質・土質によっては、地山がゆるみ、崩落やすべりを誘発する原因ともなるため、地下水などを速やかに排除するための施設として、地下水集排水施設を設置する。施設の計画に当たっては、地下水が埋立地の底部に滞留しない設計とする。

イ. 地下水集排水管の配置計画

地下水集排水施設の管径は、「道路土工 排水工指針」(社)日本道路協会)において「内径 100 mm以下の管は、中に土砂が詰まりやすいので使用しない方がよい」とされていることから、本埋立処分地の場合も管径は 150 mmとする。

排水管の間隔は、枝線の間隔 10mを目途に、遮水工に働く揚圧力を効果的に低減できるように決定する。

ウ. 地下水排水経路

遮水工下部の地下水や湧水は、埋立地の底面部及び法面部に設置する地下水集排水管により地下水集水槽に集め、ポンプアップにより第3防災調整池に排水する。

防災調整池に流入した地下水は雨水とともに、下流の御腹川へ放流する。

(9) 浸出水集排水施設

ア. 浸出水集排水施設の目的と機能

浸出水集排水施設は、埋立層内に浸入した雨水や浸出水を速やかに浸出水処理施設に送るために設けるものであり、施設の計画に当たっては、埋立地の底部に浸出水が貯留されない設計とする。

イ. 浸出水集排水管の配置

(ア) 底部集排水管

底部集排水管は、廃棄物の透水係数、遮水シート保護層の透水係数、埋立地の地形、規模のほか、準好気性埋立構造の埋立地では、浸出水集排水施設が空気供給の機能も果たすことを考慮して、配置を定める。第IV期増設事業においては、埋立施設の形状から幹線は直線形とし、枝線の配置は、法令、通達などにより10m～20m程度が示されていることから、10mを基本として配置する。管径は300mmとする。また、幹線の管径は排水能力としては600mmで十分であるが、1,000mmとし、適宜管理縦坑を設置して、人が直接管理できる構造とする。

(イ) 法面集排水管

法面集排水管は、法面に係る集排水機能を確保するために設置する。水平方向は、土堰堤背面の法尻や埋立の進捗に伴う小段部に設置し、縦型集排水管と同程度の間隔で配置する法面上下方向の排水管に接続する。管径は 200 mm とする。

(ウ) 縦型集排水管

縦型集排水管は、埋立作業に支障のない距離（約 45m 間隔）で、排水専用として縦型ガス抜き管と別途設置するものとし、管径は 400 mm とする。

(10) 浸出水処理施設

第IV埋立地から発生する浸出水は、既存の浸出水処理施設によって処理を行うが、施設を安定的に稼働させるため、浸出水処理施設の前段に浸出水調整槽を新たに設置する。

ア. 浸出水調整槽

第IV期増設事業において、対象事業実施区域内の埋立面積の増加に伴い、浸出水量が増加するが、浸出水調整槽の容量を表 2-3-6.8 に示すとおり増加させて対応することとし、浸出水処理施設は同表に示すとおり既設 3 施設（処理能力 800 m³/日）を使用する。

浸出水調整槽の規模は、「廃棄物最終処分場設備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版」（以下、「設計要領」という。）を参考に設定する。浸出水処理施設規模の検討方法は表 2-3-6.9 に示す方法とし、浸出水処理施設の処理能力を現行の 800 m³/日とした場合、最大浸出水調整容量は約 52,000 m³となる。

第IV期増設事業では、既設の浸出水調整容量（45,000 m³）に加え、第 4 浸出水調整槽（20,000 m³）を新設することで、必要な最大浸出水調整容量を満たす 65,000 m³とする計画である。

表 2-3-6.8 浸出水処理施設の規模及び浸出水調整槽容量

浸出水処理施設	処理能力	調整槽	調整容量	合計容量
第 1 水処理施設 第 2 水処理施設 第 3 水処理施設	800 m ³ /日	第 1 浸出水調整槽（既設）	10,000 m ³	65,000 m ³
		第 2 浸出水調整槽（既設）	20,000 m ³	
		第 3 浸出水調整槽（既設）	15,000 m ³	
		第 4 浸出水調整槽（新設）	20,000 m ³	

表 2-3-6.9 浸出水処理施設規模の検討方法

検討項目	検討方法
施設規模決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・計画流入水量（処理能力）と浸出水調整施設規模は相互に関連するため同時に検討する。 ・単年の水収支計算を行って決定する。 ・水収支計算は、年間降水量が最大となる1年間の降水量（以下、「最大年」という。）及び最大月間降水量が発生した年（以下、「最大月間降水年」という。）の両方で計算し、最大調整容量が大きくなる条件で検討する。 ・最大浸出水調整容量は、調整容量出し入れ計算により決定する。 ・12月末日に浸出水調整容量が残存している場合は、同じ日降水時系列を用いて連続検討を実施し、最大調整容量を求める。
対象降水量	<p>対象降水量は、「設計要領」に基づき、対象事業実施区域近傍の坂畑観測所のデータを用い、埋立期間と同じ年数のデータ（平成元年～令和5年までの35年間のデータ）から、「最大年」及び「最大月間降水年」のデータを抽出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「最大年」：平成元年（2,891mm/年） ・「最大月間降水年」：平成16年（795mm/月）
浸出水量計算	<p>埋立地における水収支モデルの合理式により、「最大年」及び「最大月間降水年」の日降水量時系列から日浸出水量時系列を算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立地における水収支モデルの合理式 $Q = 1/1000 \times I \times (C \times A)$ <p> Q …… 浸出水量 (m³) I …… 降水量 (mm) C …… 浸出水係数 A …… 面積 (m²) </p>

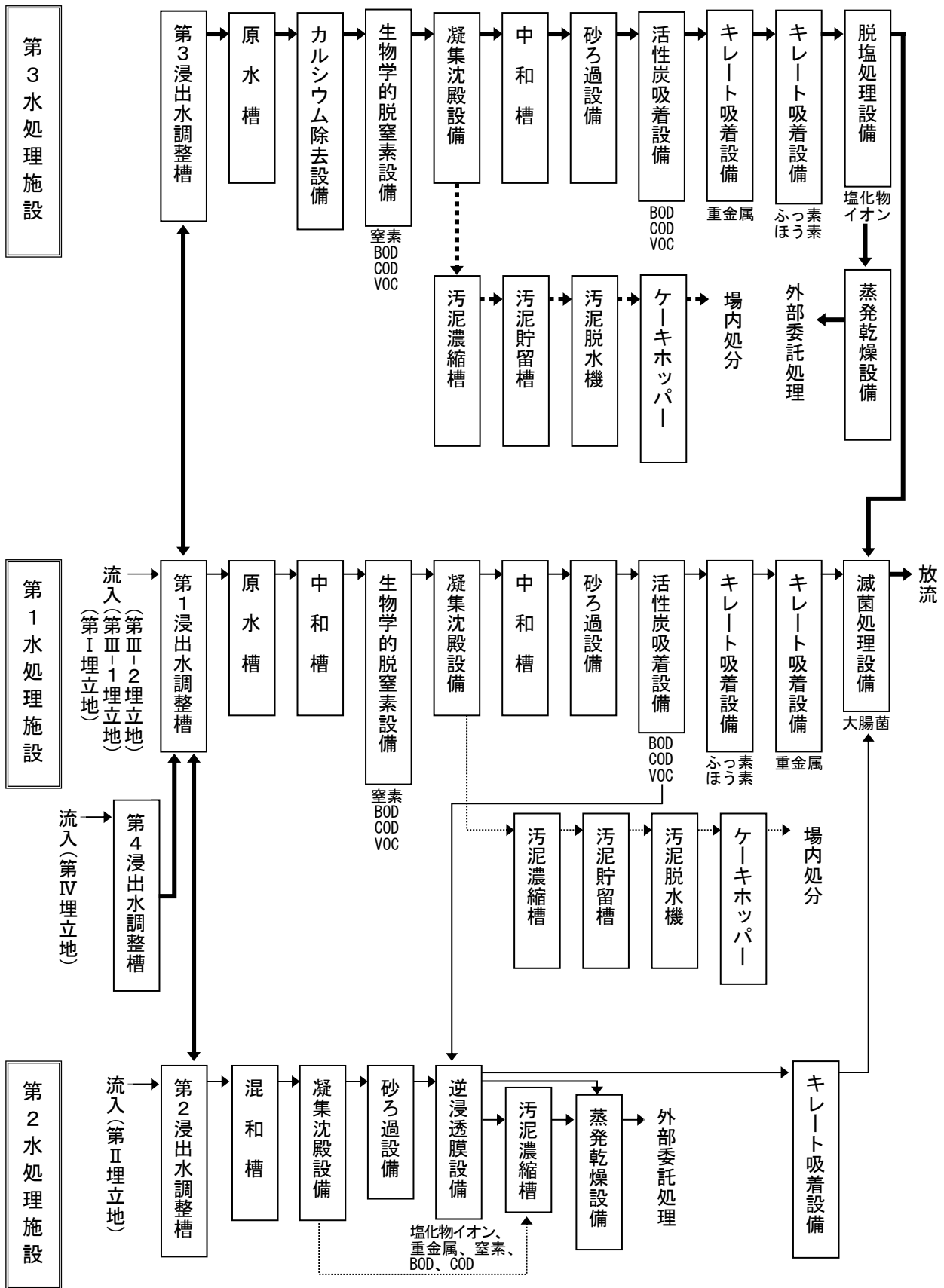
注1) 埋立中の浸出水係数は、埋立中である第IV及び第III-2埋立地については、「設計要領」に基づき、浸出水係数を0.75とする。また、改善工事中の第I埋立地については、実績に基づき、浸出水係数を0.30とする。さらに、埋立が終了している第II、第III-1埋立地については、キャッピングによる雨水浸透の抑制を考慮し、浸出水係数を0.10とする。

注2) 面積については、埋立中の集水面積が最も大きくなる条件とし、第IV及び第III-2埋立地の開口面積が最大となる条件とする。

イ. 浸出水処理の基本フロー

浸出水処理の基本フローは、図 2-3-6.11 に示すとおりであり、第IV埋立地の浸出水の処理は新設する第4浸出水調整槽を経て既存の水処理施設にて行う。

浸出水の処理にあたっては、第3水処理施設を主に使用し、大雨時等浸出水量が多い時などは必要に応じて第1水処理施設、第2水処理施設の順で使用する。



注) 図中の太い線の矢印はメインの排水処理システムを示す。

図 2-3-6.11 浸出水処理の基本フロー

ウ. 計画水質

浸出水処理施設における計画排水水質は、表 2-3-6. 10 に示すとおりである。

表2-3-6. 10 計画排水水質

項目		単位	計画排水水質
生活環境項目	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	3.1
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	20
	浮遊物質 (SS)	mg/L	20
	全窒素 (T-N)	mg/L	19
	全リン (T-P)	mg/L	16
重金属等有害物質	カドミウム	mg/L	0.005
	鉛	mg/L	0.01
	六価クロム	mg/L	0.05
	シアン化合物	mg/L	不検出
	砒素	mg/L	0.01
	総水銀	mg/L	0.0005
	セレン	mg/L	0.01
	ふっ素	mg/L	1.3
	ほう素	mg/L	1.6
	銅	mg/L	0.1
	亜鉛	mg/L	0.05
	鉄	mg/L	1
	マンガン	mg/L	1
	クロム	mg/L	0.05
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.1	
有機塩素化合物	トリクロロエチレン	mg/L	0.03
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01
	ジクロロメタン	mg/L	0.02
	四塩化炭素	mg/L	0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002
ベンゼン	mg/L	0.01	
農薬等	シマジン	mg/L	0.003
	チオベンカルブ	mg/L	0.02
	チウラム	mg/L	0.006
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	不検出
	有機りん化合物	mg/L	不検出
塩化物イオン	mg/L	2,500 (怒田橋で500)	

注1) 塩化物イオンは農業用水の利水が行われている怒田橋での灌漑期においては千葉県が示す水稻の生育に対する水質汚濁の目安 (500mg/L) を守ることを基本方針としており、そのため排水水質は2,500mg/L以下と設定している。

注2) 計画排水水質は基本的に既存事業の計画排水水質とした。なお、鉄及びマンガンの計画排水水質は、君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業 (以下、「第Ⅲ期事業」という。) で誤って設定した数値であるため、第Ⅱ期事業の計画排水水質に修正した。

注3) 廃止時の浸出水の水質は別途定める。

(11) ガス抜き設備

ガス抜き設備の形態には、通気（発生ガス排除、あるいは空気供給）の目的で、①堅型及び法面浸出水集排水管をガス抜き設備（管）として兼用使用する場合と、②個々に独立したガス抜き管を設置する場合とがあるが、第Ⅳ期増設事業では、第Ⅲ埋立地と同様に堅型ガス抜き管は堅型集排水管とは別々に設置する。

埋立物が焼却残渣や不燃物であっても発生ガスが局所的に滞留して事故を起こす可能性があるため、ガス抜き設備を埋立作業に支障のない距離（約45m）間隔で、性能指針に基づき、2,000㎡に1箇所以上設置する。

(12) 飛散防止等設備（飛散防止・立入防止柵）

廃棄物が埋立地周辺に飛散するのを防ぐとともに、埋立地内への外部からの立入を防止するために埋立地周辺にフェンス等の設備を配置する。

(13) 門扉・囲障設備

ア. 門扉

搬入道路出入り口には門扉を設け、一日の作業が終わって管理要員等が退場するときは必ず閉扉のうえ施錠して、人がみだりに埋立地に入ることのないようにする。門扉は既存施設を継続利用する。

イ. 囲障（一部飛散防止フェンスと兼用）

囲いはみだりに人が埋立地に入るのを防止し安全管理を第一目的として事業場（処分場）の周囲に設ける。

第Ⅳ期増設事業においては、赤道及び尾根沿いの用地界で人が立ち入りやすい箇所について囲いを設ける。

(14) 防火設備

最終処分場で発生する可能性のある火災を防止するため、第Ⅳ期増設事業においては以下の既存施設を利用し、新たに同規模の防火水槽1基と、防災調整池1箇所を設置する。

- ・ 防火水槽（40㎡）1基
- ・ 防災調整池：防災調整池内に貯留している水を非常時に防火用水として利用する。

(15) 防災調整池計画

第Ⅳ埋立地は、既設の第3防災調整池を使用し、Ⅳ期覆土置場には新たに1箇所、防災調整池を設置する。

5. 水利用計画

管理棟で使用している生活用水等は、井戸水を活用しており、第Ⅳ期増設事業においても同様に使用する計画である。井戸の吐出口の管径は25mm（断面面積4.9cm²）であり、揚水量は最大150m³/日程度である。井戸水は、管理棟の生活用水（5～10m³/日）、管理用道路及び林道の散水（10～20m³/日）等に利用している。

既設井戸の揚水量の低減に伴い、現状と同規模程度の井戸を追加整備する計画であるが、井戸水の使用量は変わらない計画である。

6. 緑化計画

(1) 緑地計画

造成地や埋立地小堰堤法面、埋立地の最終覆土面については積極的に樹木を植栽して造成森林の形成を図り、樹木の植栽が困難な切土法面については草本による緑化を行うことにより、事業の実施による緑地環境への影響を低減する計画である。なお、埋立終了後は、造成森林は自然の遷移に任せ、植栽樹木が枯死した場合は、必要に応じて補植を行う。

緑地の保全及び緑地の造成等の面積は表 2-3-6.11 に、緑地の配置は図 2-3-6.2(2)土地利用計画図(埋立後)に示すとおりである。本事業では残置森林を 17.6%確保し、埋立後には法面や最終覆土した埋立面に造成森林や造成緑地を整備することから、その面積比の合計は 64.0%となり、残置森林に加え、造成森林と造成緑地を合わせた合計 81.6%の緑地が整備される計画である。

表 2-3-6.11 緑地計画

名称	現在(施工前) ^{注1)}		第IV期増設事業				
			埋立前 ^{注2)}		埋立後 ^{注3)}		
	面積(m ²)	比率(%)	面積(m ²)	比率(%)	面積(m ²)	比率(%)	
緑地	造成森林	68,516	11.3	95,421	15.7	349,352	57.6
	造成緑地	31,135	5.1	34,002	5.6	38,957	6.4
	残置森林	215,971	35.6	106,683	17.6	106,683	17.6
	小計	315,622	52.0	236,106	38.9	494,992	81.6
開発区域	390,978	64.4	500,266	82.4	500,266	82.4	
事業区域	606,949	100.0	606,949	100.0	606,949	100.0	

注1) 現在、君津環境整備センターには第I、第II及び第III埋立地(III-1、III-2)がある。各埋立地の状況は、第II及び第III-1が廃棄物搬入終了、第Iが改善工事中、第III-2が埋立中である。現在の土地利用状況図は図2-3-6.1を参照。

注2) 埋立前の土地利用計画図は、図2-3-6.2(1)を参照

注3) 埋立後の土地利用計画図は、図2-3-6.2(2)を参照

(2) 緑化樹種等

対象事業実施区域及びその周辺の現存植生はコナラ群落が主体となっている。また、近隣の大福山には自然植生・極相林とみなせるヤブコウジースダジイ群落が分布している。このため、造成森林には、周辺の樹林との調和を図ること及び景観への影響を緩和するため、表 2-3-6.12 に示すように、コナラ、クヌギ、ヤマザクラ等の落葉広葉樹を中心とした植栽とし、かつ対象事業実施区域の外周部や外周部に面する埋立地内には常緑樹であるスダジイ、アカガシ、アラカシ、タブノキ等を主体に植栽する計画とする。なお、埋立完了法面等の浅層で遮水シートが存在する箇所は根張りの旺盛な樹種(クヌギ、ヤマザクラ等)は避ける。

表 2-3-6.12 主要な植栽樹種

緑化区域		主要な植栽樹種等		樹高	植栽密度
造成森林	埋立地外	埋立前	常緑広葉樹： スダジイ、アカガシ、アラカシ、タブノキ等	2m	1,500 本/ha
		埋立完了			
	埋立地内	埋立完了法面	落葉広葉樹： コナラ、クヌギ、ヤマザクラ等	1m	2,000 本/ha
		埋立完了平面			
造成緑地		ノシバ、ススキ、ヨモギ、メドハギ等		—	—

7. 環境保全計画

(1) 環境保全上の配慮事項

本事業計画において環境保全上の配慮事項は、現行どおりとする。

ア. 大気汚染防止対策

- ・埋立工程管理を検討し、搬入車両が集中しないように配慮する。
- ・廃棄物搬入車両は朝夕の交通量の多い時間帯をさけて運行する。
- ・停車、待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
- ・廃棄物搬入車両の出入口は清掃を行い、粉じんが飛散するような場合には散水を行う。
- ・洗車設備により廃棄物搬入車両のタイヤ及び荷台等を必要に応じ洗浄する。
- ・廃棄物搬入車両は、シート覆いの実施や密閉型車両使用の推進を図る。
- ・廃棄物搬入車両の走行にあたっては、法定速度以下の走行を厳守させる。
- ・必要に応じて即日覆土を行う。
- ・埋め立てる際に粉じんが発生しやすい廃棄物は散水しながら行う。
- ・汚染土壌が飛散、揮散及び流出しないよう十分な転圧・締固めを行うとともに、必要に応じ散水を実施する。
- ・天気予報で強風注意報・警報が発令された日や作業当日に粉じんの飛散を目視確認した場合は、散水を行う。

イ. 騒音・振動防止対策

- ・埋立工程管理を検討し、搬入車両が集中しないように配慮する。
- ・廃棄物搬入業者には、当社の場外待機場（坂畑及び小市部地区）に来場する時間を開場する午前8時以降とするよう指導を徹底する。
- ・廃棄物搬入車両の走行にあたっては、法定速度以下の走行を厳守させる。
- ・国道での走行は、3台以上の車両で連なるとの走行はしない。
- ・国道での段差部は最徐行し、静かに走行する。特に空車で帰るときは十分に気をつける。
- ・早朝、夜間は、原則として作業を行わない。

ウ. 水質汚濁防止対策

- ・浸出水は既存の浸出水処理施設で処理を行うため、浸出水調整槽のみ新たに設置する。なお、調整槽の容量は「廃棄物最終処分場設備の計画・設計・管理要領2010改訂版」に基づき

確保する。

- ・既存の浸出水処理施設により浸出水を排水基準値以下に処理した後に公共用水域へ放流し、公共水域の水質の保全に努める。
- ・浸出水処理施設は、日常の維持管理を適切に行う。
- ・浸出水、放流水の水質を定期的な調査により監視する。
- ・埋立地外周に側溝を設置し、埋立地内に周辺の雨水が流入しないようにする。
- ・埋立地底部及び斜面部に遮水シート（二重）を敷設し、浸出水による地下水の汚染を防止する。
- ・埋立地底部及び斜面部に漏水検知システムを整備し、遮水シートの破損等を速やかに把握する。
- ・遮水シート下部に自己修復シートを敷設し、漏水箇所を高分子ポリマーにより修復させる。
- ・埋立初期及び法面部に近いところでの埋立作業は、遮水シートを破損しないように慎重に行う。
- ・塩化物イオンは既存の脱塩処理設備により処理し、設備から発生する副生塩は、フレコンバッグに梱包し、浸出水処理施設内に一時保管した後、産業廃棄物処理業者で委託処理を行う。

エ. 発生ガス・悪臭防止対策

- ・埋立施設は有機物等の分解が促進される準好気性埋立構造を採用する。
- ・埋立層内で発生するガスや悪臭物質は、ガス抜き管により速やかに大気中に放出する。
- ・臭気濃度、発生ガス濃度を調査し、監視する。
- ・必要に応じて即日覆土を行う。
- ・洗車設備は常に清掃、洗浄し、清潔に保つ。
- ・廃棄物搬入車両は、排出現場を出る前に積載物の落下飛散・流水滴下がないよう、シートがしっかり掛かっているか、必ず確認する。
- ・洗車設備により廃棄物搬入車両のタイヤ及び荷台等を必要に応じて洗浄する。

オ. 自然環境の保全

- ・新設する埋立用地は既存の覆土置場や造成森林等、一旦改変した区域を可能な限り利用することにより自然環境の改変区域の低減を図る。
- ・造成盛土法面は速やかに緑化を行うこととするが、埋立の完了から廃止までは長時間あることから、浸出水（保有水）の状態を確認しながら実施する。
- ・埋立地や盛土等の緑化においては、周辺の植生（スダジイ林、コナラ林）に配慮し、これらの構成種を植栽することにより、埋立完了後、既設の埋立地を含め埋立地等がこれらの林と一体となった森林が復元するよう配慮する。
- ・森林の伐採は最小限にとどめ、現存する良好な植生は、積極的に保存する。

- ・施工時の機材運搬及び重機の使用による残置森林への損傷等を回避するため、資材置場の位置や工事機材の運搬経路については十分に配慮するとともに、林内への不用意な立ち入りを行わないよう指導を徹底する。
- ・造成森林の植栽樹木は周辺の樹林との調和を図るため、改変区域に生育する樹木（幼木、中・低木）や根株を、工事着工前に可能な限り採取して、造成森林用地に仮移植し、用地造成後に本移植を行う計画とする。
- ・現地の生育個体から得られた種子から育成した苗木の植栽や播種を行う。

(2) 環境モニタリング

環境モニタリングに関しては、現行の方針を踏襲するものとする。

「基準省令」、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」（平成12年 総理府・厚生省令第2号）及び「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（昭和61年4月1日制定、令和6年3月1日一部改正）、「千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（平成30年8月27日制定、令和3年3月22日一部改正）、「君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」（平成7年6月30日、条例第15号）に基づき、浸出水処理水、地下水、発生ガス等の監視調査を行うものとする。

ア. 地下水、浸出水処理水（放流水）

地下水、浸出水処理水（放流水）の監視計画は、表2-3-6.13に示すとおりであり、放流水の監視は、合流放流槽で行う。

表 2-3-6.13 地下水及び浸出水処理水（放流水）の監視計画

監視時期	監視対象	監視場所	監視頻度
埋立中	地下水	モニタリング井戸	1回/年～1回/月
	放流水	合流放流槽	1回/年～1回/月
埋立完了後	地下水	モニタリング井戸	1回/年～1回/月
	放流水	合流放流槽	1回/年～1回/月

注) 監視は、「基準省令」等に準拠した水質項目及び監視頻度で行う。

イ. 臭気、発生ガス

臭気、発生ガスの監視計画は、表2-3-6.14に示すとおりである。

表 2-3-6.14 臭気、発生ガスの監視計画

監視時期	監視対象	監視場所	監視頻度
埋立中	臭気濃度	敷地境界	2回/年
	発生ガス ^{注)}	敷地境界、ガス抜き管	1回/年
埋立完了後	臭気濃度	敷地境界	2回/年
	発生ガス ^{注)}	敷地境界、ガス抜き管	1回/年

注) メタン、硫化水素、二酸化炭素

8. 工事計画

(1) 工事工程

工事等の工程は表 2-3-6.15 に示すとおりであり、工事期間は約 3 年を予定している。

表 2-3-6.15 工事等工程表

項目	1 年目				2 年目				3 年目				4 年目			
	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10
準備工事	■															
仮設工事	■															
沈砂池工事		■														
第 5 防災調整池工事			■	■												
第 4 浸出水調整槽工事					■	■	■	■	■	■	■	■				
IV 期覆土置場工事					■	■	■	■	■	■	■	■				
第 IV 期埋立地造成工事					■	■	■	■	■	■	■	■				
第 IV 期埋立作業													■	■	■	■
第 III 期埋立作業													■	■	■	■
第 I 期改善作業													■	■	■	■

注) 4 年目以降 (第 IV 期埋立地造成工事終了後) は、埋立作業は第 III 期及び第 IV 期の併用となる。

(2) 工事用資材等の搬入ルート及び台数

工事用資材等の搬入ルートは、図 2-3-6.12 に示すように、主要地方道大多喜君津線-市原市道 85 号線を使用するルートは、1 日の大型工事車両 (30 t 以下) の通行台数は、工事期間の平均片道 30 台 (往復 60 台)、最大片道 150 台 (往復 300 台) とする。

国道 465 号・林道戸面蔵玉線を経て、林道大福山線を使用するルートは、1 日の大型工事車両 (20 t 以下) の走行台数は、最大片道 25 台 (往復 50 台) とする。

林道坂畑線は両ルートの退出路として 1 日最大 50 台走行する。

林道区間は幅員が狭く、大型車両のすれ違いができないことから、林道入口、中間点、処分場出入口に誘導員を配し、適切な交通処理を行うと共に安全運行を徹底指導する。

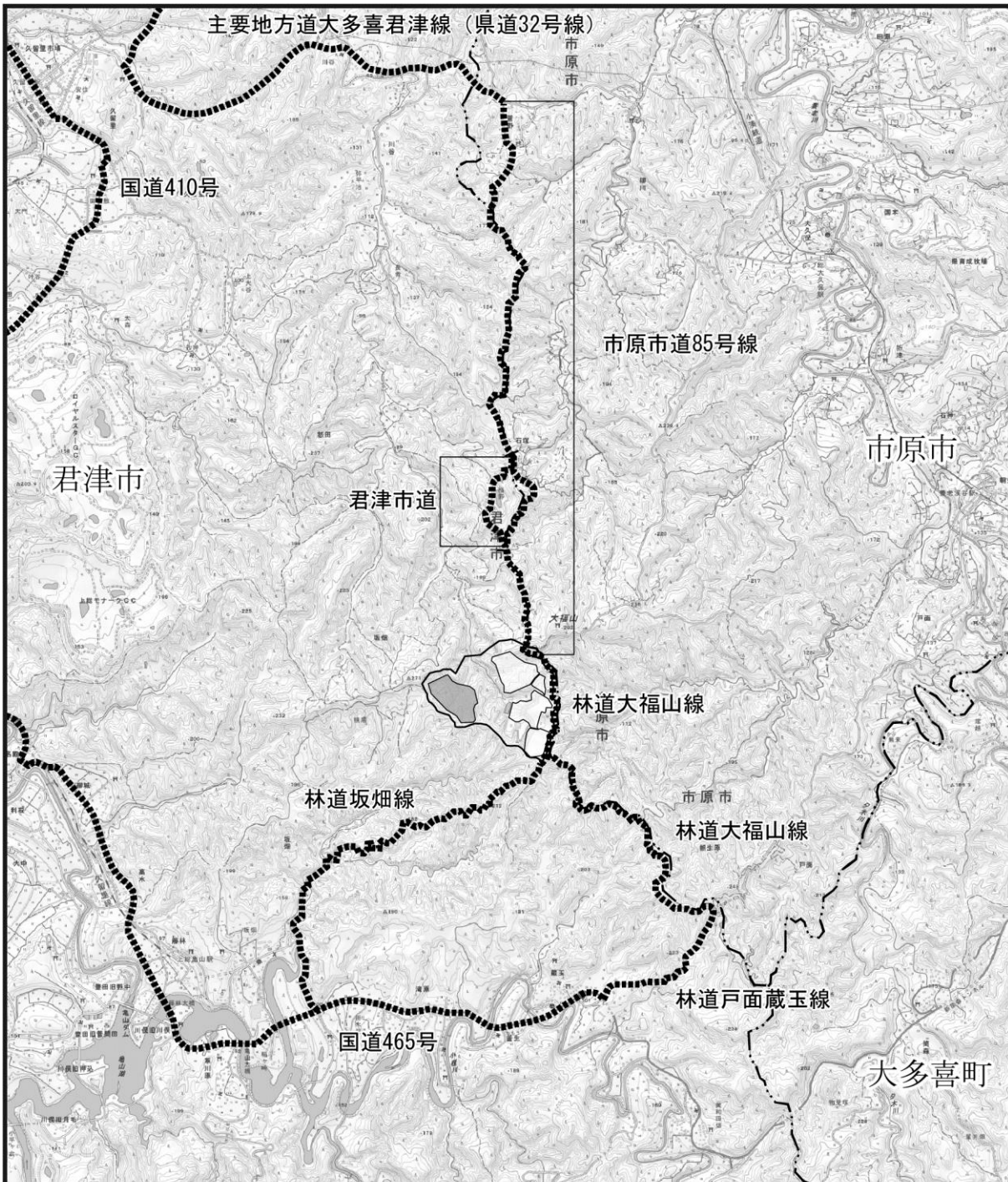


図 2-3-6.12 工食用資材等搬入車両走行ルート位置図

凡 例

■■■■■ 工食用資材運搬等車両走行ルート



対象事業実施区域

■ 増設埋立地

□ 既設埋立地

1:50,000



0 1 2km

(3) 工事中の環境保全計画

工事に当たっては周辺環境の保全に配慮し、次に示す環境保全対策を実施する。

- ・ 工事に先立ち、第5防災調整池の下流に沈砂池を設置し、区域外の土砂流出を可能な限り防止する。なお、施工区域内の雨水は既設の防災調整池にも流入させる。
- ・ 裸地のままの期間が短くなる工事計画とし、早期の緑化を行う。
- ・ 林道の利用に当たっては、施工計画を十分検討し、また、施工に当たっては施工計画を確実に実施することにより、静穏な環境、交通の安全を確保するものとする。
- ・ 粉じん飛散防止のため、散水車を用意し、適宜散水を実施する。
- ・ 工事関係車両が場外に出る際は、タイヤ等についている土をよく落としてから出る。
- ・ 気象（風・雨）の状況に配慮した工事を実施する。
- ・ 建設機械の使用に当たっては点検及び整備を十分に行う。
- ・ 特定の日時に建設機械が集中しない稼働計画とする。
- ・ 建設機械は、排気ガス対策型、低騒音型、低振動型機械を使用する。
- ・ 特定の日時に工事用資材の搬入が集中しない資材搬入計画とする。
- ・ 資材運搬等の車両の走行は低速度走行に心がけ、丁寧な運転に心がける。
- ・ 日曜及び祝日の資材の搬入は原則として実施しない。
- ・ 地盤改良工事等において、建設副産物の発生が少ない工法を採用する。
- ・ 材木として利用できるものは売却、あるいは建設用材として利用する。
- ・ 用材として利用できない樹木、枝葉はチップ化し、植栽基盤材等として区域内外で再利用する。

第3章 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

概況の把握は、対象事業実施区域が所在する君津市と隣接する市原市を対象とする。

3-1 自然的状況

3-1-1 気象の状況

1. 気象観測所測定結果

最寄りの坂畑観測所（位置は図3-1-1.3参照）における平成25年～令和4年の10年間の平均的な気象の状況は、表3-1-1.1及び図3-1-1.2に示すとおりである。

年平均気温は14.8℃で、月平均気温は8月に25.9℃と最も高く、1月に3.6℃と最も低い。年較差は22.3℃である。

年平均降水量は2,123mmで、10月に342mmと最も多く、2月に69mmと最も少ない。

年平均風速は1.3m/sで、4月に1.6m/sと最も強く、11月に0.9m/sと最も弱くなっている。

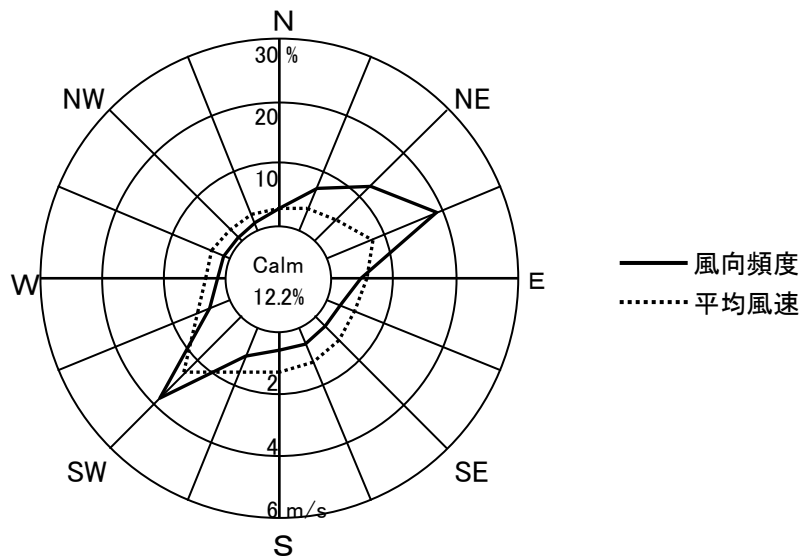
令和4年における風向の状況は、図3-1-1.1に示すように、南西及び東北東の風が卓越している。風速は南西の風の時に強い。

表3-1-1.1 気象の状況（坂畑観測所）

(平成25年～令和4年)

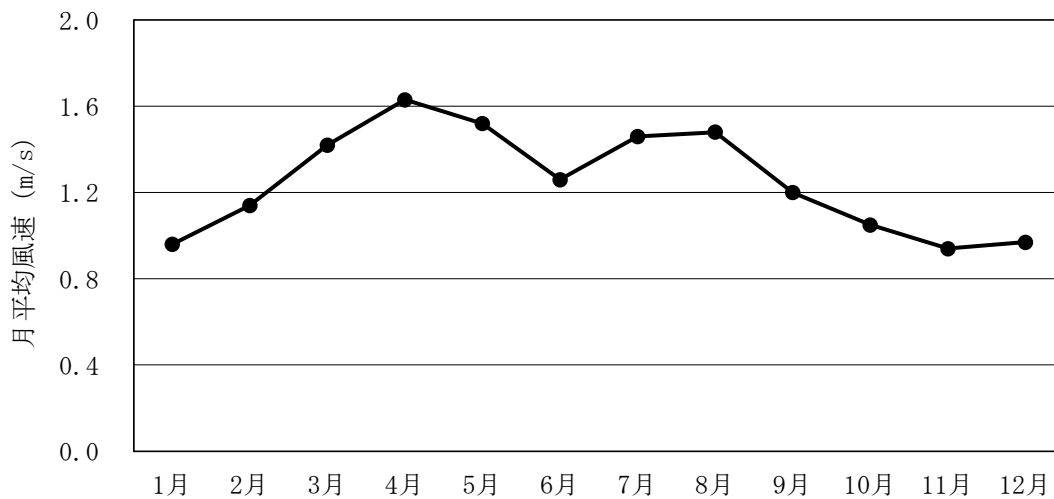
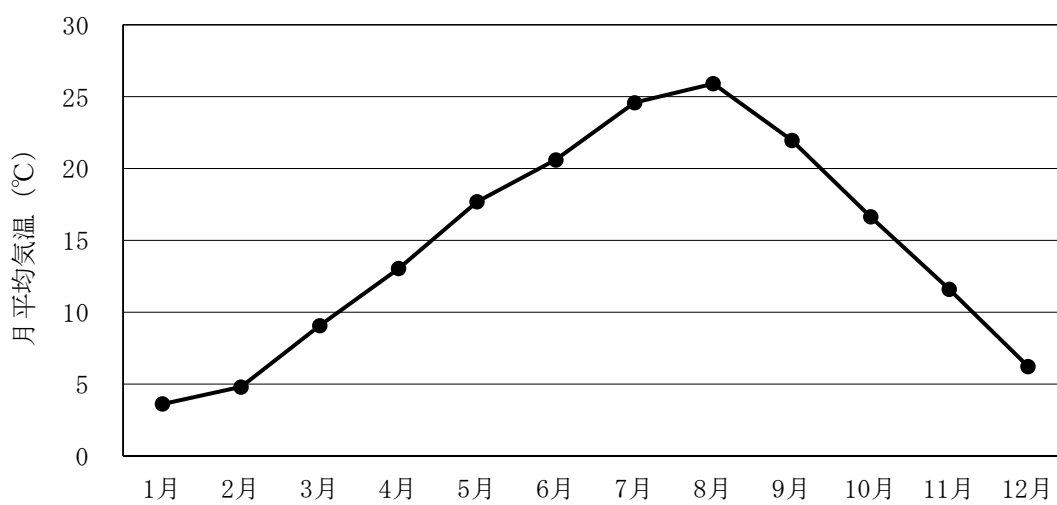
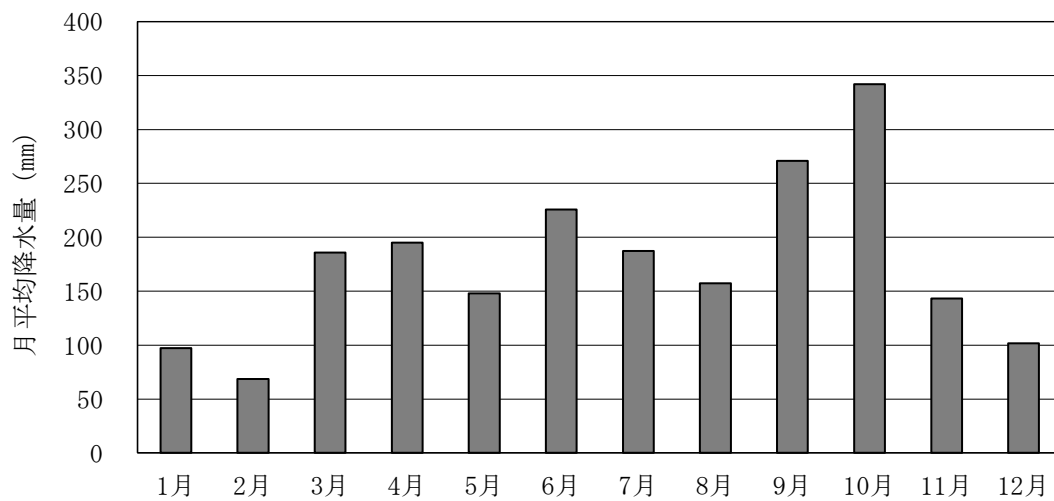
項目 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
月平均気温(℃)	3.6	4.8	9.1	13.0	17.7	20.6	24.6	25.9	22.0	16.6	11.6	6.2	14.8
月降水量(mm)	97	69	186	195	148	226	187	157	271	342	143	102	2,123
月平均風速(m/s)	1.0	1.1	1.4	1.6	1.5	1.3	1.5	1.5	1.2	1.1	0.9	1.0	1.3

出典「気象統計情報」（気象庁ホームページ）



注) 出典データの1時間値から風向頻度、平均風速を算出した。なお、Calmは風速0.2m/s未満。
出典「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

図3-1-1.1 風配図（坂畑観測所 令和4年）



注) 各グラフは平成25年～令和4年(10年間)の月別データの平均

図3-1-1.2 気象の状況(坂畑観測所)

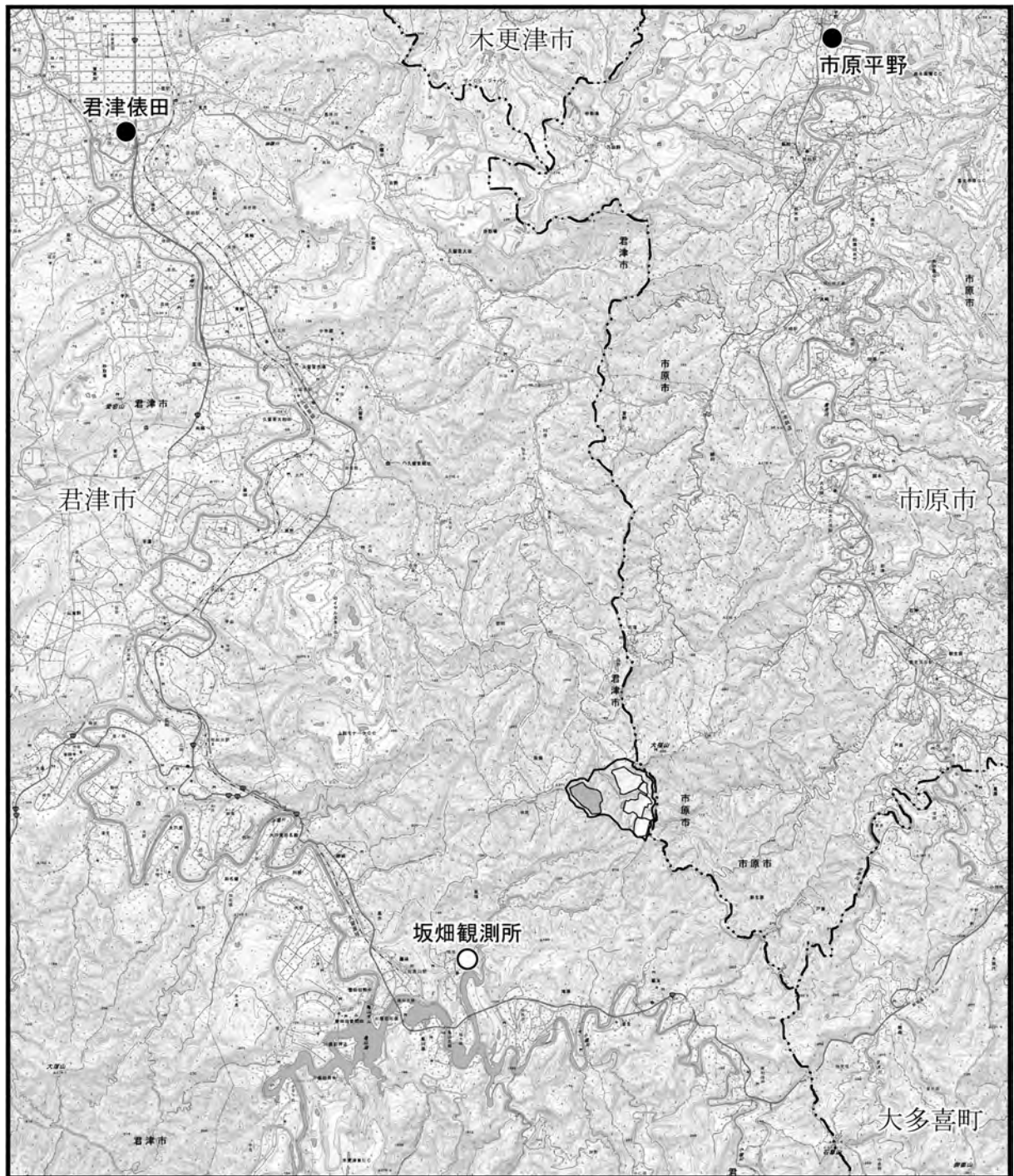


図 3-1-1.3 地域気象観測所及び一般環境大気測定局位置図

凡 例

- 地域気象観測所
- 一般環境大気測定局



- 対象事業実施区域
- 増設埋立地
 - 既設埋立地



1:75,000



2. 君津環境整備センターにおける降水量

君津環境整備センターにおいて測定されている平成25年～令和4年の10年間の年降水量の経年変化は図3-1-1.4に示すとおりであり、君津環境整備センターでは1,771～2,783mm/年、坂畑観測所では1,723～2,630mm/年で推移している。10年間の平均年降水量は、君津環境整備センターでは2,157mm/年、坂畑観測所では2,123mm/年となっており、君津環境整備センターの方がやや多い降水量となっている。月別降水量の変化は図3-1-1.5に示すとおりであり、年間の傾向は両地点ともほぼ同様であり、月別では3～6月の春から梅雨期にかけてと9～10月の台風と秋霖期の時期に多く、特に10月が多い。一方、2月と8月の降水量は少ない。

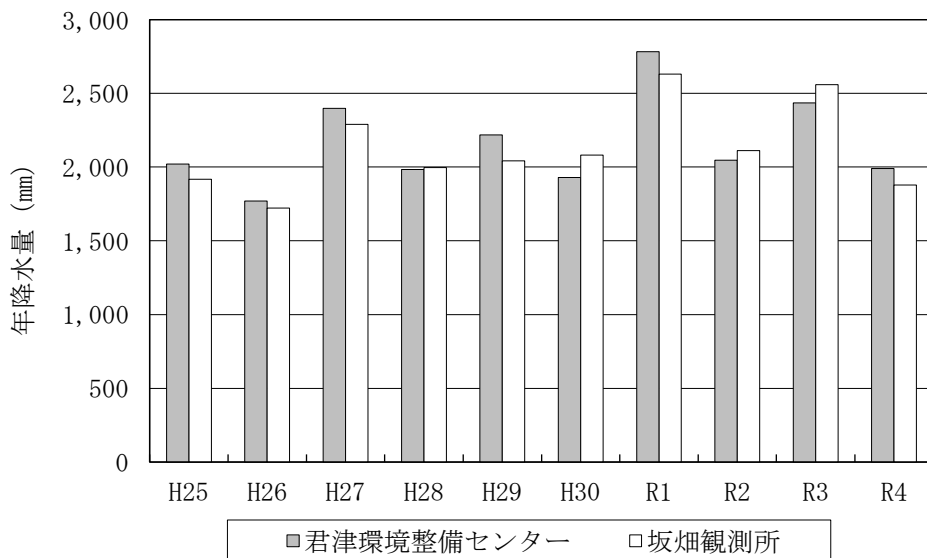
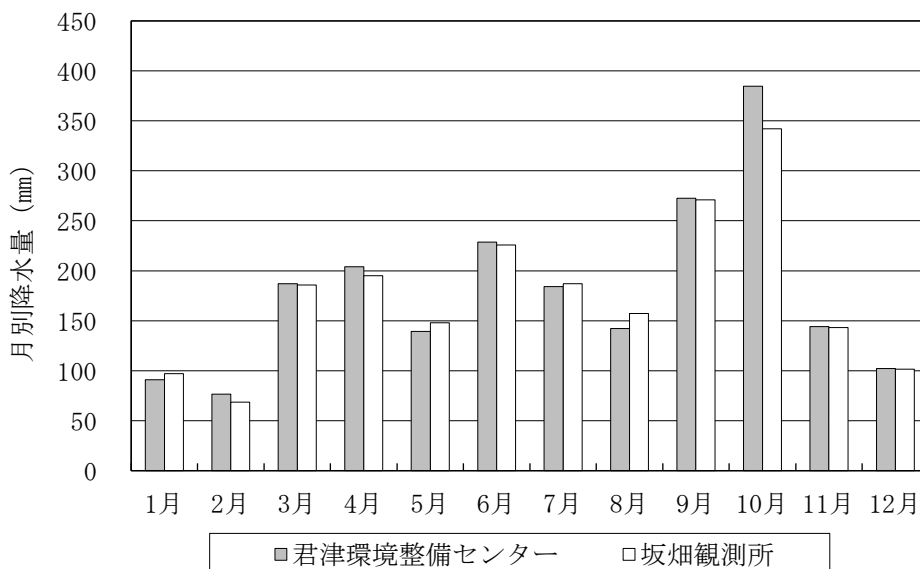


図3-1-1.4 君津環境整備センターにおける年降水量の経年変化



注) グラフは平成25年～令和4年(10年間)の月別データの平均

図3-1-1.5 君津環境整備センターにおける月別降水量の変化

3-1-2 大気質の状況

1. 一般環境大気測定局測定結果

(1) 大気質の測定状況

対象事業実施区域周辺における大気質の一般環境大気測定局は、前出図 3-1-1.3 及び表 3-1-2.1 に示すとおり君津俵田測定局、市原平野測定局があり、同表に示す項目を測定している。
各測定局の対象事業実施区域からの距離は、両測定局とも約 9.5 km である。

表 3-1-2.1 対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局

測定局	用途地域	測定場所	定局測定項目						
			二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質		
一般環境大気測定局	君津俵田	未	君津市俵田 1110	上総小櫃中学校	○	○	○	○	○
	市原平野	その他	市原市平野 123	加茂学園		○	○	○	

注) 用途地域 未：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号、第 7 号及び第 9 号のいずれにも該当しない地域

その他：上記のいずれにも該当しない地域

出典「令和 4 年度大気環境常時測定結果」(令和 5 年 12 月、千葉県環境生活部)

(2) 環境基準の達成状況

各測定局における大気質の測定結果は、表 3-1-2.2～表 3-1-2.6 に示すとおりである。

ア. 二酸化硫黄

令和 4 年度の二酸化硫黄濃度は、君津俵田測定局において環境基準の短期的評価を達成している。また、日平均値の 2%除外値は、0.001ppm となっており、環境基準の長期的評価を達成している。

過去 5 年間は環境基準の短期的評価、長期的評価を達成している。

イ. 二酸化窒素

令和 4 年度の二酸化窒素濃度の 1 日平均値の年間 98%値は、君津俵田測定局で 0.014ppm、市原平野測定局で 0.011ppm となっており、両測定局とも環境基準及び県環境目標値を達成している。

過去 5 年間は両測定局とも、環境基準及び県環境目標値を達成している。

ウ. 光化学オキシダント

令和4年度の光化学オキシダント濃度の昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数は、君津俵田測定局で43日、219時間、市原平野測定局で35日、179時間となっており、両測定局とも環境基準を達成していない。

過去5年間は両測定局とも環境基準を達成していない。

エ. 浮遊粒子状物質

令和4年度の浮遊粒子状物質濃度は、両測定局とも環境基準の短期的評価を達成している。また、日平均値の2%除外値は、君津俵田測定局で0.027mg/m³、市原平野測定局で0.024mg/m³となっており、両測定局とも環境基準の長期的評価を達成している。

過去5年間は両測定局とも、環境基準の短期的評価、長期的評価を達成している。

オ. 微小粒子状物質

令和4年度の微小粒子状物質濃度は、君津俵田測定局において環境基準の短期基準を達成している。また、年平均値は6.9μg/m³となっており、環境基準の長期基準を達成している。

過去5年間は環境基準の短期基準、長期基準を達成している。

表 3-1-2.2 大気質の状況（二酸化硫黄）

測定局	用途地域	短期的評価												長期的評価																	
		1時間値が0.10ppmを超えた時間数(時間)				日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)				環境基準との比較				平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度					
		30	元	2	3	4	30	元	2	3	4	30	元	2	3	4	日平均値の2%除外値(ppm)	2日連続の有無※	環境基準との比較	日平均値の2%除外値(ppm)	2日連続の有無※	環境基準との比較	日平均値の2%除外値(ppm)	2日連続の有無※	環境基準との比較	日平均値の2%除外値(ppm)	2日連続の有無※	環境基準との比較	日平均値の2%除外値(ppm)	2日連続の有無※	環境基準との比較
君津俵田	未	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○	○	○	○	○	0.002	無	○	0.002	無	○	0.001	無	○	0.001	無	○	0.001	無	○

注1) 短期的評価による環境基準との比較：○は短期的評価による環境基準達成局（1時間値が0.100ppm以下で、かつ、日平均値が0.040ppm以下である測定局）、×は短期的評価による環境基準未達成局
 2) 長期的評価「2日連続の有無※」：日平均値が0.040ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無
 長期的評価による環境基準との比較：○は長期的評価による環境基準達成局（日平均値の2%除外値が0.040ppm以下で、かつ、日平均値が0.040ppmを超えた日が2日以上連続していない測定局）、×は長期的評価による環境基準未達成局

出典「令和4年度大気環境常時測定結果」（令和5年12月、千葉県環境生活部）

表 3-1-2.3 大気質の状況（二酸化窒素）

測定局	用途地域	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度		
		1日 平均値 の年間 98%値 (ppm)	環境 基準 との 比較	県 環境 目標 値との 比較	1日 平均値 の年間 98%値 (ppm)	環境 基準 との 比較	県 環境 目標 値との 比較	1日 平均値 の年間 98%値 (ppm)	環境 基準 との 比較	県 環境 目標 値との 比較	1日 平均値 の年間 98%値 (ppm)	環境 基準 との 比較	県 環境 目標 値との 比較	1日 平均値 の年間 98%値 (ppm)	環境 基準 との 比較	県 環境 目標 値との 比較
君津俵田	未	0.017	○	○	0.018	○	○	0.013	○	○	0.013	○	○	0.014	○	○
市原平野	その他	0.015	○	○	0.014	○	○	0.011	○	○	0.011	○	○	0.011	○	○

注) 環境基準との比較：○は環境基準達成局（1日平均値の年間98%値が0.060ppm以下の測定局）、×は環境基準未達成局

県環境目標値との比較：○は県環境目標値達成局（1日平均値の年間98%値が0.040ppm以下の測定局）、×は県環境目標値未達成局

出典「令和4年度大気環境常時測定結果」（令和5年12月、千葉県環境生活部）

表 3-1-2.4 大気質の状況（光化学オキシダント）

測定局	用途地域	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度							
		昼間の 1時間 値が 0.06ppm を超えた 日数と 時間数		時間 達成 率 (%)	昼間の 1時間 値が 0.06ppm を超えた 日数と 時間数		時間 達成 率 (%)	昼間の 1時間 値が 0.06ppm を超えた 日数と 時間数		時間 達成 率 (%)	昼間の 1時間 値が 0.06ppm を超えた 日数と 時間数		時間 達成 率 (%)	昼間の 1時間 値が 0.06ppm を超えた 日数と 時間数		時間 達成 率 (%)					
		日	時間		日	時間		日	時間		日	時間		日	時間						
君津俵田	未	57	266	×	95.1	45	279	×	94.4	48	236	×	95.5	49	275	×	95.0	43	219	×	96.0
市原平野	その他	55	289	×	94.7	42	251	×	95.4	40	201	×	96.3	35	184	×	96.6	35	179	×	96.7

注) 環境基準との比較：○は環境基準達成局（1時間値が0.06ppm以下の測定局）、×は環境基準未達成局

時間達成率=(昼間の環境基準達成時間/昼間の測定時間)×100 (%)

出典「令和4年度大気環境常時測定結果」（令和5年12月、千葉県環境生活部）

表 3-1-2.5 大気質の状況（浮遊粒子状物質）

測定局	用途地域	短期的評価												長期的評価																	
		1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数(時間)				日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数(日)				環境基準との比較				平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度					
		30	元	2	3	4	30	元	2	3	4	30	元	2	3	4	日平均値の2%除外値(mg/m ³)	2日連続の有無※	環境基準との比較	日平均値の2%除外値(mg/m ³)	2日連続の有無※	環境基準との比較	日平均値の2%除外値(mg/m ³)	2日連続の有無※	環境基準との比較	日平均値の2%除外値(mg/m ³)	2日連続の有無※	環境基準との比較	日平均値の2%除外値(mg/m ³)	2日連続の有無※	環境基準との比較
君津俵田	未	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○	○	○	○	○	0.035	無	○	0.034	無	○	0.031	無	○	0.028	無	○	0.027	無	○
市原野	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	○	○	○	○	○	0.036	無	○	0.036	無	○	0.031	無	○	0.028	無	○	0.024	無	○

注1) 短期的評価による環境基準との比較：○は短期的評価による環境基準達成局（1時間値が0.200mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.100mg/m³以下である測定局）、×は短期的評価による環境基準未達成局
 2) 長期的評価「2日連続の有無※」：日平均値が0.100mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無
 長期的評価による環境基準との比較：○は長期的評価による環境基準達成局（日平均値の2%除外値が0.100mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.100mg/m³を超えた日が2日以上連続していない測定局）、×は長期的評価による環境基準未達成局

出典「令和4年度大気環境常時測定結果」（令和5年12月、千葉県環境生活部）

表 3-1-2.6 大気質の状況（微小粒子状物質）

測定局	用途地域	平成30年度			令和元年度			令和2年度								
		短期基準		長期基準	短期基準		長期基準	短期基準		長期基準						
		日平均値の年間98%値(μg/m ³)	短期基準との比較	年平均値(μg/m ³)	長期基準との比較	環境基準との比較	日平均値の年間98%値(μg/m ³)	短期基準との比較	年平均値(μg/m ³)	長期基準との比較	環境基準との比較					
君津俵田	未	22.9	○	9.3	○	○	23.9	○	8.8	○	○	20.1	○	7.9	○	○

測定局	用途地域	令和3年度			令和4年度						
		短期基準		長期基準	短期基準		長期基準				
		日平均値の年間98%値(μg/m ³)	短期基準との比較	年平均値(μg/m ³)	長期基準との比較	環境基準との比較	日平均値の年間98%値(μg/m ³)	短期基準との比較	年平均値(μg/m ³)	長期基準との比較	環境基準との比較
君津俵田	未	17.5	○	6.8	○	○	16.7	○	6.9	○	○

注) 短期基準との比較：○は短期基準達成局（日平均値の年間98%値が35μg/m³以下）、×は未達成局
 長期基準との比較：○は長期基準達成局（年平均値が15μg/m³以下）、×は未達成局
 環境基準との比較：○は環境基準達成局（長期基準及び短期基準の両者を達成）、×は未達成局
 出典「令和4年度大気環境常時測定結果」（令和5年12月、千葉県環境生活部）

(3) 大気質の経年変化

平成30～令和4年度における年平均値等の経年変化は、表3-1-2.7に示すとおりである。

二酸化硫黄は、君津俵田測定局で0.000～0.001ppmと、ほぼ横ばいとなっている。

二酸化窒素は、君津俵田測定局で0.004～0.006ppm、市原平野測定局では0.003～0.004ppmと、ほぼ横ばいとなっている。

光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数は、両測定局とも平成30年度まで出現していたが、令和元年度以降は出現していない。

浮遊粒子状物質は、両測定局とも0.012～0.015 mg/m³で、ほぼ横ばいとなっている。

微小粒子状物質は、君津俵田測定局で6.8～9.3μg/m³と、減少傾向となっている。

表3-1-2.7 大気質の経年変化（年平均値等）

項目	種別	測定局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
二酸化硫黄	年平均値 (ppm)	君津俵田	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000
二酸化窒素	年平均値 (ppm)	君津俵田	0.006	0.005	0.005	0.004	0.004
		市原平野	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
光化学 オキシダント	超過日数 ^{注)} (日)	君津俵田	1	0	0	0	0
		市原平野	1	0	0	0	0
浮遊粒子状物質	年平均値 (mg/m ³)	君津俵田	0.015	0.014	0.014	0.012	0.013
		市原平野	0.015	0.013	0.014	0.013	0.012
微小粒子状物質	年平均値 (μg/m ³)	君津俵田	9.3	8.8	7.9	6.8	6.9

注) 昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数

出典「令和4年度大気環境常時測定結果」(令和5年12月、千葉県環境生活部)

2. 「第I期生活環境影響調査書(H13)」における調査結果

「君津環境整備センター建設事業 生活環境影響調査書」(平成13年12月 新井総合施設株式会社) (以下、「第I期生活環境影響調査書(H13)」という。)によると、敷地境界北及び南方約1.9 kmの林道戸面蔵玉線(図3-1-1.6参照)において大気質調査を行っており、その結果は表3-1-2.8に示すとおりである。

二酸化窒素の1時間値の最高値は、冬季の0.056ppm、日平均値の最高値は冬季の0.022ppmであり、環境基準を満足する値となっている。

浮遊粒子状物質は、2地点とも、両季節で環境基準を満足する値となっている。

粉じんは、期間平均値で夏季が0.016 mg/m³で、冬季が0.023 mg/m³と冬季が0.007 mg/m³高くなっている。

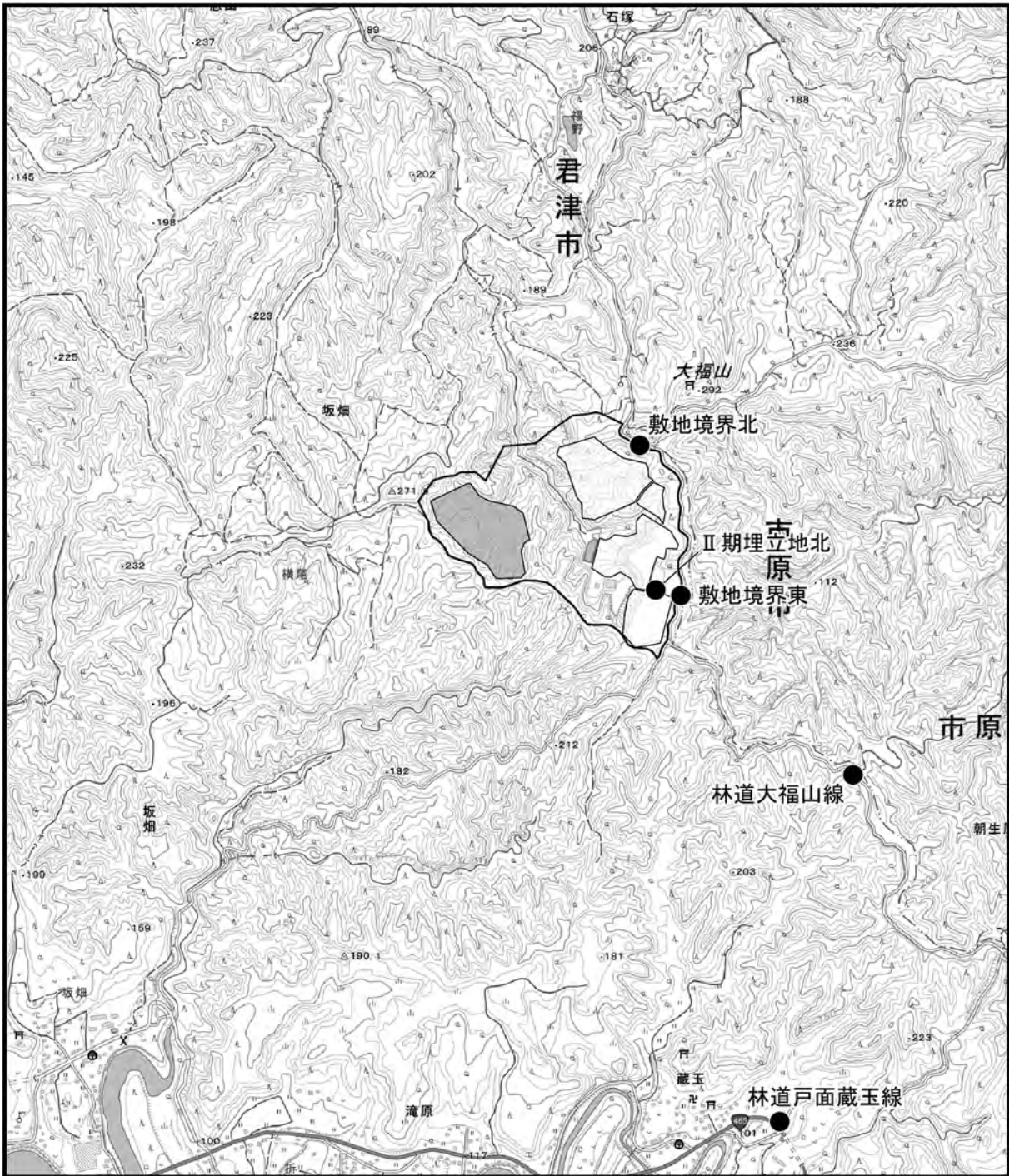


図 3-1-1.6 大気質既往調査地点図

凡 例

● 大気質既往調査地点



対象事業実施区域

■ 増設埋立地

□ 既設埋立地



1:25,000

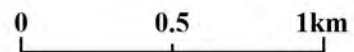


表 3-1-2.8 対象事業実施区域周辺の大気質の状況

【二酸化窒素】

項目 調査地点	期間	有効測定 日数 (日)	期間 平均値 (ppm)	1時間値の最高値		日平均値の最高値	
				濃度 (ppm)	出現日時	濃度 (ppm)	出現日
林道戸面 蔵玉線	夏季	7	0.003	0.010	8/21 14時 8/22 20時	0.005	8/22
	冬季	7	0.014	0.056	12/8 14時	0.022	12/5 12/8

【浮遊粒子状物質】

項目 調査地点	期間	有効測定 日数 (日)	期間 平均値 (mg/m ³)	1時間値の最高値		日平均値の最高値	
				濃度 (mg/m ³)	出現日時	濃度 (mg/m ³)	出現日
敷地境界北	夏季	7	0.022	0.085	8/22 11時	0.057	8/22
	冬季	7	0.026	0.134	12/8 14時	0.052	12/8
林道戸面 蔵玉線	夏季	7	0.026	0.119	8/21 17時	0.052	8/22
	冬季	7	0.026	0.129	12/8 14時	0.055	12/8

【粉じん】

項目 調査地点	期間	有効測定 日数 (日)	期間 平均値 (mg/m ³)	最高値		最低値	
				濃度 (mg/m ³)	出現日	濃度 (mg/m ³)	出現日
敷地境界北	夏季	7	0.016	0.042	8/22	0.006	8/24
	冬季	7	0.023	0.043	12/8	0.013	12/6

注) 調査年月日 夏季：平成10年8月21日～27日、冬季：平成10年12月4日～10日

出典「君津環境整備センター建設事業 生活環境影響調査書」(平成13年12月、新井総合施設株式会社)

3. 「第Ⅱ期環境影響評価書（H21）」における調査結果

「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」（平成 21 年 5 月 新井総合施設株式会社）（以下、「第Ⅱ期環境影響評価書（H21）」という。）によると、林道戸面蔵玉線（前出図 3-1-1.6 参照）で実施した大気質調査結果は、表 3-1-2.9～表 3-1-2.10 に示すとおりである。

二酸化窒素の日平均値の最高値は冬季調査における 0.016ppm であり、環境基準（1 時間値の 1 日平均値が 0.04 から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。）及び県環境目標値（日平均値の年間 98%値が 0.04ppm 以下）を満足している。

また、浮遊粒子状物質は、1 時間値の最高値は春季調査における 0.090mg/m³、日平均値の最高値は冬季調査における 0.036mg/m³であり、いずれも環境基準（1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³以下であり、かつ 1 時間値が 0.20 mg/m³以下であること。）を満足している。

表 3-1-2.9 大気質測定結果（二酸化窒素）

地点名	季節	期間 平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の最高値	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の日数とその 割合		日平均値が 0.06ppm を 超えた日数と その割合	
					ppm	ppm	ppm	日
林道戸面 蔵玉線	夏	0.003	0.017	0.004	0	0.0	0	0.0
	秋	0.008	0.031	0.014	0	0.0	0	0.0
	冬	0.009	0.048	0.016	0	0.0	0	0.0
	春	0.005	0.038	0.014	0	0.0	0	0.0
	年	0.006	0.048	0.016	0	0.0	0	0.0

出典「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」（平成 21 年 5 月、新井総合施設株式会社）

表 3-1-2.10 大気質測定結果（浮遊粒子状物質）

地点名	季節	期間 平均値	1 時間値 の最高値	日平均値 の最高値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合	
					mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間
林道戸面 蔵玉線	夏	0.016	0.071	0.027	0	0.0	0	0.0
	秋	0.012	0.034	0.016	0	0.0	0	0.0
	冬	0.023	0.067	0.036	0	0.0	0	0.0
	春	0.016	0.090	0.031	0	0.0	0	0.0
	年	0.017	0.090	0.036	0	0.0	0	0.0

出典「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」（平成 21 年 5 月、新井総合施設株式会社）

4. 「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」における調査結果

「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」（平成 28 年 12 月 新井総合施設株式会社）（以下、「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」という。）によると、敷地境界北、Ⅱ期埋立地北及び南東方約 900m の林道大福山線（前出図 3-1-1.6 参照）において大気質調査を行っており、その結果は表 3-1-2.11～表 3-1-2.12 に示すとおりである。

粉じん濃度の年平均値は、対象事業実施区域内のⅡ期埋立地北で 0.050mg/m³、敷地境界北で 0.026mg/m³であり、両地点とも春季に高くなる傾向がある。

また、降下ばいじんは、敷地境界北で 4.8t/km²/月、Ⅱ期埋立地北で 16t/km²/月、林道大福山線で 6.1t/km²/月であり、全地点春季に高くなる傾向がある。

表 3-1-2.11 大気質測定結果（粉じん）

（単位：mg/m³）

季節	項目	敷地境界北	Ⅱ期埋立地北
秋季	平均値	0.019	0.046
	最大値	0.028	0.071
	最小値	0.013	0.029
冬季	平均値	0.021	0.037
	最大値	0.032	0.067
	最小値	0.013	0.014
春季	平均値	0.039	0.073
	最大値	0.070	0.12
	最小値	0.021	0.034
夏季	平均値	0.023	0.042
	最大値	0.038	0.066
	最小値	0.017	0.026
平均	平均値	0.026	0.050
	最大値	0.070	0.12
	最小値	0.013	0.014

出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」（平成 28 年 12 月、新井総合施設株式会社）

表 3-1-2.12 大気質測定結果 (降下ばいじん)

(単位: t/km²/月)

季節	測定項目	敷地境界北	Ⅱ期埋立地北	林道大福山線
秋季	不溶解性物質	0.6	4.4	1.7
	溶解性物質	2.1	5.5	3.4
	降下ばいじん量	2.7	9.9	5.1
冬季	不溶解性物質	1.7	15	1.1
	溶解性物質	1.5	2.1	1.6
	降下ばいじん量	3.2	17	2.7
春季	不溶解性物質	1.2	7.0	2.0
	溶解性物質	5.7	11	8.5
	降下ばいじん量	6.9	18	11
夏季	不溶解性物質	1.6	3.0	1.7
	溶解性物質	4.9	14	4.5
	降下ばいじん量	6.5	17	6.2
平均	不溶解性物質	1.3	7.4	1.6
	溶解性物質	3.5	8.2	4.5
	降下ばいじん量	4.8	16	6.1

出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」(平成 28 年 12 月、新井総合施設株式会社)

5. 君津環境整備センターにおけるモニタリング調査結果

君津環境整備センターでは、前出図 3-1-1.6 に示した敷地境界東及び南方約 1.9 km の林道戸面蔵玉線において大気質のモニタリングを年 1 回 (1 日:6 時~18 時) 行っている。平成 30~令和 4 年の測定結果は、表 3-1-2.13 に示すとおりである。

二酸化窒素の 1 日の平均値は 0.003~0.013ppm であり、2 地点とも環境基準を満足している。

浮遊粒子状物質の 1 時間値の最高値は、0.010~0.057 mg/m³、1 日の平均値は 0.004~0.020 mg/m³であり、2 地点とも環境基準を満足している。

表 3-1-2.13 大気質モニタリング調査結果

調査地点	項目	調査日	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
			(H30.1)	(H31.1)	(R2.1)	(R3.1)	(R4.1)
敷地境界東	二酸化窒素 (ppm)	1時間値の最高値	0.004	0.025	0.017	0.018	0.009
		1日の平均値	0.003	0.011	0.008	0.013	0.005
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	1時間値の最高値	0.015	0.031	0.021	0.057	0.012
		1日の平均値	0.007	0.020	0.014	0.018	0.009
林道戸面 蔵玉線	二酸化窒素 (ppm)	1時間値の最高値	0.010	0.021	0.021	0.011	0.016
		1日の平均値	0.005	0.012	0.009	0.007	0.007
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	1時間値の最高値	0.019	0.021	0.016	0.027	0.010
		1日の平均値	0.004	0.013	0.010	0.010	0.007

注1) 測定時間：6時～18時

2) 環境基準

・二酸化窒素：1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること

・浮遊粒子状物質：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること

出典「君津環境整備センター環境調査年報」（新井総合施設株式会社）

6. ダイオキシン類

対象事業実施区域周辺における平成30年度～令和4年度の大気中のダイオキシン類測定結果は、表3-1-2.14に示すとおり、市原平野局において年平均値0.011～0.089pg-TEQ/m³であり、環境基準を達成している。

表 3-1-2.14 大気中のダイオキシン類測定結果（年平均値、測定回数夏冬2回）

（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	環境基準
市原平野局	0.016	0.089	0.011	0.021	0.019	0.6以下

出典「平成30年度～令和4年度 ダイオキシン類に係る一般大気環境測定結果」（千葉県環境生活部）

7. 浮遊粉じん、降下ばいじん

（1）粉じん

君津市では山砂輸送のダンプカーの運行による粉じん等の影響を把握するため、図3-1-2.1に示す小櫃地区及び小糸地区で浮遊粉じん及び降下ばいじんの測定を行っている。

令和4年度の浮遊粉じんの濃度は表3-1-2.15に示すとおりであり、小櫃地区では4.5～29.1μg/m³、平均12.5μg/m³、小糸地区では7.3～22.1μg/m³、平均13.0μg/m³、対照地点では5.6～18.1μg/m³、平均9.9μg/m³となっている。

また、平成30年度～令和4年度における浮遊粉じんの君津市内の平均値の推移の状況は表3-1-2.16に示すとおりであり、概ね横ばいに推移している。粉じん濃度は冬季から春季にかけて高く、夏季から秋季にかけて低い傾向がみられる。

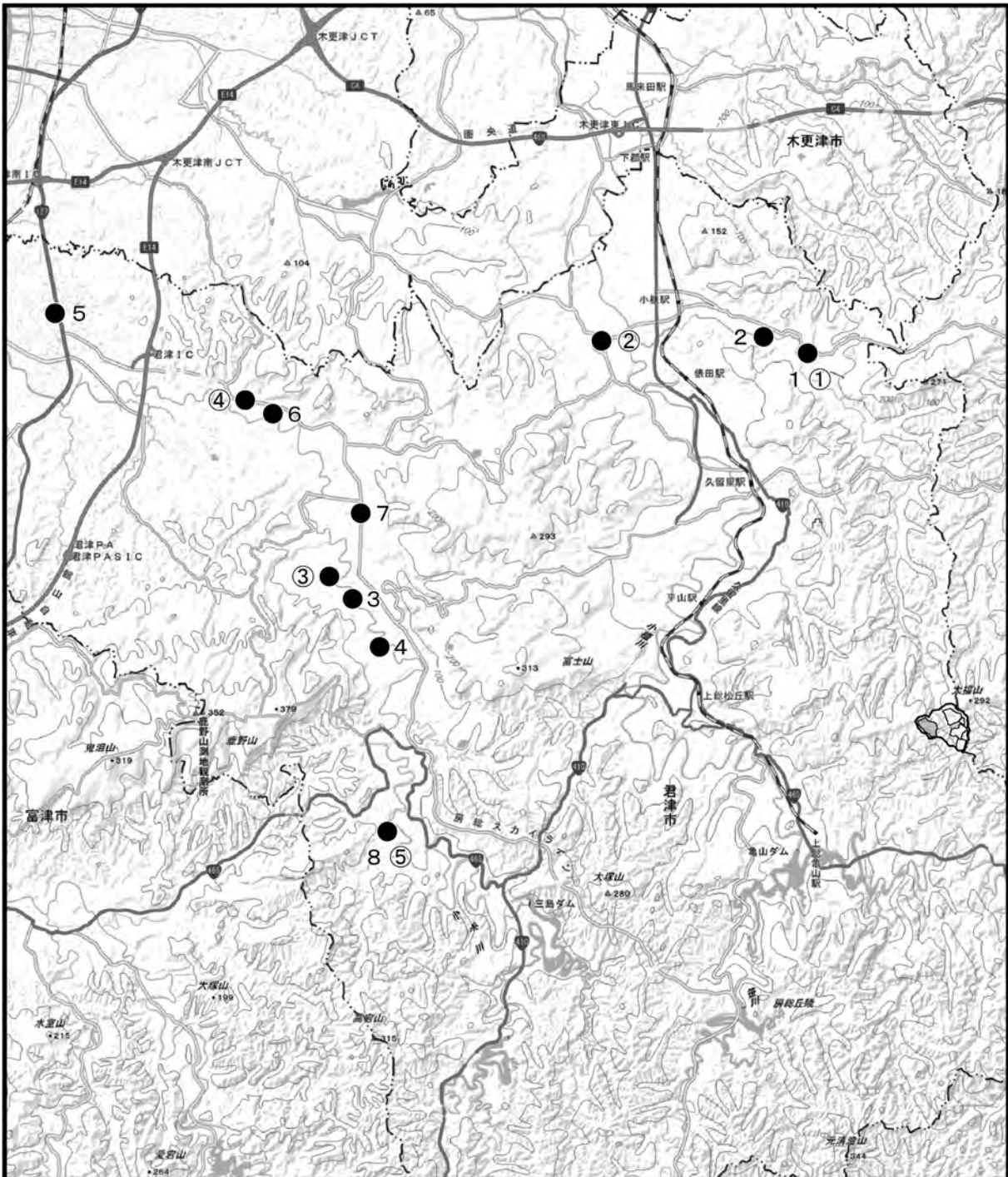


図 3-1-2.1 降下ばいじん、浮遊粉じん常時監視地点位置図

凡 例

● 調査地点

1～8 降下ばいじん (小櫃地区:1～2、小糸地区:3～7、対照地点:8)

①～⑤ 浮遊粉じん



対象事業実施区域

■ 増設埋立地

□ 既設埋立地

1:125,000



0 2.5 5km

表 3-1-2.15 君津市内における浮遊粉じんの状況（令和4年度）

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

番号	地区	測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
①	小櫃	吉野 286	9.3	9.6	8.0	4.5	10.3	6.3	10.1	9.4	27.6	23.2	29.1	16.9	13.7
②		戸崎 935	11.2	9.6	10.2	6.6	10.6	9.3	11.3	13.4	11.5	14.1	10.4	欠測	10.7
—		2地点平均	10.3	9.6	9.1	5.6	10.5	7.8	10.7	11.4	19.6	18.7	19.8	16.9	12.5
③	小糸	鎌滝 151	9.0	14.0	15.2	11.2	16.2	15.8	14.9	16.8	14.8	16.5	15.2	22.1	15.1
④		大井 128	13.1	10.4	9.2	7.3	欠測	10.7	10.0	10.7	8.4	11.0	9.3	14.2	10.4
—		2地点平均	11.1	12.2	12.2	9.3	16.2	13.3	12.5	13.8	11.6	13.8	12.3	18.2	13.0
⑤	清和	(対照地点) 植畑 775-5	9.0	8.5	8.1	5.6	11.5	8.8	15.0	18.1	7.3	8.1	7.5	10.8	9.9

注) 番号は、前出図 3-1-2.1 中の番号に対応する。

出典「令和5年度版 きみつの環境」(令和6年3月、君津市市民環境部環境保全課)

表 3-1-2.16 君津市内における浮遊粉じんの推移（平成30～令和4年度）

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
平成30年度	22.1	14.9	12.4	13.2	12.5	9.8	12.8	16.0	18.4	17.1	17.6	13.4	15.0
令和元年度	14.5	15.7	11.1	11.1	13.3	欠測	11.2	14.6	21.0	17.0	15.1	13.8	14.4
令和2年度	13.2	13.9	13.0	7.7	15.6	10.7	12.3	14.5	15.1	21.3	13.6	11.9	13.6
令和3年度	15.0	16.6	13.5	9.3	10.9	12.2	10.4	12.4	13.8	13.7	12.7	15.3	13.0
令和4年度	10.7	10.9	10.7	7.4	12.4	10.5	11.6	12.6	15.6	16.2	16.0	17.7	12.7
平均	15.1	14.4	12.1	9.7	12.9	10.8	11.7	14.0	16.8	17.1	15.0	14.4	13.7

注) 粉じん濃度は5地点の平均値を示す。また、平均値は各年度の「きみつの環境」より算定した。

(2) 降下ばいじん

令和4年度の降下ばいじんは表 3-1-2.17 に示すとおり、小櫃地区では $3.7\sim 70.1\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ 、平均 $12.1\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ 、小糸地区では $1.9\sim 146.5\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ 、平均 $10.6\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ 、対照地点で $0.7\sim 6.8\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ 、平均 $2.1\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ となっている。

また、平成30年度～令和4年度における降下ばいじんの君津市内の平均値の推移の状況は表 3-1-2.18 に示すとおりである。降下ばいじんを同月で比較すると年度ごとに差が比較的大きいが、春季に高く、夏季から秋季にかけて低い傾向がみられる。

表 3-1-2.17 君津市内における降下ばいじんの状況（令和4年度）

(単位：t/km³/月)

番号	地区	測定地点	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	最高	最低
1		吉野 286	不溶解	8.1	6.9	20.7	9.7	9.1	5.9	8.4	10.4	21.0	13.1	68.0	15.1	16.4	68.0	5.9
			溶解	4.7	1.3	2.1	1.3	1.8	0.9	1.0	2.0	2.6	1.4	2.1	2.0	1.9	4.7	0.9
			総量	12.8	8.2	22.8	11.0	10.9	6.8	9.4	12.4	23.6	14.5	70.1	17.1	18.3	70.1	6.8
2	小櫃	長谷川 348	不溶解	4.3	3.2	4.3	3.4	3.2	2.7	4.1	3.5	5.3	5.2	8.2	6.0	4.5	8.2	2.7
			溶解	4.9	0.7	1.1	1.1	0.9	1.0	1.1	1.3	1.8	0.8	1.2	1.7	1.5	4.9	0.7
			総量	9.2	3.9	5.4	4.5	4.1	3.7	5.2	4.8	7.1	6.0	9.4	7.7	5.9	9.4	3.7
-		2地点 平均	不溶解	6.2	5.1	12.5	6.6	6.2	4.3	6.3	7.0	13.2	9.2	38.1	10.6	10.4	38.1	4.3
			溶解	4.8	1.0	1.6	1.2	1.4	1.0	1.1	1.7	2.2	1.1	1.7	1.9	1.7	4.8	1.0
			総量	11.0	6.1	14.1	7.8	7.5	5.3	7.3	8.6	15.4	10.3	39.8	12.4	12.1	39.8	5.3
3		鎌滝 97	不溶解	7.1	4.6	144.0	11.0	63.6	3.8	4.0	6.0	4.6	6.0	106.6	30.3	32.6	144.0	3.8
			溶解	2.6	1.5	2.5	1.4	1.8	2.0	1.3	2.5	1.8	0.8	1.5	5.3	2.1	5.3	0.8
			総量	9.7	6.1	146.5	12.4	65.4	5.8	5.3	8.5	6.4	6.8	108.1	35.6	34.7	146.5	5.3
4		市宿 320	不溶解	3.0	1.3	3.2	1.8	1.9	1.5	1.8	2.5	4.9	5.9	7.4	3.7	3.2	7.4	1.3
			溶解	1.7	0.9	0.7	0.6	0.4	0.4	1.0	1.4	1.3	0.8	0.9	1.8	1.0	1.8	0.4
			総量	4.7	2.2	3.9	2.4	2.3	1.9	2.8	3.9	6.2	6.7	8.3	5.5	4.2	8.3	1.9
5	小糸	南子安 6-24	不溶解	1.3	1.8	1.8	2.2	1.8	2.0	3.1	1.9	1.5	1.9	2.7	2.3	2.0	3.1	1.3
			溶解	2.6	0.8	1.2	1.4	0.9	3.9	4.7	1.4	1.5	0.9	1.0	1.8	1.8	4.7	0.8
			総量	3.9	2.6	3.0	3.6	2.7	5.9	7.8	3.3	3.0	2.8	3.7	4.1	3.9	7.8	2.6
6		大井 341	不溶解	2.8	1.7	4.8	2.0	2.4	4.3	3.6	1.8	2.2	1.7	2.9	2.6	2.7	4.8	1.7
			溶解	1.5	0.7	1.9	0.5	1.2	8.4	5.6	1.1	1.2	0.6	2.3	0.5	2.1	8.4	0.5
			総量	4.3	2.4	6.7	2.5	3.6	12.7	9.2	2.9	3.4	2.3	5.2	3.1	4.9	12.7	2.3
7		大井戸 1119	不溶解	7.7	3.8	2.6	3.0	1.7	3.7	2.7	2.8	4.0	2.8	8.0	3.7	3.9	8.0	1.7
			溶解	2.3	1.1	0.8	2.8	1.7	0.6	0.9	1.5	1.3	0.6	0.8	0.7	1.3	2.8	0.6
			総量	10.0	4.9	3.4	5.8	3.4	4.3	3.6	4.3	5.3	3.4	8.8	4.4	5.1	10.0	3.4
-		5地点 平均	不溶解	4.4	2.6	31.3	4.0	14.3	3.1	3.0	3.0	3.4	3.7	25.5	8.5	8.9	31.3	2.6
			溶解	2.1	1.0	1.4	1.3	1.2	3.1	2.7	1.6	1.4	0.7	1.3	2.0	1.7	3.1	0.7
			総量	6.5	3.6	32.7	5.3	15.5	6.1	5.7	4.6	4.9	4.4	26.8	10.5	10.6	32.7	3.6
8	清和	(対照地点) 植畑 775-5	不溶解	0.7	1.2	0.4	0.3	0.8	0.4	1.1	0.5	0.4	0.8	1.4	1.1	0.8	1.4	0.3
			溶解	1.9	0.7	0.7	0.6	1.0	0.3	5.7	1.1	1.0	0.4	0.7	1.6	1.3	5.7	0.3
			総量	2.6	1.9	1.1	0.9	1.8	0.7	6.8	1.6	1.4	1.2	2.1	2.7	2.1	6.8	0.7

注) 番号は、前出図3-1-2.1中の番号に対応する。

出典「令和5年度版 きみつの環境」(令和6年3月、君津市市民環境部環境保全課)

表 3-1-2.18 君津市内における降下ばいじんの推移（平成30～令和4年度）

(単位：t/km³/月)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
平成30年度	29.3	19.9	18.7	9.7	12.8	11.7	10.7	5.8	5.1	6.5	10.0	13.3	12.8
令和元年度	18.3	8.3	9.8	7.3	9.0	39.8	11.6	4.3	6.7	5.5	9.5	18.7	12.4
令和2年度	15.2	7.8	8.0	9.7	7.1	12.7	6.0	7.7	6.1	26.7	29.9	11.3	12.4
令和3年度	11.3	31.9	5.8	7.4	19.0	5.3	5.1	10.2	7.1	4.5	9.8	17.1	11.2
令和4年度	7.8	4.3	27.4	6.0	13.2	5.9	6.2	5.7	7.9	6.1	30.5	11.1	11.0
平均	16.4	14.4	13.9	8.0	12.2	15.1	7.9	6.7	6.6	9.9	17.9	14.3	12.0

注) 降下ばいじんは8地点の平均値を示す。また、平均値は各年度の「きみつの環境」より算定した。

3-1-3 水象の状況

対象事業実施区域周辺の河川は図 3-1-3.1 に示すとおりである。対象事業実施区域の排出水が流入する御腹川その他、主な河川としては、対象事業実施区域の西方に二級河川の小櫃川が、東方に二級河川の養老川がそれぞれ南から北に流れており、いずれも東京湾に注いでいる。

3-1-4 水質の状況

1. 公共用水域水質測定結果

(1) 生活環境項目等

ア. 水質の測定状況

対象事業実施区域周辺の公共用水域における水質（生活環境項目）の状況は、表 3-1-4.1 に示すとおりであり、調査地点の位置は図 3-1-3.1（地点 1～14）に示すとおりである。

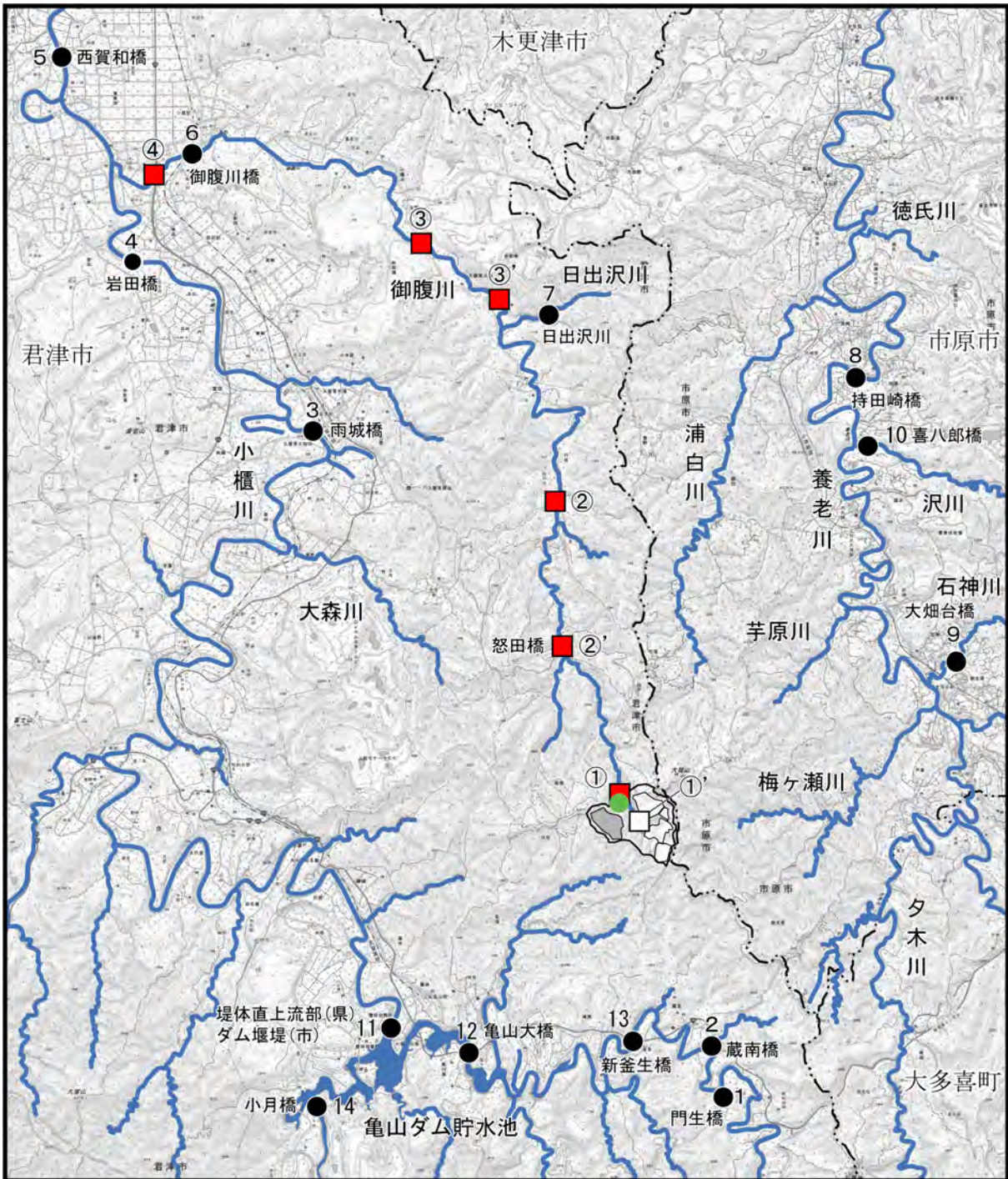
類型指定がされている調査地点での環境基準の達成状況は、以下のとおりである。

河川については、生活環境項目については、水素イオン濃度(pH)は全地点で環境基準を達成しているが、それ以外〔溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)、大腸菌数〕は、環境基準を達成していない。

また、水生生物に関する項目〔全亜鉛、ノニルフェノール、LAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)〕については、全地点で環境基準を達成している。

亀山ダム貯水池については、生活環境項目〔水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)、大腸菌数〕は、環境基準を達成していない。化学的酸素要求量(COD)の75%値で、年間を通じた環境基準に対する評価を見た場合、全地点で未達成となっている。

君津市の環境白書によれば、亀山ダム貯水池は、広い面積と入り組んだ地形によって水の流れが悪く、水質汚濁の要因となっているとされる。なお、水生生物に関する項目については、全地点で環境基準を達成している。



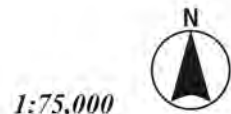
凡 例

- 公用水域水質測定地点(地点1～14)
- 水質既往調査地点(第Ⅰ期環境影響調査：地点①')
- 水質既往調査地点(第Ⅱ・Ⅲ期環境影響調査：地点①～④)
- 水質既往調査地点(第Ⅲ期環境影響調査：支流)



- 対象事業実施区域
- 増設埋立地
- 既設埋立地

図 3-1-3.1 水系及び水質測定地点位置図



1:75,000



表 3-1-4.1(1) 水質の状況（令和4年度：生活環境項目等）

水域名		小櫃川			
地点名		門生橋 (県)	蔵南橋 (君津市)	雨城橋 (君津市)	岩田橋 (県)
地点番号 (図 3-1-3.1 に対応)		1	2	3	4
類型(達成期間)		A(イ)	A(イ)	A(イ)	A(イ)
pH	最小～最大	8.0～8.5	7.6～8.4	7.4～8.0	7.8～8.2
	m/n	0/4	0/12	0/12	0/12
	平均値	8.3	7.9	7.6	8.0
DO (mg/L)	最小～最大	9.2～13	8.4～13.2	8.1～12.2	7.4～11
	m/n	0/4	0/12	0/12	1/12
	平均値	10.8	10.7	9.9	9.5
BOD (mg/L)	最小～最大	0.5～0.8	<0.5～1.0	0.7～2.0	0.6～3.2
	m/n	0/4	0/12	0/12	1/12
	平均値(75%値)	0.7(0.7)	0.7(0.8)	1.2(1.4)	1.3(1.5)
COD (mg/L)	最小～最大	2.7～4.7	—	—	3.5～7.5
	平均値	3.7	—	—	5.4
SS (mg/L)	最小～最大	<1～4	<1～2	1～9	1～14
	m/n	0/4	0/12	0/12	0/12
	平均値	2	1	4	6
大腸菌数 (CFU/100mL)	最小～最大	10～470	—	280	120～2,300
	m/n	0/4	—	0/1	1/12
	平均値	220	—	280	498
全窒素 (mg/L)	最小～最大	0.39～0.51	0.41～0.60	0.60～0.89	0.65～0.92
	平均値	0.44	0.52	0.76	0.80
全リン (mg/L)	最小～最大	0.046～0.11	0.040～0.084	0.074～0.10	0.076～0.14
	平均値	0.074	0.064	0.09	0.106
全亜鉛 (mg/L)	最小～最大	<0.001～0.003	—	<0.003	0.001～0.004
	m/n	0/4	—	0/1	0/4
	平均値	0.002	—	<0.003	0.003
ノニル フェノール (mg/L)	最小～最大	—	—	<0.0002	—
	m/n	—	—	0/1	—
	平均値	—	—	<0.0002	—
LAS (mg/L)	最小～最大	—	—	<0.005	—
	m/n	—	—	0/1	—
	平均値	—	—	<0.005	—
塩化物イオン (mg/L)	最小～最大	—	—	—	8～11
	平均値	—	—	—	10
電気伝導率 (mS/m)	最小～最大	—	—	—	19～31
	平均値	—	—	—	26

注) m/n (m：環境基準値を超える検体数、n：総検体数)、 は環境基準値を超えた検体があることを示す。

出典「公共用水域水質測定結果データベース」(千葉県環境生活部)

「令和5年度版 きみつの環境」(令和6年3月、君津市市民環境部環境保全課)

「令和5年版 いちはらの環境」(令和5年12月、市原市環境部)

表 3-1-4.1(2) 水質の状況（令和4年度：生活環境項目等）

水域名		小櫃川		御腹川	
地点名		岩田橋 (君津市)	西賀和橋 (君津市)	御腹川橋 (県)	御腹川橋 (君津市)
地点番号 (図 3-1-3.1 に対応)		4	5	6	6
類型(達成期間)		A(イ)	B(ロ)	A(ロ)	A(ロ)
pH	最小～最大	7.8～8.2	7.2～8.1	7.9～8.1	7.9～8.1
	m/n	0/12	0/12	0/12	0/12
	平均値	8.0	7.5	8.0	8.0
DO (mg/L)	最小～最大	7.4～11.0	7.9～11.2	8.0～11.0	8.0～11.0
	m/n	1/12	0/12	0/12	0/12
	平均値	9.5	9.7	9.5	9.5
BOD (mg/L)	最小～最大	0.6～3.2	0.7～1.5	<0.5～2.7	<0.5～2.7
	m/n	1/12	0/12	2/12	2/12
	平均値(75%値)	1.3(1.5)	1.1(1.2)	1.2(1.2)	1.2(1.2)
COD (mg/L)	最小～最大	—	—	3.1～6.9	—
	平均値	—	—	4.3	—
SS (mg/L)	最小～最大	1～14	1～13	4～37	4～37
	m/n	0/12	0/12	1/12	1/12
	平均値	6	6	12	12
大腸菌数 (CFU/100mL)	最小～最大	—	400	340～3,400	—
	m/n	—	0/1	1/12	—
	平均値	—	400	847	—
全窒素 (mg/L)	最小～最大	0.65～0.9	0.65～1.0	0.64～1.0	0.64～1.0
	平均値	0.80	0.80	0.82	0.80
全リン (mg/L)	最小～最大	0.076～0.14	0.090～0.11	0.071～0.11	0.071～0.11
	平均値	0.11	0.10	0.082	0.082
全亜鉛 (mg/L)	最小～最大	—	0.004	0.001～0.004	—
	m/n	—	0/1	0/4	—
	平均値	—	0.004	0.003	—
ノニル フェノール (mg/L)	最小～最大	—	<0.0002	<0.00006	—
	m/n	—	0/1	0/2	—
	平均値	—	<0.0002	<0.00006	—
LAS (mg/L)	最小～最大	—	<0.005	0.0029～ 0.0065	—
	m/n	—	0/1	0/2	—
	平均値	—	<0.005	0.0047	—
塩化物イオン (mg/L)	最小～最大	—	—	16～27	—
	平均値	—	—	19	—
電気伝導率 (mS/m)	最小～最大	—	—	31～58	—
	平均値	—	—	43	—

注) m/n (m : 環境基準値を超える検体数、n : 総検体数)、 は環境基準値を超えた検体があることを示す。

出典「公共用水域水質測定結果データベース」(千葉県環境生活部)

「令和5年度版 きみつの環境」(令和6年3月、君津市市民環境部環境保全課)

「令和5年版 いちはらの環境」(令和5年12月、市原市環境部)

表 3-1-4.1(3) 水質の状況 (令和4年度：生活環境項目等)

水域名		御腹川	養老川	石神川	沢川
地点名		日出沢川 (君津市)	持田崎橋 (市原市)	大畑台橋 (市原市)	喜八郎橋 (市原市)
地点番号 (図 3-1-3.1 に対応)		7	8	9	10
類型(達成期間)		—	A(イ)	—	—
pH	最小～最大	—	7.9～8.5	7.8～7.9	7.9～8.0
	m/n	—	0/12	—	—
	平均値	—	8.2	7.9	7.9
DO (mg/L)	最小～最大	—	8.1～12.3	4.8～7.7	7.8～10.3
	m/n	—	0/12	—	—
	平均値	—	10.3	6.7	9.1
BOD (mg/L)	最小～最大	—	0.6～1.7	9.8～19	<0.5～2.2
	m/n	—	0/12	—	—
	平均値(75%値)	—	1.1(1.2)	13(15)	1.3(1.4)
COD (mg/L)	最小～最大	—	3.1～5.9	6.7～18	2.5～6.0
	平均値	—	4.1	11	3.6
SS (mg/L)	最小～最大	—	<1～4	4～30	3～13
	m/n	—	0/12	—	—
	平均値	—	2	16	6
大腸菌数 (CFU/100mL)	最小～最大	610	58～560	1,800～10,000	190～3,000
	m/n	—	0/12	—	—
	平均値	610	280	4,500	990
全窒素 (mg/L)	最小～最大	—	0.79～1.6	6.7～10	1.2～1.4
	平均値	—	1.2	8.4	1.3
全リン (mg/L)	最小～最大	—	0.10～0.23	0.85～3.7	0.14～0.25
	平均値	—	0.18	1.7	0.20
全亜鉛 (mg/L)	最小～最大	0.003	0.001～0.011	—	—
	m/n	—	0/4	—	—
	平均値	0.003	0.006	—	—
ノニル フェノール (mg/L)	最小～最大	<0.0002	—	—	—
	m/n	—	—	—	—
	平均値	<0.0002	—	—	—
LAS (mg/L)	最小～最大	<0.005	—	—	—
	m/n	—	—	—	—
	平均値	<0.005	—	—	—
塩化物イオン (mg/L)	最小～最大	—	8～15	—	—
	平均値	—	12	—	—
電気伝導率 (mS/m)	最小～最大	—	18～36	28～54	28～30
	平均値	—	29	45	29

注) m/n (m: 環境基準値を超える検体数、n: 総検体数)

出典「公共用水域水質測定結果データベース」(千葉県環境生活部)

「令和5年度版 きみつの環境」(令和6年3月、君津市市民環境部環境保全課)

「令和5年版 いちはらの環境」(令和5年12月、市原市環境部)

表 3-1-4.1(4) 水質の状況（令和4年度：生活環境項目等）

水域名		亀山ダム貯水池		
地点名		堤体直上流部 (県)	亀山ダム堰堤 (君津市)	亀山大橋 (県)
地点番号 (図 3-1-3.1 に対応)		11	11	12
類型(達成期間)		A(ハ)	A(ハ)	A(ハ)
pH	最小～最大	7.2～9.3	7.4～9.3	7.2～9.3
	m/n	3/24	3/12	3/24
	平均値	7.8	8.1	7.8
DO (mg/L)	最小～最大	<0.5～11	5.2～11	<0.5～13
	m/n	12/24	3/12	12/24
	平均値	6.9	8.9	7.5
COD (mg/L)	最小～最大	5.8～14	5.8～14.0	5.9～15
	m/n	24/24	12/12	24/24
	平均値	7.6 (8.5)	7.9 (8.3)	8.2 (9.2)
SS (mg/L)	最小～最大	1～20	1～12	2～41
	m/n	11/24	4/12	12/24
	平均値	6	5	10
大腸菌数 (CFU/100mL)	最小～最大	2～230	6	2～340
	m/n	0/24	0/1	0/8
	平均値	61	6	64
全窒素 (mg/L)	最小～最大	0.31～1.1	0.31～1.1	0.47～1.2
	平均値	0.76	0.70	0.81
全リン (mg/L)	最小～最大	0.019～0.075	0.014～0.055	0.033～0.11
	平均値	0.041	0.038	0.051
全亜鉛 (mg/L)	最小～最大	0.001～0.021	<0.003	0.001～0.003
	m/n	0/8	0/1	0/4
	平均値	0.007	<0.003	0.002
ノニル フェノール (mg/L)	最小～最大	<0.00006	<0.0002	—
	m/n	0/4	0/1	—
	平均値	<0.00006	<0.0002	—
LAS (mg/L)	最小～最大	<0.0006～ 0.0010	<0.005	—
	m/n	0/4	0/1	—
	平均値	0.0007	<0.005	—
塩化物イオン (mg/L)	最小～最大	8～20	—	6～16
	平均値	13	—	12
電気伝導率 (mS/m)	最小～最大	14～31	—	10～30
	平均値	23	—	21

注) m/n (m : 環境基準値を超える検体数、n : 総検体数)、 は環境基準値を超えた検体があることを示す。

出典 「公共用水域水質測定結果データベース」(千葉県環境生活部)

「令和5年度版 きみつの環境」(令和6年3月、君津市市民環境部環境保全課)

「令和5年版 いちはらの環境」(令和5年12月、市原市環境部)

表 3-1-4.1(5) 水質の状況（令和4年度：生活環境項目等）

水域名		亀山ダム貯水池		
地点名		新釜生橋 (君津市)	小月橋 (県)	小月橋 (君津市)
地点番号 (図 3-1-3.1 に対応)		13	14	14
類型(達成期間)		A(ハ)	A(ハ)	A(ハ)
pH	最小～最大	7.7～8.3	7.3～9.4	7.4～9.4
	m/n	0/12	3/24	3/12
	平均値	8.0	7.8	8.1
DO (mg/L)	最小～最大	8.4～12.7	0.7～13	6.3～13.0
	m/n	0/12	12/24	4/12
	平均値	10.6	7.5	9.2
COD (mg/L)	最小～最大	2.7～7.2	5.8～13	5.8～13.0
	m/n	11/12	24/24	12/12
	平均値	4.4(5.0)	7.9(8.8)	8.2(8.9)
SS (mg/L)	最小～最大	<1～2	1～11	1～11
	m/n	0/12	4/24	3/12
	平均値	1	4	4
大腸菌数 (CFU/100mL)	最小～最大	—	2～170	—
	m/n	—	0/8	—
	平均値	—	38	—
全窒素 (mg/L)	最小～最大	0.44～0.66	0.49～1.0	0.49～0.87
	平均値	0.55	0.75	0.70
全リン (mg/L)	最小～最大	0.041～0.078	0.023～0.056	0.030～0.056
	平均値	0.058	0.035	0.038
全亜鉛 (mg/L)	最小～最大	—	0.001～0.006	—
	m/n	—	0/4	—
	平均値	—	0.003	—
ノニル フェノール (mg/L)	最小～最大	—	—	—
	m/n	—	—	—
	平均値	—	—	—
LAS (mg/L)	最小～最大	—	—	—
	m/n	—	—	—
	平均値	—	—	—
塩化物イオン (mg/L)	最小～最大	—	9～19	—
	平均値	—	14	—
電気伝導率 (mS/m)	最小～最大	—	16～31	—
	平均値	—	23	—

注) m/n (m: 環境基準値を超える検体数、n: 総検体数)、 は環境基準値を超えた検体があることを示す。

出典 「公共用水域水質測定結果データベース」(千葉県環境生活部)

「令和5年度版 きみつの環境」(令和6年3月、君津市市民環境部環境保全課)

「令和5年版 いちはらの環境」(令和5年12月、市原市環境部)

イ. 水質の経年変化

対象事業実施区域の放流水が流入する御腹川（御腹川橋：地点 6）の平成 30～令和 4 年度における年平均値の経年変化は、表 3-1-4.2 に示すとおりである。

- ・生物化学的酸素要求量(BOD)は 0.8～1.2mg/L で、概ね横ばいである。
- ・化学的酸素要求量(COD)は 3.5～4.4mg/L で、やや減少傾向が見られる。
- ・浮遊物質(SS)は 6～15mg/L で、年度により変動が見られるが、概ね横ばいである。
- ・全窒素は 0.78～0.82mg/L、全リンは 0.065～0.082mg/L で、概ね横ばいである。
- ・塩化物イオンは 14～19mg/L で、年度により変動が見られるが、概ね横ばいである。

表 3-1-4.2 御腹川における水質の経年変化（年平均値）

(単位：mg/L)

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
BOD	1.2	0.8	0.9	0.9	1.2
COD	4.4	4.0	3.8	3.5	4.3
SS	7	6	15	8	12
全窒素	0.82	0.78	0.78	0.82	0.82
全リン	0.074	0.065	0.076	0.074	0.082
塩化物イオン	19	14	15	17	19

注) 調査地点：御腹川橋（地点 6：県測定、位置は図 3-1-3.1 参照）

出典「公共用水域水質測定結果データベース」（千葉県環境生活部）

(2) 健康項目

健康項目の測定結果は、表 3-1-4.3 に示すとおりである。

御腹川支流日出沢川（地点 7）のほう素が環境基準を達成していないが、他の地点、項目についてはすべて環境基準を達成している。

表 3-1-4.3(1) 水質の状況（令和 4 年度：健康項目）

（単位：mg/L）

水域名 地点名	小櫃川			御腹川	御腹川支流	養老川
	雨城橋 (君津市)	岩田橋 (県)	西賀和橋 (君津市)	御腹川橋 (県)	日出沢川 (君津市)	持田崎橋 (市原市)
地点番号(図 3-1-3.1 に対応)	3	4	5	6	7	8
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	不検出	<0.1	不検出	<0.1	不検出	<0.1
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002
砒素	0.001	0.001	0.001	0.001	0.003	0.001
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	不検出	—	不検出	—	不検出	—
P C B	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.01	<0.002	<0.01	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.4	0.48	0.5	0.51	4.0	0.81
ふっ素	<0.08	0.1	<0.08	0.09	0.46	0.11
ほう素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2.0	<0.1
1,4-ジオキサソ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注) 日出沢川のほう素（ 箇所）は、環境基準（1mg/L 以下）を未達成
出典「公共用水域水質測定結果データベース」（千葉県環境生活部）

「令和 5 年度版 きみつの環境」（令和 6 年 3 月、君津市市民環境部環境保全課）

「令和 5 年版 いちはらの環境」（令和 5 年 12 月、市原市環境部）

表 3-1-4.3(2) 水質の状況 (令和4年度:健康項目)

(単位:mg/L)

水域名	亀山ダム貯水池					
	地点名	堤体直上流部 (県)	ダム堰堤 (君津市)	亀山大橋 (県)	亀山大橋 (君津市)	小月橋 (県)
地点番号(図 3-1-3.1 に対応)		11	11	12	12	14
カドミウム		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン		<0.1	不検出	<0.1	不検出	<0.1
鉛		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001
六価クロム		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
砒素		<0.001	0.001	<0.001	0.001	<0.001
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀		—	不検出	—	不検出	—
P C B		<0.0005	不検出	—	不検出	—
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.002	<0.01	<0.002	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.29	<0.1	0.29	<0.1	0.30
ふっ素		0.08	<0.08	0.09	<0.08	0.08
ほう素		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

出典「公共用水域水質測定結果データベース」(千葉県環境生活部)

「令和5年度版 きみつの環境」(令和6年3月、君津市市民環境部環境保全課)

2. 「第I期生活環境影響調査書(H13)」における調査結果

「第I期生活環境影響調査書(H13)」によると、平成10年7月～12月に対象事業実施区域内の御腹川(図3-1-3.1の地点①')において既設埋立地建設前における水質調査を行っており、その結果は表3-1-4.4～表3-1-4.6に示すとおりである。

生活環境項目は大腸菌群数以外の項目は環境基準を達成しており、健康項目についてはすべての項目で環境基準を達成している。また、重金属等はいずれの項目も定量下限値未満となっている。

表 3-1-4.4 対象事業実施区域付近の水質の状況（生活環境項目）

項目	採水日（平成 10 年）						環境基準 （A 類型）
	7月29日	8月20日	9月17日	10月14日	11月9日	12月2日	
pH	7.4	7.7	7.4	7.4	7.4	7.4	6.5～8.5
BOD (mg/L)	<0.5	<0.5	0.5	0.5	0.5	2.0	2 以下
DO (mg/L)	8.1	9.5	8.3	7.9	9.3	10.7	7.5 以上
SS (mg/L)	10	2	22	7	<1	9	25 以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)	3.5×10^4	1.4×10^3	5.4×10^2	1.3×10^3	1.4×10^3	1.3×10^3	1,000 以下
全窒素 (mg/L)	0.44	0.41	0.70	0.38	0.40	0.33	—
全磷 (mg/L)	0.043	0.051	0.039	0.054	0.035	0.028	—

注) 採水地点は対象事業実施区域内の御腹川（図3-1-3.1の地点①'）、 は環境基準を未達成
出典「君津環境整備センター建設事業 生活環境影響調査書」（平成 13 年 12 月、新井総合施設株式会社）

表 3-1-4.5 対象事業実施区域付近の水質の状況（健康項目）

(単位：mg/L)

項目	調査結果	環境基準	項目	調査結果	環境基準
カドミウム	<0.001	0.01 (0.003)	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04
全シアン	不検出	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	1
鉛	<0.001	0.01	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006
六価クロム	<0.005	0.05 (0.02)	トリクロロエチレン	<0.003	0.03 (0.01)
砒素	0.001	0.01	テトラクロロエチレン	<0.001	0.01
総水銀	<0.0005	0.0005	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002
アルキル水銀	不検出	検出されないこと	チウラム	<0.0006	0.006
P C B	不検出	検出されないこと	シマジン	<0.0003	0.003
ジクロロメタン	<0.002	0.02	チオベンカルブ	<0.002	0.02
四塩化炭素	<0.0002	0.002	ベンゼン	<0.001	0.01
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004	セレン	<0.001	0.01
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.02 (0.1)	ふっ素	<0.1	— (0.8)

注) 採水地点は対象事業実施区域内の御腹川（図 3-1-3.1 の地点①'）、採水日は平成 10 年 10 月 14 日
環境基準は当該文献における当時の基準値であり、改正があった項目については現行の基準値を()に示した。
出典「君津環境整備センター建設事業 生活環境影響調査書」（平成 13 年 12 月、新井総合施設株式会社）

表 3-1-4.6 対象事業実施区域付近の水質の状況（重金属等）

(単位：mg/L)

項目	調査結果	項目	調査結果
ルマルヘキサン抽出物質（鉱物油類）	<1	亜鉛	<0.05
ルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）	1	溶解性鉄	<0.1
フェノール類	<0.005	溶解性マンガン	<0.1
銅	<0.01	全クロム	<0.02

注) 採水地点は対象事業実施区域内の御腹川（図 3-1-3.1 の地点①'）、採水は表 3-1-4.4 に示す日に実施。調査結果はその平均値
出典「君津環境整備センター建設事業 生活環境影響調査書 補遺編」（平成13年12月、新井総合施設株式会社）

3. 「第Ⅱ期環境影響評価書（H21）」における調査結果

「第Ⅱ期環境影響評価書（H21）」によると、平成18年5月～平成19年4月に御腹川の5地点（図3-1-3.1の地点①'～④）で実施した水質の調査結果は、表3-1-4.7～表3-1-4.8に示すとおりである。

御腹川には生活環境項目に係る環境基準は、A類型が当てはめられている。

生活環境項目等は、生物化学的酸素要求量（BOD）が最上流部である地点①'で環境基準より高い値を示しているが、下流側の他の地点ではすべて環境基準を達成している。浮遊物質（SS）は、全地点で環境基準を達成している。

有害物質等は、地点①'で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素が環境基準より高い値を示しているが、他の項目はすべて環境基準を達成している。なお、下流側の他の地点では、すべての項目で環境基準を達成している。

表3-1-4.7 水質調査結果（生活環境項目等）

調査項目	区分	調査地点（図3-1-3.1に対応）					環境基準 （A類型）
		①'	②'	②	③	④	
BOD (mg/L)	最小	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—
	最大	18.0	2.0	0.6	1.0	1.3	
	平均値	5.4	1.0	0.5	0.7	0.9	
	75%値	(8.8)	0.9	0.5	0.8	1.1	2
COD (mg/L)	最小	3.9	1.8	2.3	2.4	2.4	—
	最大	29	4.8	4.7	5.8	10	
	平均値	12.9	3.2	3.3	3.9	4.2	
SS (mg/L)	最小	<1	1	<1	1	2	—
	最大	74	3	5	10	83	
	平均値	10.5	1.8	1.7	4.0	11.3	
T-N (mg/L)	最小	8.5	1.1	0.50	0.97	0.98	—
	最大	60	7.7	4.3	2.3	2.0	
	平均値	27	2.9	1.4	1.3	1.2	
T-P (mg/L)	最小	0.063	0.039	0.040	0.046	0.060	—
	最大	0.26	0.055	0.048	0.088	0.12	
	平均値	0.14	0.047	0.051	0.059	0.080	
塩化物イオン (mg/L)	最小	360	47	18	13	12	—
	最大	2100	70	42	30	19	
	平均値	1043	57	34	21	16	

注) 調査地点①', ②, ③, ④の調査回数は年12回、調査地点②'は年4回、塩化物イオン測定は平成18年11月から実施、()の数値は環境基準値より高い値を示す

出典「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」（平成21年5月、新井総合施設株式会社）

表 3-1-4.8 水質調査結果（有害物質等）

調査項目	単位	調査地点（図 3-1-3.1 に対応）					環境基準
		①'	②'	②	③	④	
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01[0.003]
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05[0.02]
砒素	mg/L	0.001	0.001	<0.001	0.001	0.001	0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
P C B	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	(26)	1.2	2.5	1.3	0.95	10
ふっ素	mg/L	(1.3)	0.06	0.11	0.11	0.09	0.8
ほう素	mg/L	(1.7)	0.08	0.12	0.16	0.10	1
銅	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—
亜鉛	mg/L	0.017	0.014	0.001	0.001	0.001	[0.03]
鉄	mg/L	0.33	0.39	0.19	2.2	0.67	—
マンガン	mg/L	0.21	0.05	0.05	0.08	0.16	—
クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.15	0.075	0.067	0.092	0.084	1

注1) 環境基準は当該文献における当時の基準値であり、改正があった項目については現行の基準値を[]に示した。カドミウムは平成23年10月27日より0.003mg/L、六価クロムは令和3年10月7日より0.02mg/Lに改正され、亜鉛は小櫃川水系が平成23年12月9日より水生生物項目の環境基準が当てはめられたことにより追加。

2) 調査年月、調査回数：平成18年8月～平成19年1月、調査地点①'、②、③、④は年2回、調査地点②'は年1回

3) () の数値は環境基準値より高い値を示す

出典「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」（平成21年5月、新井総合施設株式会社）

4. 「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」における調査結果

「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」によると、平成24年8月～平成25年6月に御腹川の敷地境界、上流、中流、下流、支流等の6地点（図3-1-3.1参照）で実施した水質の調査結果は、表3-1-4.9～表3-1-4.10に示すとおりである。

生活環境項目等は、生物化学的酸素要求量（BOD）について、全地点で環境基準を達成している。なお、塩化物イオンは、地点①'（放流先）及び地点①（敷地境界）で高い値を示しており、放流水の影響によるものと考えられる。

有害物質等は、ほう素が地点①'（放流先）及び地点①（敷地境界）で環境基準を超えているが、他の項目はすべて環境基準を達成している。なお、御腹川の上流・中流・下流、支流の地点（地点②'～④、支流）では、すべての項目で環境基準を達成している。

ほう素は地点①'（放流先）及び地点①（敷地境界）で高いことから、放流水の影響によるものと考えられる。なお、環境保全措置として、放流水の水質を改善することを目的に、平成25年1月に第2水処理施設が整備され、ほう素等の濃度が低下している。

表 3-1-4.9 水質調査結果（生活環境項目等）

調査項目	区分	調査地点（図3-1-3.1に対応）						環境基準 （A類型）
		①' （放流先）	① （敷地境界）	②' （上流）	③' （中流）	④ （下流）	支流	
BOD （mg/L）	最小	0.6	0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	—
	最大	5.3	1.7	0.7	1.2	1.4	0.7	
	平均値	1.7	0.8	0.5	0.7	0.9	0.5	
	75%値	1.7	0.8	0.6	0.8	1.1	0.5	
COD （mg/L）	最小	1.8	2.8	2.3	3.1	2.8	2.5	—
	最大	9.4	8.0	5.0	5.4	5.7	5.3	
	平均値	4.3	4.5	3.1	3.9	3.8	3.8	
SS （mg/L）	最小	<1	1	<1	<1	3	1	—
	最大	58	88	16	4	13	6	
	平均値	11.3	11.9	3.2	1.5	5.8	2.8	
T-N （mg/L）	最小	0.6	0.5	0.4	0.7	0.6	0.2	—
	最大	7.7	5.0	1.5	1.1	1.1	0.7	
	平均値	2.2	1.6	0.7	0.9	0.8	0.4	
T-P （mg/L）	最小	0.034	0.023	0.027	0.031	0.062	0.010	—
	最大	0.10	0.10	0.078	0.082	0.11	0.057	
	平均値	0.064	0.047	0.046	0.056	0.078	0.030	
塩化物イオン （mg/L）	最小	150	94	18	14	11	6.1	—
	最大	7,100	4,900	600	150	56	7.6	
	平均値	2,153	1,433	174	52	26	7.1	

注1) 調査年月、調査回数：平成24年7月～平成25年6月、年12回

2) 環境基準は、御腹川にはA類型が当てはめられている。

出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」（平成28年12月、新井総合施設株式会社）

表 3-1-4.10 水質調査結果（有害物質等）

調査項目	単位	調査地点（図3-1-3.1に対応）						環境基準
		①' （放流先）	① （敷地境界）	②' （上流）	③' （中流）	④ （下流）	支流	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05
砒素	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
セレン	mg/L	0.003	0.005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	0.8	0.5	0.4	0.6	0.4	0.2	10
ふっ素	mg/L	0.1	0.1	<0.1	0.1	0.1	<0.1	0.8
ほう素	mg/L	1.99	1.20	0.07	0.14	0.07	<0.02	1
銅	mg/L	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—
亜鉛	mg/L	0.025	0.010	0.005	0.003	0.004	0.002	0.03
鉄	mg/L	0.83	0.27	0.17	0.27	1.0	0.10	—
マンガン	mg/L	1.3	0.25	<0.05	<0.05	0.23	<0.05	—
クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.17	0.074	0.040	0.056	0.099	0.060	1

注1) 調査年月：平成24年8月（豊水期）、平成25年2月（渇水期）

2) 値は年2回の測定結果の平均値

出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」（平成28年12月、新井総合施設株式会社）

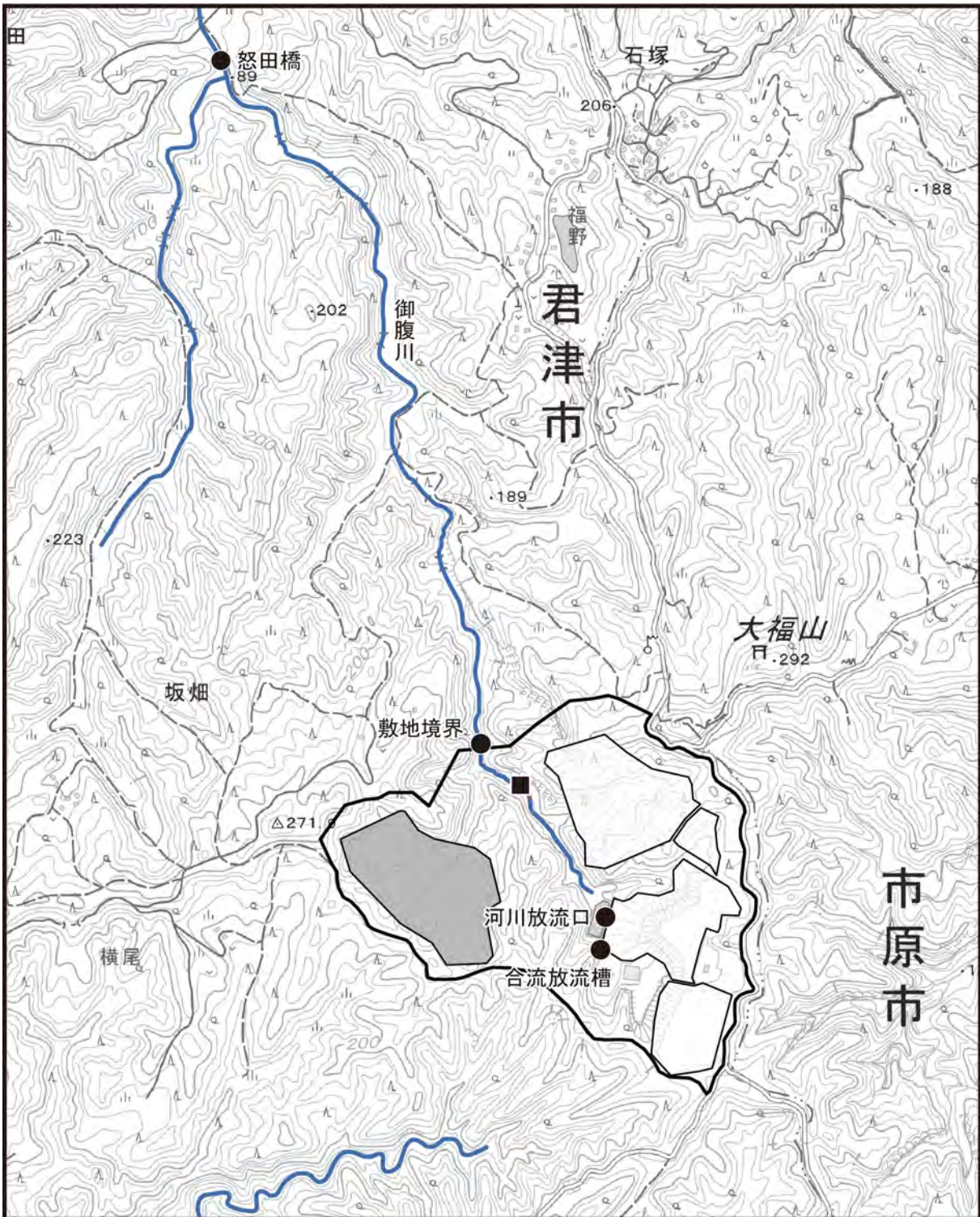
5. 君津環境整備センターによるモニタリング調査結果

君津環境整備センターでは、図 3-1-4.1 に示す合流放流槽、河川放流口、御腹川（敷地境界、怒田橋）でモニタリング調査を実施しており、平成 30～令和 4 年度の調査結果は表 3-1-4.11～表 3-1-4.13 に示すとおりである。

合流放流槽、河川放流口については、君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例に基づく排出水の要請限度を満足している。

御腹川（敷地境界、怒田橋）については、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、とも環境基準を達成している。浮遊物質量（SS）は第Ⅲ期の施工時に発生した濁水により環境基準を一部超過していた。

なお、河川放流口の排水は、令和 2 年度までは合流放流槽の排水（浸出水処理水）と雨水・地下水が混合されたものであった。令和 3 年度以降は、合流放流槽の排水が別経路になり、雨水と地下水のみとなったため、河川放流口については、水質調査を実施していない。また、新たな合流放流槽の排水（浸出水処理水）の放流口の位置は、図 3-1-4.1 に示すとおりである。



凡例

図 3-1-4.1 対象事業実施区域内水系及び水質測定地点位置図

● 水質調査地点

■ 浸出水処理水放流位置 (令和3年度以降)



対象事業実施区域

■ 増設埋立地

□ 既設埋立地

1:15,000



0 300 600m

表 3-1-4.11 合流放流槽の水質の状況（年度別平均値）

項目	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	排水基準	計画排水水質
ホルムアルデヒド及びその化合物	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01	0.005
シアン化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
有機りん化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	0.01
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.05	0.05
砒素及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.005 (<0.005-0.006)	<0.005	0.05	0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	0.0005
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	0.03
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	0.01
ジクロロメタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.2	0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1	0.02
1,1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.4	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	3	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02	0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06	0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03	0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2	0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	0.01
セレン及びその化合物	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1	0.01
ほう素及びその化合物	mg/L	0.32 (<0.05-0.71)	0.42 (0.08-1.6)	0.48 (<0.05-1.2)	0.40 (0.05-1.2)	0.31 (<0.05-1.6)	10	1.6
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.1 (<0.1-0.1)	0.1 (<0.1-0.2)	0.1 (0.1-0.2)	0.1 (<0.1-0.2)	0.1 (<0.1-0.2)	8	1.3
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	1.1 (0.35-2.0)	1.4 (0.19-2.9)	0.77 (0.32-1.6)	1.3 (0.25-3.1)	1.3 (0.22-3.8)	100	10
1,4-ジオキササン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5	0.5
水素イオン濃度	—	7.9 (7.7-8.1)	7.9 (7.4-8.1)	7.9 (7.4-8.0)	7.9 (7.8-8.0)	7.9 (7.8-8.0)	5.8-8.6	5.8-8.6
生物化学的酸素要求量	mg/L	1.0 (<0.5-2.2)	1.3 (0.7-2.6)	1.3 (0.7-2.5)	1.2 (0.9-2.1)	1.1 (<0.5-2.2)	20	3.1
化学的酸素要求量	mg/L	1.9 (0.6-3.7)	2.5 (1.2-4.2)	2.7 (1.3-4.1)	3.3 (1.7-4.2)	2.3 (1.2-3.3)	20	20
浮遊物質	mg/L	<1	<1	1(<1-1)	1(<1-2)	<1	40	20
鉱油類含有量	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	3	3
動植物油脂類含有量	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	5	5
フェノール類含有量	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5	0.5
銅含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1	0.1
亜鉛含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1	0.05
溶解性鉄含有量	mg/L	0.08 (0.05-0.11)	0.07 (<0.05-0.11)	0.08 (0.06-0.11)	0.09 (0.06-0.12)	0.09 (<0.05-0.13)	5	0.1
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.15 (0.10-0.22)	0.16 (0.08-0.31)	0.12 (0.09-0.21)	0.20 (0.11-0.36)	0.09 (<0.05-0.14)	5	0.1
クロム含有量	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.5	0.05
大腸菌群数	個/cm ³	<30	<30	<30	<30	<30	3000	3000
窒素含有量	mg/L	1.7 (0.7-3.7)	2.6 (0.4-5.7)	1.6 (0.9-4.0)	2.0 (0.6-3.7)	1.6 (0.3-3.9)	120	19
りん含有量	mg/L	0.12 (0.07-0.19)	0.14 (0.08-0.27)	0.11 (0.07-0.17)	0.10 (0.06-0.17)	0.13 (0.08-0.28)	16	16
塩化物イオン	mg/L	280 (120-970)	467 (130-840)	429 (35-830)	498 (160-750)	431 (19-1200)	—	2500
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.0014	0.00016	0.000025	0.000040	0.000078	10	0.1

注1) ダイオキシン類は年1回の測定、それ以外の項目は年12回の測定

2) 排水基準：君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例に基づく排水基準、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質排出基準

3) 計画排水水質は第3水処理施設の稼働にともない令和4年12月に変更した。

4) ()の数値は測定値の最小値～最大値、定量下限値未満は定量下限値に置き換えて平均値を算出
出典「君津環境整備センター環境調査 年報」（新井総合施設株式会社）

表 3-1-4.12 河川放流口の水質の状況 (年度別平均値)

項目	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	排水基準	計画排水水質
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	0.01	0.005
シアン化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出
有機りん化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出
鉛及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	0.1	0.01
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	—	—	0.05	0.05
砒素及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	0.05	0.01
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	0.0005	0.0005
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出
PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	—	—	不検出	不検出
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	0.1	0.03
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	0.1	0.01
ジクロロメタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	0.2	0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	0.02	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	0.04	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	1	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	0.4	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	3	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	0.06	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	0.02	0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	0.06	0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	0.03	0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	0.2	0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	0.1	0.01
セレン及びその化合物	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	0.1	0.01
ほう素及びその化合物	mg/L	0.35 (0.21-0.49)	0.15 (0.06-0.23)	1.0	—	—	10	1.6
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.1 (<0.1-0.1)	0.2 (0.1-0.2)	0.1	—	—	8	1.3
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	0.86 (0.78-0.93)	1.3 (0.97-1.6)	1.0	—	—	100	10
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	0.5	0.5
水素イオン濃度	—	8.0 (7.9-8.2)	7.9 (7.6-8.2)	7.9 (7.7-8.0)	—	—	5.8-8.6	5.8-8.6
生物学的酸素要求量	mg/L	1.7 (0.7-4.1)	2.8 (1.0-6.6)	2.5 (1.5-6.0)	—	—	20	3.1
化学的酸素要求量	mg/L	2.8 (1.0-4.7)	3.7 (2.2-6.0)	4.4 (2.8-6.1)	—	—	20	20
浮遊物質	mg/L	5(<1-33)	2(<1-8)	3(<1-18)	—	—	40	20
鉱油類含有量	mg/L	<1	<1	<1	—	—	3	3
動植物油脂類含有量	mg/L	<1	<1	<1	—	—	5	5
フェノール類含有量	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	0.5	0.5
銅含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	—	—	1	0.05
亜鉛含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	—	—	1	0.1
溶解性鉄含有量	mg/L	0.07 (<0.05-0.09)	0.08 (0.05-0.10)	0.09	—	—	5	0.1
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.13 (0.10-0.15)	0.18 (0.11-0.25)	0.11	—	—	5	0.1
クロム含有量	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	—	—	0.5	0.05
大腸菌群数	個/cm ²	<30	<30	<30	—	—	3000	3000
窒素含有量	mg/L	1.7 (0.6-3.6)	1.6 (0.4-3.3)	1.4 (0.7-2.9)	—	—	120	19
りん含有量	mg/L	0.13 (0.07-0.21)	0.12 (0.08-0.21)	0.10 (0.07-0.13)	—	—	16	16

注1) 排水基準：君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例に基づく排水基準

2) 計画排水水質は第3水処理施設の稼働にともない令和4年12月に変更した。

3) ()の数値は測定値の最小値～最大値、定量下限値未満は定量下限値に置き換えて平均値を算出
 出典「君津環境整備センター環境調査 年報」(新井総合施設株式会社)

表 3-1-4.13(1) 御腹川（敷地境界）の水質の状況（年度別平均値）

項目	単位	令和3年度	令和4年度	環境基準	整合を図るべき基準
水素イオン濃度	—	8.1 (8.0~8.3)	8.2 (8.0~8.5)	6.5~8.5	—
生物化学的酸素要求量	mg/L	1.0 (0.7~1.7)	1.4 (<0.5~5.3)	2.0	2.0
化学的酸素要求量	mg/L	5.3 (4.3~7.6)	6.5 (3.1~20)	—	—
浮遊物質量	mg/L	47 (2~230)	177 (2~1000)	25	25
窒素含有量	mg/L	1.8 (0.7~3.4)	1.7 (0.6~4.2)	—	—
りん含有量	mg/L	0.08 (0.05~0.12)	0.14 (0.06~0.28)	—	16
塩化物イオン	mg/L	383 (180~520)	372 (8~830)	—	—

注1) 公共用水の水質汚濁に関する環境基準。ただしA類型の環境基準

2) 「君津環境管理センター増設事業に係る環境影響評価書」（平成21年5月、新井総合施設株式会社）による。

3) ()の数値は測定値の最小値~最大値

出典「君津環境整備センター環境調査 年報」（新井総合施設株式会社）

表 3-1-4.13(2) 御腹川（怒田橋）の水質の状況（年度別平均値）

項目	単位	令和3年度	令和4年度	環境基準	整合を図るべき基準
水素イオン濃度	—	8.0 (7.9~8.1)	8.1 (7.8~8.3)	6.5~8.5	—
生物化学的酸素要求量	mg/L	0.6 (<0.5~1.0)	0.8 (<0.5~1.7)	2.0	—
化学的酸素要求量	mg/L	4.5 (2.6~8.3)	5.0 (3.4~10)	—	8
浮遊物質量	mg/L	49 (1~270)	39 (1~250)	25	—
窒素含有量	mg/L	1.0 (0.8~1.3)	1.0 (0.5~1.5)	—	4
りん含有量	mg/L	0.06 (0.04~0.13)	0.08 (0.04~0.17)	—	—
塩化物イオン	mg/L	67 (21~110)	123 (20~350)	—	500

注1) 公共用水の水質汚濁に関する環境基準。ただしA類型の環境基準

2) 「君津環境管理センター増設事業に係る環境影響評価書」（平成21年5月、新井総合施設株式会社）による。

3) ()の数値は測定値の最小値~最大値

出典「君津環境整備センター環境調査 年報」（新井総合施設株式会社）

6. ダイオキシン類の状況

対象事業実施区域周辺の河川水及び貯水池のダイオキシン類の測定結果は表 3-1-4.14 に示すとおりであり、測定した養老川（持田崎橋：図 3-1-4.1 の地点 8）、小櫃川（門生橋：同 地点 1、岩田橋：同 地点 4）、御腹川（御腹川橋：同 地点 6）、亀山ダム貯水池（堤体直上流部：同 地点 11、亀山大橋：同 地点 12、小月橋：同 地点 14）で環境基準を達成している。

表 3-1-4.14 河川水及び貯水池のダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/L)

水域名	測定地点名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	環境基準
養老川	持田崎橋	0.081	0.068	0.062	0.072	0.027	1 以下
小櫃川	門生橋	—	—	—	—	0.071	
	岩田橋	—	—	0.21	—	—	
御腹川	御腹川橋	—	—	—	0.074	—	
亀山ダム貯水池	堤体直上流部	0.065	0.047	0.074	0.080	0.082	
	亀山大橋	—	—	0.076	—	—	
	小月橋	—	0.053	—	—	—	

出典「平成 30～令和 4 年度 ダイオキシン類に係る公共用水域（水質・底質）測定結果」（千葉県環境生活部）

7. 地下水水質の状況

(1) 君津市及び市原市における地下水水質測定結果

対象事業実施区域に最寄りの調査地点における地下水水質の状況は、表 3-1-4. 15 に示すとおりであり、全地点で環境基準を達成している。

表 3-1-4. 15 地下水水質の状況（令和4年度）

（単位：mg/L）

市名	君津市	市原市	環境基準
地区名	山滝野	戸面	
井戸深度	90m	60m	
用途区分	水道水源	一般飲用	
カドミウム	不検出	不検出	0.003mg/L 以下
全シアン	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	不検出	不検出	0.01mg/L 以下
六価クロム	不検出	不検出	0.02mg/L 以下
砒素	0.007	0.001	0.01mg/L 以下
総水銀	不検出	不検出	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	—	—	検出されないこと
P C B	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	不検出	不検出	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	不検出	不検出	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	不検出	不検出	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	不検出	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	不検出	不検出	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	0.002mg/L 以下
チウラム	不検出	不検出	0.006mg/L 以下
シマジン	不検出	不検出	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	不検出	不検出	0.02mg/L 以下
ベンゼン	不検出	不検出	0.01mg/L 以下
セレン	不検出	不検出	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.67	1.6	10mg/L 以下
ふっ素	不検出	不検出	0.8mg/L 以下
ほう素	不検出	不検出	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	0.05mg/L 以下

注) 環境基準：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

出典「公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書（令和4年度）」（千葉県環境生活部）

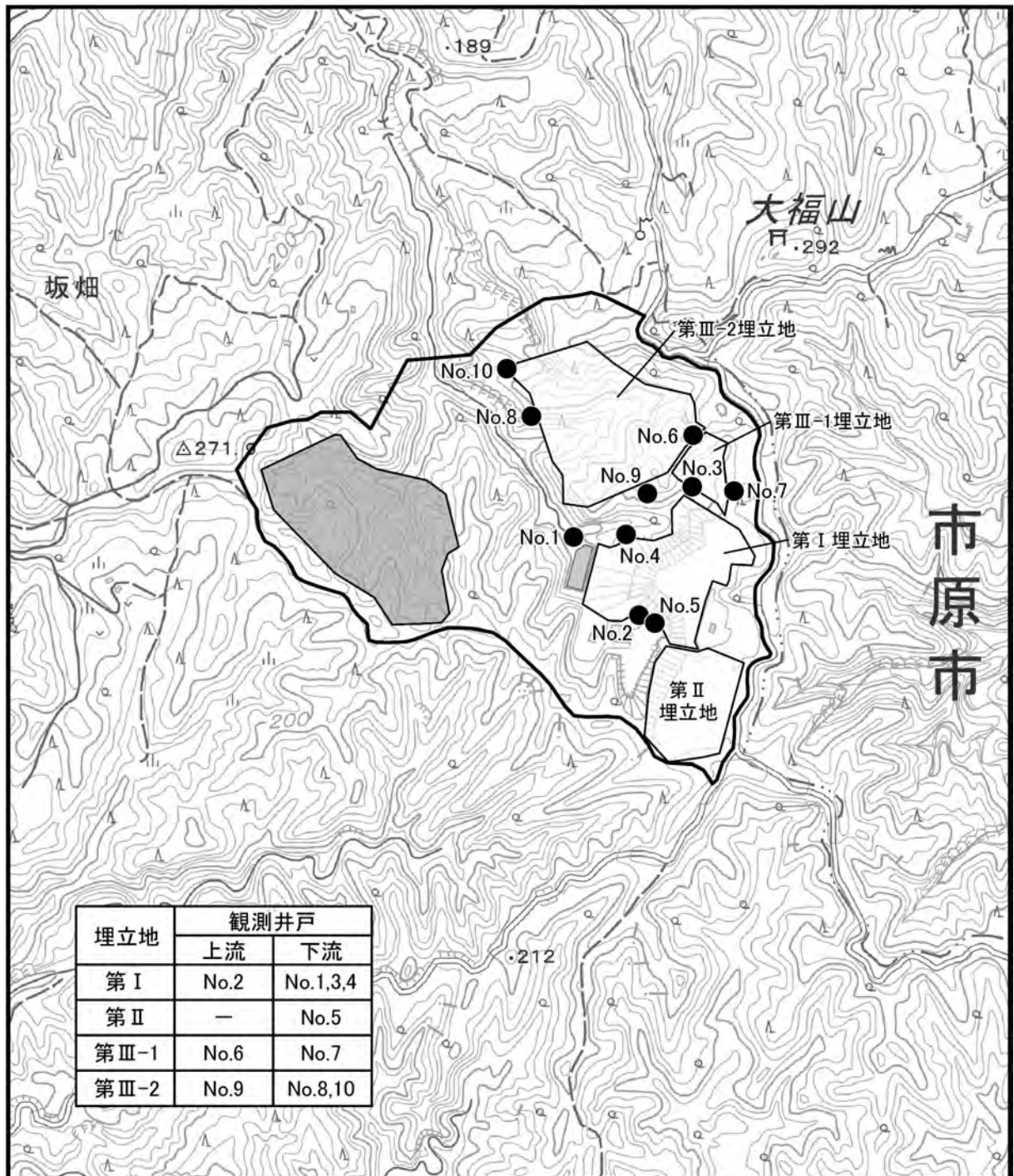
(2) 君津環境整備センターにおける地下水モニタリング調査結果

君津環境整備センターでは、場内にモニタリング井戸を設置し地下水の水質モニタリングを実施している。主に第Ⅰ埋立地からの影響を監視するためモニタリング井戸 No. 1～No. 4、第Ⅱ埋立地からの影響を監視するためモニタリング井戸 No. 5、第Ⅲ-1 埋立地からの影響を監視するため No. 6～No. 7、第Ⅲ-2 埋立地からの影響を監視するため No. 8～No. 10 をそれぞれ設置している。

モニタリング井戸の位置を図 3-1-4.2 に、平成 30～令和 4 年度の測定結果を表 3-1-4.16 に示す。

地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目については、モニタリング井戸 No. 1 と No. 5 の砒素が環境基準を超えているが、その他の地点、すべての項目で環境基準を達成している。

なお、砒素の環境基準超過は、事業実施区域の土壤中に自然由来の砒素が含まれているためと考えられる。



埋立地	観測井戸	
	上流	下流
第 I	No.2	No.1,3,4
第 II	—	No.5
第 III-1	No.6	No.7
第 III-2	No.9	No.8,10

図 3-1-4.2 モニタリング井戸位置図

凡 例

● 地下水モニタリング井戸



対象事業実施区域

■ 増設埋立地

□ 既設埋立地



1:12,500

0 250 500m

表 3-1-4. 16(1) モニタリング井戸No.1 の水質の状況 (年度別平均値)

分析項目	単位	通水開始時	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	環境基準
水素イオン濃度指数(pH)	—	7.1	7.3(7.1~7.5)	7.2(7.2~7.6)	7.2(7.2~7.4)	7.2(7.1~7.4)	7.1(6.9~7.5)	—
生物化学的酸素要求量	mg/L	<0.5	0.5(<0.5~0.8)	0.6(<0.5~1.1)	0.6(<0.5~0.9)	0.6(<0.5~1.0)	0.7(<0.5~1.4)	—
化学的酸素要求量	mg/L	3.0	4.8(4.3~7.0)	5.0(4.3~5.5)	5.1(4.2~6.7)	4.9(4.4~5.3)	5.7(4.8~8.3)	—
塩化物イオン	mg/L	20	25(16~30)	21(12~33)	16(11~21)	46(13~70)	278(68~500)	—
電気伝導率	mS/m	36	46(43~55)	54(47~58)	54(53~59)	76(72~80)	139(79~200)	—
カドミウム	mg/L	<0.002	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
六価クロム	mg/L	<0.04	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05
砒素	mg/L	0.009	0.010 (0.008~0.012)	0.011 (0.008~0.014)	0.009 (0.008~0.011)	0.014 (0.012~0.015)	0.011 (0.010~0.012)	0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
ジクロロメタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
クロロエチレン	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.34	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	10
ふっ素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.8
ほう素	mg/L	—	0.09 (0.08~0.09)	0.08 (0.08~0.09)	0.08 (0.08~0.09)	0.07 (0.06~0.07)	0.07 (0.06~0.07)	1
1,4-ジオキサン	mg/L	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05
浮遊物質	mg/L	31	11	9	19	16	30	—
鉱油類含有量	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	—
動植物油脂類含有量	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	—
フェノール類含有量	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—
銅含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
亜鉛含有量	mg/L	1.0	0.38	0.25	0.36	0.21	0.31	—
溶解性鉄含有量	mg/L	1.4	0.50	0.91	0.40	0.10	0.51	—
溶解性マンガン含有量	mg/L	1.3	1.4	1.8	2.3	2.9	6.0	—
クロム含有量	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	—
大腸菌群数	個/cm ³	0	<30	<30	<30	<30	<30	—
窒素含有量	mg/L	—	0.6	0.5	0.6	0.5	1.2	—
りん含有量	mg/L	—	0.11	0.08	0.08	0.08	0.05	—
アモニア、アモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	—	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
有機燐化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	0.000041	0.00017	0.000023	0.000024	0.000050	1

注1) 通水開始時期 (埋立開始前) : H16. 3、採水回数 : pH から電気伝導率は年12回、それ以外の項目は年1~4回

2) 環境基準 : 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」

3) () の数値は測定値の最小値~最大値、「—」は分析を実施していない項目

4) モニタリング井戸No.1 の諸元 : 管頭高 TP140.6m、深度 25.0m、ストレーナー位置 TP115.6~123.6m

出典 「君津環境整備センター環境調査 年報」 (新井総合施設株式会社)

表 3-1-4. 17(2) モニタリング井戸No.2 の水質の状況 (年度別平均値)

分析項目	単位	通水開始時	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	環境基準
水素イオン濃度指数(pH)	—	8.0	7.7(7.0~8.0)	/	/	/	/	—
生物化学的酸素要求量	mg/L	<0.5	8.0(2.8~10)	/	/	/	/	—
化学的酸素要求量	mg/L	2.2	4.2(3.4~5.6)	/	/	/	/	—
塩化物イオン	mg/L	11	14(13~15)	/	/	/	/	—
電気伝導率	mS/m	51	63(61~65)	/	/	/	/	—
カドミウム	mg/L	<0.002	/	/	/	/	/	0.003
全シアン	mg/L	不検出	/	/	/	/	/	不検出
鉛	mg/L	<0.005	/	/	/	/	/	0.01
六価クロム	mg/L	<0.04	/	/	/	/	/	0.05
砒素	mg/L	<0.005	/	/	/	/	/	0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	/	/	/	/	/	0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	/	/	/	/	/	不検出
PCB	mg/L	不検出	/	/	/	/	/	不検出
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	/	/	/	/	/	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	/	/	/	/	/	0.01
ジクロロメタン	mg/L	<0.001	/	/	/	/	/	0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	/	/	/	/	/	0.002
クロロエチレン	mg/L	—	/	/	/	/	/	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	/	/	/	/	/	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	/	/	/	/	/	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	/	/	/	/	/	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	/	/	/	/	/	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	/	/	/	/	/	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	/	/	/	/	/	0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	/	/	/	/	/	0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	/	/	/	/	/	0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	/	/	/	/	/	0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001	/	/	/	/	/	0.01
セレン	mg/L	<0.002	/	/	/	/	/	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.29	/	/	/	/	/	10
ふっ素	mg/L	0.2	/	/	/	/	/	0.8
ほう素	mg/L	0.51	/	/	/	/	/	1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	/	/	/	/	/	0.05
浮遊物質	mg/L	5	/	/	/	/	/	—
鉱油類含有量	mg/L	<1	/	/	/	/	/	—
動植物油脂類含有量	mg/L	<1	/	/	/	/	/	—
フェノール類含有量	mg/L	<0.005	/	/	/	/	/	—
銅含有量	mg/L	<0.05	/	/	/	/	/	—
亜鉛含有量	mg/L	2.4	/	/	/	/	/	—
溶解性鉄含有量	mg/L	<0.05	/	/	/	/	/	—
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.08	/	/	/	/	/	—
クロム含有量	mg/L	<0.03	/	/	/	/	/	—
大腸菌群数	個/cm ³	0	/	/	/	/	/	—
窒素含有量	mg/L	3.4	/	/	/	/	/	—
りん含有量	mg/L	0.06	/	/	/	/	/	—
アモニア、アモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	—	/	/	/	/	/	—
有機燐化合物	mg/L	不検出	/	/	/	/	/	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	/	/	/	/	/	1

- 注1) 通水開始時期(埋立開始前): H25. 1、採水回数: pH から電気伝導率は年12回、それ以外の項目は年1回
 2) 環境基準: 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」
 3) () の数値は測定値の最小値~最大値、「—」は分析を実施していない項目
 4) モニタリング井戸No.2 の諸元: 管頭高 TP187.5m、深度 20.0m、ストレーナー位置 TP167.0~175.0m
 5) 「/」は採水量不足により分析が不可能であった項目。平成30年度の調査では pH 等を分析する水量は確保できたが、有害物質関係は地下水位が回復しなかったため採水不可能となった。令和元年度~4年度においても地下水位が低かったため、採水が不可能であった。

出典 「君津環境整備センター環境調査 年報」(新井総合施設株式会社)

表 3-1-4. 17(3) モニタリング井戸No.3 の水質の状況 (年度別平均値)

分析項目	単位	通水開始時	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	環境基準
水素イオン濃度指数(pH)	—	7.2	6.9(6.8~7.0)	7.0(6.7~7.2)	7.0(6.8~7.1)	7.2(7.0~7.4)	7.1(6.9~7.3)	—
生物化学的酸素要求量	mg/L	1.0	1.0(<0.5~1.9)	1.7(<0.5~4.5)	1.5(0.7~3.2)	1.3(<0.5~2.6)	1.3(0.6~2.6)	—
化学的酸素要求量	mg/L	2.4	9.6(8.3~13)	11(3.5~23)	7.2(3.8~9.5)	7.4(4.6~10)	8.9(6.4~12)	—
塩化物イオン	mg/L	21	15(10~21)	9(8~13)	11(9~13)	11(8~14)	10(8~12)	—
電気伝導率	mS/m	12	58(48~62)	59(48~76)	47(40~58)	53(48~59)	54(49~61)	—
カドミウム	mg/L	<0.002	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.007	0.01
六価クロム	mg/L	<0.04	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	0.006	0.006	<0.005	<0.005	0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
ジクロロメタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
クロロエチレン	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.38	<0.06	0.31	0.39	0.17	0.60	10
ふっ素	mg/L	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.8
ほう素	mg/L	—	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1
1,4-ジオキサン	mg/L	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05
浮遊物質	mg/L	1	15	16	23	7	3	—
鉱油類含有量	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	—
動植物油脂類含有量	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	—
フェノール類含有量	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—
銅含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
亜鉛含有量	mg/L	16	0.26	0.06	0.08	0.06	<0.05	—
溶解性鉄含有量	mg/L	<0.05	2.2	1.1	0.07	0.14	0.18	—
溶解性マンガン含有量	mg/L	<0.05	4.3	4.3	3.7	6.9	4.2	—
クロム含有量	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	—
大腸菌群数	個/cm ³	0	<30	<30	<30	<30	<30	—
窒素含有量	mg/L	—	1.7	1.7	1.8	2.5	2.0	—
りん含有量	mg/L	—	0.02	0.04	0.03	0.03	0.04	—
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	—	0.27	0.49	0.58	0.59	0.74	—
有機燐化合物	mg/L	不検出	—	—	—	不検出	不検出	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	0.65	0.093	0.013	0.026	0.13	1

注1) 通水開始時期 (埋立開始前) : H16. 3、採水回数 : pH から電気伝導率は年12回、それ以外の項目は年1回
 2) 環境基準 : 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」
 3) ()の数は測定値の最小値~最大値、「—」は分析を実施していない項目
 4) モニタリング井戸No.3の諸元 : 管頭高 TP199.7m、深度 20.0m、ストレーナー位置 TP179.7~183.7m
 出典「君津環境整備センター環境調査 年報」(新井総合施設株式会社)

表 3-1-4. 17(4) モニタリング井戸No.4 の水質の状況 (年度別平均値)

分析項目	単位	通水開始時	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	環境基準
水素イオン濃度指数(pH)	—	6.8	6.7(6.6~6.9)	6.6(6.4~6.8)	6.5(6.5~6.6)	6.6(6.5~6.7)	6.6(6.5~6.7)	—
生物化学的酸素要求量	mg/L	<0.5	2.8(<0.5~24)	2.4(<0.5~20)	1.5(<0.5~3.7)	0.8(<0.5~2.1)	0.7(<0.5~1.4)	—
化学的酸素要求量	mg/L	2.2	10(1.8~61)	2.9(1.9~9.3)	5.3(2.5~12)	3.2(2.0~6.3)	12(2.2~110)	—
塩化物イオン	mg/L	20	29(22~33)	19(16~22)	18(15~22)	18(14~24)	16(13~18)	—
電気伝導率	mS/m	82	72(70~73)	71(64~74)	70(68~74)	66(62~70)	63(61~64)	—
カドミウム	mg/L	<0.002	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	mg/L	0.006	<0.005	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	0.01
六価クロム	mg/L	<0.04	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
ジクロロメタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
クロロエチレン	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.02	0.08	0.07	0.10	0.13	0.12	10
ふっ素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.8
ほう素	mg/L	—	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1
1,4-ジオキサン	mg/L	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05
浮遊物質	mg/L	2	7	10	34	25	6	—
鉱油類含有量	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	—
動植物油脂類含有量	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	—
フェノール類含有量	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—
銅含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
亜鉛含有量	mg/L	8.2	0.15	0.11	0.22	0.07	<0.05	—
溶解性鉄含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.06	0.08	<0.05	—
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.33	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
クロム含有量	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	—
大腸菌群数	個/cm ³	0	<30	110	<30	<30	<30	—
窒素含有量	mg/L	—	0.1	0.1	0.3	0.2	0.2	—
りん含有量	mg/L	—	0.09	0.09	0.15	0.09	0.05	—
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	—	0.05	<0.05	0.10	0.13	0.11	—
有機磷化合物	mg/L	不検出	—	—	—	不検出	不検出	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	—	—	—	—	0.089	1

注1) 通水開始時期(埋立開始前): H19. 1、採水回数: pH から電気伝導率は年12回、それ以外の項目は年1回

2) 環境基準: 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」

3) () の数値は測定値の最小値~最大値、「—」は分析を実施していない項目

4) モニタリング井戸No.4 の諸元: 管頭高 TP166. 3m、深度 50. 0m、ストレーナー位置 TP116. 3~124. 3m

出典 「君津環境整備センター環境調査 年報」(新井総合施設株式会社)

表 3-1-4. 17(5) モニタリング井戸No.5 の水質の状況 (年度別平均値)

分析項目	単位	通水開始時	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	環境基準
水素イオン濃度指数(pH)	—	6.8	7.4(7.0~8.0)	7.4(7.0~7.9)	7.4(7.0~7.9)	7.3(7.0~7.8)	7.6(7.0~8.0)	—
生物化学的酸素要求量	mg/L	<0.5	4.9(0.7~17)	2.6(0.5~7.6)	0.9(<0.5~2.2)	0.7(<0.5~1.1)	0.7(<0.5~1.2)	—
化学的酸素要求量	mg/L	2.2	2.2(1.4~4.4)	1.8(1.3~2.7)	1.7(1.3~2.2)	1.8(1.4~2.3)	2.2(1.4~3.3)	—
塩化物イオン	mg/L	11	16(12~18)	12(10~13)	20(12~34)	17(14~24)	16(14~18)	—
電気伝導率	mS/m	79	41(39~43)	42(39~43)	45(42~54)	49(46~52)	46(44~47)	—
カドミウム	mg/L	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	<0.005	0.01
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05
砒素	mg/L	<0.005	0.018	0.013	0.020	0.006	<0.005	0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
ジクロロメタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
クロロエチレン	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.14	<0.06	0.09	0.23	<0.06	0.08	10
ふっ素	mg/L	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.8
ほう素	mg/L	0.27	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05
浮遊物質	mg/L	4	8	20	51	24	5	—
鉱油類含有量	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	—
動植物油脂類含有量	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	—
フェノール類含有量	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—
銅含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
亜鉛含有量	mg/L	0.09	0.05	0.07	0.11	<0.05	<0.05	—
溶解性鉄含有量	mg/L	2.2	0.09	0.06	0.09	<0.05	<0.05	—
溶解性マンガン含有量	mg/L	1.1	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—
クロム含有量	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	—
大腸菌群数	個/cm ³	0	<30	44	<30	<30	<30	—
窒素含有量	mg/L	0.4	0.1	0.4	0.5	<0.1	0.2	—
りん含有量	mg/L	0.04	0.42	0.31	0.35	0.13	0.08	—
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	—	<0.05	0.06	0.23	<0.05	0.08	—
有機燐化合物	mg/L	不検出	—	—	—	不検出	不検出	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	—	—	0.28	0.0014	0.13	1

注1) 通水開始時期(埋立開始前): H25. 1、採水回数: pH から電気伝導率は年12回、それ以外の項目は年1回

2) 環境基準: 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」

3) () の数値は測定値の最小値~最大値、「—」は分析を実施していない項目

4) モニタリング井戸No.5 の諸元: 管頭高 TP196. 1m、深度 50. 7m、ストレーナー位置 TP145. 4~153. 4m

出典 「君津環境整備センター環境調査 年報」(新井総合施設株式会社)

表 3-1-4. 17(6) モニタリング井戸No.6 の水質の状況 (年度別平均値)

分析項目	単位	通水開始時	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	環境基準
水素イオン濃度指数(pH)	—	8.0	—	—	—	7.8(7.6~7.8)	7.7(7.3~8.2)	—
生物化学的酸素要求量	mg/L	2.1	—	—	—	1.7(0.8~3.9)	1.9(0.8~4.8)	—
化学的酸素要求量	mg/L	16	—	—	—	7.2(3.0~13)	6.9(4.8~10)	—
塩化物イオン	mg/L	10	—	—	—	11(10~13)	11(10~14)	—
電気伝導率	mS/m	64	—	—	—	63(55~71)	59(51~64)	—
カドミウム	mg/L	<0.0003	—	—	—	<0.0003	<0.0003	0.003
全シアン	mg/L	不検出	—	—	—	不検出	不検出	不検出
鉛	mg/L	0.30	—	—	—	0.008	<0.005	0.01
六価クロム	mg/L	<0.01	—	—	—	<0.01	<0.01	0.05
砒素	mg/L	0.016	—	—	—	<0.005	<0.005	0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	—	—	—	<0.0005	<0.0005	0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	—	—	—	不検出	不検出	不検出
PCB	mg/L	不検出	—	—	—	不検出	不検出	不検出
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001	0.01
ジクロロメタン	mg/L	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001	0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002	0.002
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	—	—	—	<0.0004	<0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002	0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006	0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	—	—	—	<0.0003	<0.0003	0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002	0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001	0.01
セレン	mg/L	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.06	—	—	—	0.18	0.15	10
ふっ素	mg/L	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1	0.8
ほう素	mg/L	<0.05	—	—	—	0.08	<0.05	1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005	0.05
浮遊物質	mg/L	840	—	—	—	93	130	—
鉱油類含有量	mg/L	<1	—	—	—	<1	<1	—
動植物油脂類含有量	mg/L	<1	—	—	—	<1	<1	—
フェノール類含有量	mg/L	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005	—
銅含有量	mg/L	<0.05	—	—	—	<0.05	0.06	—
亜鉛含有量	mg/L	<0.05	—	—	—	<0.05	0.07	—
溶解性鉄含有量	mg/L	0.18	—	—	—	0.20	0.28	—
溶解性マンガン含有量	mg/L	<0.05	—	—	—	<0.05	<0.05	—
クロム含有量	mg/L	<0.03	—	—	—	<0.03	<0.03	—
大腸菌群数	個/cm ³	<30	—	—	—	<30	<30	—
窒素含有量	mg/L	2.5	—	—	—	1.8	0.9	—
りん含有量	mg/L	0.05	—	—	—	0.44	0.17	—
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	0.05	—	—	—	0.18	0.15	—
有機燐化合物	mg/L	—	—	—	—	不検出	不検出	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	—	—	—	0.052	0.83	1

注1) 通水開始時期(埋立開始前): R3. 3、採水回数: pHから電気伝導率は年12回、それ以外の項目は年1回

2) 環境基準: 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」

3) ()の数値は測定値の最小値~最大値、「—」は分析を実施していない項目

4) モニタリング井戸No.6の諸元: 管頭高 TP229.9m、深度 69.4m、ストレーナー位置 TP161.0~169.0m

出典「君津環境整備センター環境調査年報」(新井総合施設株式会社)

表 3-1-4. 17(7) モニタリング井戸No.7 の水質の状況 (年度別平均値)

分析項目	単位	通水開始時	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	環境基準
水素イオン濃度指数(pH)	—	6.8	—	—	—	6.8(6.7~7.0)	6.8(6.7~6.9)	—
生物化学的酸素要求量	mg/L	1.2	—	—	—	0.7(<0.5~1.1)	0.8(<0.5~1.9)	—
化学的酸素要求量	mg/L	1.6	—	—	—	1.7(1.1~2.4)	1.4(0.9~2.4)	—
塩化物イオン	mg/L	14	—	—	—	15(14~16)	14(12~14)	—
電気伝導率	mS/m	40	—	—	—	38(36~41)	38(38~39)	—
カドミウム	mg/L	<0.0003	—	—	—	<0.0003	<0.0003	0.003
全シアン	mg/L	不検出	—	—	—	不検出	不検出	不検出
鉛	mg/L	0.009	—	—	—	<0.005	<0.005	0.01
六価クロム	mg/L	<0.01	—	—	—	<0.01	<0.01	0.05
砒素	mg/L	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005	0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	—	—	—	<0.0005	<0.0005	0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	—	—	—	不検出	不検出	不検出
PCB	mg/L	不検出	—	—	—	不検出	不検出	不検出
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001	0.01
ジクロロメタン	mg/L	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001	0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002	0.002
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	—	—	—	<0.0004	<0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002	0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006	0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	—	—	—	<0.0003	<0.0003	0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002	0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001	0.01
セレン	mg/L	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	3.8	—	—	—	3.9	4.1	10
ふっ素	mg/L	<0.1	—	—	—	<0.1	<0.1	0.8
ほう素	mg/L	<0.05	—	—	—	<0.05	<0.05	1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005	0.05
浮遊物質	mg/L	150	—	—	—	13	35	—
鉱油類含有量	mg/L	<1	—	—	—	<1	<1	—
動植物油脂類含有量	mg/L	<1	—	—	—	<1	<1	—
フェノール類含有量	mg/L	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005	—
銅含有量	mg/L	<0.05	—	—	—	<0.05	<0.05	—
亜鉛含有量	mg/L	<0.05	—	—	—	<0.05	<0.05	—
溶解性鉄含有量	mg/L	0.18	—	—	—	<0.05	<0.05	—
溶解性マンガン含有量	mg/L	<0.05	—	—	—	<0.05	<0.05	—
クロム含有量	mg/L	<0.03	—	—	—	<0.03	<0.03	—
大腸菌群数	個/cm ³	<30	—	—	—	<30	<30	—
窒素含有量	mg/L	3.9	—	—	—	4.0	4.3	—
りん含有量	mg/L	0.11	—	—	—	0.10	0.12	—
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	3.8	—	—	—	3.9	4.1	—
有機燐化合物	mg/L	—	—	—	—	不検出	不検出	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	—	—	—	0.00034	0.36	1

注1) 通水開始時期 (埋立開始前) : R3. 3、採水回数 : pH から電気伝導率は年12回、それ以外の項目は年1回

2) 環境基準 : 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」

3) () の数値は測定値の最小値~最大値、「—」は分析を実施していない項目

4) モニタリング井戸No.7 の諸元 : 管頭高 TP218.5m、深度 29.0m、ストレーナー位置 TP190.0~198.0m

出典「君津環境整備センター環境調査 年報」(新井総合施設株式会社)

表 3-1-4. 17(8) モニタリング井戸No.8 の水質の状況 (年度別平均値)

分析項目	単位	通水開始時	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	環境基準
水素イオン濃度指数(pH)	—	7.5	—	—	—	—	7.5(7.3~7.6)	—
生物化学的酸素要求量	mg/L	1.5	—	—	—	—	0.7(<0.5~1.2)	—
化学的酸素要求量	mg/L	3.3	—	—	—	—	2.2(1.2~2.8)	—
塩化物イオン	mg/L	6	—	—	—	—	5(4~5)	—
電気伝導率	mS/m	32	—	—	—	—	21(16~25)	—
カドミウム	mg/L	<0.0003	—	—	—	—	<0.0003	0.003
全シアン	mg/L	不検出	—	—	—	—	不検出	不検出
鉛	mg/L	<0.005	—	—	—	—	<0.005	0.01
六価クロム	mg/L	<0.01	—	—	—	—	0.03	0.05
砒素	mg/L	<0.005	—	—	—	—	<0.005	0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	—	—	—	—	<0.0005	0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	—	—	—	—	不検出	不検出
PCB	mg/L	不検出	—	—	—	—	不検出	不検出
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	<0.001	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	<0.001	0.01
ジクロロメタン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	<0.001	0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	0.002
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	—	—	—	—	<0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	<0.001	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	<0.001	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	<0.001	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	—	—	—	—	<0.0006	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	—	—	—	—	<0.0006	0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	—	—	—	—	<0.0003	0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	—	—	—	—	<0.002	0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	<0.001	0.01
セレン	mg/L	<0.002	—	—	—	—	<0.002	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.9	—	—	—	—	0.93	10
ふっ素	mg/L	<0.1	—	—	—	—	<0.1	0.8
ほう素	mg/L	<0.05	—	—	—	—	<0.05	1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	—	—	—	—	<0.005	0.05
浮遊物質	mg/L	—	—	—	—	—	29	—
鉱油類含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<1	—
動植物油脂類含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<1	—
フェノール類含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<0.005	—
銅含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<0.05	—
亜鉛含有量	mg/L	—	—	—	—	—	0.05	—
溶解性鉄含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<0.05	—
溶解性マンガン含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<0.05	—
クロム含有量	mg/L	—	—	—	—	—	0.03	—
大腸菌群数	個/cm ³	—	—	—	—	—	<30	—
窒素含有量	mg/L	—	—	—	—	—	1.1	—
りん含有量	mg/L	—	—	—	—	—	0.07	—
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	—	—	—	—	—	0.93	—
有機リン化合物	mg/L	不検出	—	—	—	—	不検出	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.088	—	—	—	—	0.11	1

注1) 通水開始時期(埋立開始前): R4. 11、採水回数: pH から電気伝導率は年12回、それ以外の項目は年1回

2) 環境基準: 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」

3) () の数値は測定値の最小値~最大値、「—」は分析を実施していない項目

4) モニタリング井戸No.8 の諸元: 管頭高 TP152.0m、深度 13.5m、ストレーナー位置 TP138.6~146.5m

出典 「君津環境整備センター環境調査 年報」(新井総合施設株式会社)

表 3-1-4. 17(9) モニタリング井戸No.9 の水質の状況（年度別平均値）

分析項目	単位	通水開始時	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	環境基準
水素イオン濃度指数(pH)	—	7.1	—	—	—	—	—	—
生物化学的酸素要求量	mg/L	16	—	—	—	—	—	—
化学的酸素要求量	mg/L	5.5	—	—	—	—	—	—
塩化物イオン	mg/L	360	—	—	—	—	—	—
電気伝導率	mS/m	180	—	—	—	—	—	—
カドミウム	mg/L	<0.0003	—	—	—	—	—	0.003
全シアン	mg/L	不検出	—	—	—	—	—	不検出
鉛	mg/L	<0.005	—	—	—	—	—	0.01
六価クロム	mg/L	<0.01	—	—	—	—	—	0.05
砒素	mg/L	<0.005	—	—	—	—	—	0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	—	—	—	—	—	0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	—	—	—	—	—	不検出
PCB	mg/L	不検出	—	—	—	—	—	不検出
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	—	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	—	0.01
ジクロロメタン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	—	0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	—	—	—	—	—	0.002
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	—	—	—	—	—	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	—	—	—	—	—	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	—	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	—	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	—	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	—	—	—	—	—	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	—	—	—	—	—	0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	—	—	—	—	—	0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	—	—	—	—	—	0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	—	—	—	—	—	0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	—	0.01
セレン	mg/L	<0.002	—	—	—	—	—	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.07	—	—	—	—	—	10
ふっ素	mg/L	<0.1	—	—	—	—	—	0.8
ほう素	mg/L	<0.05	—	—	—	—	—	1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	—	—	—	—	—	0.05
浮遊物質	mg/L	—	—	—	—	—	—	—
鉱油類含有量	mg/L	—	—	—	—	—	—	—
動植物油脂類含有量	mg/L	—	—	—	—	—	—	—
フェノール類含有量	mg/L	—	—	—	—	—	—	—
銅含有量	mg/L	—	—	—	—	—	—	—
亜鉛含有量	mg/L	—	—	—	—	—	—	—
溶解性鉄含有量	mg/L	—	—	—	—	—	—	—
溶解性マンガン含有量	mg/L	—	—	—	—	—	—	—
クロム含有量	mg/L	—	—	—	—	—	—	—
大腸菌群数	個/cm ³	—	—	—	—	—	—	—
窒素含有量	mg/L	—	—	—	—	—	—	—
りん含有量	mg/L	—	—	—	—	—	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	—	—	—	—	—	—	—
有機燐化合物	mg/L	不検出	—	—	—	—	—	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	—	—	—	—	—	1

- 注1) 通水開始時期（埋立開始前）：R4. 10、採水回数：pHから電気伝導率は年12回、それ以外の項目は年1回
 2) 環境基準：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」
 3) ()の数值は測定値の最小値～最大値、「—」は分析を実施していない項目
 4) モニタリング井戸No.9の諸元：管頭高 TP206.6m、深度 27.1m、ストレーナー位置 TP180.0～188.0m
 5) 令和4年度の水質は、地下水位が低かったため、採水が不可能であった。

出典「君津環境整備センター環境調査 年報」（新井総合施設株式会社）

表 3-1-4. 17(10) モニタリング井戸№.10 の水質の状況 (年度別平均値)

分析項目	単位	通水開始時	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	環境基準
水素イオン濃度指数(pH)	—	7.8	—	—	—	—	7.9(7.8~8.0)	—
生物化学的酸素要求量	mg/L	0.9	—	—	—	—	1.1(0.8~2.1)	—
化学的酸素要求量	mg/L	4.4	—	—	—	—	2.1(1.7~2.4)	—
塩化物イオン	mg/L	8	—	—	—	—	8(7-9)	—
電気伝導率	mS/m	30	—	—	—	—	30(28-30)	—
カドミウム	mg/L	<0.0003	—	—	—	—	<0.0003	0.003
全シアン	mg/L	不検出	—	—	—	—	不検出	不検出
鉛	mg/L	<0.005	—	—	—	—	0.006	0.01
六価クロム	mg/L	<0.01	—	—	—	—	<0.01	0.05
砒素	mg/L	<0.005	—	—	—	—	<0.005	0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	—	—	—	—	<0.0005	0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	—	—	—	—	不検出	不検出
PCB	mg/L	不検出	—	—	—	—	不検出	不検出
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	<0.001	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	<0.001	0.01
ジクロロメタン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	<0.001	0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	0.002
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	—	—	—	—	<0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	<0.001	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	<0.001	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	<0.001	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	—	—	—	—	<0.0006	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	—	—	—	—	<0.0002	0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	—	—	—	—	<0.0006	0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	—	—	—	—	<0.0003	0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	—	—	—	—	<0.002	0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001	—	—	—	—	<0.001	0.01
セレン	mg/L	<0.002	—	—	—	—	<0.002	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.27	—	—	—	—	0.19	10
ふっ素	mg/L	0.1	—	—	—	—	<0.1	0.8
ほう素	mg/L	<0.05	—	—	—	—	<0.05	1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	—	—	—	—	<0.005	0.05
浮遊物質	mg/L	—	—	—	—	—	14	—
鉱油類含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<1	—
動植物油脂類含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<1	—
フェノール類含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<0.005	—
銅含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<0.05	—
亜鉛含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<0.05	—
溶解性鉄含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<0.05	—
溶解性マンガン含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<0.05	—
クロム含有量	mg/L	—	—	—	—	—	<0.03	—
大腸菌群数	個/cm ³	—	—	—	—	—	<30	—
窒素含有量	mg/L	—	—	—	—	—	0.4	—
りん含有量	mg/L	—	—	—	—	—	0.07	—
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	—	—	—	—	—	0.26	—
有機リン化合物	mg/L	不検出	—	—	—	—	不検出	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.36	—	—	—	—	0.022	1

注1) 通水開始時期(埋立開始前): R3. 3、採水回数: pHから電気伝導率は年12回、それ以外の項目は年1回

2) 環境基準: 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」

3) ()の数値は測定値の最小値~最大値、「—」は分析を実施していない項目

4) モニタリング井戸№.10の諸元: 管頭高 TP179.7m、深度 83.0m、ストレーナー位置 TP98.7~108.7m

出典「君津環境整備センター環境調査 年報」(新井総合施設株式会社)

3-1-5 水底の底質の状況

1. 君津市及び市原市における底質調査結果

対象事業実施区域周辺の河川等の底質のダイオキシン類の測定結果は表 3-1-5.1 に示すとおりであり、底質に係る環境基準を達成している。

表 3-1-5.1 底質のダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/g)

水域名	測定地点名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	環境基準
養老川上流	持田崎橋	0.042	0.25	0.19	0.17	0.14	150 以下
御腹川	御腹川橋	—	—	—	0.13	—	
亀山ダム貯水池	堤体直上流部	—	—	—	14	—	

出典「平成 30～令和 4 年度 ダイオキシン類に係る公共用水域（水質・底質）測定結果」（千葉県環境生活部）

2. 「第Ⅱ期環境影響評価書（H21）」における調査結果

「第Ⅱ期環境影響評価書（H21）」によると、平成 18 年 8 月及び平成 19 年 1 月に御腹川の水質調査地点（前出図 3-1-3.1 中の①～④）で実施した底質調査結果は、溶出量については、参考にした水質に係る環境基準を満足する濃度を示しているが、調査地点①で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類が他の地点より高い値を示している。これらの項目については、ダイオキシン類以外は水質の調査結果でも高い値を示している。なお、銅、亜鉛等は各地点とも同様な値を示している。

また、含有量については、ダイオキシン類は環境基準を満足しており、総水銀、PCB についても、底質の暫定除去基準を満足している。有機物質では、調査地点①で化学的酸素要求量が他の地点より高い値がみられるが、他の項目は各地点ともほぼ同様な値を示している。調査地点①の化学的酸素要求量は水質でも他の地点より高い値になっており、浸出水処理水の影響を受けていると考えられる。

なお、溶出量試験は「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48 年 2 月 環告第 14 号）、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 環告第 68 号）等に定める方法、含有量試験は「底質調査方法について」（平成 24 年 8 月 環水大水発 120725002 号）等に掲げる方法によった。

表 3-1-5.2 底質現地調査結果（溶出量）

項目	単位	調査地点（図 3-1-3.1 に対応）					環境基準 （参考）
		①	②'	②	③	④	
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	(0.01)
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	(不検出)
鉛	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	(0.01)
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	(0.05)
砒素	mg/L	0.003	0.002	0.001	0.002	0.002	(0.01)
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(0.0005)
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(不検出)
P C B	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(不検出)
セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	(0.01)
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	0.29	<0.05	0.09	0.07	0.16	(10)
ふっ素	mg/L	0.5	<0.1	0.1	0.1	<0.1	(0.8)
ほう素	mg/L	0.10	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	(1)
銅	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—
亜鉛	mg/L	0.010	0.009	0.006	0.007	0.006	—
鉄	mg/L	3.6	9.7	2.7	2.7	2.5	—
マンガン	mg/L	0.07	<0.05	<0.05	0.05	0.07	—
クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.36	0.024	0.034	0.023	0.023	(1)

注1) 調査年：平成18年8月、平成19年1月

2) 濃度：調査地点①, ②, ③, ④は年2回の平均値、調査地点②'は年1回の測定値

3) 環境基準は、水質汚濁に係る環境基準を参考に示した。

出典「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」（平成21年5月、新井総合施設株式会社）

表 3-1-5.3 底質現地調査結果 (含有量)

項目	単位	調査地点 (図 3-1-3.1 に対応)					環境基準等
		①	②'	②	③	④	
カドミウム	mg/kg	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—
全シアン	mg/kg	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—
鉛	mg/kg	4.2	1.6	2.8	2.9	2.6	—
六価クロム	mg/kg	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—
砒素	mg/kg	1.5	1.3	2.3	1.4	1.6	—
総水銀	mg/kg	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	25
アルキル水銀	mg/kg	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—
PCB	mg/kg	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	10
セレン	mg/kg	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	—
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/kg	1.4	0.9	0.8	0.6	1.4	—
ふっ素	mg/kg	26	22	21	23	23	—
ほう素	mg/kg	7.7	3.5	4.9	5.2	4.7	—
銅	mg/kg	9.2	4.3	7.3	7.0	6.6	—
亜鉛	mg/kg	57	25	45	43	46	—
鉄	mg/kg	18,500	9,400	22,500	20,500	21,000	—
マンガン	mg/kg	260	130	255	610	370	—
クロム	mg/kg	73	83	74	38	41	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	0.59	0.16	0.22	0.17	0.19	150
硫化物	mg/g	0.03	0.04	0.04	0.02	0.04	—
強熱減量	%	2.1	0.7	1.0	1.9	0.9	—
化学的酸素要求量	mg/g	7.4	0.3	0.5	0.5	0.5	—

注1) 調査年：平成18年8月、平成19年1月

2) 濃度：調査地点①, ②, ③, ④は年2回の平均値、調査地点②'は年1回の測定値

3) ダイオキシン類に係る基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」に基づく。総水銀及びPCBの基準値は、「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月 環水管119号)に基づく。

出典「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」(平成21年5月、新井総合施設株式会社)

3. 「第Ⅲ期環境影響評価書 (H28)」における調査結果

「第Ⅲ期環境影響評価書 (H28)」によると、平成24年8月及び平成25年2月に御腹川の上流、中流、下流等の6地点(図3-1-3.1参照)で実施した底質調査結果は、溶出量について、参考に示した水質に係る環境基準を満足する濃度を示しているが、調査地点①'(放流先)でふっ素、ほう素、ダイオキシン類が他の地点よりやや高い値を示している。これらの項目については、水質の調査結果でもやや高い値を示している。なお、「第Ⅱ期環境影響評価書 (H21)」における調査結果と比較した場合、やや減少している。銅、亜鉛等は各地点とも同様な値を示している。

また、含有量については、ダイオキシン類は環境基準を満足しており、総水銀、PCBについても、底質の暫定除去基準を満足している。有機物質では、各項目・各地点とも概ね同様な値を示している。なお、「第Ⅱ期環境影響評価書 (H21)」における調査結果と比較した場合、調査地点①'(放流先)の化学的酸素要求量は減少している。

なお、溶出量試験は「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環告第14号)、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月環告第68号)等に定める方法、含有量試験は「底質調査方法について」(平成24年8月環水大水発120725002号)等に掲げる方法によった。

表 3-1-5.4 底質現地調査結果(溶出量)

項目	単位	調査地点(図 3-1-3.1 に対応)						環境基準 (参考)
		①' (放流先)	① (敷地境界)	②' (上流)	③' (中流)	④ (下流)	支流	
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	(0.01)
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	(不検出)
鉛	mg/L	0.002	0.003	0.002	0.002	0.001	0.002	(0.01)
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	(0.05)
砒素	mg/L	0.007	0.005	0.004	0.003	0.002	0.003	(0.01)
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(0.0005)
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	(不検出)
PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	(不検出)
セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	(0.01)
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.05	<0.05	<0.05	(10)
ふっ素	mg/L	0.2	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	(0.8)
ほう素	mg/L	0.13	0.08	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	(1)
銅	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—
亜鉛	mg/L	0.017	0.038	0.011	0.007	0.007	0.008	(0.03)
鉄	mg/L	3.4	2.4	4.6	1.8	1.9	1.9	—
マンガン	mg/L	<0.05	0.10	0.06	<0.05	0.10	<0.05	—
クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.072	0.012	0.028	0.033	0.020	0.024	(1)

注1) 調査年：平成24年8月、平成25年2月

2) 濃度は年2回の平均値

3) 環境基準は、水質汚濁に係る環境基準を参考に示した(当時の基準)。

出典「君津環境整備センター第三期増設事業に係る環境影響評価書」(平成28年12月、新井総合施設株式会社)

表 3-1-5.5 底質現地調査結果 (含有量)

項目	単位	調査地点 (図 3-1-3.1 に対応)						環境基準等
		①' (放流先)	① (敷地境界)	②' (上流)	③' (中流)	④ (下流)	支流	
カドミウム	mg/kg	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—
全シアン	mg/kg	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—
鉛	mg/kg	2.3	1.8	1.8	2.1	1.7	1.1	—
六価クロム	mg/kg	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—
砒素	mg/kg	1.7	1.1	1.3	1.4	1.6	1.0	—
総水銀	mg/kg	<0.01	0.01	0.02	0.02	<0.01	<0.01	25
アルキル水銀	mg/kg	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—
PCB	mg/kg	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	10
セレン	mg/kg	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	—
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/kg	<0.2	1.5	0.7	2.4	1.5	2.1	—
ふっ素	mg/kg	45	35	35	35	30	30	—
ほう素	mg/kg	7.5	6.3	7.4	6.2	7.2	3.7	—
銅	mg/kg	19	12	4.2	4.5	4.6	3.3	—
亜鉛	mg/kg	75	31	25	26	25	19	—
鉄	mg/kg	17,500	15,000	15,500	15,500	21,000	12,500	—
マンガン	mg/kg	585	355	185	195	330	150	—
クロム	mg/kg	10	7.5	7.9	9.3	12	6.6	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	0.16	0.12	0.19	0.26	0.15	0.12	150
硫化物	mg/g	0.02	0.03	<0.02	0.02	0.04	<0.02	—
強熱減量	%	1.8	1.4	1.5	1.4	0.9	1.3	—
化学的酸素要求量	mg/g	0.8	1.2	1.1	0.9	0.4	1.1	—

注1) 調査年：平成24年8月、平成25年2月

2) 濃度は年2回の平均値

3) ダイオキシン類に係る基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」に基づく。総水銀及びPCBの基準値は、「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月 環水管119号)に基づく。

出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」(平成28年12月、新井総合施設株式会社)

3-1-6 騒音及び超低周波音の状況

1. 君津市及び市原市における騒音測定結果

(1) 道路交通騒音の状況

千葉県では自動車交通騒音について面的評価等を取りまとめている。そのうち、令和4年度に君津市及び市原市で測定された結果は、表3-1-6.1に示すとおりである。

環境基準の達成割合は、面的評価では昼間・夜間とも基準を満足したものは72.8～100.0%、昼間のみ基準を満足したものは0.0～3.7%、夜間のみ基準を満足したものは0.0～3.4%、昼間・夜間とも基準を超過したものは0.0～23.5%となっている。

また、主要幹線道路において自動車騒音要請限度調査が実施されている。君津市で測定された結果は、表3-1-6.2に示すとおりであり、自動車騒音の要請限度以下となっている。

表3-1-6.1 自動車騒音調査結果（令和4年度・面的評価）

路線名	測定地点の住所	環境基準 類型	車線 数	等価騒音 レベル		面的評価の結果			
				昼間 dB	夜間 dB	昼間・ 夜間と も基準 値以下	昼間の み基準 値以下	夜間の み基準 値以下	昼間・ 夜間と も基準 値超過
						%	%	%	%
国道465号	君津市藤林	B	2	59	50	100.0	0.0	0.0	0.0
国道465号	君津市東日笠	B	2	61	59	100.0	0.0	0.0	0.0
国道465号	君津市植畑	B	2	67	53	100.0	0.0	0.0	0.0
県道24号（千葉鴨川線）	君津市笹	B	2	64	56	100.0	0.0	0.0	0.0
県道32号（大多喜君津線）	君津市川谷	B	2	61	52	100.0	0.0	0.0	0.0
県道269号（大鷲木更津線）	君津市大鷲	B	2	54	51	100.0	0.0	0.0	0.0
市道伽藍大和田線	君津市大和田1-17	B	4	67	62	100.0	0.0	0.0	0.0
国道297号	市原市五井西1-13-17	B	4	69	65	99.5	0.3	0.0	0.2
国道409号	市原市皆吉1080-9	B	2	67	61	100.0	0.0	0.0	0.0
国道409号	市原市米沢807	B	2	70	63	100.0	0.0	0.0	0.0
県道14号（千葉茂原線）	市原市古市場357	B	2	65	59	100.0	0.0	0.0	0.0
県道21号（五井本納線）	市原市更級2-7-5	B	2	67	64	100.0	0.0	0.0	0.0
県道21号（五井本納線）	市原市能満1833	B	2	70	64	96.9	0.2	0.2	2.6
県道21号（五井本納線）	市原市下野90-1	B	2	67	59	100.0	0.0	0.0	0.0
県道32号（大多喜君津線）	市原市石神491	C	2	61	52	100.0	0.0	0.0	0.0
県道32号（大多喜君津線）	市原市大久保4-1	C	2	60	51	100.0	0.0	0.0	0.0
県道139号（茂原五井線）	市原市廿五里1391	B	2	72	67	72.8	3.7	0.0	23.5
県道171号（加茂長南線）	市原市田尾559	C	2	67	58	100.0	0.0	0.0	0.0
県道172号（大多喜里見線）	市原市月崎309	C	2	56	45	100.0	0.0	0.0	0.0
都市計画道路川岸西広線	市原市南国分寺台4-2-5	B	4	64	56	100.0	0.0	0.0	0.0
市道4号線（公園通り）	市原市ちはら台南1-1-10	B	4	67	60	96.6	0.0	3.4	0.0

出典「令和5年版 千葉県環境白書」（令和6年3月、千葉県環境生活部）

表 3-1-6.2 自動車騒音要請限度調査結果（令和 4 年度）

道路名	測定地点	区域の区分	車線数	等価騒音レベル(dB)		要請限度判定
				昼間	夜間	
県道君津鴨川線	君津市内箕輪 1-1 地先	b	2	66	59	○
県道加茂木更津線	君津市末吉 437 地先	b	2	68	61	○

注1) 区域の区分 b 区域：主として住居の用に供される区域

2) 令和 4 年度は、市原市内に測定地点はない。

出典「令和 5 年版 千葉県環境白書」（令和 6 年 3 月、千葉県環境生活部）

(2) 道路交通騒音の経年変化

平成 30 年度～令和 4 年度における自動車騒音要請限度調査による君津市内で測定された道路交通騒音の経年変化は、表 3-1-6.3 に示すとおりである。昼間、夜間ともに概ね横ばい傾向となっている。

表 3-1-6.3 自動車騒音要請限度調査による道路交通騒音の経年変化

道路名	区域の区分	等価騒音レベル (dB)									
		昼間					夜間				
		H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4
県道君津鴨川線（内箕輪）	b	66	66	—	—	66	61	61	—	—	59
県道加茂木更津線（末吉）	b	71	70	—	—	68	64	63	—	—	61

注1) 区域の区分 b 区域：主として住居の用に供される区域

2) 平成 30～令和 4 年度は、市原市内に測定地点はない。

出典「令和元～令和 5 年版 千葉県環境白書」（千葉県環境生活部）

(3) 環境騒音の状況

令和 4 年度に市原市が指定地域内で測定した環境騒音の状況は、表 3-1-6.4 に示すとおりである。市原市において、環境基準に適合しているのは昼間については 15 地点のうち 15 地点（100%）、夜間については 14 地点（93%）であり、夜間の環境基準適合率が低くなっている。

表 3-1-6.4 環境騒音における環境基準適合状況（令和 4 年度）

類型区分	地域	市原市	
		昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
A	第 1 種低層住居専用地域	6/6 (100%)	6/6 (100%)
	第 2 種低層住居専用地域		
	第 1 種中高層住居専用地域		
	第 2 種中高層住居専用地域		
B	第 1 種住居地域	6/6 (100%)	5/6 (83%)
	第 2 種住居地域		
	準住居地域		
C	近隣商業地域、商業地域	3/3 (100%)	3/3 (100%)
	準工業地域、工業地域		
指定地域全体		15/15 (100%)	14/15 (93%)

注1) n/m：nは環境基準適合地点数、mは調査地点数

2) ()：環境基準適合率

3) 令和4年度は、君津市では環境騒音の測定を行っていない。

出典「令和5年版 いちはらの環境」（令和5年12月、市原市環境部）

2. 「第 I 期生活環境影響調査書 (H13)」における調査結果

「第 I 期生活環境影響調査書 (H13)」によると、平成 10 年 10 月に図 3-1-6.1 に示す敷地境界（東側：地点 6）及び林道戸面蔵玉線（地点 11）において騒音調査を行っており、その結果は表 3-1-6.5 に示すとおりである。

等価騒音レベルは敷地境界（東側：地点 6）で平均 41dB、林道戸面蔵玉線（地点 11）で平均 47dB となっている。これらの調査地点には、環境基準の類型を当てはめる地域の指定はないが、敷地境界（東側：地点 6）では、類型 A 地域に相当する環境基準（昼間 55dB 以下）を達成しており、林道戸面蔵玉線（地点 11）では、A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域に相当する環境基準（昼間 60dB 以下）を達成している。

表 3-1-6.5 対象事業実施区域付近の騒音の状況

調査地点		等価騒音レベル (dB)		
		平均	最大 (出現時間帯)	最小 (出現時間帯)
6	敷地境界（東側）	41	45 (12～13 時)	36 (18～19 時)
11	林道戸面蔵玉線	47	51 (7～8 時)	40 (13～14 時)

注1) 調査年月日：平成10年10月20日(火) 7時～19時

2) 平均は7時～19時までのエネルギー平均値、最大・最小は1時間値

3) 地点番号は、図3-1-6.1に対応する。

出典「君津環境整備センター建設事業 生活環境影響調査書」(平成13年12月、新井総合施設株式会社)

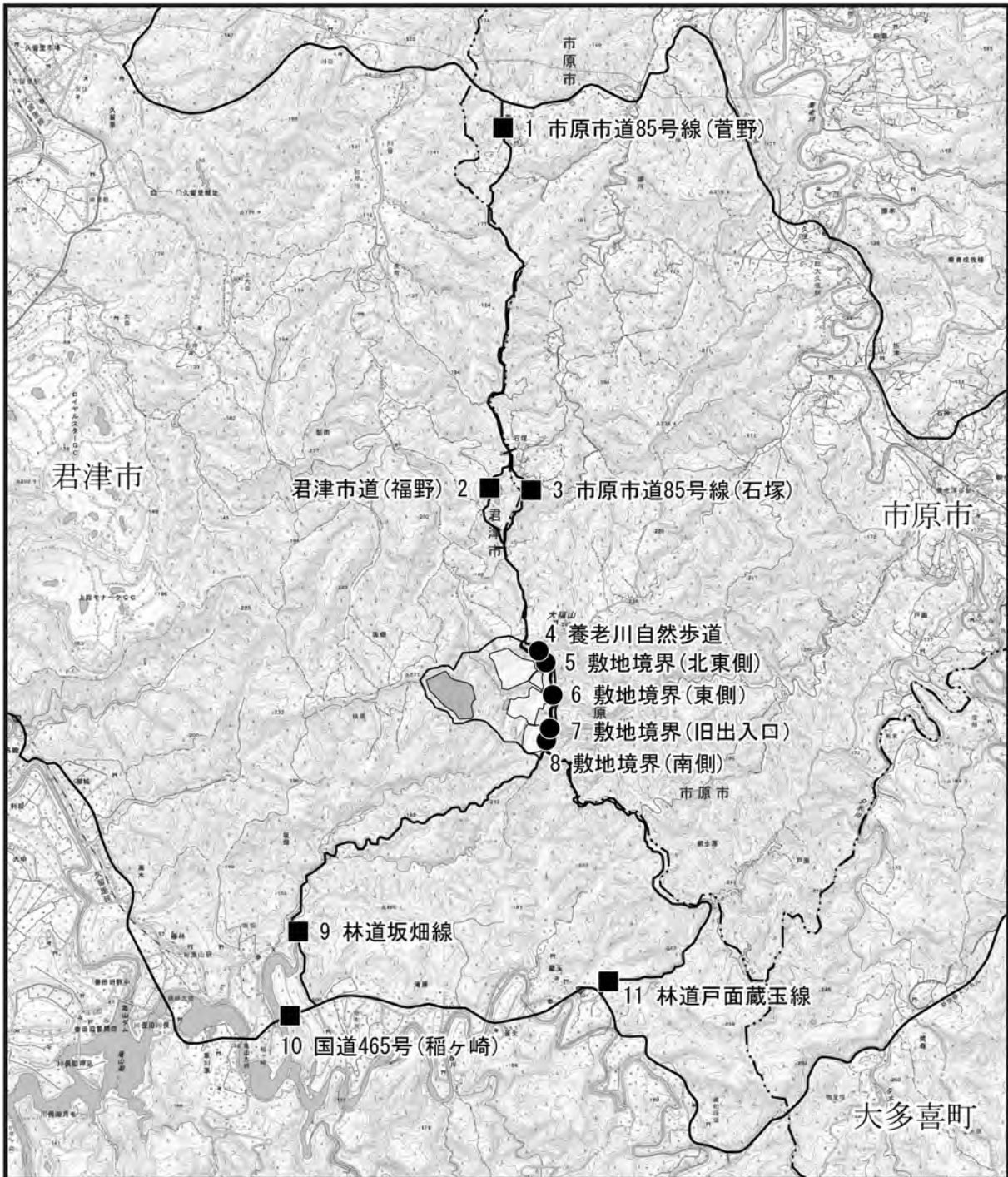


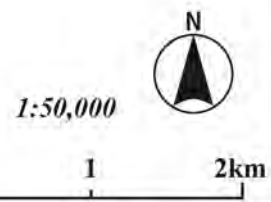
図 3-1-6.1 騒音・振動調査地点位置図

凡 例

- 道路交通騒音・振動調査地点
- 敷地境界騒音調査地点



- 対象事業実施区域
- 増設埋立地
 - 既設埋立地



3. 「第Ⅱ期環境影響評価書（H21）」における調査結果

「第Ⅱ期環境影響評価書（H21）」によると、環境騒音として、敷地境界（北東側：地点5）及び敷地境界（南側：地点8）、道路交通騒音として、国道465号（稲ヶ崎：地点10）、林道戸面蔵玉線（地点11）で騒音調査を実施しており（図3-1-6.1参照）、その結果は表3-1-6.6～表3-1-6.8に示すとおりである。

環境騒音の等価騒音レベルは、敷地境界（北東側：地点5）では昼間46dB、夜間29dB、敷地境界（南側：地点8）では昼間54dB、夜間31dBであった。また、時間率騒音レベルの90%レンジ上端値（ L_5 ）は、敷地境界（北東側：地点5）では昼間41dB、夜間28dB、敷地境界（南側：地点8）では昼間47dB、夜間30dBであった。

道路交通騒音の測定結果は、等価騒音レベルについては、国道465号（稲ヶ崎：地点10）で昼間65dB、夜間55dB、林道戸面蔵玉線（地点11）で昼間59dB、夜間38dBであった。

また、廃棄物搬入車両走行時のピーク騒音レベルは、最大値は91dB、最小値は67dBであった。

表3-1-6.6 環境騒音測定結果

調査地点		等価騒音レベル		時間率騒音レベル	
		L_{eq} (dB)		L_5 (dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
5	敷地境界（北東側）	46	29	41	28
8	敷地境界（南側）	54	31	47	30

注1) 調査年月日：平成19年2月6日(火)6時～7日(水)6時

2) 地点番号は、図3-1-6.1に対応する。

出典「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」（平成21年5月 新井総合施設株式会社）

表3-1-6.7 道路交通騒音測定結果

調査地点		等価騒音レベル		時間率騒音レベル	
		L_{eq} (dB)		L_5 (dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
10	国道465号（稲ヶ崎）	65	55	70	43
11	林道戸面蔵玉線	59	38	50	32

注1) 調査年月日：地点10 平成19年3月22日(木)22時～23日(金)22時

地点11 平成19年2月6日(火)6時～7日(水)6時

2) 地点番号は、図3-1-6.1に対応する。

出典「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」（平成21年5月、新井総合施設株式会社）

表3-1-6.8 ピーク騒音レベル（ L_{max} ）測定結果

調査地点		項目	ピーク騒音レベル（ L_{max} ）(dB)		
			上り	下り	全体
11	林道戸面蔵玉線	最大値	91	83	91
		最小値	81	67	67

注1) 調査年月日：平成19年2月6日(火)6時～7日(水)6時

2) 地点番号は、図3-1-6.1に対応する。

出典「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」（平成21年5月、新井総合施設株式会社）

4. 「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」における調査結果

「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」によると、環境騒音として、敷地境界（北東側：地点 5）、敷地境界（南側：地点 8）及び養老川自然歩道（地点 4）、道路交通騒音として、国道 465 号（稲ヶ崎：地点 10）、林道戸面蔵玉線（地点 11）、君津市道（福野：地点 2）、市原市道 85 号線（石塚：地点 3）、市原市道 85 号線（菅野：地点 1）及び林道坂畑線（地点 9）で騒音調査を実施しており（図 3-1-6.1 参照）、その結果は表 3-1-6.9～表 3-1-6.11 に示すとおりである。

環境騒音の等価騒音レベルは、昼間 45～54dB、夜間 38～43dB であった。調査地域には環境基準は適用されていないが、A 類型の基準値（昼間：55dB 以下、夜間：45dB 以下）と比較すると、全地点で環境基準を満足している。

時間率騒音レベルの 90%レンジ上端値（L₅）は、朝 32～41dB、昼間 45～54dB、夕 38～45dB、夜間 29～41dB であった。測定結果は君津市環境保全条例の作業騒音に係る規制基準値（朝：55dB 以下、昼間：60dB 以下、夕：55dB 以下、夜間：50dB 以下）と比較すると、全地点で満足している。

道路交通騒音の測定結果は、等価騒音レベルで、昼間 46～60dB、夜間 32～47dB であった。

調査地域には環境基準は適用されないが、道路に面する地域のうち「A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域」の基準値（昼間：60dB 以下、夜間：55dB 以下）と比較すると、全地点で基準を満足している。なお、調査地点 10 の国道 465 号（稲ヶ崎）には幹線道路の特例の環境基準（昼間：70dB 以下、夜間：65dB 以下）が適用されるが、いずれの時間帯も環境基準を満足している。

また、廃棄物搬入車両走行時のピーク騒音レベルの最大値は、調査地点 11（林道戸面蔵玉線）の 95dB であった。この地点は廃棄物搬入車両が廃棄物を積載して走行しており、測定場所は上り勾配の走行車線側で測定していることから、高い値が記録されている。

表 3-1-6.9 環境騒音測定結果

調査地点		等価騒音レベル		時間率騒音レベル			
		L _{eq} (dB)		L ₅ (dB)			
		昼間	夜間	朝	昼間	夕	夜間
4	養老川自然歩道	45	39	37	45	38	30
5	敷地境界（北東側）	48	38	32	45	42	29
8	敷地境界（南側）	54	43	41	54	45	41

注1) 調査年月日：平成25年2月20日(水)7時～21日(木)7時

2) 地点番号は、図3-1-6.1に対応する。

3) 等価騒音レベル 昼間：6～22時、夜間22～6時

4) 時間率騒音レベル 朝：6～8時、昼間8～19時、夕：19～22時、夜間22～6時

出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」（平成28年12月、新井総合施設株式会社）

表 3-1-6.10 道路交通騒音測定結果

調査地点		等価騒音レベル		時間率騒音レベル	
		L _{eq} (dB)		L ₅ (dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
1	市原市道 85 号線 (菅野)	59	42	53	36
2	君津市道 (福野)	54	32	44	35
3	市原市道 85 号線 (石塚)	46	37	46	36
9	林道坂畑線	51	36	45	34
10	国道 465 号 (稲ヶ崎)	60	47	66	42
11	林道戸面蔵玉線	59	34	48	36

注1) 調査年月日：地点3、9、10 平成26年12月11日(木)22時～12日(金)22時

地点1、2、11 平成27年2月9日(月)22時～10日(火)22時

2) 地点番号は、図3-1-6.1に対応する。

3) 昼間：6～22時、夜間22～6時

出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」(平成28年12月、新井総合施設株式会社)

表 3-1-6.11 ピーク騒音レベル (L_{max}) 測定結果

調査地点		ピーク騒音レベル (L _{max}) (dB)		
		1	2	3
1	市原市道 85 号線 (菅野)	94	93	(86)
2	君津市道 (福野)	91	88	(80)
3	市原市道 85 号線 (石塚)	(78)	(77)	(77)
9	林道坂畑線	81	80	80
11	林道戸面蔵玉線	95	92	89

注1) 地点番号は、図3-1-6.1に対応する。

2) ピーク騒音レベルは、廃棄物搬入車両走行時間帯の高い値から3例を示した。

なお、() は、廃棄物搬入車両の走行していない時間帯のピーク値。

出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」(平成28年12月、新井総合施設株式会社)

5. 君津環境整備センターにおけるモニタリング調査結果

君津環境整備センターでは、図 3-1-6.1 に示す敷地境界 (旧出入口：地点 7) 及び林道戸面蔵玉線 (地点 11) において騒音のモニタリングを行っており、平成 30 年～令和 4 年の調査結果は表 3-1-6.12 に示すとおりである。

敷地境界 (旧出入口：地点 7) では、8 時台及び 17 時台の埋立作業時間外の暗騒音は 90% レンジの上端値 (L₅) で 43～66dB、9 時台～16 時台の埋立作業時間内では 53～70dB となっている。測定結果は君津市環境保全条例の作業騒音に係る規制基準値 (昼間：60dB 以下) と比較すると、上回っている。

林道戸面蔵玉線 (地点 11) の 8 時台及び 17 時台の廃棄物搬入車両通行時間外の暗騒音は等価騒音レベル (L_{eq}) で 34～57dB、9 時台～16 時台の廃棄物搬入車両通行時間内では 45～61dB となっている。調査地域には環境基準は適用されないが、道路に面する地域のうち「A 地域のう

ち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」の環境基準値（昼間：60dB以下）と比較すると、概ね満足している。

表 3-1-6.12 騒音モニタリング調査結果

(単位：dB)

調査地点	調査日 時間帯	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
		(H30.1)	(H31.1)	(R2.1)	(R3.1)	(R4.1)
7 敷地境界 (旧出入口)	8時台 (暗騒音) (L ₅)	66	54	59	60	57
	9時台 (L ₅)	70	66	67	68	62
	10時台 (L ₅)	69	65	67	65	65
	11時台 (L ₅)	68	56	68	68	65
	12時台 (L ₅)	62	60	66	62	66
	13時台 (L ₅)	68	56	65	64	60
	14時台 (L ₅)	69	53	63	66	63
	15時台 (L ₅)	70	62	65	65	62
	16時台 (L ₅)	59	58	58	53	57
	17時台 (暗騒音) (L ₅)	50	43	45	48	56
11 林道戸面 蔵玉線	8時台 (暗騒音) (L _{eq})	46	57	56	57	54
	9時台 (L _{eq})	52	59	56	60	55
	10時台 (L _{eq})	52	61	60	57	61
	11時台 (L _{eq})	49	53	60	59	59
	12時台 (L _{eq})	50	53	53	54	59
	13時台 (L _{eq})	52	55	45	55	61
	14時台 (L _{eq})	51	56	50	59	60
	15時台 (L _{eq})	56	58	47	51	58
	16時台 (L _{eq})	52	50	49	48	56
	17時台 (暗騒音) (L _{eq})	47	39	38	34	56

注) 地点番号は、図 3-1-6.1 に対応する。

出典「君津環境整備センター環境調査年報」(新井総合施設株式会社)

6. 超低周波音の調査結果

超低周波音について、君津市及び市原市のホームページ（環境白書等）を確認したところ、対象事業実施区域及びその周辺で超低周波音に係る調査を実施したとする記録は確認できなかった。

3-1-7 振動の状況

1. 君津市における振動測定結果

(1) 道路交通振動の状況

道路交通振動については、「振動規制法」に基づく指定地域を中心に市町村が実態調査を実施しており、そのうち令和4年度に君津市で測定された結果は、表3-1-7.1に示すとおりである。すべての地点で道路交通振動の要請限度以下となっている。

表3-1-7.1 道路交通振動実態調査結果（令和4年度）

道路名	測定地点	区域の区分	車線数	振動レベル 80%レンジの上端値(dB)		要請限度判定
				昼間	夜間	
県道君津鴨川線	君津市内箕輪1-1地先	第1種	2	41	35	○
県道加茂木更津線	君津市末吉437地先	第1種	2	47	33	○

注1) 第1種区域（良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域）

2) 令和4年度は市原市内に測定地点はない。

出典「令和5年版 千葉県環境白書」（令和6年3月、千葉県環境生活部）

(2) 道路交通振動の経年変化

平成30～令和4年度における君津市内で測定された道路交通振動の経年変化は、表3-1-7.2に示すとおりである。測定した道路では、昼間はほぼ横ばいであるが、年度により多少の増減がみられる。

表3-1-7.2 道路交通振動の経年変化

道路名	区域の区分	振動レベル：80%レンジの上端値（dB）									
		昼間					夜間				
		H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4
県道君津鴨川線（内箕輪）	第1種	47	50	—	—	41	38	40	—	—	35
県道加茂木更津線（末吉）	第1種	48	46	—	—	47	37	40	—	—	33

注) 平成30～令和4年度は、市原市の測定地点はない。

出典「令和元～令和5年版 千葉県環境白書」（千葉県環境生活部）

2. 「第I期生活環境影響調査書（H13）」における調査結果

「第I期生活環境影響調査書（H13）」によると、平成10年10月に図3-1-6.1に示す敷地境界（東側：地点6）及び林道戸面蔵玉線（地点11）において振動調査を行っており、その結果は表3-1-7.3に示すとおりである。

両地点とも、すべての時間帯で30dBを下回っている。

表 3-1-7.3 対象事業実施区域付近の振動の状況

調査地点		振動レベル：L ₁₀ (dB)		
		平均	最大	最小
6	敷地境界（東側）	<30	<30	<30
11	林道戸面蔵玉線	<30	<30	<30

注1) 調査年月日：平成10年10月20日(火)7時～19時

2) 平均は7時～19時までの12時間平均値、最大・最小は1時間値

3) 地点番号は、図3-1-6.1に対応する。

出典「君津環境整備センター建設事業 生活環境影響調査書」（平成13年12月、新井総合施設株式会社）

3. 「第Ⅱ期環境影響評価書（H21）」における調査結果

「第Ⅱ期環境影響評価書（H21）」によると、道路交通振動として国道 465 号（稲ヶ崎：地点 10）、林道戸面蔵玉線（地点 11）で振動調査を実施しており（図 3-1-6.1 参照）、その結果は表 3-1-7.4 に示すとおりである。

国道 465 号（稲ヶ崎：地点 10）では昼間 26dB、夜間 25dB 未満、林道戸面蔵玉線（地点 11）では昼間、夜間ともに 25dB 未満であった。

両道路沿道には道路交通振動の要請限度は設定されていないが、「第 1 種区域」の要請限度（昼間：65dB、夜間：60dB）と比較すると、両地点とも要請限度を大きく下回る値となっている。

また、国道 465 号（稲ヶ崎：地点 10）及び林道戸面蔵玉線（地点 11）における地盤卓越振動数の測定結果は、軟弱地盤とされる地盤卓越振動数（15Hz 以下）より大きな値を示していることから、道路沿道の地盤は軟弱地盤とは考えられない。

表 3-1-7.4 道路交通振動測定結果

調査地点		振動レベル：L ₁₀ (dB)	
		昼間	夜間
10	国道 465 号（稲ヶ崎）	26	<25
11	林道戸面蔵玉線	<25	<25

注1) 調査年月日：地点10 平成19年3月22日(木)22時～23日(金)22時

地点11 平成19年2月 6日(火) 6時～ 7日(水) 6時

2) 地点番号は、図3-1-6.1に対応する。

出典「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」（平成21年5月、新井総合施設株式会社）

4. 「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」における調査結果

「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」によると、道路交通振動として国道 465 号（稲ヶ崎：地点 10）、林道戸面蔵玉線（地点 11）、君津市道（福野：地点 2）、市原市道 85 号線（石塚：地点 3）、市原市道 85 号線（菅野：地点 1）及び林道坂畑線（地点 9）で振動調査を実施しており（図 3-1-6.1 参照）、その結果は表 3-1-7.5 に示すとおりである。

道路交通騒振動の測定結果は、昼間、夜間とも 25dB 未満であった。各地点の道路沿道には道路交通振動の要請限度は適用されないが、「第 1 種区域」の要請限度（昼間：65dB、夜間：60dB）と比較すると、各地点とも要請限度を大きく下回る値となっている。

また、国道 465 号（稲ヶ崎：地点 10）、林道戸面蔵玉線（地点 11）、君津市道（福野：地点 2）、市原市道 85 号線（石塚：地点 3）、市原市道 85 号線（菅野：地点 1）及び林道坂畑線（地点 9）における地盤卓越振動数の測定結果は、軟弱地盤とされる地盤卓越振動数（15Hz 以下）より大きな値を示していることから、道路沿道の地盤は軟弱地盤とは考えられない。

表 3-1-7.5 道路交通振動測定結果

調査地点		振動レベル：L ₁₀ (dB)	
		昼間	夜間
1	市原市道 85 号線（菅野）	<25	<25
2	君津市道（福野）	<25	<25
3	市原市道 85 号線（石塚）	<25	<25
9	林道坂畑線	<25	<25
10	国道 465 号（稲ヶ崎）	<25	<25
11	林道戸面蔵玉線	<25	<25

注1) 調査年月日：地点3、9、10 平成26年12月10日(水)22時～11日(木)22時
 地点1、2、11 平成27年2月9日(月)22時～10日(火)22時

2) 地点番号は、図3-1-6.1に対応する。

出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」(平成28年12月、新井総合施設株式会社)

5. 君津環境整備センターにおけるモニタリング調査結果

君津環境整備センターでは、図 3-1-6.1 に示す敷地境界（旧出入口：地点 7）及び林道戸面蔵玉線（地点 11）において振動のモニタリングを行っており、平成 30 年～令和 4 年の調査結果は表 3-1-7.6 に示すとおりである。

敷地境界（旧出入口：地点 7）における 80%レンジの上端値（L₁₀）は、<30～36dB である。

君津市環境保全条例の作業振動に係る規制基準値（昼間：60dB 以下）と比較すると、基準を満足している。

林道戸面蔵玉線（地点 11）の 80%レンジの上端値（L₁₀）は、すべての時間帯で 30dB 未満となっている。

この道路沿道には道路交通振動の要請限度は適用されないが、「第 1 種区域」の要請限度（昼間：65dB）と比較すると、大きく下回っている。

表 3-1-7.6 振動モニタリング調査結果

(単位：dB)

調査地点		調査日 時間帯	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
			(H30.1)	(H31.1)	(R2.1)	(R3.1)	(R4.1)
7	敷地境界 (旧出入口)	8時台 (L ₁₀)	33	<30	<30	<30	<30
		9時台 (L ₁₀)	35	33	34	34	<30
		10時台 (L ₁₀)	34	33	31	30	<30
		11時台 (L ₁₀)	31	<30	36	35	<30
		12時台 (L ₁₀)	<30	<30	<30	35	<30
		13時台 (L ₁₀)	32	<30	<30	<30	<30
		14時台 (L ₁₀)	<30	<30	<30	31	<30
		15時台 (L ₁₀)	34	<30	31	30	<30
		16時台 (L ₁₀)	30	32	<30	<30	<30
		17時台 (L ₁₀)	<30	<30	<30	<30	<30
11	林道戸面 蔵玉線	8時台 (L ₁₀)	<30	<30	<30	<30	<30
		9時台 (L ₁₀)	<30	<30	<30	<30	<30
		10時台 (L ₁₀)	<30	<30	<30	<30	<30
		11時台 (L ₁₀)	<30	<30	<30	<30	<30
		12時台 (L ₁₀)	<30	<30	<30	<30	<30
		13時台 (L ₁₀)	<30	<30	<30	<30	<30
		14時台 (L ₁₀)	<30	<30	<30	<30	<30
		15時台 (L ₁₀)	<30	<30	<30	<30	<30
		16時台 (L ₁₀)	<30	<30	<30	<30	<30
		17時台 (L ₁₀)	<30	<30	<30	<30	<30

注) 地点番号は、図 3-1-6.1 に対応する。

出典「君津環境整備センター環境調査年報」(新井総合施設株式会社)

3-1-8 悪臭の状況

1. 苦情の状況

「令和5年度版 きみつの環境」（令和6年3月 君津市市民環境部）によれば、君津市では令和4年度における悪臭に係る苦情は11件（全苦情件数の14.5%）であり、典型7公害で最も多くなっている。悪臭の主たる原因は焼却行為（野焼き）によって発生する煙によるものとのことであった。

また、「令和5年版 いちはらの環境」（令和5年11月 市原市環境部）によれば、市原市では令和4年度における悪臭に係る苦情は56件（全苦情件数の12.6%）であり、典型7公害では大気汚染（245件、54.9%）に次いで多くなっている。

2. 「第1期生活環境影響調査書（H13）」における調査結果

「第1期生活環境影響調査書（H13）」によると、平成10年8月に図3-1-8.1に示す敷地境界（北東側：地点3）において悪臭調査を行っており、その結果は表3-1-8.1に示すとおり、特定悪臭物質濃度はすべての項目で規制基準（参考値）を満足しており、臭気濃度も千葉県による指導目標値を満足している。

表3-1-8.1 敷地境界（北東側：地点3）における悪臭の状況

項目	調査結果	規制基準等
アンモニア (ppm)	<0.1	1以下
メチルメルカプタン (ppm)	<0.0003	0.002以下
硫化水素 (ppm)	<0.002	0.02以下
硫化メチル (ppm)	<0.001	0.01以下
二硫化メチル (ppm)	<0.0009	0.009以下
トリメチルアミン (ppm)	<0.0005	0.005以下
アセトアルデヒド (ppm)	<0.005	0.05以下
プロピオンアルデヒド (ppm)	<0.005	0.05以下
ノルマルブチルアルデヒド (ppm)	<0.003	0.009以下
イソブチルアルデヒド (ppm)	<0.003	0.02以下
ノルマルバレールアルデヒド (ppm)	<0.003	0.009以下
イソバレールアルデヒド (ppm)	<0.003	0.003以下
イソブタノール (ppm)	<0.09	0.9以下
酢酸エチル (ppm)	<0.3	3以下
メチルイソブチルケトン (ppm)	<0.1	1以下
トルエン (ppm)	<1	10以下
スチレン (ppm)	<0.04	0.4以下
キシレン (ppm)	<0.1	1以下
プロピオン酸 (ppm)	<0.003	0.03以下
ノルマル酪酸 (ppm)	<0.0002	0.001以下
ノルマル吉草酸 (ppm)	<0.0002	0.0009以下
イソ吉草酸 (ppm)	<0.0002	0.001以下
臭気濃度	10以下	20程度

注1) 調査年月日：平成10年8月20日(火)

- 2) 特定悪臭物質の規制基準は悪臭防止法に基づく千葉県（平成24年4月からは君津市）の規制基準。対象事業実施区域及びその周辺は未指定のため参考に示す。
- 3) 臭気濃度は千葉県による指導目標値。用途地域の未指定地域として対象事業実施区域の敷地境界に適用されている。

出典「君津環境整備センター建設事業 生活環境影響調査書」（平成13年12月、新井総合施設株式会社）

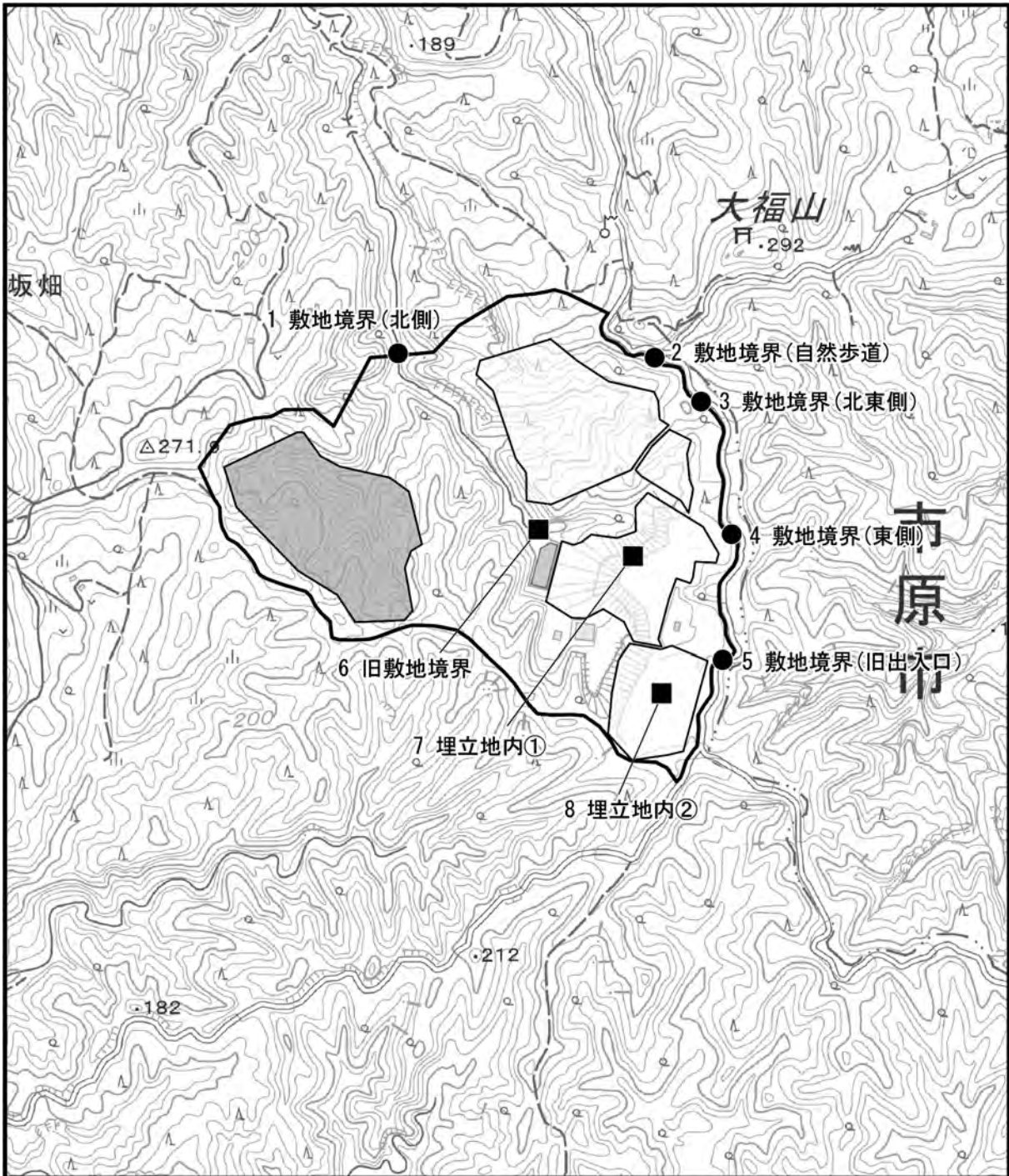
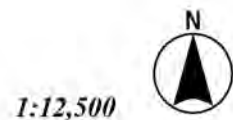


図 3-1-8.1 悪臭調査地点位置図

凡 例

- 悪臭調査地点(敷地境界)
 - 悪臭調査地点(埋立地等)
- 対象事業実施区域
- 増設埋立地
 - 既設埋立地



1:12,500

0 250 500m

3. 「第Ⅱ期環境影響評価書（H21）」における調査結果

「第Ⅱ期環境影響評価書（H21）」によると、平成18年8月（夏季）と平成19年2月（冬季）に図3-1-8.1に示す敷地境界（北東側：地点3）、敷地境界（旧出入口：地点5）、旧敷地境界（地点6）、埋立地内①（地点7）で調査を実施しており、その結果は表3-1-8.2(1), (2)に示すとおりである。

（1）敷地境界（北東側：地点3）

夏季は、特定悪臭物質濃度は全項目が規制基準（参考値）を満足しており、臭気濃度も10未満となっており、千葉県による指導目標値を満足している。

（2）敷地境界（旧出入口：地点5）

夏季・冬季ともに、特定悪臭物質濃度は全項目が規制基準（参考値）を満足しており、臭気濃度も10未満となっており、千葉県による指導目標値を満足している。

（3）旧敷地境界（地点6）

冬季は、硫化水素が規制基準（参考値）を超えており、臭気濃度は811（臭気指数29）と高い値を示し、千葉県による指導目標値を超えている。

（4）埋立地内①（地点7）

悪臭防止法の規制地域でも埋立地内には特定悪臭物質濃度の規制基準及び臭気濃度の千葉県による指導目標値は適用されないが、埋立地内の濃度の状況を把握するため、これらの規制基準等と測定結果を比較した。

その結果、夏季は、硫化水素等が検出されているが、敷地境界における規制基準（参考値）を満足する状況となっている。なお、臭気濃度は27となっており、敷地境界における千葉県の指導目標値を上回る状況となっている。冬季は、メチルメルカプタン及び二硫化メチルが規制基準（参考値）を上回る状況にある。また、臭気濃度は81を示しており、敷地境界における千葉県の指導目標値を上回る状況となっている。

表 3-1-8.2(1) 悪臭調査結果（夏季：日中）

項目	単位	地点 3	地点 5	地点 7	規制基準等	
		敷地境界 (北東側)	敷地境界 (旧出入口)	埋立地内①		
気象	天気	—	曇	曇	—	
	気温	℃	25.4	26.4	27.7	—
	湿度	%	92	85	82	—
	風向	—	Calm	Calm	Calm	—
	風速	m/s	<1.0	<1.0	1.0	—
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	0.2	1 以下
	メチルメルカプタン	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.002 以下
	硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	0.009	0.02 以下
	硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009 以下
	トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下
	アセトアルデヒド [※]	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
	プロピオンアルデヒド [※]	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
	ノルマルブチルアルデヒド [※]	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	0.009 以下
	イソブチルアルデヒド [※]	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	0.02 以下
	ノルマルヘキシルアルデヒド [※]	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	0.009 以下
	イソヘキシルアルデヒド [※]	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	0.003 以下
	イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09	<0.09	0.9 以下
	酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	3 以下
	メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
	トルエン	ppm	<1	<1	<1	10 以下
	スチレン	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下
	キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
	プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下
	ノルマル酪酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.001 以下
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0009 以下	
イソ吉草酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.001 以下	
臭気濃度	—	<10	<10	27	20 程度	
臭気指数	—	<10	<10	14	—	

注1) 調査年月日：平成18年8月30日(水)

2) 地点番号は、図 3-1-8.1 に対応する。

3) 特定悪臭物質の規制基準は悪臭防止法に基づく規制値。対象事業実施区域及びその周辺は未指定のため参考を示す。

4) 臭気濃度は千葉県による指導目標値。用途地域は未指定地域として対象事業実施区域の敷地境界に適用されている。

出典「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」(平成 21 年 5 月、新井総合施設株式会社)

表 3-1-8.2(2) 悪臭調査結果 (冬季：早朝)

項目	単位	地点 5	地点 6	地点 7	規制基準等	
		敷地境界 (旧出入口)	旧敷地境界	埋立地内①		
気象	天気	—	晴	晴	—	
	気温	℃	4.9	0.8	4.2	—
	湿度	%	68	83	73	—
	風向	—	Calm	Calm	Calm	—
	風速	m/s	<1.0	<1.0	<1.0	—
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	0.9	1 以下
	メチルメルカプタン	ppm	<0.0003	0.0006	0.0033	0.002 以下
	硫化水素	ppm	<0.002	0.31	<0.002	0.02 以下
	硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	0.003	0.01 以下
	二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	0.020	0.009 以下
	トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下
	アセトアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005	0.006	0.05 以下
	プロピオンアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	0.009 以下
	イソブチルアルデヒド	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	0.02 以下
	ノルマルバレールアルデヒド	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	0.009 以下
	イソバレールアルデヒド	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	0.003 以下
	イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09	<0.09	0.9 以下
	酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	3 以下
	メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
	トルエン	ppm	<1	<1	<1	10 以下
	スチレン	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下
	キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
	プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下
	ノルマル酪酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.001 以下
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0009 以下	
イソ吉草酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.001 以下	
臭気濃度	—	<10	811	81	20 程度	
臭気指数	—	<10	29	19	—	

注1) 調査年月日：平成19年2月22日(土)

2) 地点番号は、図 3-1-8.1 に対応する。

3) 特定悪臭物質の規制基準は悪臭防止法に基づく規制値。対象事業実施区域及びその周辺は未指定のため参考を示す。

4) 臭気濃度は千葉県による指導目標値。用途地域は未指定地域として対象事業実施区域の敷地境界に適用されている。

出典「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」(平成 21 年 5 月、新井総合施設株式会社)

4. 「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」における調査結果

「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」によると、平成26年8月（夏季）、平成26年11月（秋季）、平成27年2月（冬季）、平成27年4月（春季）に、図3-1-8.1に示す敷地境界（北側：地点1）、敷地境界（自然歩道：地点2）、敷地境界（北東側：地点3）、敷地境界（旧出入口：地点5）、旧敷地境界（地点6）、埋立地内②（地点8）で調査を実施しており、その結果は表3-1-8.3(1)～(8)に示すとおりである。

（1）敷地境界（北側：地点1）、敷地境界（自然歩道：地点2）、敷地境界（北東側：地点3）

四季ともに、特定悪臭物質濃度は全項目が規制基準（参考値）を満足しており、臭気濃度も10未満となっており、千葉県による指導目標値を満足している。

（2）敷地境界（旧出入口：地点5）

四季ともに、特定悪臭物質濃度は全項目が規制基準（参考値）を満足しており、臭気濃度は夏季が千葉県による指導目標値と同値であり、秋季、冬季及び春季が指導目標値を満足している。

（3）旧敷地境界（地点6）

四季ともに、特定悪臭物質濃度は全項目が規制基準（参考値）を満足しており、臭気濃度も夏季（25）を除き千葉県による指導目標値を満足している。

（4）埋立地②（地点8）

埋立地内には、悪臭防止法の特定悪臭物質濃度の規制基準及び千葉県による臭気濃度の指導目標値は適用されないが、埋立地内の濃度の状況を把握するため、これらの規制基準等と測定結果を比較した。

その結果、夏季は、臭気濃度（130）が千葉県による指導目標値を上回っていた。

また、秋季、冬季、春季は、硫化水素（0.078～0.37ppm）が規制基準（参考値）を上回っており、臭気濃度（130～4000）についても千葉県による指導目標値を上回っていた。

なお、硫化メチル等が検出されているが、規制基準（参考値）を満足していた。

表 3-1-8.3(1) 悪臭調査結果（夏季）

項目	単位	地点 1	地点 2	地点 3	規制基準等	
		敷地境界 (北側)	敷地境界 (自然歩道)	敷地境界 (北東側)		
気象	天気	—	晴	晴	晴	—
	気温	℃	29.5	29.0	29.6	—
	湿度	%	74	66	66	—
	風向	—	Calm	Calm	WNW	—
	風速	m/s	1.0 以下	1.0 以下	1.2	—
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
	メチルメルカプタン	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.002 以下
	硫化水素	ppm	<0.0001	<0.0001	0.0001	0.02 以下
	硫化メチル	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.01 以下
	二硫化メチル	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.009 以下
	トリメチルアミン	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.005 以下
	アセトアルデヒド	ppm	0.004	0.002	0.004	0.05 以下
	プロピオンアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.05 以下
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.009 以下
	イソブチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.02 以下
	ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.009 以下
	イソヘキシルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
	イソブタノール	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	0.9 以下
	酢酸エチル	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	3 以下
	メチルイソブチルケトン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
	トルエン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	10 以下
	スチレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	0.4 以下
	キシレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
	プロピオン酸	ppm	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.03 以下
ノルマル酪酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009 以下	
イソ吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	
臭気濃度	—	<10	<10	<10	20 程度	
臭気指数	—	<10	<10	<10	—	

注1) 調査年月日：平成26年8月19日(火)

2) 地点番号は、図 3-1-8.1 に対応する。

3) 特定悪臭物質の規制基準は悪臭防止法に基づく規制値。対象事業実施区域及びその周辺は未指定のため参考に示す。

4) 臭気濃度は千葉県による指導目標値。用途地域は未指定地域として対象事業実施区域の敷地境界に適用されている。

出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」（平成 28 年 12 月、新井総合施設株式会社）

表 3-1-8.3(2) 悪臭調査結果 (夏季)

項目	単位	地点 5	地点 6	地点 8	規制基準等	
		敷地境界 (旧出入口)	旧敷地境界	埋立地内②		
気象	天気	—	晴	晴	—	
	気温	℃	11.6	9.2	31.2	—
	湿度	%	72	92	62	—
	風向	—	Calm	Calm	E	—
	風速	m/s	1.0 以下	1.0 以下	1.9	—
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
	メチルメルカプタン	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.002 以下
	硫化水素	ppm	<0.0001	<0.0001	0.0002	0.02 以下
	硫化メチル	ppm	<0.0001	<0.0001	0.0001	0.01 以下
	二硫化メチル	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.009 以下
	トリメチルアミン	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.005 以下
	アセトアルデヒド [※]	ppm	0.003	0.002	0.006	0.05 以下
	プロピオンアルデヒド [※]	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.05 以下
	ノルマルブチルアルデヒド [※]	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.009 以下
	イソブチルアルデヒド [※]	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.02 以下
	ノルマルヘキシルアルデヒド [※]	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.009 以下
	イソヘキシルアルデヒド [※]	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
	イソブタノール	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	0.9 以下
	酢酸エチル	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	3 以下
	メチルイソブチルケトン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
	トルエン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	10 以下
	スチレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	0.4 以下
	キシレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
	プロピオン酸	ppm	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.03 以下
ノルマル酪酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009 以下	
イソ吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	
臭気濃度	—	16	<10	130	20 程度	
臭気指数	—	12	<10	21	—	

注1) 調査年月日：平成26年8月19日(火)

2) 地点番号は、図 3-1-8.1 に対応する。

3) 特定悪臭物質の規制基準は悪臭防止法に基づく規制値。対象事業実施区域及びその周辺は未指定のため参考を示す。

4) 臭気濃度は千葉県による指導目標値。用途地域は未指定地域として対象事業実施区域の敷地境界に適用されている。

出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」(平成 28 年 12 月、新井総合施設株式会社)

表 3-1-8.3(3) 悪臭調査結果 (秋季)

項目	単位	地点 1	地点 2	地点 3	規制基準等	
		敷地境界 (北側)	敷地境界 (自然歩道)	敷地境界 (北東側)		
気象	天気	—	晴	晴	晴	—
	気温	℃	10.4	8.6	9.4	—
	湿度	%	84	94	82	—
	風向	—	Calm	Calm	Calm	—
	風速	m/s	1.0 以下	1.0 以下	1.0 以下	—
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
	メチルメルカプタン	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.002 以下
	硫化水素	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.02 以下
	硫化メチル	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.01 以下
	二硫化メチル	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.009 以下
	トリメチルアミン	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.005 以下
	アセトアルデヒド	ppm	0.002	0.001	0.002	0.05 以下
	プロピオンアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.05 以下
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.009 以下
	イソブチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.02 以下
	ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.009 以下
	イソヘキシルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
	イソブタノール	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	0.9 以下
	酢酸エチル	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	3 以下
	メチルイソブチルケトン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
	トルエン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	10 以下
	スチレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	0.4 以下
	キシレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
プロピオン酸	ppm	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.03 以下	
ノルマル酪酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009 以下	
イソ吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	
臭気濃度	—	<10	<10	<10	20 程度	
臭気指数	—	<10	<10	<10	—	

注1) 調査年月日：平成26年11月20日(木)

2) 地点番号は、図 3-1-8.1 に対応する。

3) 特定悪臭物質の規制基準は悪臭防止法に基づく規制値。対象事業実施区域及びその周辺は未指定のため参考に示す。

4) 臭気濃度は千葉県による指導目標値。用途地域は未指定地域として対象事業実施区域の敷地境界に適用されている。

出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」(平成 28 年 12 月、新井総合施設株式会社)

表 3-1-8.3(4) 悪臭調査結果 (秋季)

項目	単位	地点 5	地点 6	地点 8	規制基準等	
		敷地境界 (旧出入口)	旧敷地境界	埋立地内②		
気象	天気	—	晴	晴	—	
	気温	℃	11.6	9.2	9.8	—
	湿度	%	72	92	76	—
	風向	—	Calm	Calm	NW	—
	風速	m/s	1.0 以下	1.0 以下	1.5	—
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
	メチルメルカプトン	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.002 以下
	硫化水素	ppm	<0.0001	<0.0001	0.078	0.02 以下
	硫化メチル	ppm	<0.0001	<0.0001	0.0002	0.01 以下
	二硫化メチル	ppm	<0.0001	<0.0001	0.0001	0.009 以下
	トリメチルアミン	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.005 以下
	アセトアルデヒド	ppm	0.003	0.002	0.004	0.05 以下
	プロピオンアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.05 以下
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.009 以下
	イソブチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.02 以下
	ノルマルペンチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.009 以下
	イソペンチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
	イソブタノール	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	0.9 以下
	酢酸エチル	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	3 以下
	メチルイソブチルケトン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
	トルエン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	10 以下
	スチレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	0.4 以下
	キシレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
	プロピオン酸	ppm	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.03 以下
	ノルマル酪酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009 以下	
イソ吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	
臭気濃度	—	16	<10	3200	20 程度	
臭気指数	—	12	<10	35	—	

注1) 調査年月日：平成26年11月20日(木)

2) 地点番号は、図 3-1-8.1 に対応する。

3) 特定悪臭物質の規制基準は悪臭防止法に基づく規制値。対象事業実施区域及びその周辺は未指定のため参考を示す。

4) 臭気濃度は千葉県による指導目標値。用途地域は未指定地域として対象事業実施区域の敷地境界に適用されている。

出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」(平成 28 年 12 月、新井総合施設株式会社)

表 3-1-8.3(5) 悪臭調査結果 (冬季)

項目	単位	地点 1	地点 2	地点 3	規制基準等	
		敷地境界 (北側)	敷地境界 (自然歩道)	敷地境界 (北東側)		
気象	天気	—	快晴	快晴	快晴	—
	気温	℃	-1.8	-0.3	-1.5	—
	湿度	%	83	83	82	—
	風向	—	Calm	Calm	Calm	—
	風速	m/s	1.0 以下	1.0 以下	1.0 以下	—
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
	メチルメルカプタン	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.002 以下
	硫化水素	ppm	<0.0001	<0.0001	0.0001	0.02 以下
	硫化メチル	ppm	<0.0001	<0.0001	0.0004	0.01 以下
	二硫化メチル	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.009 以下
	トリメチルアミン	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.005 以下
	アセトアルデヒド	ppm	<0.001	0.002	0.002	0.05 以下
	プロピオンアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.05 以下
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.009 以下
	イソブチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.02 以下
	ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.009 以下
	イソヘキシルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
	イソブタノール	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	0.9 以下
	酢酸エチル	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	3 以下
	メチルイソブチルケトン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
	トルエン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	10 以下
	スチレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	0.4 以下
	キシレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
プロピオン酸	ppm	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.03 以下	
ノルマル酪酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009 以下	
イソ吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	
臭気濃度	—	<10	<10	<10	20 程度	
臭気指数	—	<10	<10	<10	—	

注1) 調査年月日：平成27年2月16日(月)

2) 地点番号は、図 3-1-8.1 に対応する。

3) 特定悪臭物質の規制基準は悪臭防止法に基づく規制値。対象事業実施区域及びその周辺は未指定のため参考に示す。

4) 臭気濃度は千葉県による指導目標値。用途地域は未指定地域として対象事業実施区域の敷地境界に適用されている。

出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」(平成 28 年 12 月、新井総合施設株式会社)

表 3-1-8.3(6) 悪臭調査結果 (冬季)

項目	単位	地点 5	地点 6	地点 8	規制基準等	
		敷地境界 (旧出入口)	旧敷地境界	埋立地内②		
気象	天気	—	快晴	快晴	快晴	—
	気温	℃	-0.4	-2.0	0.0	—
	湿度	%	82	83	83	—
	風向	—	NNE	Calm	NNE	—
	風速	m/s	2.0	1.0 以下	3.0	—
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
	メチルメルカプタン	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.002 以下
	硫化水素	ppm	0.0001	<0.0001	0.37	0.02 以下
	硫化メチル	ppm	0.0001	0.0001	0.0006	0.01 以下
	二硫化メチル	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.009 以下
	トリメチルアミン	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.005 以下
	アセトアルデヒド	ppm	0.002	0.002	0.001	0.05 以下
	プロピオンアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.05 以下
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.009 以下
	イソブチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.02 以下
	ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.009 以下
	イソヘキシルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
	イソブタノール	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	0.9 以下
	酢酸エチル	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	3 以下
	メチルイソブチルケトン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
	トルエン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	10 以下
	スチレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	0.4 以下
	キシレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
	プロピオン酸	ppm	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.03 以下
	ノルマル酪酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009 以下	
イソ吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	
臭気濃度	—	<10	<10	4000	20 程度	
臭気指数	—	<10	<10	36	—	

注1) 調査年月日：平成27年2月16日(月)

2) 地点番号は、図 3-1-8.1 に対応する。

3) 特定悪臭物質の規制基準は悪臭防止法に基づく規制値。対象事業実施区域及びその周辺は未指定のため参考に示す。

4) 臭気濃度は千葉県による指導目標値。用途地域は未指定地域として対象事業実施区域の敷地境界に適用されている。

出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」(平成 28 年 12 月、新井総合施設株式会社)

表 3-1-8.3(7) 悪臭調査結果 (春季)

項目	単位	地点 1	地点 2	地点 3	規制基準等	
		敷地境界 (北側)	敷地境界 (自然歩道)	敷地境界 (北東側)		
気象	天気	—	晴	晴	晴	—
	気温	℃	22.4	20.9	22.0	—
	湿度	%	51	35	30	—
	風向	—	Calm	Calm	Calm	—
	風速	m/s	1.0 以下	1.0 以下	1.0 以下	—
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	<0.1	0.1	0.2	1 以下
	メチルメルカプタン	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.002 以下
	硫化水素	ppm	0.0004	0.0006	0.0017	0.02 以下
	硫化メチル	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.01 以下
	二硫化メチル	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.009 以下
	トリメチルアミン	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.005 以下
	アセトアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	0.001	0.05 以下
	プロピオンアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.05 以下
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.009 以下
	イソブチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.02 以下
	ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.009 以下
	イソヘキシルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
	イソブタノール	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	0.9 以下
	酢酸エチル	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	3 以下
	メチルイソブチルケトン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
	トルエン	ppm	0.03	0.52	0.05	10 以下
	スチレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	0.4 以下
	キシレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
	プロピオン酸	ppm	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.03 以下
	ノルマル酪酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009 以下	
イソ吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	
臭気濃度	—	<10	<10	<10	20 程度	
臭気指数	—	<10	<10	<10	—	

注1) 調査年月日：平成27年4月25日(土)

2) 地点番号は、図 3-1-8.1 に対応する。

3) 特定悪臭物質の規制基準は悪臭防止法に基づく規制値。対象事業実施区域及びその周辺は未指定のため参考に示す。

4) 臭気濃度は千葉県による指導目標値。用途地域は未指定地域として対象事業実施区域の敷地境界に適用されている。

出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」(平成 28 年 12 月、新井総合施設株式会社)

表 3-1-8.3(8) 悪臭調査結果 (春季)

項目	単位	地点 5	地点 6	地点 8	規制基準等	
		敷地境界 (旧出入口)	旧敷地境界	埋立地内②		
気象	天気	—	晴	晴	—	
	気温	℃	24.2	24.2	—	
	湿度	%	28	46	—	
	風向	—	ENE	Calm	ENE	—
	風速	m/s	1.1	1.0 以下	1.7	—
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
	メチルメルカプタン	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.002 以下
	硫化水素	ppm	0.016	0.0005	0.12	0.02 以下
	硫化メチル	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.01 以下
	二硫化メチル	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.009 以下
	トリメチルアミン	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.005 以下
	アセトアルデヒド	ppm	0.001	0.001	0.002	0.05 以下
	プロピオンアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.05 以下
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.009 以下
	イソブチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.02 以下
	ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.009 以下
	イソヘキシルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
	イソブタノール	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	0.9 以下
	酢酸エチル	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	3 以下
	メチルイソブチルケトン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
	トルエン	ppm	0.04	0.08	0.05	10 以下
	スチレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	0.4 以下
	キシレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
	プロピオン酸	ppm	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.03 以下
	ノルマル酪酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009 以下	
イソ吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	
臭気濃度	—	<10	<10	130	20 程度	
臭気指数	—	<10	<10	21	—	

注1) 調査年月日：平成27年4月25日(土)

2) 地点番号は、図 3-1-8.1 に対応する。

3) 特定悪臭物質の規制基準は悪臭防止法に基づく規制値。対象事業実施区域及びその周辺は未指定のため参考を示す。

4) 臭気濃度は千葉県による指導目標値。用途地域は未指定地域として対象事業実施区域の敷地境界に適用されている。

出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」(平成 28 年 12 月、新井総合施設株式会社)

5. 君津環境整備センターにおけるモニタリング調査結果

君津環境整備センターでは、図 3-1-8.1 に示す敷地境界(旧出入口：地点 5) において悪臭のモニタリングを行っており、平成 30 年～令和 4 年の調査結果は表 3-1-8.4 に示すとおりである。

特定悪臭物質濃度は各年度ともすべての項目で規制基準（参考値）を満足しており、臭気濃度も千葉県による指導目標値を満足している。

表 3-1-8.4 悪臭モニタリング調査結果（敷地境界(旧出入口)：地点 5)

項目	単位	平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		規制基準等
		/	/	2/12	8/26	4/15	8/19	2/19	8/24	2/17	8/24	
アンモニア	ppm	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
メチルメルカプタン	ppm	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.002 以下
硫化水素	ppm	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0001	0.0001	<0.0001	0.02 以下
硫化メチル	ppm	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001	0.0002	<0.0001	0.01 以下
二硫化メチル	ppm	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.009 以下
トリメチルアミン	ppm	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下
アセトアルデヒド [※]	ppm	—	—	0.0031	0.0068	0.0052	0.0053	0.0033	<0.002	<0.002	<0.002	0.05 以下
プロピオンアルデヒド [※]	ppm	—	—	<0.0005	0.0011	0.0010	<0.0005	0.0006	<0.002	<0.002	<0.002	0.05 以下
ノルマルブチルアルデヒド [※]	ppm	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.002	0.009 以下
イソブチルアルデヒド [※]	ppm	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ノルマルペンチルアルデヒド [※]	ppm	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.002	0.009 以下
イソペンチルアルデヒド [※]	ppm	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.002	0.003 以下
イソブタノール	ppm	—	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.9 以下
酢酸エチル	ppm	—	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	3 以下
メチルイソブチルケトン	ppm	—	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
トルエン	ppm	—	—	<0.01	<0.01	0.03	<0.01	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	10 以下
スチレン	ppm	—	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.4 以下
キシレン	ppm	—	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1 以下
プロピオン酸	ppm	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.03 以下
ノルマル酪酸	ppm	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001 以下
ノルマル吉草酸	ppm	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0009 以下
イソ吉草酸	ppm	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001 以下
臭気濃度	—	—	—	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	20 程度

注1) 地点番号は、図3-1-8.1に対応する。

2) 特定悪臭物質の規制基準は悪臭防止法に基づく規制値。対象事業実施区域及びその周辺は未指定のため参考を示す。

3) 臭気濃度は千葉県による指導目標値。用途地域の未指定地域として対象事業実施区域の敷地境界に適用されている。
出典「君津環境整備センター環境調査年報」（新井総合施設株式会社）

3-1-9 地形及び地質等の状況

1. 地形の状況

対象事業実施区域及びその周辺の地形は図 3-1-9.1 に示すとおりであり、丘陵地がほとんどを占めている。また、南部には元清澄・御嶽山地が、小櫃川や養老川沿いには河岸段丘がみられる。

対象事業実施区域は、上総丘陵の大福山に含まれている。

2. 地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺の表層地質は図 3-1-9.2 に示すとおりであり、北部の河川沿いには泥がち堆積物が分布し、丘陵地上には北から層序の異なる泥岩と砂岩泥岩互層が東西の帯状に分布しており、間に凝灰質砂岩及び礫岩が線状に入り込んでいる。

対象事業実施区域は全域が砂岩泥岩互層となっている。

3. 重要な地形及び地質

対象事業実施区域及びその周辺には、文化財保護法・条例による名勝・天然記念物等、「第1回自然環境保全基礎調査 千葉県のごくれた自然図」(昭和51年 環境庁)によるごくれた自然、「日本の地形レッドデータブック 第2集」(平成14年3月 小泉武栄・青木賢人 古今書院)による保存すべき地形等の重要な地形及び地質は分布していないが、「第3回自然環境保全基礎調査 千葉県自然環境情報図」(平成元年 環境庁)による自然景観資源が分布している。

自然景観資源の分布状況は、表 3-1-9.1 及び図 3-1-9.3 に示すとおりであり、対象事業実施区域には分布していない。

なお、平成30年10月に国指定天然記念物に指定された「養老川流域田淵の地磁気逆転地層」は、対象事業実施区域から北東約5kmに位置している。

表 3-1-9.1 重要な地形及び地質の状況

種別	名称
非火山性孤峰	大福山
峡谷・溪谷	蕪来溪谷
	梅ヶ瀬溪谷
	笹川溪谷
穿入蛇行河川	養老川の穿入蛇行
	小櫃川の穿入蛇行
断崖・岩壁	坂畑の岩壁

出典「第3回自然環境保全基礎調査 千葉県自然環境情報図」
(平成元年、環境庁)

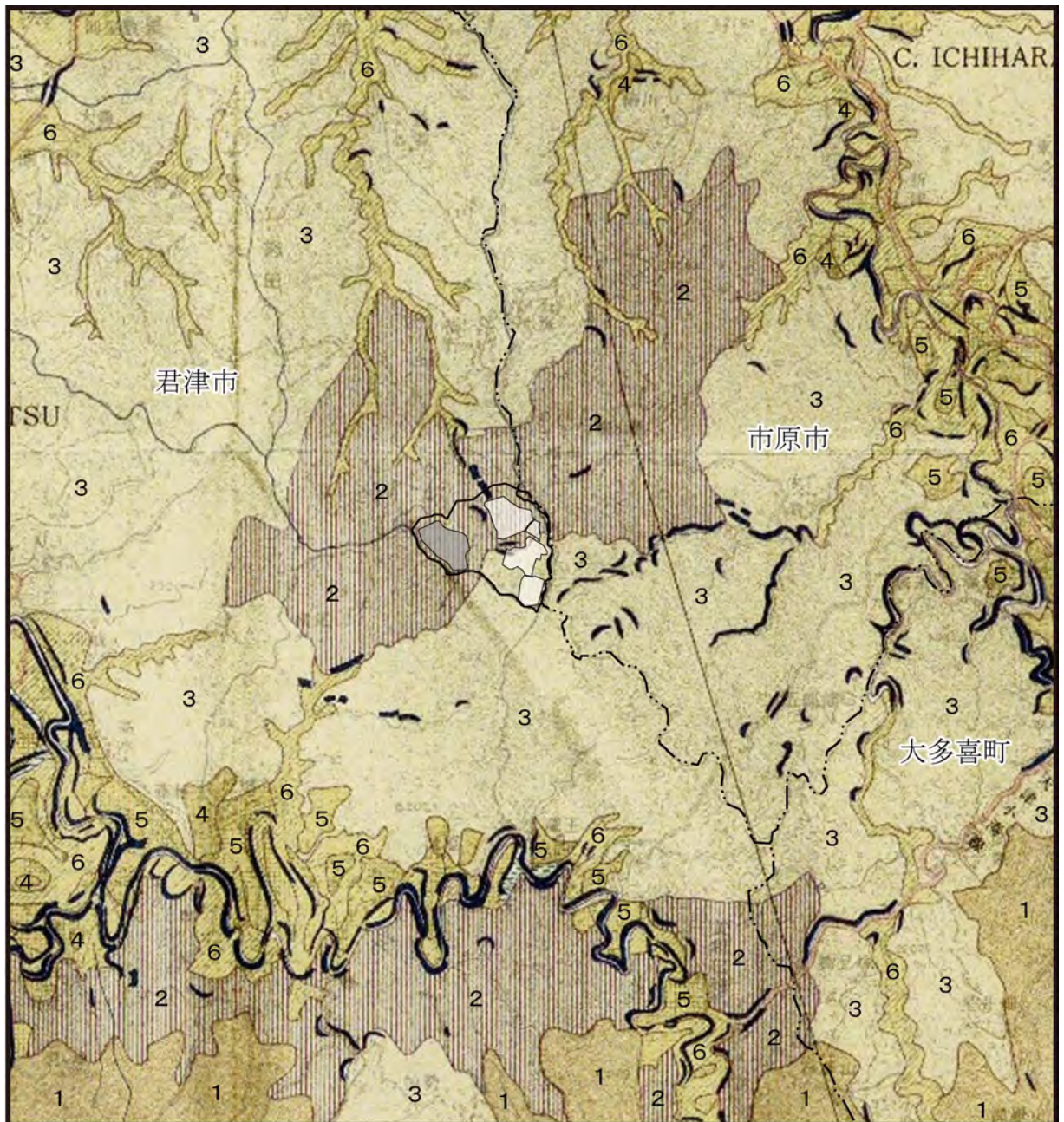




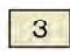
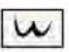





図 3-1-9.1 地形分類図

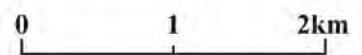
凡 例

- | | | | |
|---|--------|---|------------|
|  1 | 小起伏山地 |  5 | 中位台地(河岸段丘) |
|  2 | 丘陵地 I |  6 | 低位台地(河岸段丘) |
|  3 | 丘陵地 II |  | 崖 |
|  4 | 高位台地 | | |

- 対象事業実施区域
- | | |
|---|-------|
|  | 増設埋立地 |
|  | 既設埋立地 |



1:50,000



出典「土地分類基本調査(大多喜)」(1976年3月)千葉県企画部企画課

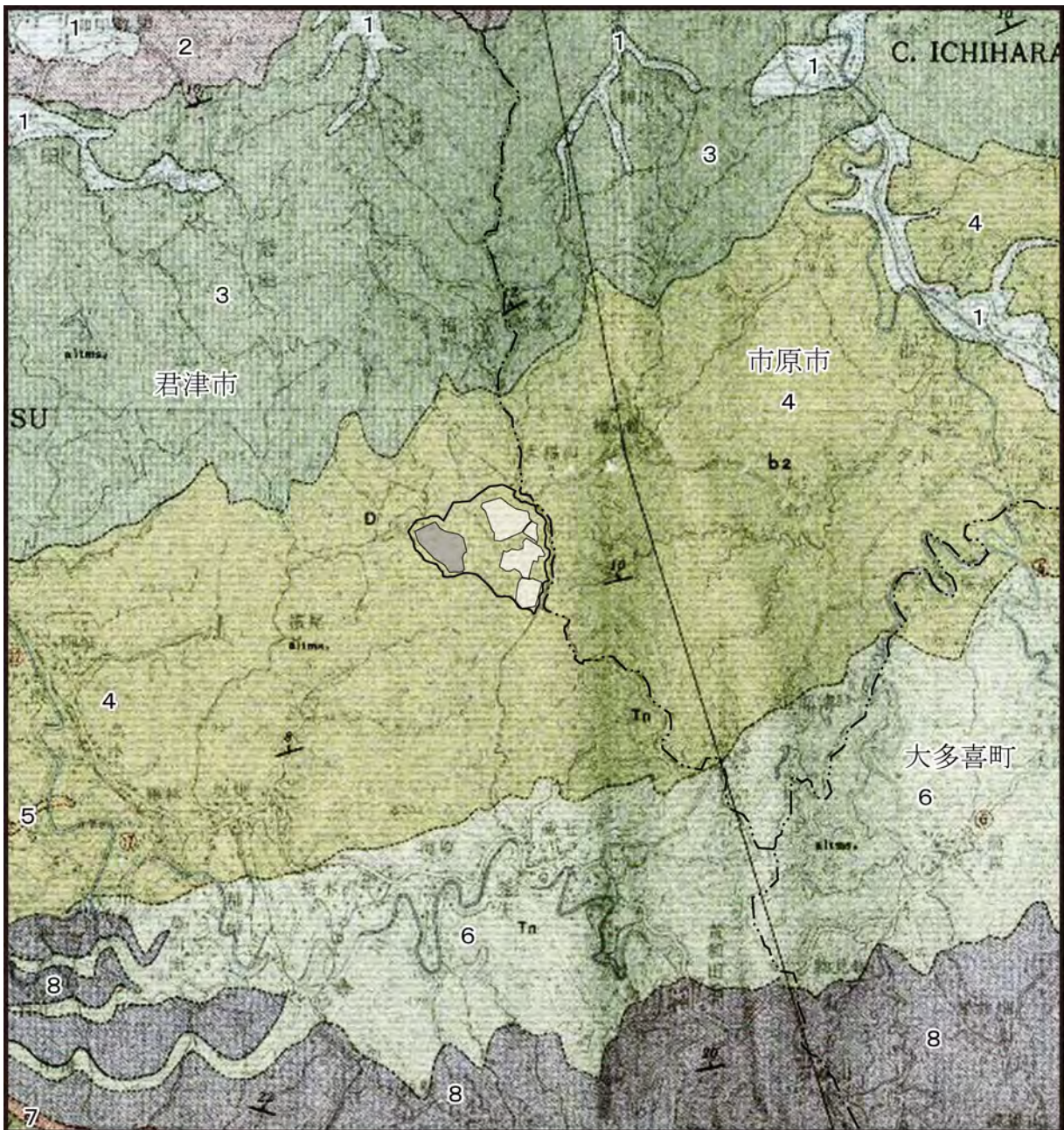


図 3-1-9.2 表層地質図

凡例

未固結堆積物

1 泥がち堆積物

半固結—固結堆積物

2 泥岩 1

3 砂岩泥岩互層 2

4 砂岩泥岩互層 3

5 砂岩 3

6 砂岩泥岩互層 4

7 凝灰質砂岩および礫岩

8 泥岩 3



対象事業実施区域

■ 増設埋立地

□ 既設埋立地

1:50,000



0 1 2km

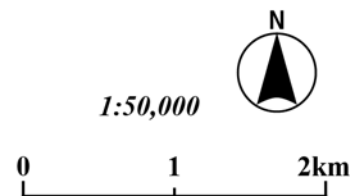
出典「土地分類基本調査（大多喜）」（1976年3月 千葉県企画部企画課



図 3-1-9.3 重要な地形及び地質分布図

凡 例

- ▲ 非火山性孤峰
- 峡谷・溪谷
- ⋯ 穿入蛇行河川
- ▨ 断崖・岩壁
- 
 対象事業実施区域
 ■ 増設埋立地
 □ 既設埋立地



4. 地下水の流動系の状況

(1) 水文地質状況

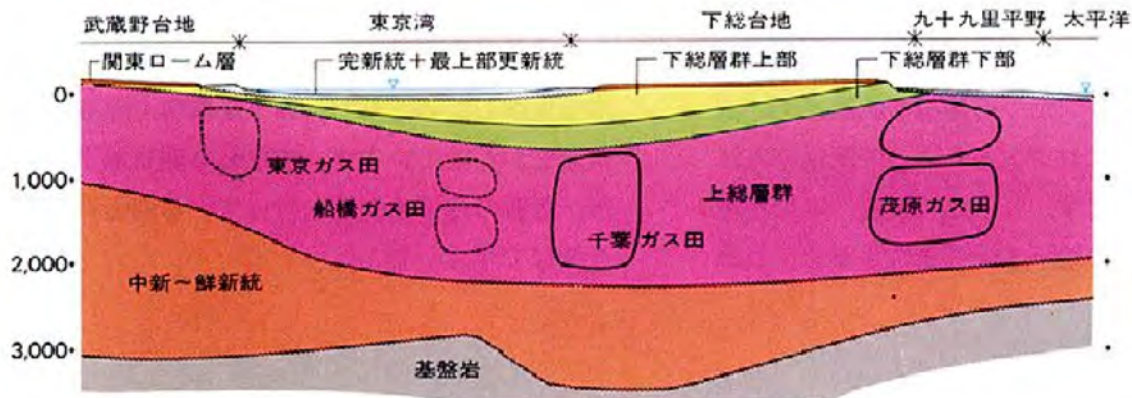
ア. 関東地下水盆における水文地質構造

対象事業実施区域が位置する上総丘陵には、新生代第三紀鮮新世から第四紀更新世中期に形成された砂岩、泥岩などの堆積岩で構成されている。これらの地層は透水層と難透水層が幾重にも組み合わさって構成され、地下水の容れものとなっている。この容れものは、関東地下水盆と呼ばれている。

関東地下水盆の地下構造図は、図 3-1-9.4 に示すとおり、最下層より中新統～鮮新統の三浦層群、上総層群、下総層群下部及び下総層群上部層となっている。関東地下水盆の中心は、東京湾底の下部およそ 3,000m 以深に位置する。これらの地層群はそれぞれで地下水流動系を構成している。

ここで述べる上総層群は黒滝不整合～東京湾不整合面までを構成する地層群を示し、主に深い海で堆積した堆積物で構成されている。その上位にある下総層群下部層は主に浅い海で堆積した堆積物で、下総層群上部層は主に内湾または湖で堆積した堆積物で構成されている。これらの地層群は、東京湾に向かって傾斜している。

関東地下水盆における上総層群中の地下水は、東京ガス田、船橋ガス田、千葉ガス田、茂原ガス田などのように天然ガスを産出する。



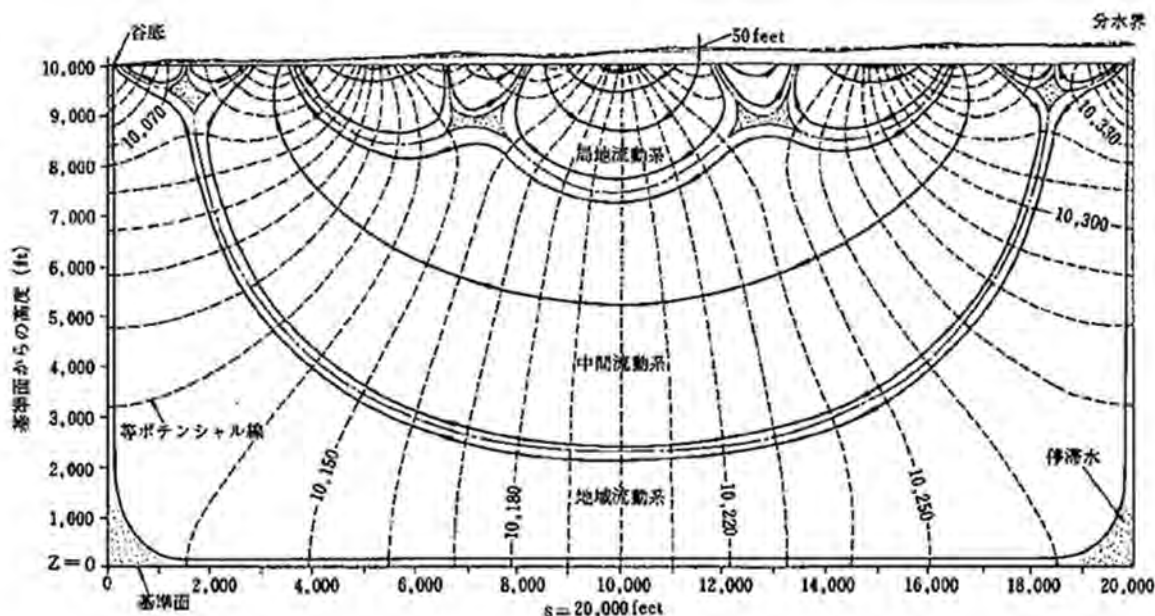
出典「アーバンクボタ 27 地下水」(1988 年 3 月 株式会社クボタ)

図 3-1-9.4 関東地下水盆の地下構造図

イ. 関東地下水盆における地下水流動

関東地下水盆は、東西ほぼ 100km、南北ほぼ 150km、深さ 3,000m 以上の規模を持っている。地下水盆中の地下水は、地下水盆の水文地質構造の規制を受けつつ、地下水ポテンシャル (= 重力ポテンシャル + 圧力ポテンシャル) の高い方から低い方へ向かって流動する。この概念はヒューバート(1940)とトス(1963)の理論的に導かれたモデル(図 3-1-9.5)により、局所的流動系、中間的流動系、広域的流動系に区分される(表 3-1-9.2)。したがって、ある地域を対象と

した場合、広域的流動系に中間的流動系が重なり、中間的流動系に局所的流動系が重なっていることになる。各流動系において、地下水位の高い領域と低い領域が現れる。地下水位の高い領域は地下水の涵養域となり、低い領域は地下水の流出域となる。



出典：「地下水ハンドブック第6刷」(昭和60年1月10日 (株)建設産業調査会)

図 3-1-9.5 地下水面に起伏のある場合の流線 (トスのモデル(1963))

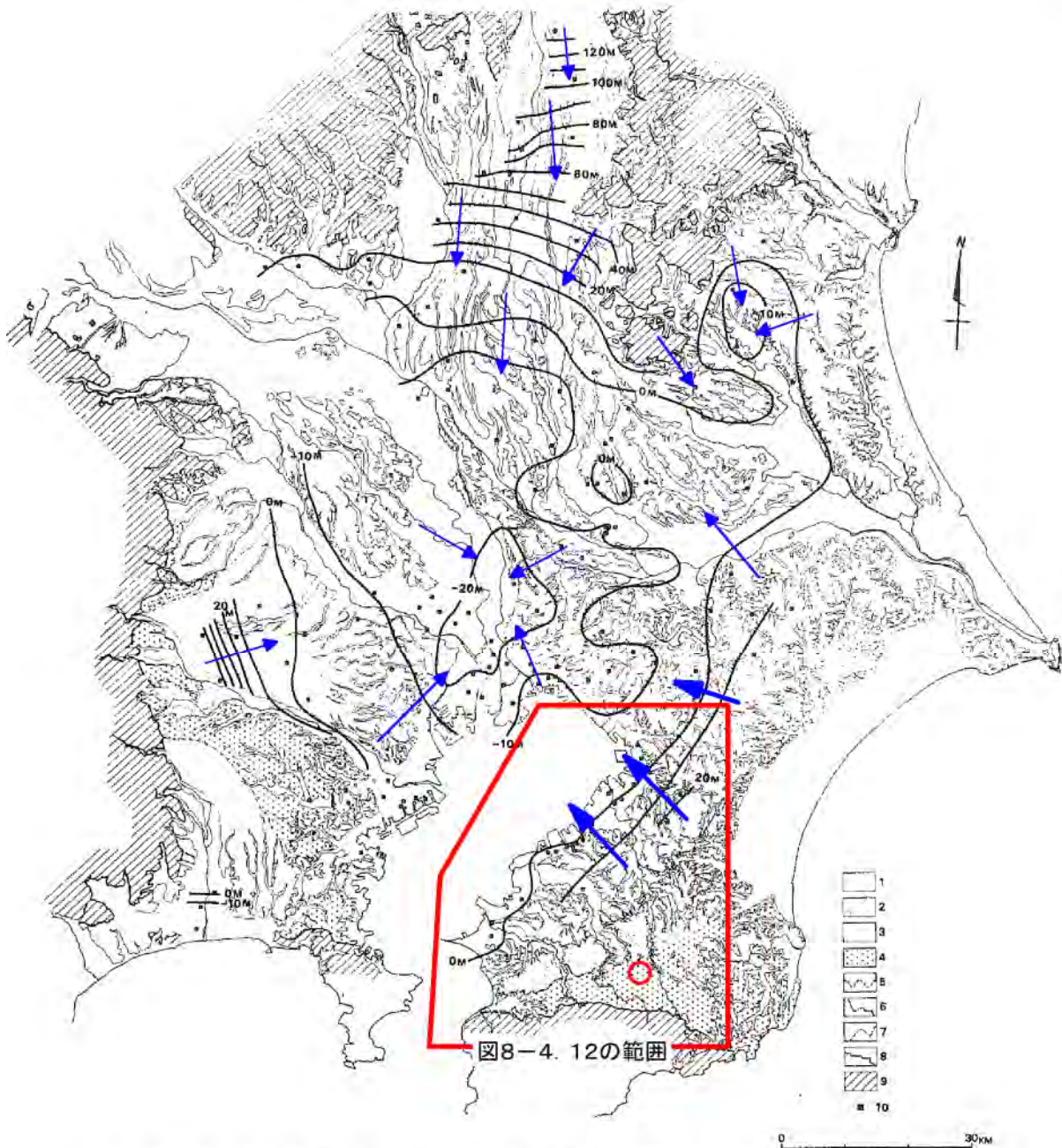
表 3-1-9.2 地下水の流動系

流動系	流動の規模	帯水層単位	特徴
局所的流動系	数 100m	部層	局所地形(谷・沢等)に規制される。
中間的流動系	数 km	累層	地域の河川などに規制される。
広域的流動系	数 10km	層群	地下水盆の構造に規制される。

流動系の整理結果をもとに、関東地下水盆の地下水流動をみると以下となる。

広域的流動系としての関東地下水盆の地下水位は、埼玉県南部で最も低く、多摩丘陵や上総丘陵に向かって地下水位の高い地域が分布している(図 3-1-9.6)。多摩丘陵や上総丘陵は地下水の涵養域となる。なお、埼玉県南部の水位低下域は、大量の地下水揚水に起因して生じた現象である。

対象事業実施区域は房総半島南部の上総丘陵に位置し、地下水位の高い地域であり、東京湾岸部に向かって地下水位が低くなる。地下水流動方向は、おおむね南東から北西方向である。



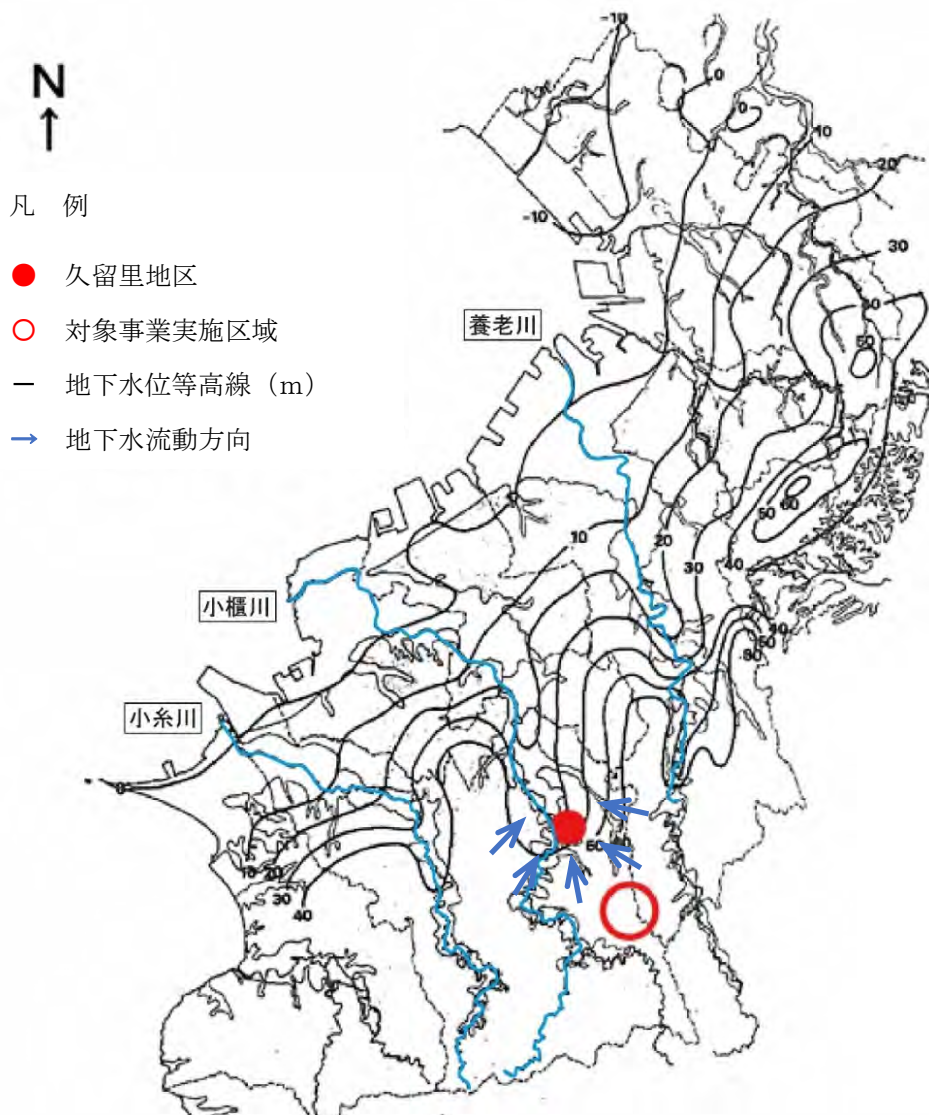
1：沖積層，2：下総層群上半部，3：下総層群下半部，4：上総層群，5：下総層群の下半分と上半分の境界，6：東京湾不整合，7：長沼不整合をはじめとした上総層群直上に認められる不整合(東京湾西岸)，8：黒滝不整合，9：先上総層群，10：地下水位図作製にあたって値を使用した観測井の位置 ○ 対象事業実施区域 ← 地下水流動方向
 出典「千葉県公害研究所研究報告 第XV巻 第2号」(1983) (一部加筆)

図 3-1-9.6 広域的流動系としての関東地下水盆における地下水位分布

房総半島の上総丘陵から東京湾岸部にかけての地下水に関しては、「地下水適正利用量調査報告書-千葉中部地区-」(1982)より、地下水位は東京湾岸部で低く、房総半島の上総丘陵地域に向かって高くなっている。対象事業実施区域及びその周辺では北～北北西に向かって地下水位が低くなっていることから、対象事業実施区域及びその周辺を起点として流動方向をみると北

～北北西へ流動している。この北～北北西の流動は前出図 3-1-9.6 に示す流動方向と同様であり広域的流動（関東地下水盆の中心（埼玉県南部）に向かう流動）と考えられる。また、小櫃川付近では周囲よりも地下水位が低い状態であり、丘陵部から河川部への地下水の流動が認められる。この流動は対象事業実施区域と小櫃川付近との関係からみると、数 km の距離関係があるので、中間的流動が生じていると考えられる。

対象事業実施区域は標高 200m 程度の丘陵部に位置し、丘陵部を刻む標高 160m 程度の御腹川及びそれに流入する多数の枝沢から構成されている。対象事業実施区域における地下水の流動方向は、梅ヶ瀬層の傾斜方向である北北西から北西を示すが、河川沿いの崖錐により不連続となる箇所では河川に向かって地下水が流出する。このように崖錐等の地形に規制される地下水流動は局所的流動である。



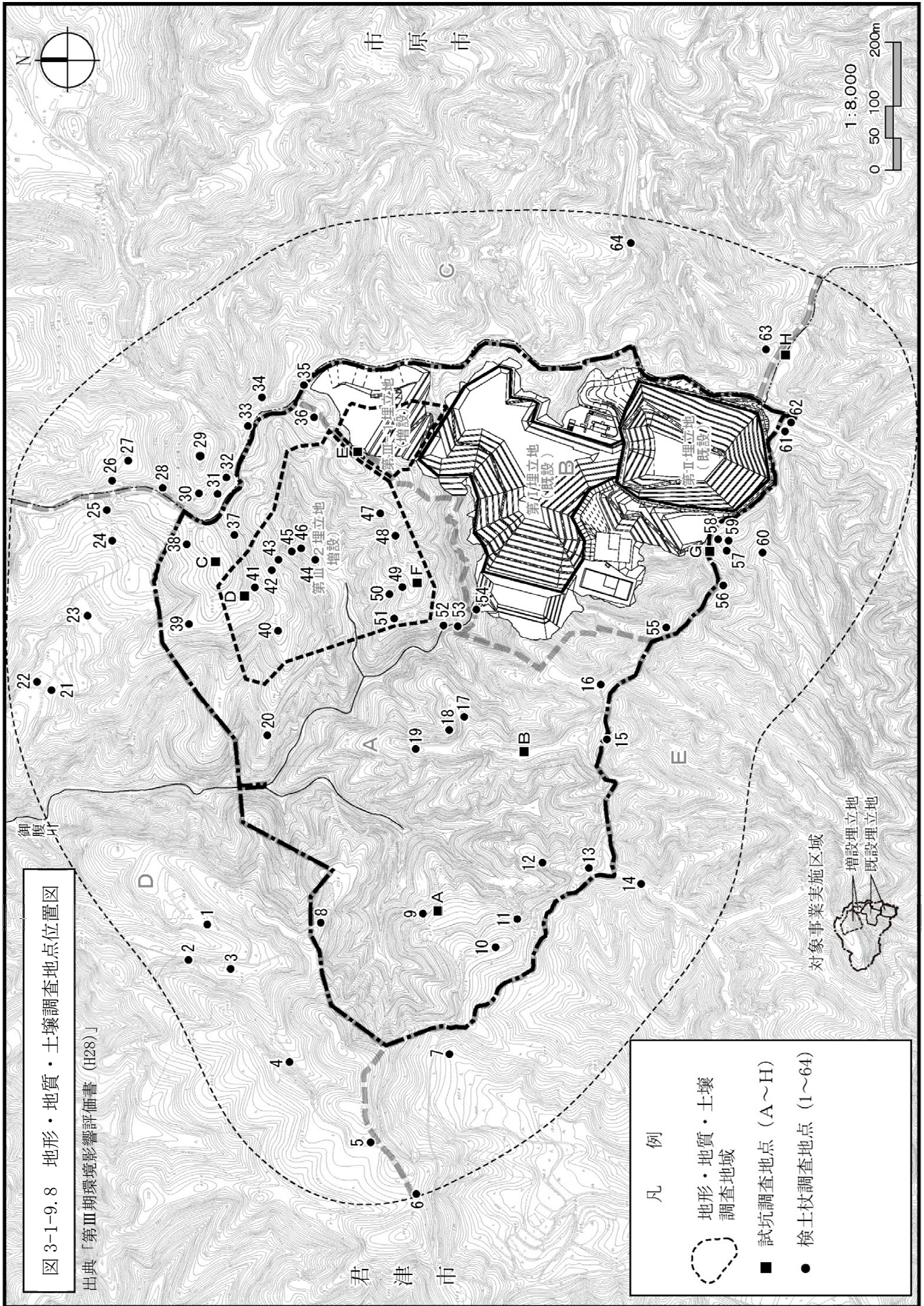
出典「地下水適正利用量調査報告書-千葉県中部地区-(1982)」(一部加筆)

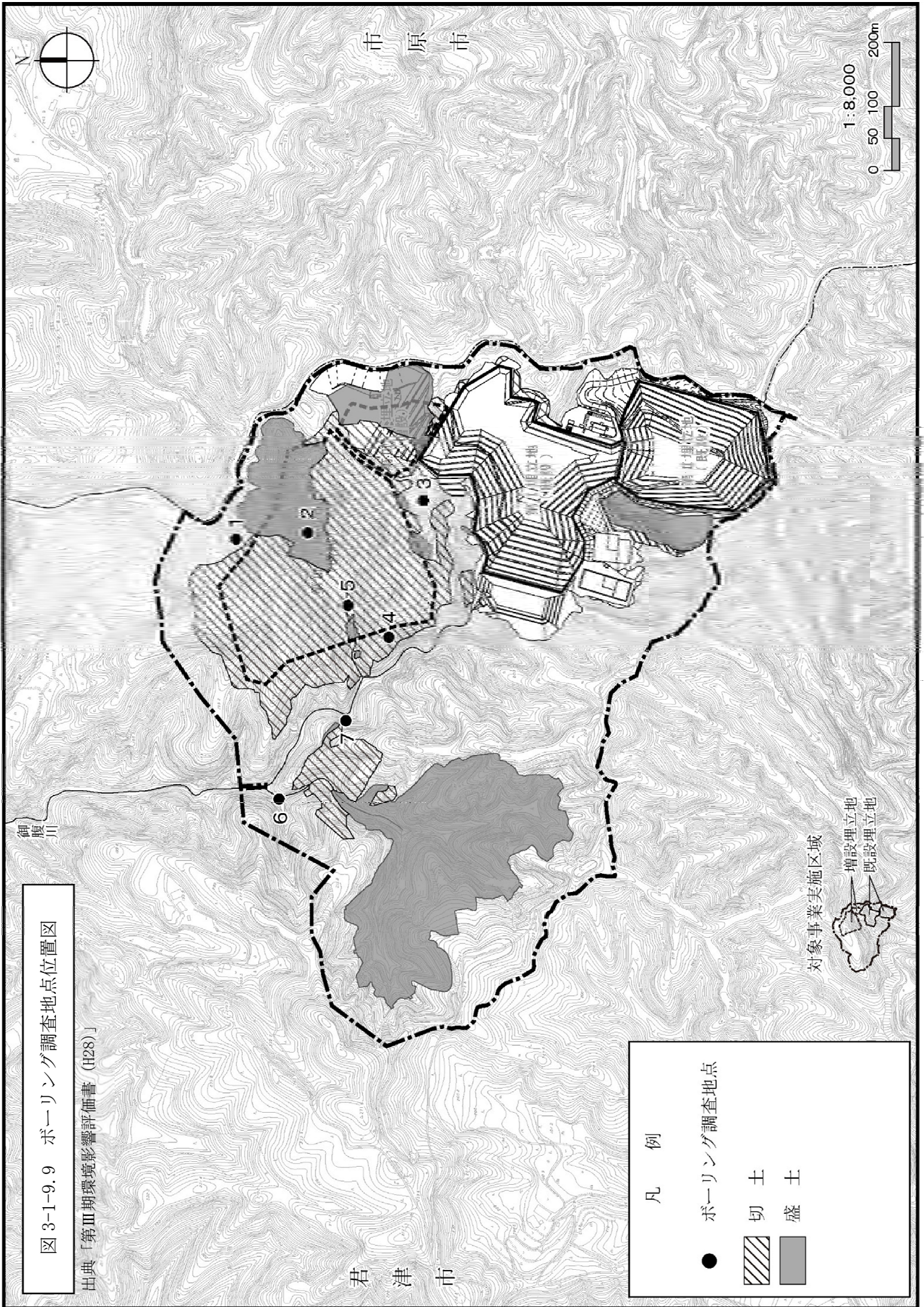
図 3-1-9.7 対象事業実施区域を含む関東地下水盆南部における地下水位分布図

5. 過年度の環境影響評価書における調査結果

過年度の環境影響評価書における地形及び地質の調査結果は、最新の状況が把握できる「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」における結果をとりまとめた。

地形及び地質に係る調査地域及び調査地点は、図 3-1-9.8 及び図 3-1-9.9 に示すとおりである。





(1) 地形の状況

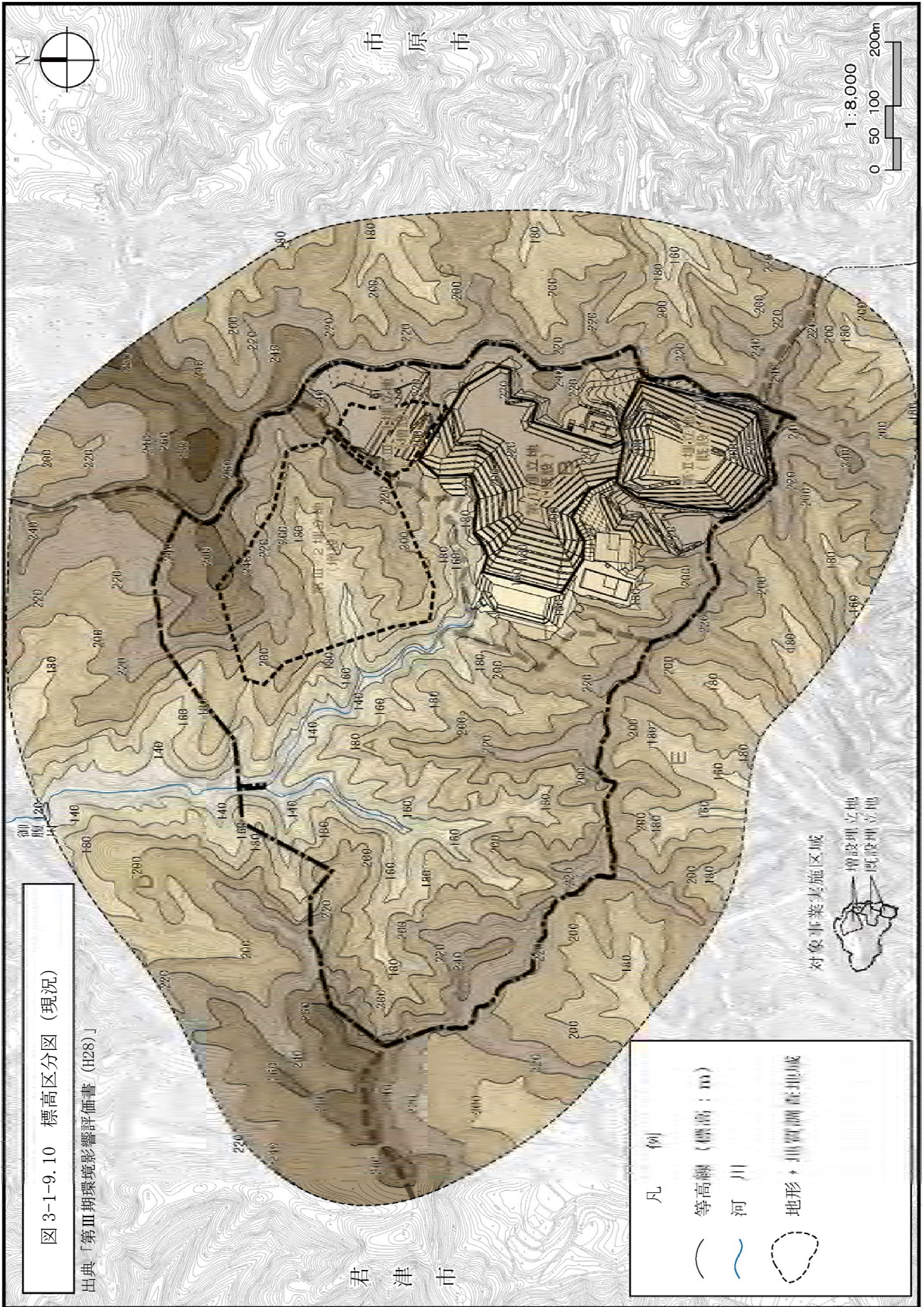
調査地域は、房総半島中央部の丘陵地帯に位置し、小櫃川及び養老川の上流にある。調査地域の丘陵は、大福山（標高 292m）を頂点とし、大福山の少し西側から南方向に延びる標高 220m 前後の丘陵頂部が小櫃川と養老川との分水界になっている。その分水界の丘陵頂部から派生する山稜の標高は、200m 前後と定高性がある。

丘陵地は小櫃川及び養老川上流の樹枝状に形成された谷に沿って開析されており、谷に挟まれる尾根筋ではやせ尾根となっている。また、谷沿いには侵食によって急斜面が形成され、谷下流ほど大きくなる傾向にあり、尾根との比高が大きくなる。

調査地域の標高の状況は、表 3-1-9.3 及び図 3-1-9.10 に示すとおりであり、標高は 100～300m であり、200～220m の標高の部分が最も多い。また、対象事業実施区域内についてみると、180～240m の標高が約 70% を占めている。

表 3-1-9.3 標高別面積表

標高区分	調査地域		対象事業実施区域	
	面積 (㎡)	割合 (%)	面積 (㎡)	割合 (%)
280～300m	3,800	0.3	0	0.0
260～280m	35,600	2.4	3,600	0.6
240～260m	115,600	7.8	28,100	4.6
220～240m	311,500	20.9	136,300	22.5
200～220m	414,500	27.8	155,000	25.5
180～200m	331,300	22.2	131,800	21.7
160～180m	169,100	11.4	86,700	14.3
140～160m	76,400	5.1	50,700	8.4
120～140m	31,400	2.1	14,600	2.4
100～120m	300	0.0	0	0.0
合計	1,489,500	100.0	606,900	100.0



調査地域の地形は、山頂緩斜面、山頂急斜面、凸型急斜面、凹型緩斜面、急崖地、崩壊地、溪床、人工改変地（農耕地等、処分場等）に区分され、その面積、分布状況は表 3-1-9.4 及び図 3-1-9.11 に示すとおりである。

調査地域は大福山丘陵地に含まれるが、砂岩泥岩互層が侵食され、急峻な地形が発達しており、凸型急斜面が最も広い面積を占めている。

また、対象事業実施区域内についてみると、凸型急斜面が約 36%、既存処分場の人工改変地が約 27%を占めている。なお人工改変地の大部分は埋立地や覆土置場の平坦地である。

表 3-1-9.4 地形区分別面積表

地形区分	調査地域		対象事業実施区域	
	面積 (㎡)	割合 (%)	面積 (㎡)	割合 (%)
山頂緩斜面	56,600	3.8	22,400	3.7
山頂急斜面	142,700	9.6	55,200	9.1
凸型急斜面	623,500	41.9	217,600	35.9
凹型緩斜面	261,800	17.6	71,000	11.7
急崖地	78,100	5.2	46,100	7.6
崩壊地	21,600	1.5	14,300	2.3
溪床	41,000	2.8	16,600	2.7
人工改変地	264,200	17.7	163,700	27.0
合計	1,489,500	100.0	606,900	100.0

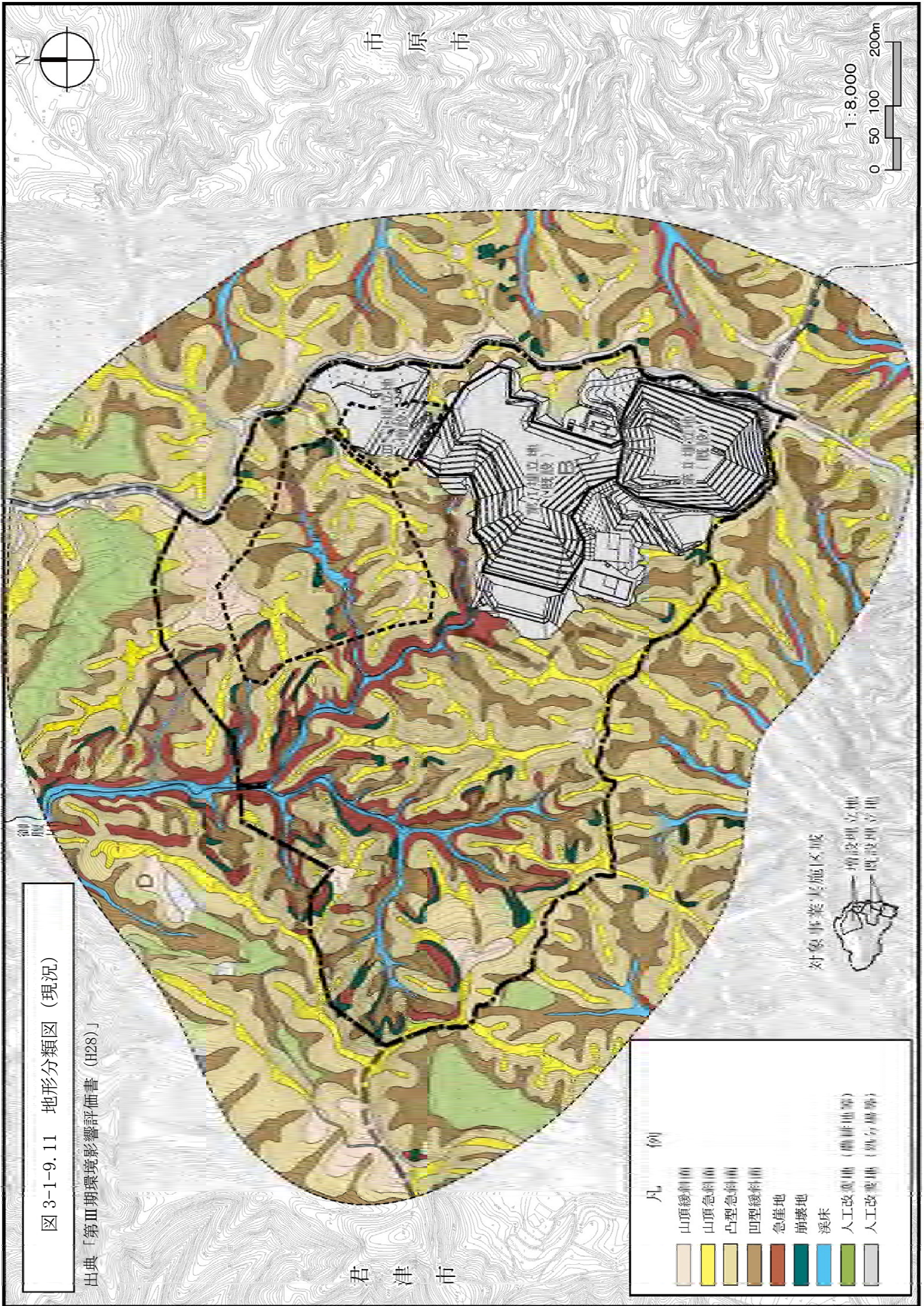


图 3-1-9.11 地形分類図 (現況)

出典「第Ⅲ期環境影響評価書 (H28)」

- 凡 例
- 山頂緩斜地
 - 山頂急斜地
 - 凸型急斜地
 - 凹型緩斜地
 - 急崖地
 - 崩壊地
 - 溪床
 - 人工改変地 (農耕地等)
 - 人工改変地 (掘削部等)

対象事業実施区域
 増設埋立地
 既設埋立地

(2) 地質及び地質構造等の状況

ア. 現地踏査

対象事業実施区域に分布する地層は、上総層群の梅ヶ瀬層である。梅ヶ瀬層は上部層、中部層及び下部層の3部層に区分される。対象事業実施区域には主に上部層～中部層の砂岩・泥岩互層が分布している。

砂岩は露頭では帯茶灰色を示し、単層の厚さは数cm～数10m以上と変化に富んでいる。主に中粒砂岩からなり、稀に細粒砂岩を挟む。全体に淘汰良好で塊状だが、不明瞭な平行葉理やフレーム構造のような乱堆積構造が認められる場合もある。

泥岩は、風化した状態では灰白色を示すが、谷底の未風化な部分では暗灰色を示す。単層の厚さは数cm～数mである。塊状均質であるが、稀に極細粒砂を混入する部分がある。

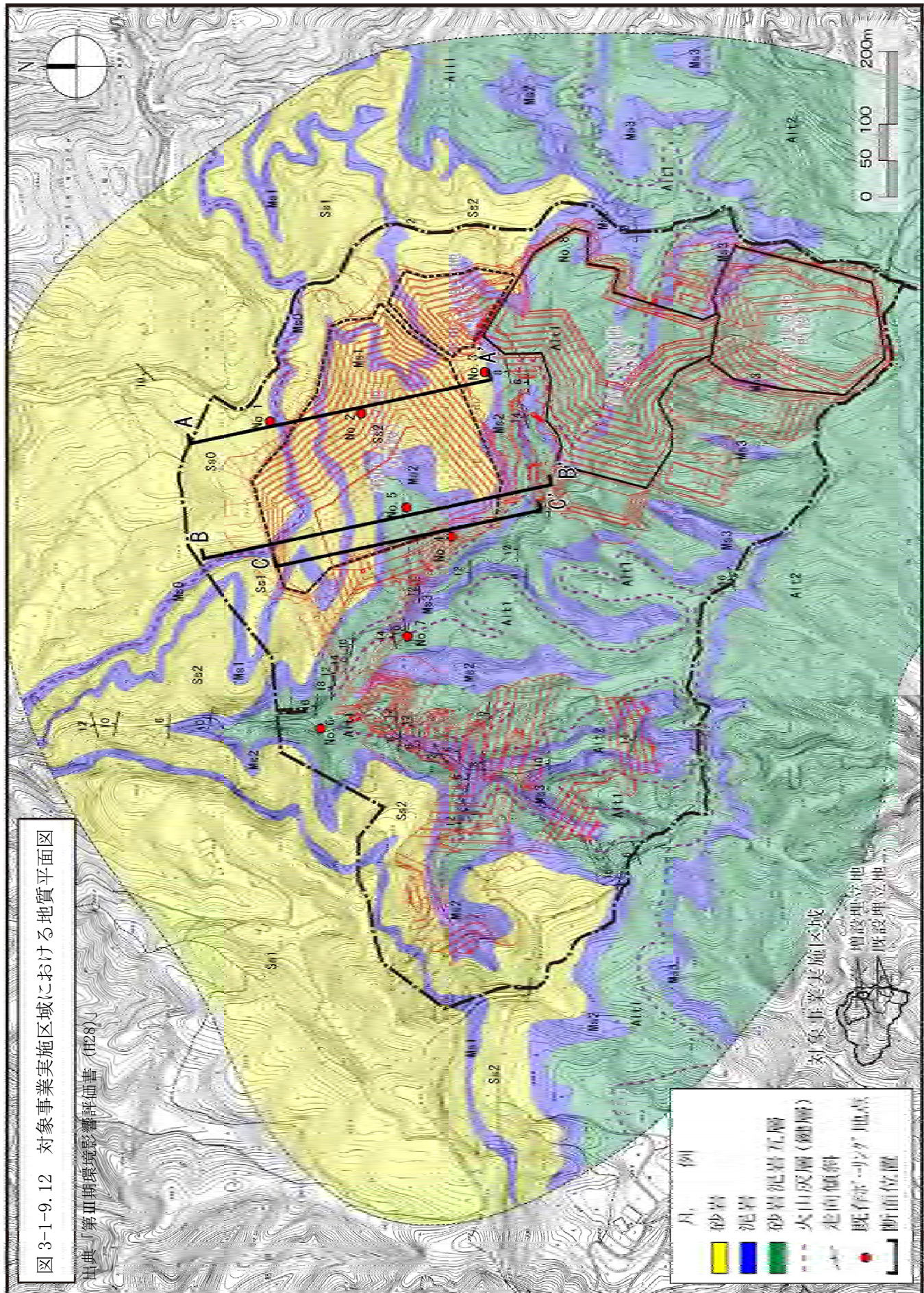
対象事業実施区域に分布する地層は、互層構成(単層の厚さ、繰り返しの頻度)に着目して、岩相による区分を行った。その結果を表3-1-9.5に、地質平面図を図3-1-9.12に示す。

表 3-1-9.5 対象事業実施区域における地質層序

記号	地層名	分布状況
Dt	崖錐堆積物	河川沿いに分布
Ss1	砂岩優勢層 1	対象事業実施区域北部No.1 地点から大福山にかけて分布
Ms1	泥岩優勢層 1	対象事業実施区域北部に分布
Ss2	砂岩優勢層 2	対象事業実施区域北部に分布
Ms2	泥岩優勢層 2	対象事業実施区域東部～西部にかけて分布
Alt1	砂岩泥岩互層 1	対象事業実施区域東部～中央部にかけて分布
Ms3	泥岩優勢層 3	対象事業実施区域中央部～南部にかけて分布
Alt2	砂岩泥岩互層 2	対象事業実施区域中央部～南部にかけて分布
Ss3	砂岩優勢層 3	対象事業実施区域南部に分布

図 3-1-9.12 対象事業実施区域における地質平面図

出典「第三期環境影響評価書 (H28)」



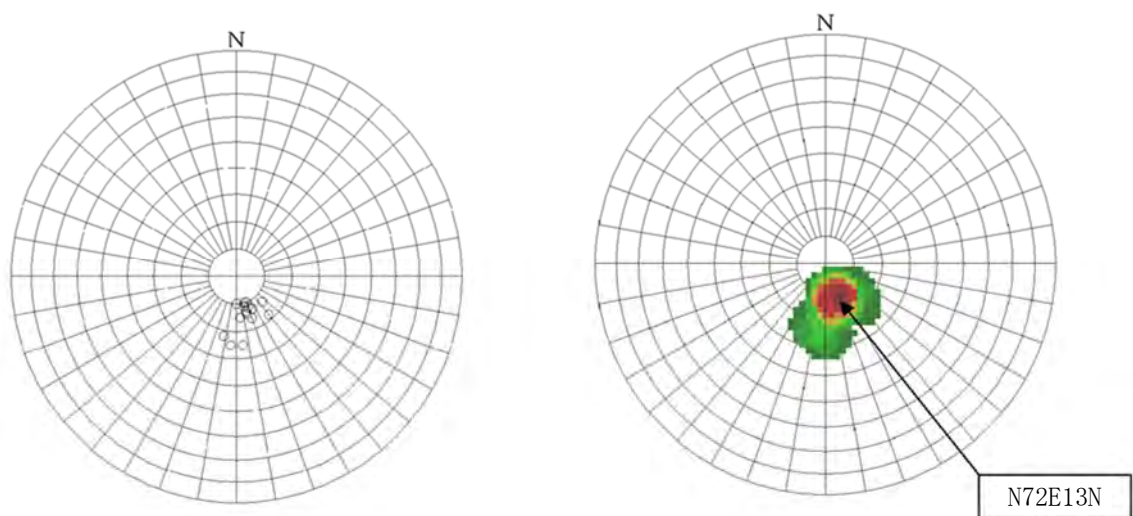
対象事業実施区域に分布する梅ヶ瀬層の地質構造は、既存文献によると、東北東－西南西の走向で北北西に傾斜する単斜構造である。

地表踏査で得られた層理面の走向傾斜は、走向が N45E～EW、傾斜は 10° ～25° N とばらつきがあるが、データをシュミットネット上に投影して解析した結果、走向・傾斜の極大値は N72E13N となり、既存文献による一般傾向とほぼ一致する（図 3-1-9.13、図 3-1-9.14 参照）。

対象事業実施区域の地質構造は、梅ヶ瀬層全体の一般構造と同様な単斜構造と判断される。

その他、ごくまれに縦方向に連続する節理が認められることがあるが、大規模な断層や破碎帯は確認されなかった。

また、調査地域には地滑りの痕跡や大規模な崩壊地は確認されなかった。



（左図：下半球投影 右図：頻度分布・極大値）

図 3-1-9.13 シュミットネット

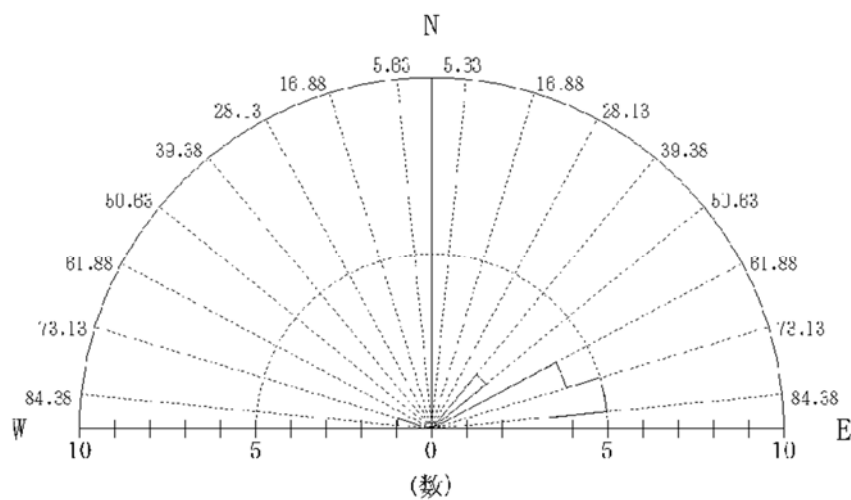


図 3-1-9.14 地層の走向のローズダイヤグラム

イ. 地質ボーリング調査

対象事業実施区域内においてNo.1～No.7の7本の地質ボーリング調査を実施し、コア観察を行った結果を表3-1-9.6に示す。

表3-1-9.6 ボーリングコア観察結果表

地点番号	ボーリングコアの状況
No. 1	深度2m付近までSs0に相当する崩れやすい砂岩が分布する。深度2～16mの14m間は、Ms0に区分した泥岩優勢層が分布する。深度16～90mの74m間は、途中数枚の薄い泥岩層を挟んでSs1に区分した砂岩優勢層が分布する。 深度5～6m及び深度65m付近に火山灰層U2が認められた。
No. 2	地表から深度20mの孔底まで、Ms2に区分した泥岩優勢層である。
No. 3	地表から深度25mまで、Ss2に区分した砂岩優勢層が分布する。深度25～36mまでの11m間は、Ms2に区分した泥岩優勢層が分布する。深度36～40m(孔底)まではAlt1の互層が分布する
No. 4	地表から深度約25mまでAlt1に区分される互層が分布する。深度25～40m(孔底)までの15m間はMs3に区分した泥岩優勢層が分布する。
No. 5	最上部約2m間に崖錐堆積物が認められ、深度2～20m(孔底)にはAlt1に区分される互層が分布する。
No. 6	地表部から深度15m(孔底)までAlt1に区分される互層が分布する。互層の泥岩は風化であるが、砂岩層は10m付近まで褐色化が見られ、指圧で容易に崩れるほど脆質である。
No. 7	深度約7mまでAlt1に区分した互層が分布する。深度7～18mの11m間はMs3に区分される泥岩優勢層である。深度18～35m(孔底)まではAlt2に区分した互層が分布する。

出典「君津環境整備センター三期計画に係る地質調査報告書」(平成24年3月 中央開発株式会社)

ウ. 地質構造

対象事業実施区域の梅ヶ瀬層には火山灰層としてU2、U3及びU6が分布している。

このうち、火山灰層U2については、「上総層群下部鍵層集(1990年版)」(1991年 千葉県立中央博物館)より、対象事業実施区域に隣接した林道大福山線と女ヶ倉線との交差点付近に露出していることが記載されている。また、対象事業実施区域の地質平面図との位置関係、火山灰層U2の上位と下位に灰色シルトの記載があることから、火山灰層U2はMs0層に挟まれている。その他、地質ボーリングNo.1のMs1層内の深度5から6mに火山灰層の記載があり、この火山灰層がU2に対比できる。また、地表踏査により、対象事業実施区域の中央部に位置する谷沿いのAlt1層内に火山灰層を連続していることを確認した。このAlt1層中の火山灰層は、「日本油田・ガス田4 富津-大多喜(1961)」の地質図より、梅ヶ瀬層に挟まれる火山灰U3と対比できる。

対象事業実施区域内において実施した地表踏査及び地質ボーリング調査の結果より地層想定断面図を図3-1-9.15(1)～(3)に示す。

图 3-1-9.15(1) 地层想定断面图 (A-A' 断面)

出典「第Ⅲ期环境影响评估书 (H28)」

对象事業実施区域



番号	地層名
Ms	埋立地堆積物
Ss1	砂質硬砂層(埋立地層0)
Ms1	泥質硬砂層(埋立地層0)
Ss1	砂質硬砂層(埋立地層1)
Ms1	泥質硬砂層(埋立地層1)
Ss2	砂質硬砂層(埋立地層2)
Ms2	泥質硬砂層(埋立地層2)
Al1	砂質泥岩層1
Ms3	泥質硬砂層(埋立地層3)
Al2	砂質泥岩層2

凡例
● : 今回調査ボーリング位置
┌ : 断面位置

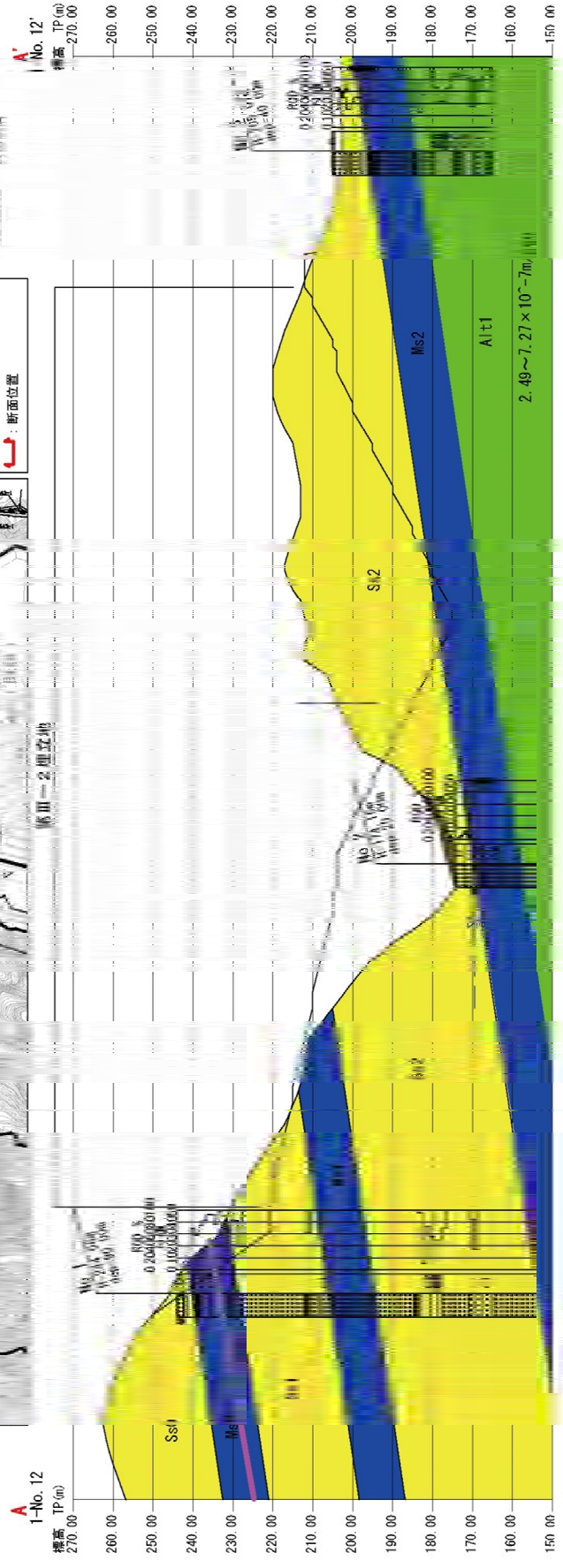
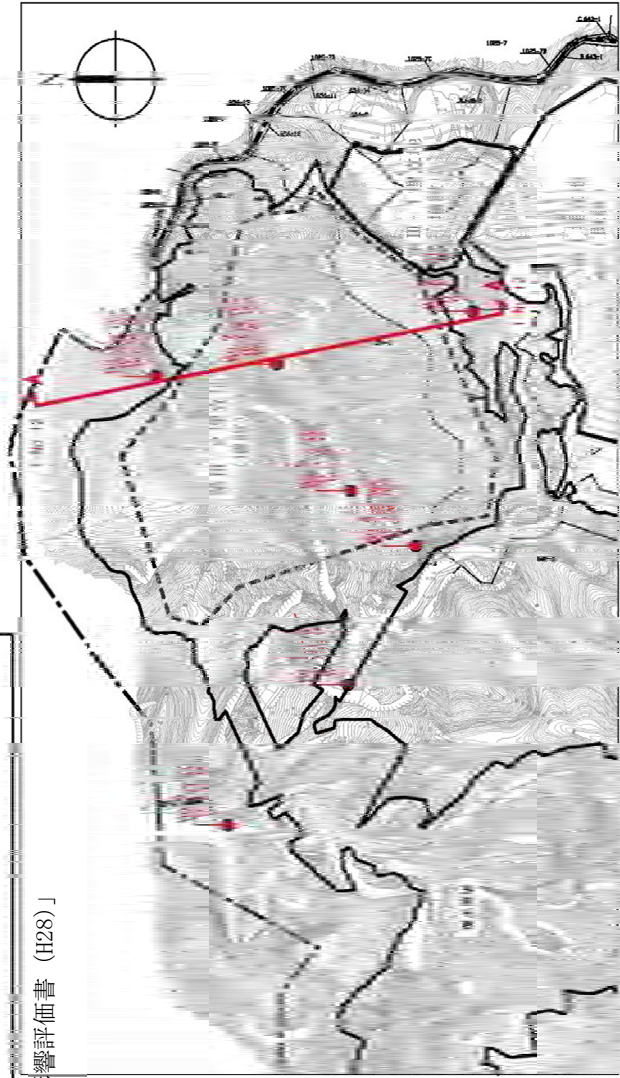


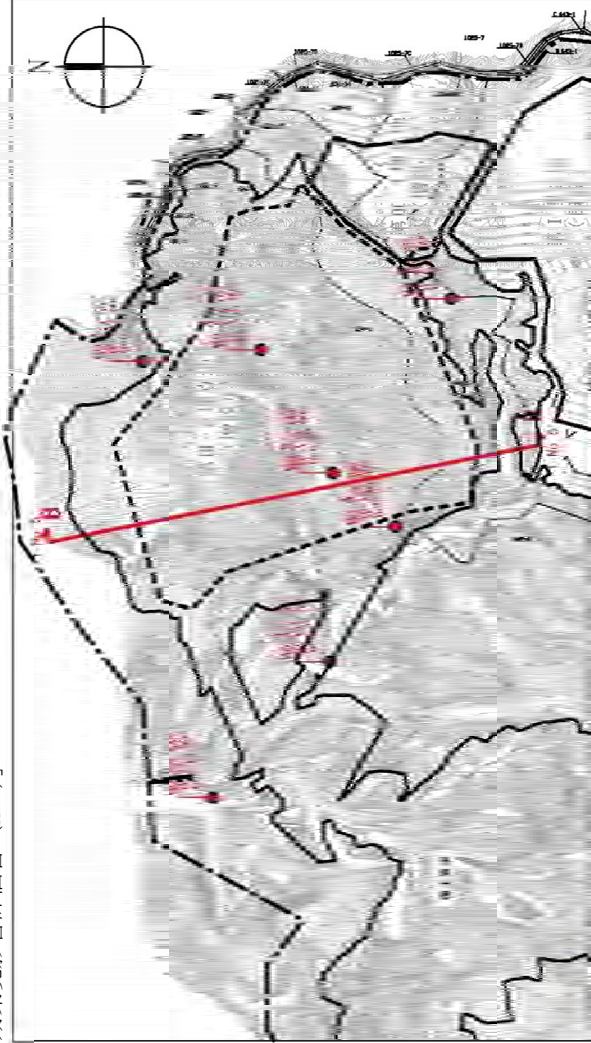
图 3-1-9.15(2) 地层想定断面图 (B-B' 断面)

出典「第Ⅲ期环境影响评估书 (H28)」

对象事業実施区域



増設埋立地
既設埋立地



凡例	地質名
	直轄堆積物
	砂岩礫砂岩混岩互層0
	泥岩礫砂岩混岩互層0
	砂岩礫砂岩混岩互層1
	泥岩礫砂岩混岩互層1
	砂岩礫砂岩混岩互層2
	泥岩礫砂岩混岩互層2
	砂岩泥岩互層1
	泥岩礫砂岩混岩互層3
	砂岩泥岩互層2

凡例
● : 今回調査ボーリング位置
└ : 断面位置

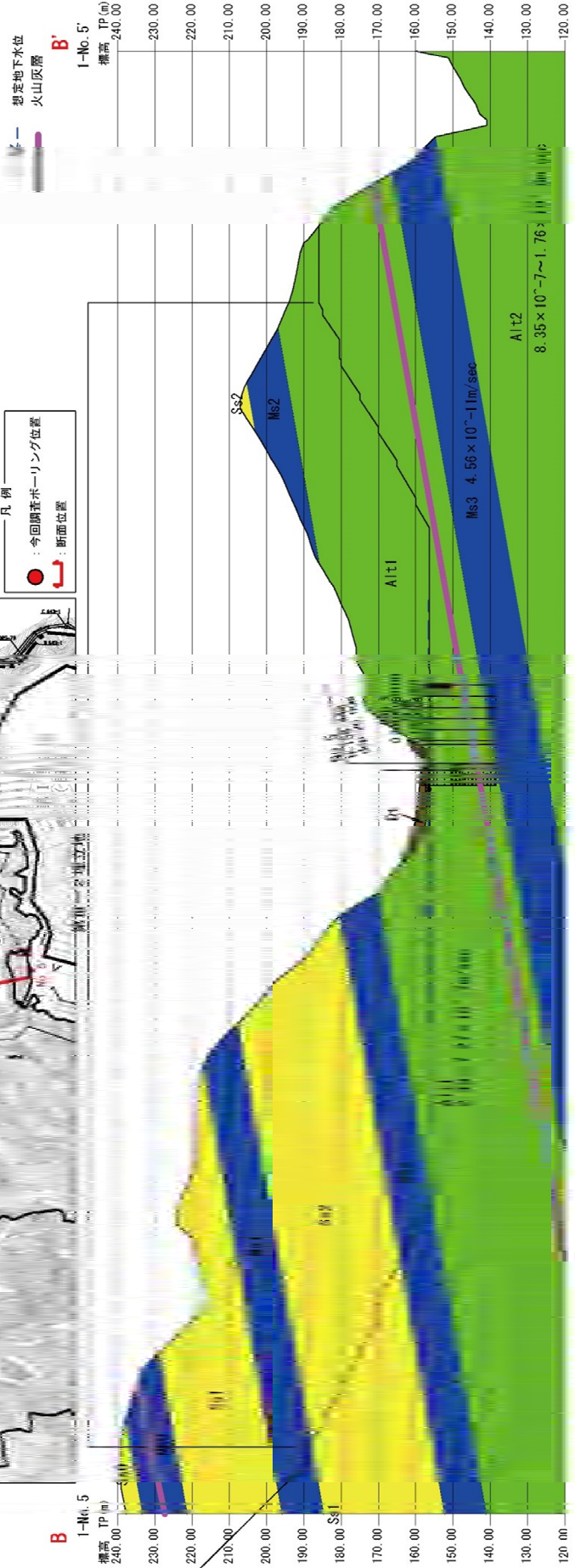
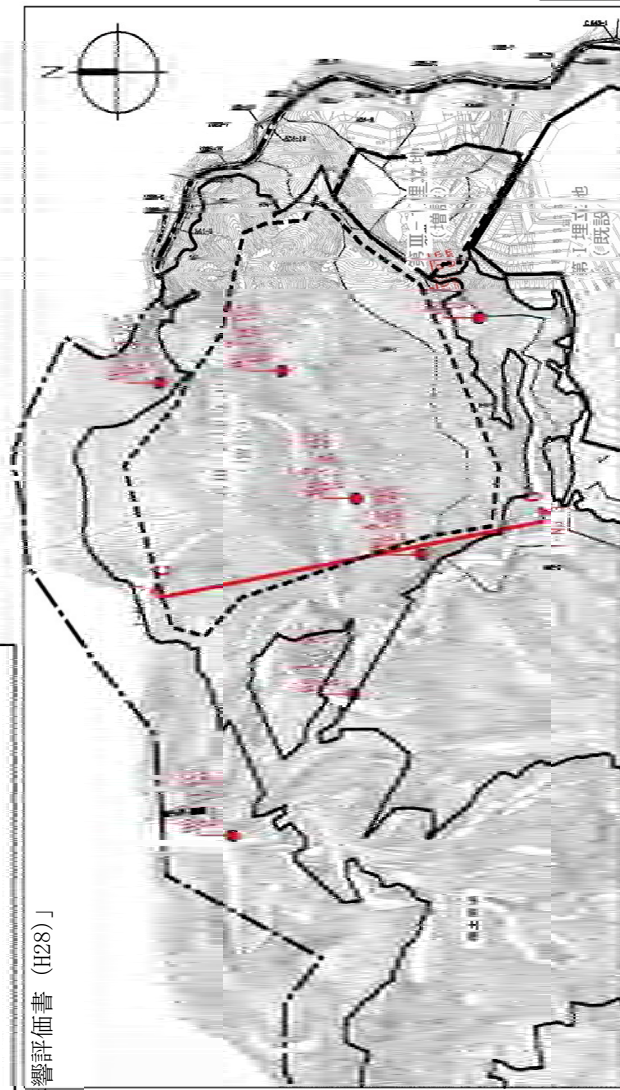


図 3-1-9.15(3) 地層想定断面図 (C-C' 断面)

出典「第Ⅲ期環境影響評価書 (H28)」

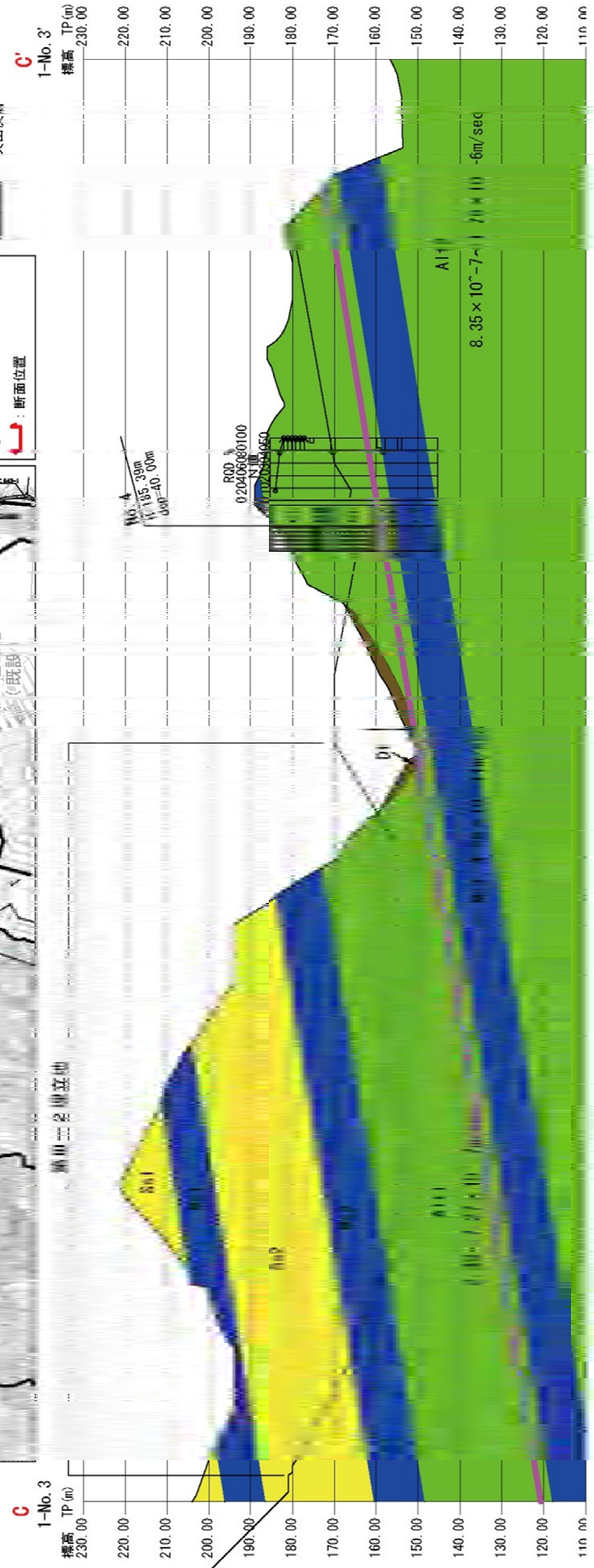
対象事業実施区域



凡例	地質名
	崖積堆積物
	砂岩優勢砂岩泥岩互層0
	泥岩優勢砂岩泥岩互層0
	砂岩優勢砂岩泥岩互層1
	泥岩優勢砂岩泥岩互層1
	砂岩優勢砂岩泥岩互層2
	泥岩優勢砂岩泥岩互層2
	砂岩泥岩互層1
	泥岩優勢砂岩泥岩互層3
	砂岩泥岩互層2

凡例
 ● : 今回調査ボーリング位置
 ↓ : 断面位置

● : 想定地下水位
 C' : 火山灰層



(3) 土壌の状況

ア. 地形・地質条件による土壌生成環境

調査地域では、前述の地形・地質条件を反映し、崩壊、洪水などによる侵食影響を受けており、それにともない谷型斜面や谷部では侵食土砂の堆積もみられる。このため、調査地域では、比較的侵食の影響を受けていない丘陵頂部と丘陵地の侵食にともなって形成された谷頭、斜面、谷底低地、崖錐・崩積土堆、崩壊地跡地などの特徴的な地形を形成する。

そのような微地形からなる地形や地形の形成過程は、土壌の生成環境に大きく影響しており、微地形条件によって土壌型を細分類することができる。

一方、土壌の風化層は砂岩層を母材としている所が多い。このため、風化土壌の土性は砂質を示すところが大半である。それに対し、粘土化されているB層（下層土）は、長期にわたって風化が進行した尾根筋で確認されるに過ぎない。

その他では、計画地周辺地域には耕作放棄地が部分的に認められ、グライ化された土壌など耕作の影響下の土壌が確認できた。

イ. 土壌生成に影響した要因

調査地域では、地形・地質条件の項で述べたように、次のような土砂の移動・堆積状況が土壌生成に強く影響している。したがって、その影響要因である地形条件によって土壌型を細分類することができる。

- ・尾根筋など土砂移動の影響が小さい（残積性・乾性）
- ・重力による土砂の葡行（葡行性・適潤性）
- ・崩壊や侵食による土砂移動・堆積（堆積部は崩積性、露岩・崩壊部は土壌未熟部）
- ・急斜面下の崖錐（崩積性・湿性）
- ・溪床など出水や洪水による氾濫・堆積（溪床などの土壌未熟部）
- ・農耕による耕作影響（土壌の酸化・還元作用）
- ・人工改変（造成により攪乱された土壌未熟部）

ウ. 土壌区分及びその分布

調査地域の土壌は、表 3-1-9.7 に示すとおり、褐色森林土、黒ボク土、未熟土、農耕地土壌、造成地土壌に大きく区分される。

さらに、褐色森林土は残積性・乾性、葡行性・適潤性、崩積性・湿性の3種類に、黒ボク土は黒ボク土、淡色黒ボク土の2種類に、未熟土は未熟土（溪床）、未熟土（崩壊地・露岩地）の2種類に、また、農耕地土壌は、グライ土と灰色低地土の2種類にそれぞれ細分した。

土壌図は図 3-1-9.16 に、土壌区分別の面積は表 3-1-9.8 に示すとおりである。

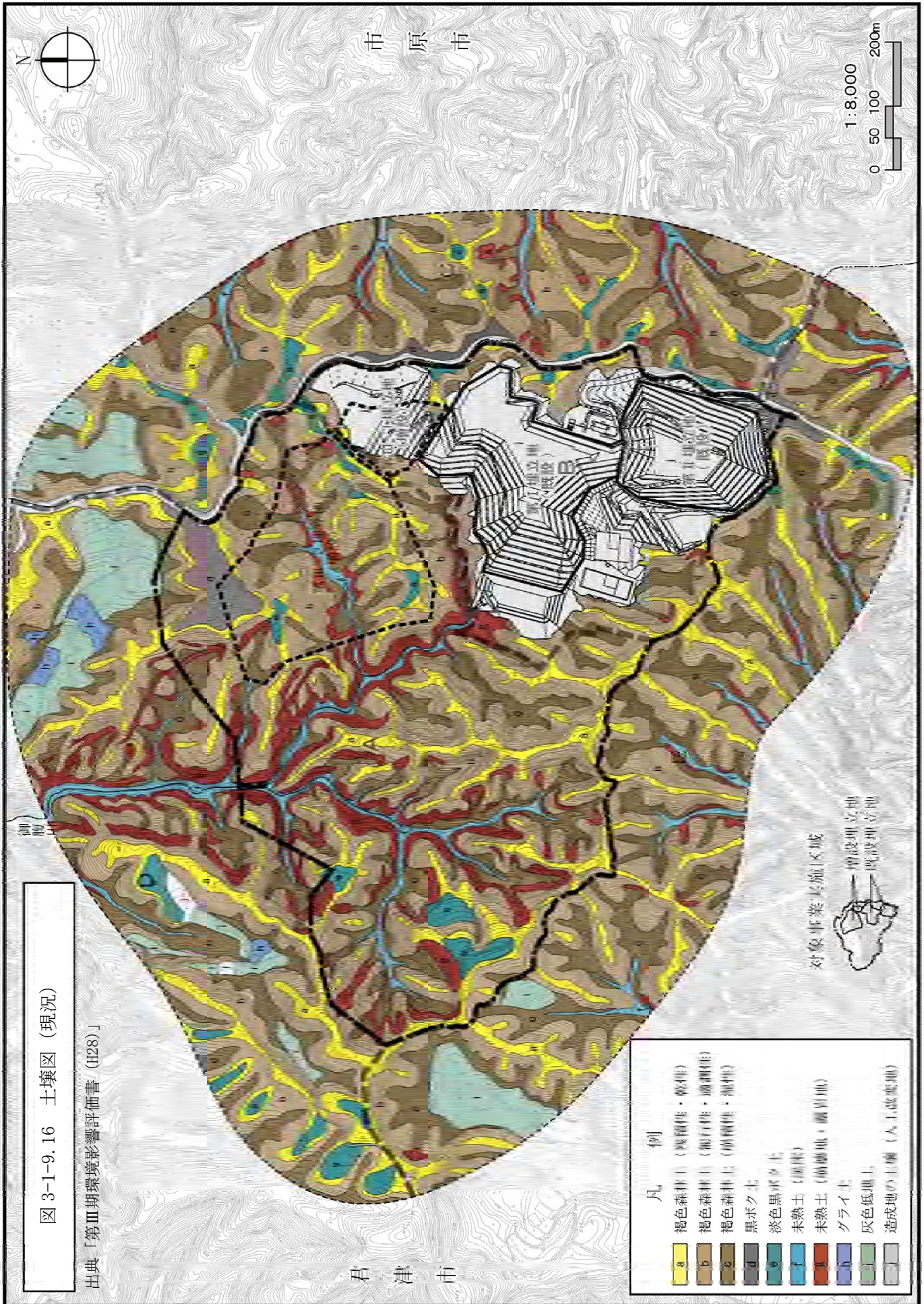
表 3-1-9.7 調査地域の土壌区分

大分類	土壌区分（細分類）	調査地点
褐色森林土	褐色森林土（残積性・乾性）	B、G、5、6、8、12、13、14、16、17、19、20、25、28、48、51、56、64
	褐色森林土（匍行性・適潤性）	E、2、4、15、26、31、32、34、37、41、47、49、55、57、58、61
	褐色森林土（崩積性・湿性）	18、42、43、45、50、59、60
黒ボク土	黒ボク土	C、D、H、35、38、39、62
	淡色黒ボク土	A、F、10、29、30、36、40、63
未熟土	未熟土（溪床）	46、53
	未熟土（崩壊地・露岩地）	9、11、44、52
農耕地土壌	グライ土	22、23
	灰色低地土	1、7、21、24、27
造成地土壌	造成地の土壌（人工改変地）	3、33、54

注) 調査地点は、図 3-1-9.8 (p. 3-93) に対応する。

表 3-1-9.8 土壌区分別面積表

大分類	土壌区分（細分類）	調査地域		対象事業実施区域	
		面積(m ²)	割合(%)	面積(m ²)	割合(%)
褐色森林土	褐色森林土（残積性・乾性）	159,700	10.7	41,500	6.8
	褐色森林土（匍行性・適潤性）	603,200	40.5	127,100	20.9
	褐色森林土（崩積性・湿性）	265,400	17.8	39,300	6.5
黒ボク土	黒ボク土	20,400	1.4	5,900	1.0
	淡色黒ボク土	37,100	2.5	8,200	1.4
未熟土	未熟土（溪床）	42,900	2.9	7,000	1.2
	未熟土（崩壊地・露岩地）	101,100	6.8	36,200	6.0
農耕地土壌	グライ土	5,900	0.4	0	0.0
	灰色低地土	66,200	4.4	500	0.1
造成地土壌	造成地の土壌（人工改変地）	187,600	12.6	341,200	56.2
合計		1,489,500	100.0	606,900	100.0



エ. 土壌の構造

調査地域における土壌の構造は、以下のとおりである。

○褐色森林土

褐色森林土には傾斜や地形によっていくつかタイプがあり、葡行性・適潤性褐色森林土が最も代表的なタイプである。葡行性・適潤性褐色森林土及び崩積性・湿性褐色森林土は、森林土壌としては腐植が分解し養分に富むことから最も良好な土壌で、標高がそれほど高くない場合、スギ・ヒノキの造林に適している。

褐色森林土は、調査地域に広く分布する土壌である。本調査では、微地形からなる地形や地形の形成過程の条件が土壌の生成環境に影響していることから、地形条件によって褐色森林土の土壌型を3種類に細分した。

その区分は、尾根筋にある残積性・乾性のもの、斜面上にあり土壌の葡行影響がある適潤性のもの、崩積土や崖錐によって形成された崩積性・湿性のものからなる3種類である。

調査地域の特徴として、残積性のものは地点B（図3-1-9.17(1)参照）、Gで見られるようにB層で粘土形成作用が進行しているが、土壌母材の砂質からなる地点も少なくない。また、侵食の影響が小さく、長期にわたって暖温帯気候下で風化されているため黄色系の土色を示す。これに対し、風化葡行性・適潤性のものは地点E（図3-1-9.17(2)参照）をはじめ山腹斜面に広く分布し、侵食活動が活発で土層の層厚は崩積性のものより薄い。一般に層厚1 m以下であり、急斜面では50cm未満となっているところが多い。さらに、崩積性・湿性のものは地点18、45、50で見られるように黒褐～暗褐のA層（表層土）が厚く、侵食より堆積作用の方が大きいため大半の地点で土層の層厚が1 m以上と厚い。



図3-1-9.17(1) 褐色森林土（残積性・乾性）の土壌断面（調査地点B）



図 3-1-9. 17(2) 褐色森林土（匍行性・適潤性）の土壌断面（調査地点E）

○黒ボク土

黒ボク土は、主に火山山麓などに多く分布する。その多くは、主に火山灰に由来するものが多いが、それと非常によく似た遷移的な草本植生下で生成した黒ボク土も存在する。

本地区は、富士火山起源の降下火山灰である関東ローム層が分布する地域であり、火山灰に由来する黒ボク土と考えられる。その火山灰は、下総台地に比較し堆積層厚が薄いものの、侵食影響の小さい緩斜面に堆積して黒ボク土を形成している。

調査地域で見られる黒ボク土は、黒ボク層の厚さが 25cm 以上のところとそれ以下のところがある。前者は、侵食影響の小さくかつ原地形面にあたる流域界山稜の緩斜面に分布する。調査地域では地点 C（図 3-1-9. 18(1) 参照）、D、H や地点 35、38、39 で確認され、主に山頂付近の緩斜面に分布する。これに対し、後者の黒ボクが 25cm 以下の淡色黒ボク土は、地点 A（図 3-1-9. 18(2) 参照）、F 及び地点 10、40 の少し標高の低い尾根筋や大福山尾根筋の地点 29、30 のように小丘状の山頂部や侵食影響を少し受けた尾根頂部に分布する。



図 3-1-9. 18(1) 黒ボク土の土壌断面（調査地点C）



図 3-1-9. 18(2) 淡色黒ボク土の土壌断面（調査地点A）

○未熟土

土壌化が進行していないところである。崩壊地・急崖部の露岩、溪床の 2 種類に細分した。また、小溪流の溪床には、出水によって表土が流出した未熟土がみられる。

本地域では、地点 9、11、44、52 でみられるように溪床に沿って侵食が進み、溪岸の露岩や崩壊地形部などの土壌化が進んでいない部分に断続的にみられる。また、地点 46、53 のように、溪床では出水により土壌が流亡し、砂を中心とする堆積土砂や基盤岩からなる未熟土が分布する。

○農耕地土壌

農耕地土壌は人工改変を受けているが、農耕によって作土層・すき床層（A層）や集積層・グライ層（B層）といった特徴的な土層が形成されている。

農耕地の土壌は主に灰色土壌からなるが、長期間にわたって湛水すると地下水の影響でグライ層が形成される。前者は地点 1、7、21、24、27 など確認される。後者は地点 22、23 の湿地状の湛水された休耕田で見られる。

○造成地土壌

人工改変地により土壌が攪乱されているところを、造成地の土壌とした。処理場、道路、宅地跡など人工改変された部分で、切土法面も含めた。

オ. 土壌の理化学性

土壌の理化学性は、土壌の試坑断面調査 8 地点（地点 A～H）で採取した表層について分析した。分析結果は、表 3-1-9.9、表 3-1-9.10 に示すとおりである。また、土壌分析結果の分級区分を表 3-1-9.11 に示す。

調査地域の土壌（黒ボク土、褐色森林土）は、理化学的性質からみると、交換性陽イオンや可給態リン酸は低い値を示し、それほど優良な土壌とはいえないものの、土性や pH、全窒素はおおむね良好な値を示していることから、一般的な森林土壌と判断できる。

表 3-1-9.9 土壌の粒土組成

項目		地点							
		地点A	地点B	地点C	地点D	地点E	地点F	地点G	地点H
粒径区分 (%)	粗砂 (2-0.2 mm)	13.5	27.7	32.2	19.3	26.2	25.2	16.6	31.9
	細砂 (0.2-0.02 mm)	58.5	43.1	42.0	52.3	63.4	58.4	54.3	55.9
	シルト (0.02-0.002 mm)	16.8	13.8	14.6	18.1	3.2	6.1	13.7	4.2
	粘土 (0.002 mm以下)	11.2	15.4	11.2	10.3	7.2	10.3	15.4	8.0
土性		SL	SCL	SL	SL	LS	SL	SCL	LS

注1) 表層土壌の分析による。

2) 粒径組成は、粒径加積曲線から国際法による粒径区分で表示し、土性は土性三角図表（国際法）から求めた。

SL：砂壤土、LS：壤質砂土、SCL：砂質埴壤土

表 3-1-9.10 土壌の化学性分析結果

項目		地点A	地点B	地点C	地点D	地点E	地点F	地点G	地点H
pH (H ₂ O)		6.0	5.4	5.8	5.9	5.3	5.9	5.6	6.2
全炭素C (g/kg*)		39.2	24.3	34.0	59.6	17.2	85.5	11.6	41.0
腐植 (g/kg*)		67.6	41.9	58.7	103.0	29.7	147.0	20.0	70.7
全窒素N (g/kg*)		3.2	1.6	2.3	3.6	1.3	5.7	0.7	2.9
C/N		12	15	15	16	13	15	16	14
交換性 陽イオン (cmol _c /kg*)	カルシウム CaO	3.3	0.8	2.0	1.9	1.4	11.6	3.5	7.9
	マグネシウム MgO	1.3	1.0	1.0	1.1	0.8	2.9	3.9	2.4
	カリウム K ₂ O	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.4	0.1	0.1
	ナトリウム Na ₂ O	0.2	0.4	0.4	0.2	0.1	0.2	0.3	0.2
	計	5.0	2.5	3.6	3.4	2.5	15.1	7.8	10.6
可給態リン酸 P ₂ O ₅ (mg/kg*)		8>	8>	8>	8>	8	8>	8>	8>
リン酸吸収係数 (g/kg*)		17.6	10.2	14.4	20.6	7.4	17.9	7.2	14.1
可溶性アルミニウム Al (g/kg*)		5.53	2.58	4.50	7.78	1.78	4.50	0.77	2.28

注1) 単位はSI単位を基本に表示 (ただし、組成割合を示す項目は%表示)。単位の*は乾土あたり。

2) 腐植=全炭素×1.724

3) C/Nは全炭素/全窒素の割合で表示。

4) >: 定量下限値未満。

表 3-1-9.11 土壌分析結果の分級

評価因子・分級	単位	1(優)	2(良)	3(不良)	4(極不良)
pH	—	5.6~6.8	4.5~5.6 6.8~8.0	3.5~4.5 8.0~9.5	3.5> 9.5<
全窒素	g/kg	1.2<	1.2~0.6	0.6>	
有効態リン酸	mg/kg	200<	200~100	100>	
陽イオン交換容量*	cmol(+)/kg	20<	20~6	6>	

注1) 基本的に分級3(不良)は改良可能な土壌の品質、分級4(極不良)は改良困難な土壌の品質を示す。

2) 陽イオン交換容量は、pF1.8~3.0とした場合。

出典「緑化事業における植栽基盤整備マニュアル」(2000年(社)日本造園学会 緑化環境工研究委員会)

(日本造園学会誌 ランドスケープ研究63(3))

(4) 湧水の状況

ア. 湧水の分布、湧出状況

調査地域における湧水は、図 3-1-9.19 にみられるように、砂岩と泥岩の境界付近で地下水の浸み出しが多数観察される。これは雨水が地山の砂岩層内を鉛直方向に浸透し、泥岩層に遭遇すると流路をさえぎられ、泥岩層の傾斜方向に流路が変化し、泥岩層が露出するところで地下水が浸出するためと考えられる。

調査地域はほとんどがこのような状況であり、まとまった量で湧出するような例はみられない。



泥岩層

砂岩層

図 3-1-9. 19 砂岩層からの地下水の浸みだし状況

また、この浸み出しは図 3-1-9. 20 にみられるように北西向きの斜面で見られ、南東向きの斜面は乾燥している。これは、図 3-1-9. 21 に示すように地層が北北西方向に傾斜しているため、地下水は地層の傾斜に沿って流下しているためと考えられる。

イ. 湧水の利用

調査地域内では湧水の利用はない。



図 3-1-9. 20 斜面の方向による地下水の浸みだし状況

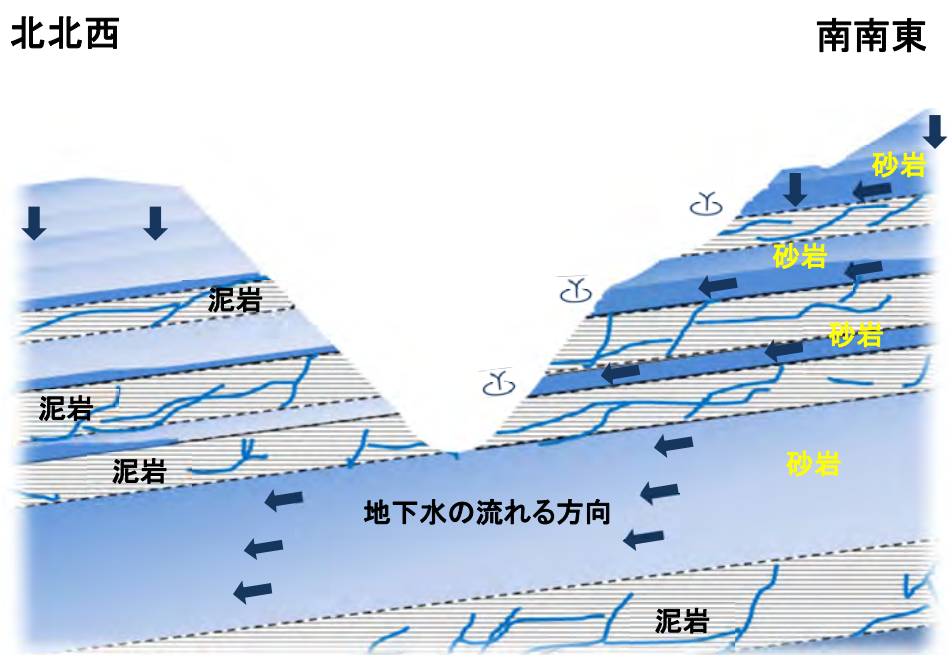


図 3-1-9. 21 地下水の流れの模式図

3-1-10 地盤の状況

君津市及び市原市の令和4年1年間における地盤沈下の状況は、表3-1-10.1に示すとおりである。君津市では10地点で沈下が見られ、最大0.20cmの沈下量であった。また、市原市では25地点で沈下が見られ、最大0.58cmの沈下量であった。

なお、対象事業実施区域が位置する君津市南東部（丘陵地）は未調査地域となっており調査の対象となっていない。

表3-1-10.1 地盤沈下の状況（令和4年）

市	水準 点数	変動量 計算水 準点数	不動・ 隆起 地点数	地盤沈下地点数			最大地盤沈下量	
				0.01～1.99 cm	2.00～3.99 cm	4.00 cm以上	地盤沈下量 (cm)	所在地
君津市	19	19	9	10	0	0	0.20	中島
市原市	74	74	49	25	0	0	0.58	市原

注) 各水準点の変動量は、令和4年1月標高値と令和5年1月標高値との差である。

出典「千葉県水準測量成果表（基準日：令和5年1月1日）」（令和5年12月、千葉県環境生活部）

3-1-11 土壌の状況

1. ダイオキシン類

君津市及び市原市の令和元年度及び2年度における土壌のダイオキシン類の測定結果は、表3-1-11.1に示すとおりであり、一般環境、発生源周辺の調査地点ともに、土壌に係る環境基準を達成している。

表3-1-11.1 土壌のダイオキシン類の測定結果

(単位：pg-TEQ/g)

調査年度	調査区分	調査地点	測定結果	環境基準
令和元年度	一般環境	君津市君津中央公園	2.4	1,000 以下
	発生源周辺	君津市君津緩衝緑地	11	
令和2年度	一般環境	市原市国分寺中央公園	6.5	
	発生源周辺	市原市金杉公園	2.9	
		市原市青柳公園	6.6	
		市原市椎津第2公園	8.4	

注) 各市の最新の調査結果を示した。君津市内では令和2年度以降、市原市内では令和3年度以降、調査を実施していない。

出典「令和元年度 ダイオキシン類に係る土壌測定結果について」（令和2年8月、千葉県環境生活部）

「令和2年度 ダイオキシン類に係る土壌測定結果について」（令和3年8月、千葉県環境生活部）

2. 自然由来の砒素

「砒素をめぐる環境問題 自然地質・人工地質の有害性と無害性」（1998年2月 日本地質学会環境地質研究委員会、東海大学出版会）によれば関東平野の下にある三浦層群・上総層群・下総層群・沖積層の海成細粒堆積物の全てに自然由来の砒素が含まれているとされており、君津市内には上総層群などが分布していることから、対象事業実施区域及びその周辺の地中には砒素が含まれていると考えられる。

3. 「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」における調査結果

「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」によると対象実施区域内の6地点（図3-1-11.1参照）で実施した砒素の土壌調査結果は、表3-1-11.2に示すとおりであり、溶出量試験では、Bo4地点の深度20mにおいて環境基準を超過していた。

また、含有量試験では、いずれの地点、深さでも定量下限値未満（15mg/kg未満）の濃度であり、基準を満足していた。

表 3-1-11.2 砒素の調査結果

調査地点	試料採取深度 (m)	溶出量 (mg/L)	含有量 (mg/kg)
A	1	0.006	15 未満
B	1	0.001 未満	15 未満
C	1	0.001 未満	15 未満
Bo5	1	0.001 未満	15 未満
	5	0.002	15 未満
Bo4	1	0.006	15 未満
	5	0.001 未満	15 未満
	10	0.010	15 未満
	15	0.006	15 未満
	20	0.015	15 未満
Bo1	1	0.001	15 未満
	5	0.006	15 未満
平均値 ^{注1)}		0.0047	15 未満
環境基準等 ^{注2)}		0.01 以下	150 以下

注1) 平均値の算出においては、定量下限値未満はその数値を採用した。

2) 溶出量の基準は「環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準」（平成22年6月 環告第37号）に基づく環境基準
含有量の基準は「土壌汚染対策法」に基づく含有量基準

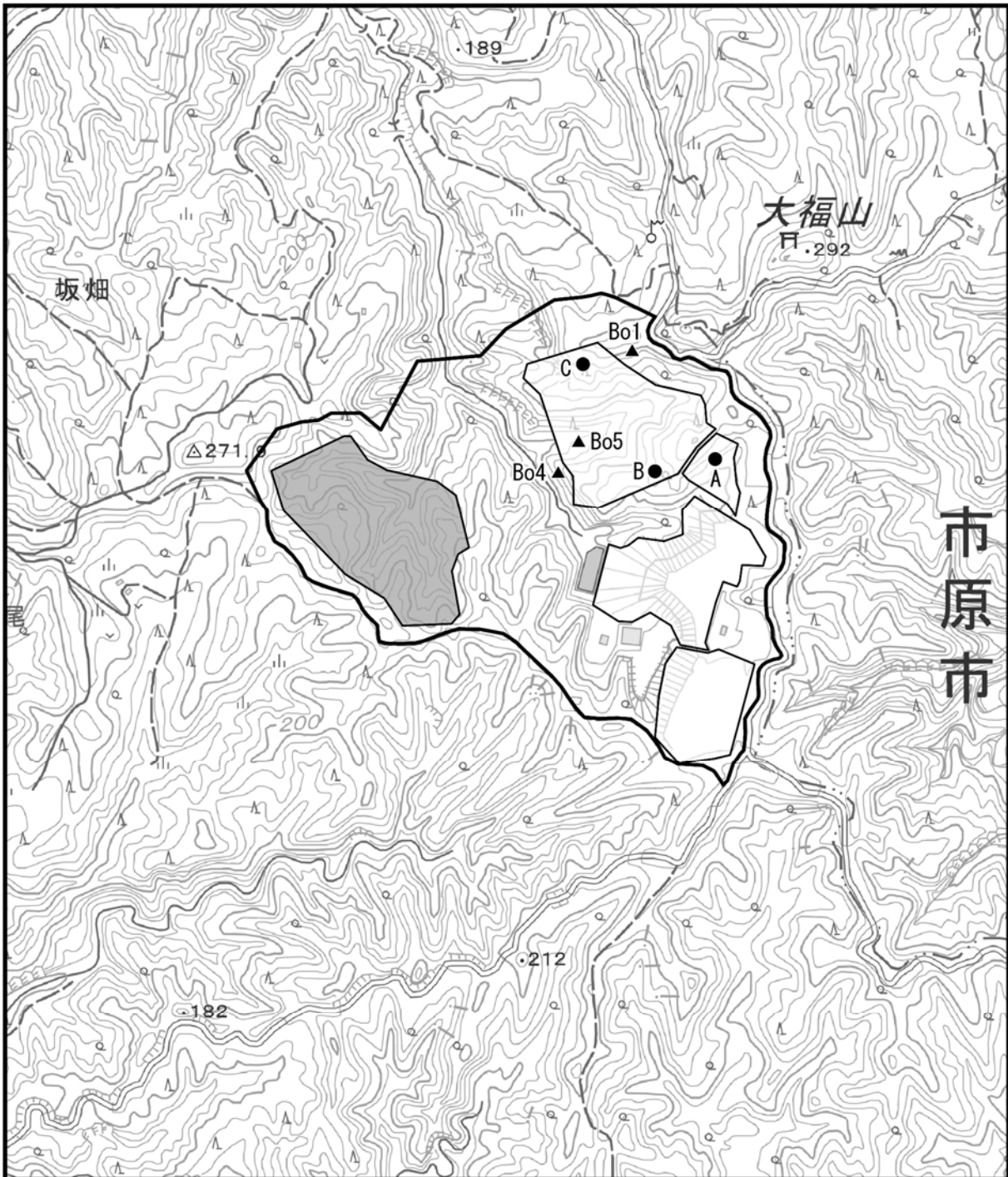


図 3-1-11.1 土壌調査地点図

凡 例

- サンプルング地点
- ▲ ボーリング調査地点



- 対象事業実施区域
- 増設埋立地
- 既設埋立地

1:12,500



0 250 500m

3-1-12 植物の生育及び植生の状況

植物相の状況については、文献調査を行い整理した。確認した文献等は表 3-1-12.1 に示すとおりである。また、重要な種に関する選定基準は表 3-1-12.2 に示すとおりである。

表 3-1-12.1 植物相の確認文献等

文献名	対象とした種・位置等
「君津市史 自然編」(平成 8 年、君津市)	巻末資料の植物目録に記載された植物を抽出した。
「市原市自然環境マップ」 (平成 24 年、市原市環境部環境管理課)	図 3-1-12.1 (p. 3-137) に示す市原市域の範囲における現地調査で確認された植物を抽出した(アンケート調査及び既存資料調査等での確認記録は除いた)。
「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー植物・菌類編 2023 年改訂版」 (令和 5 年、千葉県環境生活部自然保護課)	対象事業実施区域を含む 4 つの 2 次メッシュ(約 20km 四方) で確認された植物を抽出した。

表 3-1-12.2 重要な種（植物）の選定基準

文献及び法令名		カテゴリー
①	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日） 「千葉県文化財保護条例」（昭和 30 年千葉県条例第 8 号） 「君津市文化財の保護に関する条例」（昭和 46 年君津市条例 18 号） 「市原市文化財の保護に関する条例」（昭和 41 年市原市条例第 40 号）	特天：特別天然記念物
		天：天然記念物
		県：千葉県指定天然記念物
		君：君津市指定天然記念物
		市：市原市指定天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 6 年 2 月 13 日）	I：国内希少野生動植物種
		I-1：特定第一種国内希少野生動植物種
		I-2：特定第二種国内希少野生動植物種
		II：国際希少野生動植物種
		III：緊急指定種
③	「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年、環境省）	EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR+EN：絶滅危惧 I 類
		CR：絶滅危惧 IA 類
		EN：絶滅危惧 IB 類
		VU：絶滅危惧 II 類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
		LP：絶滅のおそれのある地域個体群
④	「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編 2023 年改訂版」（令和 5 年、千葉県環境生活部自然保護課）	X：消息不明・絶滅生物
		A：最重要保護生物
		B：重要保護生物
		C：要保護生物
		D：一般保護生物

1. 植物の生育の状況

(1) 文献調査結果

対象事業実施区域及びその周辺、また、君津市域における各文献調査により確認された種数は、表 3-1-12.3 に示すとおりである。そのうち、重要な種は表 3-1-12.4 に示すとおり 115 科 486 種が確認された。

表 3-1-12.3 文献調査における植物確認種数

No.	文献名	確認種数
1	君津市史 自然編	1,380 種
2	市原市自然環境マップ	29 種
3	千葉県レッドデータブック	414 種

表 3-1-12.4(1) 対象事業実施区域周辺で確認された重要な植物

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
1	ヒカゲノカズラ科	ヒカゲノカズラ	○		○				C
2	イワヒバ科	ヒメクラマゴケ			○				A
3		カタヒバ	○		○				C
4		イワヒバ	○		○				B
5	ミズニラ科	ミズニラ	○					NT	
6	ハナヤスリ科	ナガホノナツノハナワラビ	○		○				C
7		ナツノハナワラビ	○		○				C
8		ヒロハハナヤスリ	○		○				C
9	マツバラ科	マツバラ	○					NT	A
10	コケシノブ科	アオホラゴケ	○		○				B
11		ウチワゴケ	○		○				C
12		コウヤコケシノブ	○		○				C
13		キヨスミコケシノブ	○		○				A
14		ホソバコケシノブ	○		○				A
15	デンジソウ科	デンジソウ			○			VU	B
16	サンショウモ科	オオアカウキクサ	○		○			EN	C
17		サンショウモ	○	○	○			VU	B
18	キジノオシダ科	オオキジノオ	○		○				C
19	コバノイシカグマ科	コバノイシカグマ			○				C
20		オウレンシダ	○		○				D
21		フモトカグマ	○		○				D
22	イノモトソウ科	クジャクシダ	○		○				C
23		タキミシダ	○		○			EN	A
24		シシラン	○						A
25		ハチジョウシダモドキ	○		○				C
26		ナチシダ	○		○				C

表 3-1-12.4(2) 対象事業実施区域周辺で確認された重要な植物

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾				
			1	2	3	①	②	③	④	
27	チャセンシダ科	コバノヒノキシダ	○		○				D	
28		ヌリトラノオ			○				A	
29		コウザキシダ	○						B	
30		クモノスシダ	○		○				C	
31		コタニワタリ			○				A	
32		イワトラノオ	○		○				B	
33		ホウビシダ	○		○				C	
34		イワヤシダ科	イワヤシダ	○		○			A	
35	ヒメシダ科	ミゾシダモドキ	○		○			A		
36	イワデンダ科	イワデンダ	○		○			B		
37	ヌリワラビ科	ヌリワラビ	○					B		
38	メシダ科	ウラボシノコギリシダ	○						B	
39		カラクサイヌワラビ	○		○				C	
40		タカオシケチシダ	○		○				D	
41		サキモリイヌワラビ			○				X	
42		タニイヌワラビ	○		○				A	
43		オオヒメワラビ	○		○				C	
44		ハクモウイノデ	○		○				B	
45		オオヒメワラビモドキ			○				A	
46		ミドリワラビ	○		○				A	
47		ヒカゲワラビ	○		○				D	
48		シロヤマシダ			○				C	
49		ミヤマノコギリシダ			○				B	
50		オニヒカゲワラビ	○		○				C	
51		オシダ科	オニカナワラビ	○		○				C
52			ナンゴクナライシダ			○				C
53			ミドリカナワラビ			○				A
54			カツモウイノデ	○		○				B
55			イズヤブソテツ			○				A
56			ヒロハヤブソテツ	○		○				B
57			ツクシヤブソテツ	○		○				B
58	イワヘゴ		○		○				C	
59	ハチジョウベニシダ				○				D	
60	ツクシイワヘゴ		○		○				D	
61	オシダ		○						C	
62	ナチクジャク		○		○				A	
63	オオクジャクシダ		○		○				C	
64	ギフベニシダ				○				C	
65	キノクニベニシダ				○				C	
66	キヨズミオオクジャク		○		○				B	
67	ミヤマイタチシダ		○		○				B	
68	ナガサキシダ		○		○				C	
69	ナガバノイタチシダ		○		○				D	
70	ナンカイイタチシダ		○		○				C	

表 3-1-12. 4(3) 対象事業実施区域周辺で確認された重要な植物

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
71	オシダ科	カタイノデ	○		○				C
72		オオキヨズミシダ	○		○				D
73		イワシロイノデ			○				B
74		ツヤナシイノデ	○						B
75		カズサイノデ	○		○				X
76		サイゴクイノデ	○		○				D
77		サカゲイノデ	○						A
78		オニイノデ			○			VU	X
79		イノデモドキ	○		○				C
80	シノブ科	シノブ	○		○			B	
81	ウラボシ科	ヤノネシダ	○		○				A
82		ヌカボシクリハラシ	○						B
83		ヒメノキシノブ	○		○				B
84		イワヤナギシダ	○						A
85		ビロードシダ	○		○				B
86	マツ科	ゴヨウマツ	○		○			A	
87	ヒノキ科	ネズミサシ	○		○			D	
88	ジュンサイ科	ジュンサイ	○		○			A	
89	スイレン科	コウホネ	○					B	
90	マツブサ科	マツブサ	○		○			D	
91	センリョウ科	センリョウ	○		○			D	
92	モクレン科	ヒロハオガタマノキ			○			D	
93	クスノキ科	バリバリノキ	○		○			B	
94		ダンコウバイ			○			A	
95		アブラチャン	○		○			B	
96		イヌガシ	○		○			B	
97	サトイモ科	ミミガタテンナンショウ			○			B	
98		コウキクサ			○			B	
99	オモダカ科	アギナシ	○		○		NT	B	
100	トチカガミ科	スブタ	○		○		VU	A	
101		ヤナギスブタ	○		○			C	
102		ヒロハトリゲモ			○		VU	A	
103		ホッスモ			○			B	
104		トリゲモ	○		○		VU	C	
105		オオトリゲモ			○			B	
106		ミズオオバコ	○		○		VU	D	
107		セキショウモ	○					C	
108	ヒルムシロ科	イトモ			○		NT	B	
109		ヤナギモ	○		○			D	
110		ツツイトモ			○		VU	B	
111	キンコウカ科	ソクシンラン	○		○			C	
112	ヒナノシヤクジョウ科	ヒナノシヤクジョウ	○		○			B	
113	ヤマノイモ科	カエデドコロ	○		○			C	
114	ホンゴウソウ科	ホンゴウソウ	○		○		VU	B	

表 3-1-12.4(4) 対象事業実施区域周辺で確認された重要な植物

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
115	シュロソウ科	ツクシショウジョウバカマ	○		○				C
116		ホソバシュロソウ			○				D
117	ユリ科	カタクリ	○	○	○				C
118		コオニユリ	○		○				C
119		ヤマジノホトトギス	○		○				B
120		アマナ	○		○				D
121	ラン科	シラン	○		○			NT	D
122		マメヅタラン	○		○			NT	B
123		ムギラン	○		○			NT	B
124		エビネ	○	○	○			NT	D
125		ナツエビネ	○	○	○			VU	D
126		ギンラン	○		○				D
127		ユウシュンラン			○			VU	A
128		キンラン	○		○			VU	D
129		ササバギンラン	○	○	○				D
130		サイハイラン	○		○				D
131		トケンラン			○			VU	A
132		マヤラン	○		○			VU	C
133		ナギラン	○					VU	C
134		コアツモリソウ	○		○			NT	A
135		クマガイソウ	○	○	○			VU	C
136		ツチアケビ	○	○	○				D
137		セッコク	○						A
138		カキラン	○		○				B
139		カシノキラン	○		○			VU	A
140		マツラン	○		○			VU	A
141		アキザキヤツシロラン	○						C
142		オニノヤガラ	○						B
143		ナヨテンマ	○					EN	B
144		クロヤツシロラン			○				C
145		ベニシュスラン	○		○				B
146		アケボノシュスラン	○		○				C
147		シュスラン	○		○				D
148		ムカゴソウ			○			EN	A
149		ヒメノヤガラ	○		○			VU	A
150		オオハクウンラン	○					VU	A
151		ムヨウラン	○		○				B
152		クロムヨウラン			○				C
153		ギボウシラン	○					EN	A
154		ジガバチソウ	○		○				A
155	クモキリソウ	○	○	○				D	
156	フウラン	○		○			VU	A	
157	ヒメフタバラン	○		○				A	

表 3-1-12. 4(5) 対象事業実施区域周辺で確認された重要な植物

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
158	ラン科	ツクシサカネラン			○			EX	A
159		ムカゴサイシン			○			EN	A
160		ムカゴトンボ	○					EN	A
161		イイヌマムカゴ	○					EN	A
162		ツレサギソウ	○		○				B
163		ヤマサギソウ			○				B
164		コバノトンボソウ			○				B
165		トンボソウ			○				B
166		ヤマトキシソウ	○						X
167		アワチドリ	○		○			CR	A
168		クモラン	○		○				B
169		カヤラン	○		○				B
170		ヒトツボクロ	○		○				B
171		キンバイザサ科	コキンバイザサ			○			
172	アヤメ科	ヒオウギ	○		○				B
173		カキツバタ	○					NT	B
174		アヤメ	○		○				B
175	ヒガンバナ科	ヤマラッキョウ	○		○				D
176	クサスギカズラ科	キジカクシ			○				B
177		オオバギボウシ	○						D
178	ガマ科	ミクリ			○			NT	D
179		オオミクリ			○			VU	B
180	ホシクサ科	ホシクサ	○		○				D
181		コイヌノヒゲ			○				D
182		クロヒロハイヌノヒゲ			○				C
183		ニッポンイヌノヒゲ	○		○				D
184	イグサ科	イヌイ			○				C
185		ヤマズズメノヒエ	○		○				C
186		ヌカボシソウ	○		○				C
187	カヤツリグサ科	ショウジョウスゲ	○						B
188		ヒゲスゲ	○						D
189		ハリガネスゲ			○				C
190		ミヤマシラスゲ			○				C
191		ナルコスゲ	○		○				C
192		ミヤマジュズスゲ			○				B
193		ツクバスゲ			○				D
194		オキナワジュズスゲ			○				D
195		ヤガミスゲ	○						C
196		ヌカスゲ			○				C
197		ヒメシラスゲ	○		○				D
198		オタルスゲ			○				C
199		ホナガヒメゴウソ			○				D
200		ヒメゴウソ			○				D

表 3-1-12.4(6) 対象事業実施区域周辺で確認された重要な植物

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
201	カヤツリグサ科	タカネマスクサ			○				D
202		イトアオスゲ			○				C
203		コカンスゲ			○				B
204		シラコスゲ	○		○				C
205		ヤブスゲ	○		○				C
206		アブラシバ			○				B
207		アズマナルコ			○				B
208		タガネソウ			○				D
209		シロジュズスゲ			○				C
210		コップモエギスゲ			○				B
211		ヒメガヤツリ	○						C
212		セイタカハリイ			○				D
213		マシカクイ			○				B
214		ビロードテンツキ	○						C
215		トネテンツキ			○			VU	D
216		イヌノハナヒゲ	○						B
217		タタラカンガレイ			○				D
218		コマツカサススキ			○				B
219		アイバソウ			○				B
220	イネ科	ハネガヤ	○		○				D
221		ヒメコヌカグサ			○			NT	C
222		セトガヤ	○						B
223		チョウセンガリヤス			○				D
224		カリマタガヤ	○		○				D
225		オオニワホコリ	○		○				D
226		アオウシノケグサ			○				A
227		ヒメウキガヤ			○				D
228		アズマガヤ			○				B
229		ハイチゴザサ	○		○				C
230		ササクサ			○				C
231		タチネズミガヤ	○		○				A
232		キダチノネズミガヤ	○						A
233		エダウチチヂミザサ			○				A
234		チャボチヂミザサ			○				D
235		アワガエリ	○						B
236		ツルヨシ			○				C
237		ハマヒエガエリ	○						B
238		ウキシバ			○				C
239		アズマザサ	○		○				C
240		イヌアワ			○				D
241		オニシバ	○		○				D
242		ナガミノオニシバ	○						B

表 3-1-12. 4(7) 対象事業実施区域周辺で確認された重要な植物

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
243	マツモ科	マツモ (広義)			○				C
244	ケシ科	ヤマエンゴサク			○				B
245		ミヤマキケマン	○		○				D
246		ヤマブキソウ	○						A
247	メギ科	イカリソウ	○						D
248	キンポウゲ科	イチリンソウ	○		○				D
249		アズマイチゲ	○		○				B
250		オオバショウマ			○				B
251		クサボタン	○		○				D
252		トリガタハンショウヅル	○		○				B
253		シロバナハンショウヅル	○		○				B
254		コセリバオウレン			○				C
255		セリバオウレン	○		○				B
256		トウゴクサバノオ	○						A
257		スハマソウ	○		○				C
258		オキナグサ	○		○			VU	A
259	アワブキ科	ミヤマハハソ	○		○				B
260	カツラ科	カツラ	○		○				B
261	ユキノシタ科	ネコノメソウ	○		○				D
262		ムカゴネコノメソウ	○		○			NT	C
263		コチャルメルソウ	○						X
264		イズノシマダイモンジソウ	○		○				D
265	ベンケイソウ科	イワレンゲ	○					VU	X
266		キリンソウ	○		○				D
267	タコノアシ科	タコノアシ	○	○				NT	
268	マメ科	ホドイモ	○		○				D
269		ジャケツイバラ	○		○				D
270		フジキ	○		○				B
271		タヌキマメ	○		○				C
272		ミヤマトベラ	○		○				B
273		サイカチ	○		○				D
274		オオバナスビトハギ	○		○				C
275		マキエハギ	○		○				D
276		イヌエンジュ	○		○				D
277	ヒメハギ科	ヒナノキンチャク	○		○			EN	B
278	クロウメモドキ科	オオクマヤナギ	○		○				A
279		クロウメモドキ			○				B
280	クワ科	ヒメイタビ	○		○				D
281	イラクサ科	オオメヤブマオ			○				X
282		ウスバラセイタソウ			○				C
283		トキホコリ	○					VU	B
284		キミズ	○		○				C
285		ヤマミズ	○		○				D

表 3-1-12.4(8) 対象事業実施区域周辺で確認された重要な植物

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
286	バラ科	カスミザクラ	○		○				D
287		コダイコンソウ			○				B
288		リンボク	○		○				D
289		ズミ	○						B
290		オオウラジロノキ	○		○				B
291		ヤマナシ			○				A
292		オオバライチゴ			○				B
293		ミヤマフユイチゴ	○		○				D
294		バライチゴ			○				A
295		ヒメバライチゴ	○		○				D
296		エビガライチゴ	○		○				D
297		ナンキンナナカマド	○						A
298		ブナ科	イヌブナ	○		○			
299	カシワ		○		○				C
300	イチイガシ		○		○				B
301	ツクバネガシ		○		○				C
302	クルミ科	オニグルミ	○		○				D
303		サワグルミ			○				B
304	カバノキ科	ヤマハンノキ	○		○				D
305		アカシデ	○		○				D
306		アサダ	○		○				B
307	ニシキギ科	オニツルウメモドキ			○				B
308		オオツルウメモドキ	○		○				B
309		サワダツ	○		○				B
310		モクレイシ	○						C
311		ウメバチソウ	○		○				B
312	カタバミ科	エゾタチカタバミ			○				D
313	トウダイグサ科	ノウルシ	○					NT	C
314	ヤナギ科	イイギリ	○		○				D
315		バッコヤナギ	○		○				D
316		コゴメヤナギ			○				B
317		オノエヤナギ			○				D
318		キツネヤナギ	○		○				D
319	スミレ科	エゾノタチツボスミレ	○						X
320		コミヤマスミレ	○		○				B
321		フモトスミレ	○		○				C
322		ヒナスミレ	○		○				B
323		マキノスミレ			○				A
324	オトギリソウ科	トモエソウ	○		○				D
325		ヒメオトギリ	○		○				B
326		アゼオトギリ	○					EN	B
327	ミソハギ科	ミズマツバ	○					VU	C
328		ヒメビシ	○					VU	B

表 3-1-12. 4(9) 対象事業実施区域周辺で確認された重要な植物

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
329	アカバナ科	ウシタキソウ	○		○				D
330		タニタデ	○		○				B
331		ミズユキノシタ			○				B
332	ムクロジ科	チドリノキ	○		○				C
333	ミカン科	キハダ			○				B
334		フユザンショウ	○		○				C
335	アオイ科	シナノキ	○		○				C
336	ジンチョウゲ科	コショウノキ	○		○				B
337		コガンピ	○		○				C
338	アブラナ科	シコクハタザオ	○		○				B
339		マルバコンロンソウ			○				C
340		イヌナズナ			○				C
341	アブラナ科	ユリワサビ			○				B
342	ビャクダン科	ツクバネ	○		○				B
343		ヒノキバヤドリギ	○						B
344		ヤドリギ	○		○				C
345	オオバヤドリギ科	マツグミ	○		○				B
346		オオバヤドリギ	○						B
347	タデ科	ナガバノウナギツカミ	○					NT	B
348		サデクサ			○				C
349		タニソバ	○		○				B
350		ヌカボタデ	○					VU	C
351		ホソバイヌタデ	○					NT	C
352	モウセンゴケ科	モウセンゴケ	○		○				D
353	ナデシコ科	ナンバンハコベ	○		○				B
354		フシグロ			○				B
355		サワハコベ	○		○				D
356		イトハコベ	○					VU	A
357	ヤマゴボウ科	マルミノヤマゴボウ			○				B
358	ミズキ科	ウリノキ	○		○				D
359	アジサイ科	ノリウツギ			○				B
360		イワガラミ	○		○				C
361	ツリフネソウ科	キツリフネ	○		○				C
362	サクラソウ科	オオバマンリョウ			○				D
363		オオツルコウジ			○			EN	C
364		モロコシソウ	○		○				B
365		ハイハマボッサ			○			NT	C
366	ハイノキ科	クロバイ	○		○				D
367	リョウブ科	リョウブ	○		○				D

表 3-1-12. 4(10) 対象事業実施区域周辺で確認された重要な植物

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
368	ツツジ科	ウメガサソウ	○		○				D
369		シヤクジョウソウ	○		○				D
370		ギンリョウソウ	○		○				B
371		マルバノイチヤクソウ			○				A
372		ヒトツバイチヤクソウ			○				A
373		ミツバツツジ	○		○				D
374		ヒカゲツツジ	○		○				B
375		キヨスミミツバツツジ	○		○				C
376		レンゲツツジ			○				B
377		バイカツツジ	○		○				A
378		アカネ科	ヤブムグラ	○					VU
379	オククルマムグラ				○				A
380	ソナレムグラ		○						C
381	サツマイナモリ		○		○				C
382	ヤマトグサ				○				A
383	カギカズラ		○		○				B
384	リンドウ科	ホソバリンドウ			○				B
385		ハルリンドウ	○						B
386		アケボノソウ	○		○				C
387		ムラサキセンブリ			○			NT	B
388		ツルリンドウ	○		○				C
389	マチン科	ホウライカズラ	○		○				D
390		ヒメナエ	○					VU	B
391		アイナエ	○		○				B
392	キョウチクトウ科	サカキカズラ	○		○				D
393		コイケマ	○		○				B
394		シタキソウ	○		○				C
395		フナバラソウ	○		○			VU	C
396		コカモメヅル	○						A
397		イヨカズラ	○						D
398		スズサイコ	○		○			NT	D
399	ヒルガオ科	マメダオシ	○					CR	A
400		ネナシカズラ	○		○				C
401	ナス科	ヤマホオズキ	○		○			EN	A
402		イガホオズキ	○		○				D
403		ヤマホロシ			○				B
404	ムラサキ科	サワルリソウ	○		○				B
405		オニルリソウ	○						A
406		オオルリソウ	○						A
407		マルバチシャノキ			○				B
408		ムラサキ	○					EN	X
409	モクセイ科	トネリコ			○				B
410	イワタバコ科	イワタバコ	○						A
411		ケイワタバコ	○		○				D

表 3-1-12. 4(11) 対象事業実施区域周辺で確認された重要な植物

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
412	オオバコ科	ミズハコベ	○		○				C
413		サウトウガラシ	○		○				C
414		アブノメ	○		○				D
415		オオアブノメ			○			VU	A
416		イヌノフグリ			○			VU	D
417		ゴマノハグサ科	フジウツギ	○		○			
418	シソ科	ジャコウソウ	○		○				C
419		クルマバナ	○		○				D
420		ミヤマトウバナ			○				A
421		ヤマトウバナ	○		○				B
422		テンニンソウ	○		○				C
423		フトボナギナタコウジュ	○		○				B
424		ヒキオコシ	○		○				B
425		キセワタ	○		○			VU	C
426		シラゲヒメジソ	○		○				A
427		トウゴクシソバタツナミ	○						A
428		ヤマタツナミソウ			○				C
429		カリガネソウ	○		○				C
430		ハエドクソウ科	ミゾホオズキ			○			
431	ハマウツボ科	オオナンバンギセル	○						B
432		ハンカイシオガマ	○		○				B
433		シオガマギク	○						B
434		キヨスミウツボ	○		○				A
435	タヌキモ科	チョウシタヌキモ			○				A
436		タヌキモ	○		○			NT	C
437	モチノキ科	ウメモドキ	○		○				C
438	キキョウ科	ソバナ			○				A
439		ツルギキョウ	○		○			VU	A
440		バアソブ	○		○			VU	B
441		サワギキョウ	○		○				B
442		キキョウ	○					VU	B
443		ヒナギキョウ	○						B
444		ミツガシワ科	ミツガシワ	○		○			
445	ガガブタ		○					NT	C
446	キク科	ノコギリソウ			○				D
447		ノブキ	○		○				D
448		ヌマダイコン	○		○				D
449		オカダイコン			○				B
450		オクモミジハグマ			○				X
451		ヤマハハコ	○		○				B
452		カワラヨモギ	○		○				B
453		カワラニンジン			○				D
454		イヌヨモギ	○		○				B
455		ヒメシオン	○						B

表 3-1-12. 4(12) 対象事業実施区域周辺で確認された重要な植物

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾				
			1	2	3	①	②	③	④	
456	キク科	ゴマナ			○				C	
457		センダングサ	○		○				D	
458		アワコガネギク			○			NT	B	
459		モリアザミ			○				A	
460		キセルアザミ			○				B	
461		アズマギク	○		○				A	
462		イズハハコ	○					VU	A	
463		カセンソウ	○		○				D	
464		タカサゴソウ			○			VU	X	
465		オオニガナ	○						C	
466		サワギク	○		○				A	
467		アキノハハコグサ			○			EN	B	
468		ヒメヒゴタイ	○					VU	X	
469		キクアザミ	○		○				C	
470		ハバヤマボクチ	○		○				C	
471		オヤマボクチ	○		○				B	
472		オカオグルマ	○		○				C	
473		サワオグルマ			○				D	
474		オナモミ	○		○			VU	A	
475		ウコギ科	ミヤマチドメ			○				B
476			トチバニンジン	○		○				D
477		セリ科	シャク			○				C
478			ミシマサイコ			○			VU	C
479			ホタルサイコ	○						B
480	セリモドキ				○				D	
481	ハマボウフウ		○						D	
482	イブキボウフウ		○		○				D	
483	ヌマゼリ		○					VU	C	
484	ガマズミ科	ミヤマガマズミ			○				B	
485	スイカズラ科	オオツクバネウツギ	○						A	
486		アシタカマツムシソウ			○				C	
種数			345	9	404	0	0	85	484	

注1) 和名、分類、配列は原則として、「河川水辺の国勢調査 令和5年度生物リスト」（令和5年、国土交通省）に従った。よって、各文献資料に記載された科名及び和名とは異なっている場合がある。

2) 各番号の資料名は以下のとおり（詳細は前出の表3-1-12. 1参照）。

1 「君津市史 自然編」

2 「市原市自然環境マップ」

3 「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編 2023年改訂版」

3) 各番号の重要な種のカテゴリーは以下のとおり（詳細は前出の表3-1-13. 2参照）。

③ EX：絶滅、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧

④ X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、D：一般保護生物

(2) 過年度の環境影響評価書等における調査結果

過年度の環境影響評価書等における調査により確認された種数は、表 3-1-13.5 に示すとおりである。そのうち、重要な種は表 3-1-13.6 に示すとおり 46 科 85 種が確認された。

表 3-1-12.5 過年度の環境影響評価書等における植物確認種数

No.	文献名	確認種数
1	H11 環境調査報告書	438 種
2	第Ⅱ期環境影響評価書 (H21)	515 種
3	第Ⅲ期環境影響評価書 (H28)	620 種

表 3-1-12.6(1) 過年度の環境影響評価書等における重要な植物

No.	科名	和名	既存資料 ²⁾			カテゴリー ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
1	サンショウモ科	オオアカウキクサ			○			EN	C
2		サンショウモ			○			VU	B
3	コバノイシカグマ科	オウレンシダ			○				D
4	イノモトソウ科	クジャクシダ			○				C
5	マツ科	モミ*		○					
6		ツガ*		○	○				
7	ヒノキ科	ネズミサシ	○						D
8	マツブサ科	マツブサ		○	○				D
9	ウマノスズクサ科	カンアオイ*		○					
10	シュロソウ科	ツクシショウジョウバカマ		○	○				C
11	ユリ科	ウバユリ*		○	○				
12	ラン科	エビネ	○	○	○			NT	D
13		ナツエビネ			○			VU	D
14		ギンラン	○	○	○				D
15		キンラン	○	○	○			VU	D
16		ササバギンラン	○	○	○				D
17		サイハイラン	○	○	○				D
18		マヤラン	○					VU	C
19		クマガイソウ	○	○	○			VU	C
20		ミヤマウズラ*		○	○				
21		クモキリソウ	○	○					D
22		コ克蘭*		○	○				
23		ヨウラクラン*		○					
24		ヒトツボクロ		○	○				B
25	ヒガンバナ科	ヤマラッキョウ	○						D
26	クサスギカズラ科	キヨスミギボウシ*		○					
27		オオバギボウシ	○						D
28	イグサ科	ヌカボシソウ			○				C
29	カヤツリグサ科	ヒメシラスゲ			○				D
30		シラコスゲ			○				C

表 3-1-12.7(1) 過年度の環境影響評価書等における重要な植物

No.	科名	和名	既存資料 ²⁾			カテゴリー ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
31	カヤツリグサ科	アブラシバ			○				B
32		アズマナルコ			○				B
33	イネ科	ツルヨシ		○					C
34	ケシ科	ミヤマキケマン		○	○				D
35	メギ科	イカリソウ	○						D
36	キンポウゲ科	イヌショウマ*		○					
37		サラシナショウマ*		○					
38		クサボタン			○	○			D
39	アワブキ科	アワブキ*		○					
40	ユキノシタ科	ネコノメソウ			○				D
41		ヨゴレネコノメ*		○	○				
42		ムカゴネコノメソウ			○	○		NT	C
43		イズノシマダイモンジソウ			○	○			D
44	バラ科	アズキナシ*	○	○	○				
45		マメザクラ*		○					
46		カスミザクラ	○	○	○				D
47		リンボク			○				D
48		イヌザクラ*		○					
49		ミヤマフユイチゴ			○				D
50	カバノキ科	クマシデ*	○						
51		アカシデ	○	○	○				D
52	カタバミ科	エゾタチカタバミ		○	○				D
53	ヤナギ科	イイギリ	○						D
54		バッコヤナギ		○					D
55		オノエヤナギ		○	○				D
56	スミレ科	フモトスミレ			○				C
57	アカバナ科	ウシタキソウ			○				D
58	ミカン科	ミヤマシキミ*		○					
59	ジンチョウゲ科	オニシバリ*	○	○					
60	アブラナ科	イヌナズナ		○					C
61	ビャクダン科	ヤドリギ	○						C
62	ナデシコ科	サワハコベ		○					D
63	ミズキ科	ウリノキ	○						D
64		ヤマボウシ*	○	○					
65	アジサイ科	バイカウツギ*			○				
66	ツリフネソウ科	キツリフネ			○				C
67	マタタビ科	サルナシ*	○	○					
68	リョウブ科	リョウブ	○						D
69	ツツジ科	ウメガサソウ		○					D
70		シャクジョウソウ	○	○	○				D

表 3-1-12.8(1) 過年度の環境影響評価書等における重要な植物

No.	科名	和名	既存資料 ²⁾			カテゴリー ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
71	ツツジ科	ギンリョウソウモドキ*		○					
72		ギンリョウソウ	○		○				B
73		ミツバツツジ			○				D
74		キヨスミツバツツジ		○					C
75		シャシヤンボ*	○						
76	リンドウ科	アケボノソウ			○				C
77	キョウチクトウ科	サカキカズラ		○					D
78	イワタバコ科	ケイワタバコ	○	○					D
79	シソ科	オカタツナミソウ*	○						
80	ハエドクソウ科	ミゾホオズキ			○				C
81	モチノキ科	アオハダ*		○					
82	キキョウ科	タニギキョウ*		○	○				
83	キク科	ノブキ	○		○				D
84		カズサヤマアザミ*		○					
85	ウコギ科	トチバニンジン			○				D
種数			29	50	48	0	0	8	58

注1) 和名、分類、配列は原則として、「河川水辺の国勢調査 令和5年度生物リスト」（令和5年、国土交通省）に従った。よって、各文献資料に記載された科名及び和名とは異なっている場合がある。

2) 各番号の資料名は以下のとおり。

1 「君津環境整備センター建設事業環境調査報告書」（平成11年4月、新井総合施設株式会社）

2 「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」（平成21年5月、新井総合施設株式会社）

3 「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」（平成28年5月、新井総合施設株式会社）

3) 各番号の重要な種のカテゴリーは以下のとおり（詳細は前出の表3-1-12.2参照）。

③ EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧

④ B：重要保護生物、C：要保護生物、D：一般保護生物

4) 重要な種の選定基準（表3-1-12.2）には該当しないが、各既存資料で重要な種等として扱われていた種については、和名に※を付記した。

2. 植生の状況

(1) 「自然環境保全基礎調査」における調査結果

「第6回・第7回植生調査分布図」（平成29年、環境省生物多様性センター生物多様性情報システム）による対象事業実施区域及びその周辺の植生を図3-1-12.1に示す。対象事業実施区域に含まれる植生は「シイ・カシ二次林、クリーコナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、路傍・草地雑草群落」が該当する。

「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（平成12年 環境庁自然保護局生物多様性センター）によると、対象事業実施区域周辺に分布する特定植物群落としては、表3-1-12.9及び図3-1-12.2に示すとおり、「大福山の森」、「梅ヶ瀬溪谷の自然」が該当する。なお、対象事業実施区域内には特定植物群落は分布しない。

「第6回巨樹・巨木林調査」（環境省生物多様性センター生物多様性情報システム）によると、表3-1-12.10及び図3-1-12.2に示すとおり、対象事業実施区域周辺に巨樹が7件確認された。なお、対象事業実施区域内には巨樹・巨木林は分布しない。

表 3-1-12.9 特定植物群落の状況

名称	選定基準		面積
大福山の森	A	原生林もしくはそれに近い自然林	2ha
梅ヶ瀬溪谷の自然	E	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの	350ha

出典「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(平成12年 環境庁自然保護局生物多様性センター)

表 3-1-12.10 巨樹・巨木林の状況

No.	樹種	市町村	備考
1	スギ	市原市	大福山自然林(県指定天然記念物)
2	スダジイ	君津市	
3	ケヤキ	君津市	
4	スギ	君津市	保存樹木(黄和田畑 春日神社)
5	スダジイ	大多喜町	
6	イヌマキ	大多喜町	
7	スダジイ	大多喜町	

出典「自然環境保全基礎調査 自然環境調査Web-GIS 第6回巨樹・巨木林調査」(環境省自然環境局 生物多様性センター)

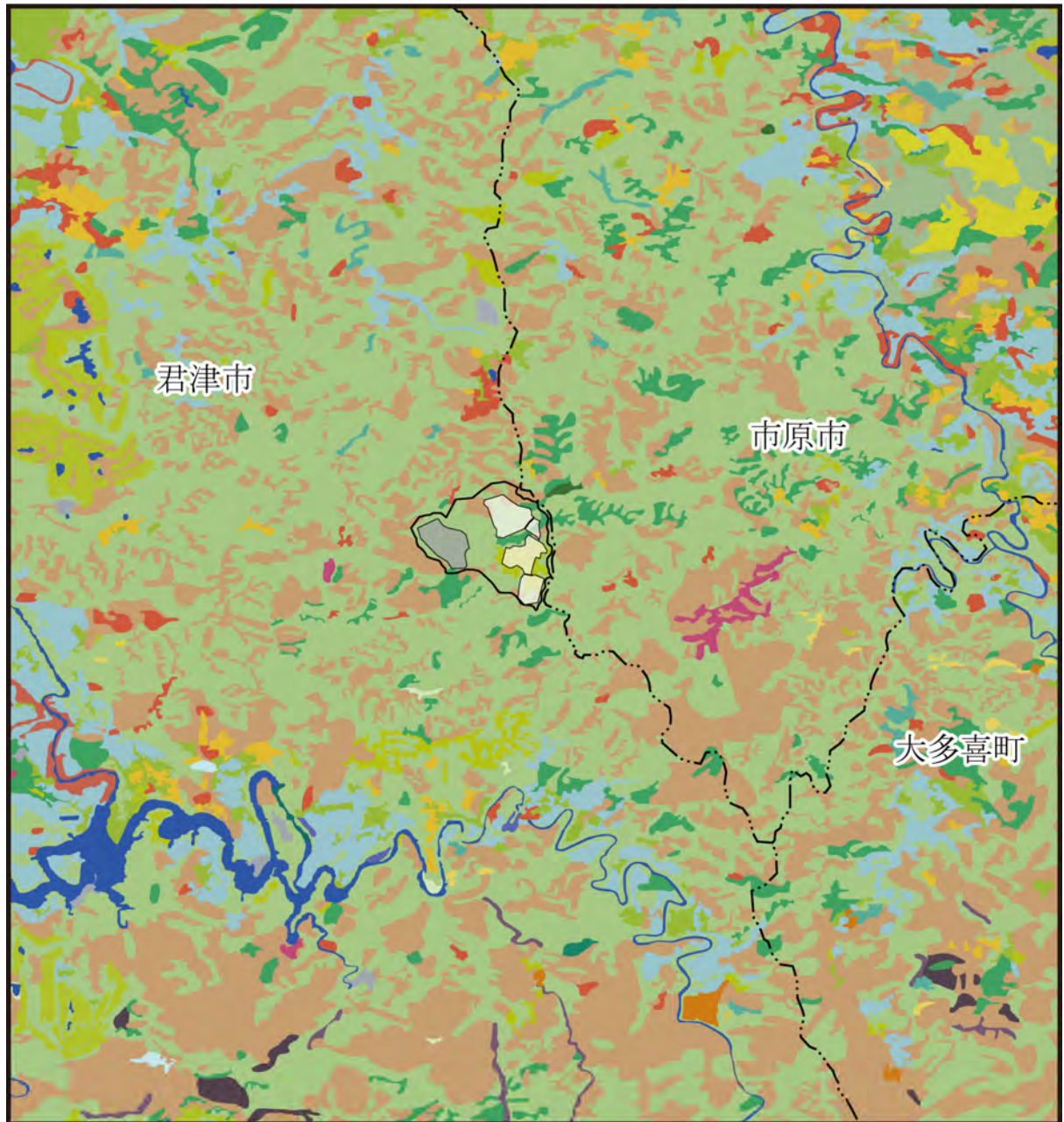


図 3-1-12.1 対象事業実施区域周辺の植生図

凡 例

- | | | |
|------------------|-------------------|-------------|
| ■ ヤブコウジースダジイ群集 | ■ ススキ群団 | ■ 牧草地 |
| ■ シキミーモミ群集 | ■ アズマネザサーススキ群集 | ■ 路傍・空地雑草群落 |
| ■ イロハモミジーヤキ群集 | ■ チガヤーススキ群落 | ■ 果樹園 |
| ■ ヤナギ低木群落 | ■ 伐採跡地群落 | ■ 畑雑草群落 |
| ■ タマアジサイーフサザクラ群集 | ■ ヨシクラス | ■ 水田雑草群落 |
| ■ シイ・カシ二次林 | ■ イソギクハチジョウススキ群集 | ■ 放棄水田雑草群落 |
| ■ クリーコナラ群集 | ■ ホソバカナワラビースダジイ群集 | ■ 緑の多い住宅地 |
| ■ クヌギコナラ群集 | ■ スギ・ヒノキ・サワラ植林 | ■ 市街地 |
| ■ マサキトベラ群集 | ■ マテバシイ植林 | ■ 自然裸地 |
| ■ メダケ群落 | ■ 竹林 | ■ 造成地 |
| ■ アズマネザサ群落 | ■ ゴルフ場・芝地 | ■ 開放水域 |
- 対象事業実施区域

■ 増設埋立地

□ 既設埋立地

N

1:50,000

0 1 2km

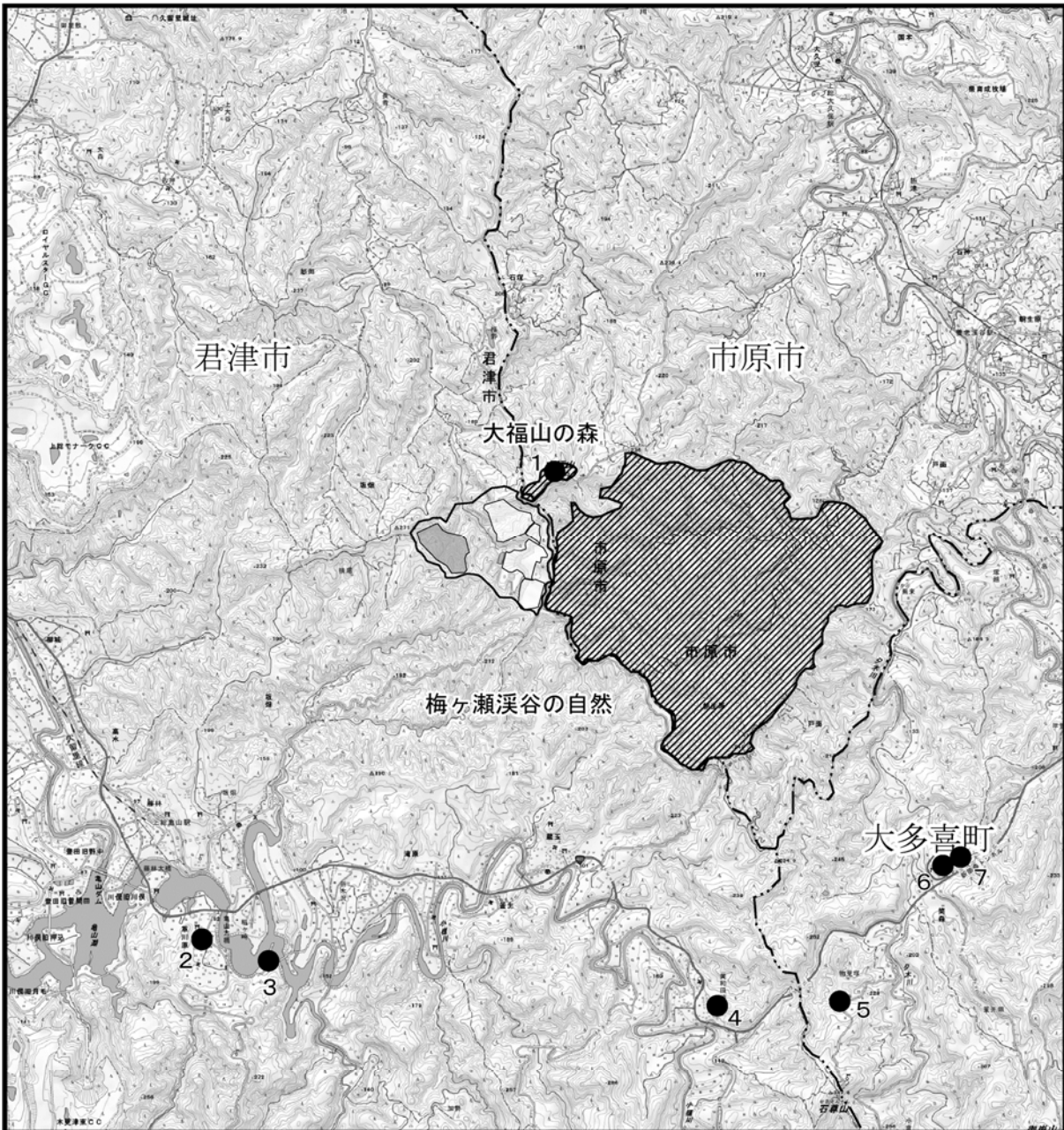


図 3-1-12.2 特定植物群落・巨樹・巨木林分布図

凡 例



特定植物群落



巨樹・巨木林

注) 図中の数字は表3-1-12. 10のNo. に対応



対象事業実施区域

■ 増設埋立地

□ 既設埋立地

1:50,000



0 1 2km

(2) 「千葉県レッドデータブック」における調査結果

「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－群集・群落編」（令和 2 年、千葉県環境生活部自然保護課）に掲載された群集・群落（維管束植物）のうち、対象事業実施区域及びその周辺に分布するものとしては、「市原市大福山のヤブコウジースタジイ群集など」が該当する。なお、当該群集の生態系列自然度（生態系列における各生活型ゾーンの連続性を示す指標）は、4（各ゾーンの区分は明確であるが、一部に踏みつけなどの人為的影響が見られ、その生態系列に本来は得ている植物以外の種が侵入している。）と評価されている。

(3) 「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」における調査結果

「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」によると、対象事業実施区域及びその周辺では、植物群落（土地利用区分等）は 18 単位（ヤブコウジースタジイ群集、スタジイ群落、コナラ群落、ミズキアカメガシワ群落、タチヤナギ低木林、先駆低木群落、スギ・ヒノキ植林、竹林、岩上植物群落、ヨシ群落、低茎湿生草本群落、アズマネザサ群落、果樹園等、植栽地等（造成森林）、植栽地等（造成緑地）、人工裸地、人工改変地（処分場施設等）及び開放水域（調整池））に区分される。

樹林地としてはコナラ群落が最も広い面積を占め、次いでスギ・ヒノキ植林が多い。常緑のシイ・カシ林としては大福山に自然植生とみなされるヤブコウジースタジイ群集が分布するほか、各地の尾根筋などに、より代償植生に近いスタジイ群落がみられる。その他の樹林地としては、谷筋に竹林、浸食崖周辺や伐採跡地などに先駆低木群落が散在する。

草地としては低茎湿生植物群落が休耕地・耕作放棄地付近に分布しているほか、アズマネザサ群落が分布している。

3-1-13 動物の生息の状況

動物相の状況については、文献調査及び過年度の環境影響評価書等により整理した。確認した文献等は表 3-1-13.1 に示すとおりである。また、重要な種に関する選定基準は表 3-1-13.2 に示すとおりである。

表 3-1-13.1 動物相の確認文献等

文献名	対象とした種・位置等
「君津市史 自然編」 (平成 8 年、君津市)	哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類及び魚類を対象とし、市域に記録のある種を抽出した。
「市原自然環境実態調査報告書—動物・植物・植生編— (1990～1993)」 (平成 6 年、市原市環境部環境保全課)	哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類を対象とし、大福山もしくは梅ヶ瀬で確認された種（昆虫類については、大福山、大福神社、梅ヶ瀬及び女ヶ倉のいずれかで確認された種）を抽出した。
「自然環境保全基礎調査 自然環境調査 Web-GIS」(環境省自然環境局 生物多様性センター) 「第 2 回自然環境保全基礎調査」 (昭和 53 年～昭和 55 年) 「第 3 回自然環境保全基礎調査」 (昭和 58 年～昭和 63 年) 「第 4 回自然環境保全基礎調査」 (昭和 58 年～平成 5 年) 「第 5 回自然環境保全基礎調査」 (平成 5 年～平成 11 年)	哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類及び魚類を対象とし、対象事業実施区域及びその周辺（前出の図 3-1-12.1 の図幅の範囲）を含む 4 つの 2 次メッシュ（約 20km 四方）で確認された種を抽出した。
「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編 2011 年改訂版」 (平成 23 年、千葉県環境生活部)	哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類及び魚類を対象とし、昆虫類以外は対象事業実施区域及びその周辺（前出の図 3-1-12.1 の図幅の範囲）で確認された種、昆虫類は君津市及び市原市で確認された種を抽出した。

表 3-1-13.2 重要な種（動物）の選定基準

文献及び法令名	カテゴリー
① 「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日） 「千葉県文化財保護条例」（昭和 30 年千葉県条例第 8 号） 「君津市文化財の保護に関する条例」（昭和 46 年君津市条例 18 号） 「市原市文化財の保護に関する条例」（昭和 41 年市原市条例第 40 号）	特天：特別天然記念物
	天：天然記念物
	県：千葉県指定天然記念物
	君：君津市指定天然記念物
	市：市原市指定天然記念物
② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日） 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 5 年 2 月 22 日）	I：国内希少野生動植物種
	I-1：特定第一種国内希少野生動植物種
	I-2：特定第二種国内希少野生動植物種
	II：国際希少野生動植物種
	III：緊急指定種
③ 「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年、環境省）	EX：絶滅
	EW：野生絶滅
	CR+EN：絶滅危惧 I 類
	CR：絶滅危惧 IA 類
	EN：絶滅危惧 IB 類
	VU：絶滅危惧 II 類
	NT：準絶滅危惧
	DD：情報不足
	LP：絶滅のおそれのある地域個体群
④ 「千葉県レッドリスト動物編 2019 年改訂版」（平成 31 年、千葉県環境生活部）	X：消息不明・絶滅生物
	A：最重要保護生物
	B：重要保護生物
	C：要保護生物
	D：一般保護生物
	情：情報不足

1. 哺乳類

(1) 文献における調査結果

対象事業実施区域及びその周辺、また、君津市域における各文献調査により確認された種数は、表 3-1-13.3 に示すとおりである。そのうち、重要な種は表 3-1-13.4 に示すとおり 10 科 15 種が確認された。

表 3-1-13.3 文献調査における哺乳類確認種数

No.	文献名	確認種数
1	君津市史 自然編	28 種
2	市原自然環境実態調査報告書	15 種
3	自然環境保全基礎調査	18 種
4	千葉県レッドデータブック	12 種

表 3-1-13.4 文献調査における重要な哺乳類

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾				選定基準 ³⁾				
			1	2	3	4	①	②	③	④	
1	トガリネズミ科	ジネズミ	○			○					D
2	モグラ科	ヒミズ	○	○		○					D
3	キクガシラコウモリ科	ニホンキガシラコウモリ	○	○	○	○					C
4		キクガシラコウモリ	○		○	○					C
5	ヒナコウモリ科	ヤマコウモリ	○							VU	X
6		ユビナガコウモリ	○		○	○					D
7	オナガザル科	ニホンザル	○	○	○	○				LP	B
8	リス科	ニホンリス	○	○	○	○					C
9	ネズミ科	ヒメネズミ	○	○		○					D
10		カヤネズミ	○	○		○					D
11	イヌ科	キツネ	○		○	○					B
12	イタチ科	ホンドテン	○	○	○	○					D
13		アナグマ	○	○	○	○					C
14		カワウソ	○					特天	II	EX	X
15	ネズミイルカ科	スナメリ	○						II		B
種数			15	8	8	12	1	2	3	15	

注1) 和名、分類、配列は原則として、「河川水辺の国勢調査 令和5年度生物リスト」（令和5年、国土交通省）に従った。よって、各文献資料に記載された科名及び和名とは異なっている場合がある。

2) 各番号の資料名は以下のとおり（詳細は前出の表3-1-13.1参照）。

1 「君津市史 自然編」

2 「市原自然環境実態調査報告書—動物・植物・植生編—（1990～1993）」

3 「自然環境保全基礎調査」（第2, 4, 5回）

4 「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編2011年改訂版」

3) 各番号の重要な種のカテゴリーは以下のとおり（詳細は前出の表3-1-13.2参照）。

① 特天：特別天然記念物

② II：国際希少野生動物種

③ EX：絶滅、VU：絶滅危惧II類、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④ X：消息不明・絶滅生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、D：一般保護生物

(2) 過年度の環境影響評価書等における調査結果

過年度の環境影響評価書等における調査により確認された種数は、表 3-1-13.5 に示すとおりである。そのうち、重要な種は表 3-1-13.6 に示すとおり 6 科 7 種が確認された。

表 3-1-13.5 過年度の環境影響評価書等における哺乳類確認種数

No.	文献名	確認種数
1	H11 環境調査報告書	6 種
2	第Ⅱ期環境影響評価書 (H21)	14 種
3	第Ⅲ期環境影響評価書 (H28)	17 種

表 3-1-13.6 過年度の環境影響評価書等における重要な哺乳類

No.	科名	和名	既存資料 ²⁾			選定基準 ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
1	モグラ科	ヒミズ			○				D
2	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ			○				C
3	オナガザル科	ニホンザル	○	○	○			LP	B
4	リス科	ニホンリス	○	○	○				C
5	ネズミ科	ヒメネズミ		○	○				D
6	イタチ科	ホンドテン		○	○				D
7		アナグマ		○	○				C
種数			2	5	7	0	0	1	7

注1) 和名、分類、配列は原則として、「河川水辺の国勢調査 令和5年度生物リスト」(令和5年、国土交通省)に従った。

2) 各番号の資料名は以下のとおり。

1 「君津環境整備センター建設事業環境調査報告書」(平成11年4月、新井総合施設株式会社)

2 「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」(平成21年5月、新井総合施設株式会社)

3 「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」(平成28年5月、新井総合施設株式会社)

3) 各番号の重要な種のカテゴリーは以下のとおり(詳細は前出の表3-1-13.2参照)。

③ LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

④ B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物

2. 鳥類

(1) 文献における調査結果

対象事業実施区域及びその周辺、また、君津市域における各文献調査により確認された種数は、表 3-1-13.7 に示すとおりである。そのうち、重要な種は表 3-1-13.8 に示すとおり 28 科 45 種が確認された。

表 3-1-13.7 文献調査における鳥類確認種数

No.	文献名	確認種数
1	君津市史 自然編	98 種
2	市原自然環境実態調査報告書	73 種
3	自然環境保全基礎調査	44 種
4	千葉県レッドデータブック	26 種

表 3-1-13.8(1) 文献調査における重要な鳥類

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾				選定基準 ³⁾			
			1	2	3	4	①	②	③	④
1	キジ科	ヤマドリ	○			○				C
2	カモ科	オシドリ	○	○		○			DD	B
3	カイツブリ科	カイツブリ		○		○				C
4	ハト科	アオバト	○			○				B
5	サギ科	ダイサギ	○	○		○				D
6		チュウサギ	○	○					NT	B
7		コサギ	○	○	○	○				B
8	クイナ科	バン		○						B
9	カッコウ科	ホトトギス	○	○	○	○				C
10		ツツドリ	○	○	○	○				C
11	アマツバメ科	アマツバメ	○			○				A
12	シギ科	イソシギ	○		○	○				A
13		ハマシギ	○						NT	B
14	ミサゴ科	ミサゴ	○						NT	B
15	タカ科	ハチクマ	○	○					NT	B
16		ハイタカ	○	○					NT	B
17		オオタカ	○	○					NT	C
18		サシバ	○	○	○				VU	A
19		ノスリ	○	○						C
20	フクロウ科	フクロウ	○	○						B
21		アオバズク	○	○						A
22	カワセミ科	カワセミ	○	○	○	○				C
23		ヤマセミ	○	○		○				A
24	キツツキ科	アカゲラ	○							C
25		アオゲラ	○			○				C
26	ハヤブサ科	ハヤブサ	○					I	VU	A
27	サンショウクイ科	サンショウクイ	○						VU	X
28	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	○	○						A
29	カラス科	カケス	○	○	○	○				D
30	ヒバリ科	ヒバリ	○	○						D
31	ウグイス科	ヤブサメ	○	○	○	○				C
32	ムシクイ科	センダイムシクイ	○	○	○	○				C
33	セッカ科	セッカ	○							D
34	ミソサザイ科	ミソサザイ	○	○						C
35	ヒタキ科	トラツグミ	○	○	○	○				A
36		クロツグミ	○							A
37		コサメビタキ	○							A
38		キビタキ	○	○		○				A
39		オオルリ	○	○	○	○				B
40	イワヒバリ科	イワヒバリ	○							C

表 3-1-13.8(2) 文献調査における重要な鳥類

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾				選定基準 ³⁾			
			1	2	3	4	①	②	③	④
41	イワヒバリ科	カヤクグリ	○			○				D
42	セキレイ科	キセキレイ	○	○	○	○				B
43	アトリ科	イカル	○	○		○				D
44	ホオジロ科	ホオジロ	○	○	○	○				C
45		クロジ	○	○		○				D
種数			43	30	13	24	0	1	10	45

注1) 和名、分類、配列は原則として、「河川水辺の国勢調査 令和5年度生物リスト」（令和5年、国土交通省）に従った。よって、各文献資料に記載された科名及び和名とは異なっている場合がある。

2) 各番号の資料名は以下のとおり（詳細は前出の表3-1-13.1参照）。

1 「君津市史 自然編」

2 「市原自然環境実態調査報告書—動物・植物・植生編—（1990～1993）」

3 「自然環境保全基礎調査」（第3回）

4 「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編2011年改訂版」

3) 各番号の重要な種のカテゴリーは以下のとおり（詳細は前出の表3-1-13.2参照）。

② I：国内希少野生動植物種

③ VU：絶滅危惧II類、NT：絶滅危惧、DD：情報不足

④ X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、D：一般保護生物

(2) 過年度の環境影響評価書等における調査結果

過年度の環境影響評価書等における調査により確認された種数は、表 3-1-13.9 に示すとおりである。そのうち、重要な種は表 3-1-13.10 に示すとおり 18 科 26 種が確認された。

表 3-1-13.9 過年度の環境影響評価書等における鳥類確認種数

No.	文献名	確認種数
1	H11 環境調査報告書	15 種
2	第Ⅱ期環境影響評価書 (H21)	43 種
3	第Ⅲ期環境影響評価書 (H28)	53 種

表 3-1-13.10(1) 過年度の環境影響評価書等における重要な鳥類

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾				
			1	2	3	①	②	③	④	
1	キジ科	ヤマドリ		○	○					C
2	ハト科	アオバト	○	○	○					B
3	サギ科	ミゾゴイ			○				VU	A
4	カッコウ科	ホトトギス	○	○	○					C
5		ツツドリ		○	○					C
6		カッコウ			○					C
7	アマツバメ科	アマツバメ		○	○					A
8	チドリ科	コチドリ		○	○					B
9	タカ科	ハチクマ		○	○				NT	B
10		オオタカ	○		○				NT	C
11		サンバ		○	○				VU	A
12		ノスリ		○	○					C

表 3-1-13. 10(2) 過年度の環境影響評価書等における重要な鳥類

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
13	フクロウ科	フクロウ		○	○				B
14	キツツキ科	アカゲラ			○				C
15	カササギヒタキ科	サンコウチョウ		○	○				A
16	カラス科	カケス	○	○	○				D
17	ウグイス科	ヤブサメ	○	○	○				C
18	ムシクイ科	センダイムシクイ	○	○	○				C
19	ミソサザイ科	ミソサザイ			○				C
20	ヒタキ科	トラツグミ		○	○				A
21		キビタキ		○	○				A
22		オオルリ	○	○	○				B
23	セキレイ科	キセキレイ		○	○				B
24	アトリ科	イカル			○				D
25	ホオジロ科	ホオジロ	○	○	○				C
26		クロジ			○				D
種数			8	19	26	0	0	11	26

注1) 和名、分類、配列は原則として、「河川水辺の国勢調査 令和5年度生物リスト」(令和5年、国土交通省)に従った。よって、各文献資料に記載された科名及び和名とは異なっている場合がある。

2) 各番号の資料名は以下のとおり。

1 「君津環境整備センター建設事業環境調査報告書」(平成11年4月、新井総合施設株式会社)

2 「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」(平成21年5月、新井総合施設株式会社)

3 「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」(平成28年5月、新井総合施設株式会社)

3) 各番号の重要な種のカテゴリーは以下のとおり(詳細は前出の表3-1-13. 2参照)。

③ VU: 絶滅危惧II類、NT: 絶滅危惧、DD: 情報不足

④ A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物

3. 両生類・爬虫類

(1) 文献による調査結果

対象事業実施区域及びその周辺、また、君津市域における各文献調査により確認された種数は、表 3-1-13. 11 に示すとおりである。そのうち、重要な種は表 3-1-13. 12 に示すとおり 12 科 23 種が確認された。

表 3-1-13. 11 文献調査における両生類・爬虫類確認種数

No.	文献名	確認種数
1	君津市史 自然編	26 種
2	市原自然環境実態調査報告書	19 種
3	自然環境保全基礎調査	23 種
4	千葉県レッドデータブック	22 種

表 3-1-13.12 文献調査における重要な両生類・爬虫類

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾				選定基準 ³⁾			
			1	2	3	4	①	②	③	④
1	サンショウウオ科	トウキョウサンショウウオ	○	○	○	○		I-2	VU	A
2	イモリ科	アカハライモリ	○	○	○	○			NT	A
3	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	○	○	○	○				C
4	アカガエル科	タゴガエル	○	○	○	○				B
5		ニホンアカガエル	○	○	○	○				A
6		ヤマアカガエル	○	○	○	○				C
7		トウキョウダルマガエル	○		○	○			NT	B
8		ツチガエル	○	○	○	○				A
9	アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	○	○	○	○				D
10		モリアオガエル	○	○	○	○				C
11		カジカガエル	○	○	○	○				B
12	イシガメ科	ニホンイシガメ	○		○	○			NT	A
13	スッポン科	ニホンスッポン	○						DD	情
14	ヤモリ科	ニホンヤモリ	○							D
15	トカゲ科	ヒガシニホントカゲ	○	○	○	○				B
16	カナヘビ科	ニホンカナヘビ	○	○	○	○				D
17	ナミヘビ科	シマヘビ	○	○	○	○				C
18		アオダイショウ	○	○	○	○				D
19		ジムグリ	○	○	○	○				B
20		シロマダラ	○			○				B
21		ヒバカリ	○	○	○	○				D
22		ヤマカガシ	○	○	○	○				D
23	クサリヘビ科	ニホンマムシ	○	○	○	○				B
種数			23	18	20	21	0	1	5	23

注1) 和名、分類、配列は原則として、「河川水辺の国勢調査 令和5年度生物リスト」（令和5年、国土交通省）に従った。よって、各文献資料に記載された科名及び和名とは異なっている場合がある。

2) 各番号の資料名は以下のとおり（詳細は前出の表3-1-13.1参照）。

1 「君津市史 自然編」

2 「市原自然環境実態調査報告書—動物・植物・植生編—（1990～1993）」

3 「自然環境保全基礎調査」（第4,5回）

4 「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編2011年改訂版」

3) 各番号の重要な種のカテゴリーは以下のとおり（詳細は前出の表3-1-13.2参照）。

② I-2：特定第二種国内希少野生動植物種

③ VU：絶滅危惧II類、NT：絶滅危惧、DD：情報不足

④ A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、D：一般保護生物、情：情報不足

(2) 過年度の環境影響評価書等における調査結果

過年度の環境影響評価書等における調査により確認された種数は、表 3-1-13.13 に示すとおりである。そのうち、重要な種は表 3-1-13.14 に示すとおり 8 科 16 種が確認された。

表 3-1-13.13 過年度の環境影響評価書等における両生類・爬虫類確認種数

No.	文献名	確認種数
1	H11 環境調査報告書	8 種
2	第Ⅱ期環境影響評価書 (H21)	14 種
3	第Ⅲ期環境影響評価書 (H28)	16 種

表 3-1-13.14 過年度の環境影響評価書等における重要な両生類・爬虫類

No.	科名	和名	既存資料 ²⁾			選定基準 ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
1	サンショウウオ科	トウキョウサンショウウオ			○		I-2	VU	A
2	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	○	○	○				C
3	アカガエル科	タゴガエル		○	○				B
4		ニホンアカガエル	○						A
5		ヤマアカガエル		○	○				C
6		ツチガエル		○	○				A
7	アオガエル科	シュレーゲルアオガエル			○				D
8		モリアオガエル		○	○				C
9		カジカガエル		○	○				B
10	トカゲ科	ヒガシニホントカゲ	○	○	○				B
11	カナヘビ科	ニホンカナヘビ	○	○	○				D
12	ナミヘビ科	シマヘビ	○	○	○				C
13		アオダイショウ	○	○	○				D
14		ヒバカリ		○	○				D
15		ヤマカガシ		○	○				D
16	クサリヘビ科	ニホンマムシ	○	○	○				B
種数			7	13	15	0	1	1	16

注1) 和名、分類、配列は原則として、「河川水辺の国勢調査 令和5年度生物リスト」(令和5年、国土交通省)に従った。よって、各文献資料に記載された科名及び和名とは異なっている場合がある。

2) 各番号の資料名は以下のとおり。

- 1 「君津環境整備センター建設事業環境調査報告書」(平成11年4月、新井総合施設株式会社)
- 2 「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」(平成21年5月、新井総合施設株式会社)
- 3 「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」(平成28年5月、新井総合施設株式会社)

3) 各番号の重要な種のカテゴリーは以下のとおり(詳細は前出の表3-1-13.2参照)。

- ② I-2: 特定第二種国内希少野生動植物種
- ③ VU: 絶滅危惧Ⅱ類
- ④ A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物

4. 昆虫類

(1) 文献における調査結果

対象事業実施区域及びその周辺、また、君津市域における各文献調査により確認された種数は、表 3-1-13. 15 に示すとおりである。そのうち、重要な種は表 3-1-13. 16 に示すとおり 77 科 208 種が確認された。

表 3-1-13. 15 文献調査における昆虫類確認種数

No.	文献名	確認種数
1	君津市史 自然編	826 種
2	市原自然環境実態調査報告書	432 種
3	自然環境保全基礎調査	237 種
4	千葉県レッドデータブック	205 種

表 3-1-13. 16(1) 文献調査における重要な昆虫類

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾				選定基準 ³⁾				
			1	2	3	4	①	②	③	④	
1	アオイトトンボ科	アオイトトンボ			○	○					C
2	イトトンボ科	ホソミイトトンボ	○		○	○					B
3		キイトトンボ	○		○	○					C
4		ベニイトトンボ			○	○				NT	A
5		モートンイトトンボ	○		○	○				NT	A
6		クロイトトンボ	○	○	○						D
7		セスジイトトンボ	○		○	○					B
8		ムスジイトトンボ	○		○	○					B
9		オオイトトンボ	○		○	○					A
10		モノサシトンボ科	モノサシトンボ	○	○	○	○				
11	カワトンボ科	シロバネカワトンボ			○					LP	A
12	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ			○	○				NT	B
13		アオヤンマ				○				NT	B
14		マルタンヤンマ	○		○	○					C
15		クロスジギンヤンマ	○		○	○					D
16		コシボソヤンマ	○		○	○					C
17		カトリヤンマ	○			○					B
18		ヤブヤンマ	○		○	○					D
19		サラサヤンマ	○		○	○					D
20		サナエトンボ科	ヤマサナエ	○		○	○				

表 3-1-13. 16(2) 文献調査における重要な昆虫類

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾				選定基準 ³⁾			
			1	2	3	4	①	②	③	④
21	サナエトンボ科	ダビドサナエ	○		○	○				C
22		オナガサナエ	○		○	○				B
23		アオサナエ	○		○	○				B
24		ホンサナエ	○	○	○	○				B
25		ウチワヤンマ	○		○	○				D
26		コサナエ	○		○	○				A
27	エゾトンボ科	キイロヤマトンボ			○	○			NT	A
28		ハネビロエゾトンボ	○			○			VU	A
29		タカネトンボ	○	○	○	○				B
30	トンボ科	ハラビロトンボ	○							B
31		チョウトンボ	○			○				D
32		コノシメトンボ	○		○	○				D
33		マイコアカネ	○		○					D
34		ヒメアカネ		○	○	○				A
35		リスアカネ	○		○	○				B
36		ネキトンボ			○	○				A
37	オオゴキブリ科	オオゴキブリ	○	○	○	○				D
38	ヒメカマキリ科	ヒメカマキリ	○			○				C
39	カマキリ科	ヒナカマキリ				○				D
40	クツワムシ科	クツワムシ	○			○				C
41	キリギリス科	ヒサゴクサキリ				○				B
42	マツムシ科	クチキコオロギ	○	○	○	○				D
43		カヤコオロギ				○				A
44		マツムシ	○			○				D
45	コオロギ科	オオオカメコオロギ				○				A
46		クロツヤコオロギ				○				C
47		コガタコオロギ				○				C
48	バッタ科	イナゴモドキ				○				A
49		ツマグロバッタ		○						D
50	ヒシバッタ科	ボウソウサワヒシバッタ				○				B
51	ナナフシ科	トゲナナフシ				○				D
52	セミ科	ヒメハルゼミ	○	○	○	○				B
53		ハルゼミ	○		○	○				A
54	サシガメ科	クロバアカサシガメ				○				C
55	ヘリカメムシ科	アズキヘリカメムシ				○				C
56	ツノカメムシ科	ベニモンツノカメムシ				○				C
57		ヨコヅナツチカメムシ				○				C
58	カメムシ科	トゲカメムシ	○			○				C
59		ハナダカカメムシ				○				D
60		キュウシュウクチブトカメムシ	○			○				A

表 3-1-13. 16(3) 文献調査における重要な昆虫類

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾				選定基準 ³⁾			
			1	2	3	4	①	②	③	④
61	カメムシ科	トホシカメムシ	○			○				C
62		ルリクチブトカメムシ				○				C
63	キンカメムシ科	オオキンカメムシ	○			○				C
64	アメンボ科	オオアメンボ	○		○	○				D
65		ハネナシアメンボ				○				B
66	イトアメンボ科	イトアメンボ	○						VU	A
67	コオイムシ科	コオイムシ	○		○					NT
68		タガメ	○		○	○		I-2	VU	A
69	タイコウチ科	ヒメミズカマキリ				○				B
70	ナベブタムシ科	ナベブタムシ	○			○				A
71	カマキリモドキ科	ヒメカマキリモドキ				○				B
72	ツノトンボ科	ツノトンボ				○				C
73	シリアゲムシ科	キシタトゲシリアゲ				○				B
74		ヤマトシリアゲ				○				D
75	ナガレトビケラ科	キヨスミナガレトビケラ		○		○				C
76	カクスイトビケラ科	ニイガタツツトビケラ				○				C
77	カタツムリトビケラ科	カタツムリトビケラ				○				C
78	カクツツトビケラ科	トウヨウカクツツトビケラ		○		○				D
79	エグリトビケラ科	エグリトビケラ				○				B
80		トビイロトビケラ				○				D
81		ウルマートビイロトビケラ				○				D
82	マルバネトビケラ科	マルバネトビケラ				○				D
83	ケトビケラ科	グマガトビケラ		○						C
84	セセリチョウ科	アオバセセリ本土亜種	○	○	○	○				B
85		ミヤマセセリ	○	○	○	○				B
86		ホソバセセリ	○			○				B
87		ギンイチモンジセセリ				○				NT
88		ミヤマチャバネセセリ	○			○				C
89		オオチャバネセセリ	○		○	○				B
90		チャマダラセセリ	○							EN
91		シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ	○			○			
92	ウラゴマダラシジミ					○				C
93	ルーミスシジミ		○		○	○			VU	C
94	コツバメ		○		○	○				B
95	オオミドリシジミ		○		○	○				C
96	アカシジミ		○	○	○	○				C
97	ウラナミアカシジミ		○			○				C
98	ミドリシジミ		○			○				C
99	クロシジミ		○							EN
100	ウラキンシジミ		○		○	○				A

表 3-1-13. 16(4) 文献調査における重要な昆虫類

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾				選定基準 ³⁾				
			1	2	3	4	①	②	③	④	
101	シジミチョウ科	シルビアシジミ	○			○			EN	B	
102	タテハチョウ科	コムラサキ	○		○	○				C	
103		ミドリヒョウモン	○		○	○				C	
104		ウラギンスジヒョウモン	○			○			VU	X	
105		スミナガシ本土亜種	○	○	○	○				B	
106		ウラギンヒョウモン	○							A	
107		ゴマダラチョウ本土亜種	○	○	○					C	
108		ジャノメチョウ	○			○				C	
109		ヤマキマダラヒカゲ房総亜種	○	○	○	○				C	
110		クモガタヒョウモン	○	○		○				A	
111		ミスジチョウ	○		○	○				C	
112		ヒオドシチョウ		○	○	○				B	
113		オオムラサキ	○			○			NT	B	
114		アゲハチョウ科	オナガアゲハ	○	○	○	○				C
115		シロチョウ科	ツマグロキチョウ	○		○	○			EN	X
116	ヤガ科	ウスズミケンモン				○			NT	C	
117		コシロシタバ			○	○			NT		
118		ホソバオビキリガ				○				D	
119		サヌキキリガ				○				D	
120		ウスミモンキリガ				○			NT		
121		ミスジキリガ				○			NT	B	
122		ツマグロキヨトウ				○				C	
123	アブ科	ヨスジキンメアブ				○				D	
124		ハタケヤマアブ				○				D	
125		シロスネアブ		○		○				D	
126		キンイロアブ				○				B	
127	クロバエ科	ミドリバエ				○				D	
128	ヒメイエバエ科	ホホヒゲヒメイエバエ				○				B	
129	ホソクビゴミムシ科	アオバネホソクビゴミムシ				○				D	
130		コホソクビゴミムシ				○				C	
131	オサムシ科	加村 [△] 関東地方北西部亜種	○			○				C	
132		マヤ [△] 関東・中部地方亜種	○	○		○				D	
133		ルイス [△] 房総半島南部亜種	○	○		○				D	
134		セアカオサムシ				○			NT	B	
135		アオヘリアオゴミムシ	○			○			CR	A	
136		ツヤキベリアオゴミムシ	○						VU	C	
137		カ [△] 新 [△] カ [△] ミズギワ [△] ムシ				○			VU	A	
138		キバナガミズギワゴミムシ				○				C	
139		コハラアカモリヒラタゴミムシ				○				C	
140		スナハラゴミムシ				○			VU	A	

表 3-1-13. 16(5) 文献調査における重要な昆虫類

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾				選定基準 ³⁾			
			1	2	3	4	①	②	③	④
141	オサムシ科	オオキベリアオゴミムシ				○				D
142		キベリマルクビゴミムシ				○			EN	B
143		オオマルクビゴミムシ	○			○				B
144		オオトックリゴミムシ	○			○			NT	C
145		コアオアトキリゴミムシ				○				D
146	ハンミョウ科	カワラハンミョウ				○			EN	A
147		アイヌハンミョウ			○	○			NT	B
148		コハンミョウ			○	○				C
149	ゲンゴロウ科	クロゲンゴロウ	○		○				NT	C
150		ゲンゴロウ				○		I-2	VU	X
151		コガタノゲンゴロウ				○			VU	A
152		シャープゲンゴロウモドキ	○					I	CR	A
153		マルガタゲンゴロウ	○		○	○		I-2	VU	B
154		シマゲンゴロウ	○		○	○			NT	D
155		ケシゲンゴロウ	○		○				NT	D
156		ヒメケシゲンゴロウ			○				VU	B
157		キボシツブゲンゴロウ				○			NT	A
158		ミズスマシ科	オオミズスマシ	○		○	○			NT
159	ヒメミズスマシ					○			EN	C
160	ミズスマシ		○		○	○			VU	C
161	コオナガミズスマシ		○		○	○			VU	B
162	コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ				○			VU	B
163	カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ	○			○				C
164	ガムシ科	コガムシ	○			○			DD	D
165		ガムシ	○			○			NT	C
166	シデムシ科	ベッコウヒラタシデムシ				○				D
167		ヤマトモンシデムシ				○			NT	B
168	ハネカクシ科	オオツノハネカクシ				○			DD	C
169	クシヒゲムシ科	クチキクシヒゲムシ				○				C
170	ムネアカセンチコガネ科	ムネアカセンチコガネ				○				D
171	クワガタムシ科	ネブトクワガタ本土亜種				○				A
172		オオクワガタ				○			VU	A
173		ヒラタクワガタ本土亜種				○				B
174	アカマダラセンチコガネ科	アカマダラセンチコガネ				○				B
175	コガネムシ科	ヒゲブトハナムグリ				○				C
176		オオフタホシマグソコガネ	○			○				B
177		ヒメキイロマグソコガネ				○			NT	A
178		シロスジコガネ				○				C
179	タママシ科	クロタママシ				○				C
180		トゲフタオタママシ				○				B

表 3-1-13. 16(6) 文献調査における重要な昆虫類

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾				選定基準 ³⁾			
			1	2	3	4	①	②	③	④
181	タマムシ科	アオタマムシ				○				B
182		アオマダラタマムシ				○				C
183	コメツキムシ科	フタモンウバタマコメツキ				○				D
184		ルリツヤハダコメツキ		○		○				C
185	ホタル科	ゲンジボタル	○		○	○				B
186		ヘイケボタル	○			○				C
187		クロマドボタル	○			○				C
188	オオキノコムシ科	アカシバオオキノコムシ千葉県産種				○				C
189	ゴミムシダマシ科	オオモンキゴミムシダマシ				○				D
190	カミキリムシ科	ベーツヒラタカミキリ			○	○				B
191		ベニバハナカミキリ				○				C
192		チャイロヒメハナカミキリ	○		○	○				D
193		ヨツボシカミキリ				○			EN	A
194		オオトラカミキリ			○	○				A
195	ハムシ科	キアシネクイハムシ				○				C
196		フトネクイハムシ				○				C
197		イネネクイハムシ				○				C
198		ジュンサイハムシ				○				D
199	コンボウハバチ科	ヨウロウヒラクチハバチ				○				B
200	コマユバチ科	ウマノオバチ				○			NT	C
201	クモバチ科	スギハラクモバチ				○				C
202	アリ科	テラニシクサアリ	○						NT	
203		トゲアリ	○	○					VU	
204	クモバチ科	フタモンクモバチ	○						NT	
205	ドロバチモドキ科	ニッポンハナダカバチ	○						VU	
206		オオドロバチモドキ				○				C
207		キアシハナダカバチモドキ	○						VU	B
208	ケアシハナバチ科	シロスジフデアシハナバチ				○				C
種数			101	26	70	186	0	4	58	199

注1) 和名、分類、配列は原則として、「河川水辺の国勢調査 令和5年度生物リスト」（令和5年、国土交通省）に従った。よって、各文献資料に記載された科名及び和名とは異なっている場合がある。

2) 各番号の資料名は以下のとおり（詳細は前出の表3-1-13. 1参照）。

1 「君津市史 自然編」

2 「市原自然環境実態調査報告書—動物・植物・植生編—（1990～1993）」

3 「自然環境保全基礎調査」（第2, 4, 5回）

4 「千葉県の保護上重要な野生動物—千葉県レッドデータブック—動物編2011年改訂版」

3) 各番号の重要な種のカテゴリーは以下のとおり（詳細は前出の表3-1-13. 2参照）。

② I：国内希少野生動植物種、I-2：特定第二種国内希少野生動植物種

③ CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④ X：消息不明・絶滅生物、A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、D：一般保護生物

(2) 過年度の環境影響評価書等における調査結果

過年度の環境影響評価書等における調査により確認された種数は、表 3-1-13. 17 に示すとおりである。そのうち、重要な種は表 3-1-13. 18 に示すとおり 32 科 45 種が確認された。

表 3-1-13. 17 過年度の環境影響評価書等における昆虫類確認種数

No.	文献名	確認種数
1	H11 環境調査報告書	302 種
2	第Ⅱ期環境影響評価書 (H21)	1,008 種
3	第Ⅲ期環境影響評価書 (H28)	1,320 種

表 3-1-13. 18(1) 過年度の環境影響評価書等における重要な昆虫類

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
1	モノサシトンボ科	モノサシトンボ		○					C
2	ヤンマ科	クロスジギンヤンマ		○	○				D
3		ヤブヤンマ			○				D
4	サナエトンボ科	ヤマサナエ		○					D
5		ダビドサナエ		○					C
6	エゾトンボ科	タカネトンボ			○				B
7	トンボ科	ネキトンボ	○	○					A
8	オオゴキブリ科	オオゴキブリ		○					D
9	マツムシ科	クチキコオロギ			○				D
10	バッタ科	ツماغロバッタ	○	○	○				D
11	セミ科	ヒメハルゼミ	○	○	○				B
12	ツノカメムシ科	オオツノカメムシ	○						D
13		ベニモンツノカメムシ			○				C
14	ツチカメムシ科	ヨコヅナツチカメムシ			○				C
15	カメムシ科	トゲカメムシ	○						C
16		ハナダカカメムシ			○				D
17		トホシカメムシ		○	○				C
18	カマキリモドキ科	ヒメカマキリモドキ	○	○					B
19	ツノトンボ科	ツノトンボ			○				C
20	シリアゲムシ科	ヤマトシリアゲ		○	○				D
21	セセリチョウ科	ミヤマセセリ		○	○				B
22	シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ		○					C
23		ウラナミアカシジミ			○				C
24		シルビアシジミ	○					EN	B
25	タテハチョウ科	ミドリヒョウモン		○	○				C
26		スミナガシ本土亜種			○				B
27		ゴマダラチョウ本土亜種		○	○				C
28		ヤマキマダラヒカゲ房総亜種			○				C
29		ミスジチョウ			○				C
30	アゲハチョウ科	オナガアゲハ	○		○				C

表 3-1-13. 18(2) 過年度の環境影響評価書等における重要な昆虫類

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
31	ヤガ科	コシロシタバ		○	○			NT	
32	アブ科	キンイロアブ		○	○				B
33	クロバエ科	ミドリバエ			○				D
34	オサムシ科	加村の関東地方北西部亜種	○						C
35		マヤカブリ関東・中部地方亜種	○						D
36		ルイス村の房総半島南部亜種		○	○				D
37		コハラアカモリヒラタゴミムシ		○					C
38	ゲンゴロウ科	ケシゲンゴロウ		○				NT	D
39	ミズスマシ科	ミズスマシ		○				VU	C
40	コガネムシ科	ヒゲブトハナムグリ			○				C
41	コメツキムシ科	フタモンウバタマコメツキ		○	○				D
42	ホタル科	ゲンジボタル			○				B
43	カミキリムシ科	チャイロヒメハナカミキリ		○	○				D
44	アリ科	エゾアカヤマアリ	○					VU	
45	クモバチ科	フタモンクモバチ	○					NT	
46	ドロバチモドキ科	ニッポンハナダカバチ	○	○	○			VU	
種数			13	24	29	0	0	7	42

注1) 和名、分類、配列は原則として、「河川水辺の国勢調査 令和5年度生物リスト」（令和5年、国土交通省）に従った。よって、各文献資料に記載された科名及び和名とは異なっている場合がある。

2) 各番号の資料名は以下のとおり。

1 「君津環境整備センター建設事業環境調査報告書」（平成11年4月、新井総合施設株式会社）

2 「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」（平成21年5月、新井総合施設株式会社）

3 「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」（平成28年5月、新井総合施設株式会社）

3) 各番号の重要な種のカテゴリーは以下のとおり（詳細は前出の表3-1-13. 2参照）。

③ EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧

④ A：最重要保護生物、B：重要保護生物、C：要保護生物、D：一般保護生物

5. 魚類

(1) 文献における調査結果

対象事業実施区域及びその周辺、また、君津市域における各文献調査により確認された種数は、表 3-1-13. 19 に示すとおりである。そのうち、重要な種は表 3-1-13. 20 に示すとおり 10 科 17 種が確認された。

表 3-1-13. 19 文献調査における魚類確認種数

No.	文献名	確認種数
1	君津市史 自然編	50 種
2	自然環境保全基礎調査	26 種
3	千葉県レッドデータブック	7 種

表 3-1-13. 20 文献調査における重要な魚類

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
1	ヤツメウナギ科	スナヤツメ類 ⁴⁾	○	○	○			VU	A
2	ウナギ科	ニホンウナギ	○					EN	C
3	コイ科	ゲンゴロウブナ ⁵⁾	○	○				EN	
4		キンブナ	○	○	○			VU	B
5		ギンブナ	○	○	○				D
6		モツゴ	○	○	○				D
7		カマツカ類 ⁶⁾	○	○					B
8		ツチフキ ⁵⁾	○					EN	
9		ニゴイ	○	○					C
10		ドジョウ科	ドジョウ ⁷⁾	○	○				NT
11	ヒガシシマドジョウ		○	○	○				C
12	フクドジョウ科	ホトケドジョウ	○	○	○			EN	C
13	ギギ科	ギバチ	○	○	○			VU	B
14	ナマズ科	ナマズ	○	○					B
15	サケ科	サツキマス(アマゴ) ⁵⁾	○					NT	
16	メダカ科	ミナミメダカ	○					VU	B
17	ケツギョ科	オヤニラミ ⁵⁾	○					EN	
種数			17	12	7	0	0	11	12

注1) 和名、分類、配列は原則として、「河川水辺の国勢調査 令和5年度生物リスト」(令和5年、国土交通省)に従った。よって、各文献資料に記載された科名及び和名とは異なっている場合がある。

2) 各番号の資料名は以下のとおり(詳細は前出の表3-1-13. 1参照)。

1 「君津市史 自然編」

2 「自然環境保全基礎調査」(第4, 5回)

3 「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編2011年改訂版」

3) 各番号の重要な種のカテゴリーは以下のとおり(詳細は前出の表3-1-13. 2参照)。

③ EN: 絶滅危惧 IB 類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 絶滅危惧

④ A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物

4) スナヤツメ類は形態的に区別できない2種(北方種と南方種)が存在し、千葉県には両種が生息する。文献資料において、単に「スナヤツメ」とされた記録はスナヤツメ類とした。

5) 千葉県では比較的近年(明治以降)に移入された国内外来種に該当する。

6) かつて国内のカマツカ属はカマツカ1種とされていたが、2019年に2新種が記載され、3種に再分類された。千葉県にはスナゴカマツカ1種のみが自然分布するが、文献資料は再分類前のものであり、アユ放流に伴い移植されたカマツカ属の他種が含まれている可能性を考慮し、カマツカ類とした。なお、選定基準④においてカテゴリー-B とされているのは再分類前のカマツカであり、本来はスナゴカマツカが対象となると考えられる。しかし、前述のとおり、文献資料においてはスナゴカマツカとカマツカ属の他種は区別されていないため、ここではカマツカ類を重要な種の扱いとした。

7) 本種には在来系統と外来系統(中国大陸由来)が存在するが、文献資料において両者は区別されていないため、全て重要な種の扱いとした。

(2) 過年度の環境影響評価書等における調査結果

過年度の環境影響評価書等における調査により確認された種数は、表 3-1-13. 21 に示すとおりである。そのうち、重要な種は表 3-1-13. 22 に示すとおり 4 科 8 種が確認された。

表 3-1-13. 21 過年度の環境影響評価書等における魚類確認種数

No.	文献名	確認種数
1	H11 環境調査報告書	1 種
2	第Ⅱ期環境影響評価書 (H21)	12 種
3	第Ⅲ期環境影響評価書 (H28)	11 種

表 3-1-13. 22 過年度の環境影響評価書等における重要な魚類

No.	科名	和名	文献資料 ²⁾			選定基準 ³⁾			
			1	2	3	①	②	③	④
1	コイ科	キンブナ		○				VU	B
2		ギンブナ		○	○				D
3		カマツカ類 ⁴⁾		○	○				B
4		ニゴイ		○					C
5	ドジョウ科	ドジョウ ⁵⁾		○	○			NT	
6		ヒガシシマドジョウ		○	○				C
7	フクドジョウ科	ホトケドジョウ	○	○	○			EN	C
8	ギギ科	ギバチ		○	○			VU	B
種数			1	8	6	0	0	4	7

注1) 和名、分類、配列は原則として、「河川水辺の国勢調査 令和5年度生物リスト」(令和5年、国土交通省)に従った。よって、各文献資料に記載された科名及び和名とは異なっている場合がある。

2) 各番号の資料名は以下のとおり。

- 1 「君津環境整備センター建設事業環境調査報告書」(平成11年4月、新井総合施設株式会社)
- 2 「君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価書」(平成21年5月、新井総合施設株式会社)
- 3 「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」(平成28年5月、新井総合施設株式会社)

3) 各番号の重要な種のカテゴリーは以下のとおり(詳細は前出の表3-1-13. 2参照)。

- ② I-2: 特定第二種国内希少野生動植物種
- ③ EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧
- ④ B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物

4) かつて国内のカマツカ属はカマツカ1種とされていたが、2019年に2新種が記載され、3種に再分類された。千葉県にはスナゴカマツカ1種のみが自然分布するが、文献資料は再分類前のものであり、アユ放流に伴い移植されたカマツカ属の他種が含まれている可能性を考慮し、カマツカ類とした。なお、選定基準④においてカテゴリーBとされているのは再分類前のカマツカであり、本来はスナゴカマツカが対象となると考えられる。しかし、前述のとおり、文献資料においてはスナゴカマツカとカマツカ属の他種は区別されていないため、ここではカマツカ類を重要な種の扱いとした。

5) 本種には在来系統と外来系統(中国大陸由来)が存在するが、文献資料において両者は区別されていないため、全て重要な種の扱いとした。

3-1-14 生態系の状況

1. 生態系の概況

対象事業実施区域及びその周辺は、県南部、標高 200m 前後の上総丘陵に位置し、河川によって開析された谷地形が大部分を占めている。丘陵地上の植生はコナラ群落及びスギ・ヒノキ等の植林が中心であるが、ゴルフ場として造成された箇所もみられる。河川沿いの多くは水田や畑地として利用されている。気候は暖温帯であり、植生帯はヤブツバキクラス域に属している。

対象事業実施区域南東側には千葉県指定天然記念物及び特定植物群落である「大福山の森」が隣接しており、小面積ながらスダジイの自然林が残されている。また、東側においても特定植物群落である「梅ヶ瀬溪谷の自然」が分布しており、ミツバツツジを代表とする豊富な植物相に恵まれている。

これらのことから、対象事業実施区域及びその周辺の生態系は「森林－河川」を基盤とする比較的多様性の高い生態系を構成していると考えられる。

2. 環境類型区分

対象事業実施区域及びその周辺の環境について、前出の図 3-1-12.1 に示した植生を基に類型化を行い、表 3-1-14.1 のとおり整理した。また、環境類型区分図を図 3-1-14.1 に示す。

表 3-1-14.1 環境類型区分の特徴

環境類型区分	特徴
樹林地	ヤブコウジースダジイ群集、シキミーモミ群集、イロハモミジケヤキ群集、シイ・カシ二次林、クリコナラ群集、アズマネザサ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等から構成される。対象事業実施区域及びその周辺の大部分を占める。
草地	ススキ群団、伐採跡地群落、ゴルフ場・芝地、牧草地、路傍・空地雑草群落等から構成される。
耕作地	果樹園、畑雑草群落、水田雑草群落から構成される。
市街地等	緑の多い住宅地、造成地等から構成される。
水域・湿生草地	ヨシクラス、オギ群集、開放水域等から構成される。

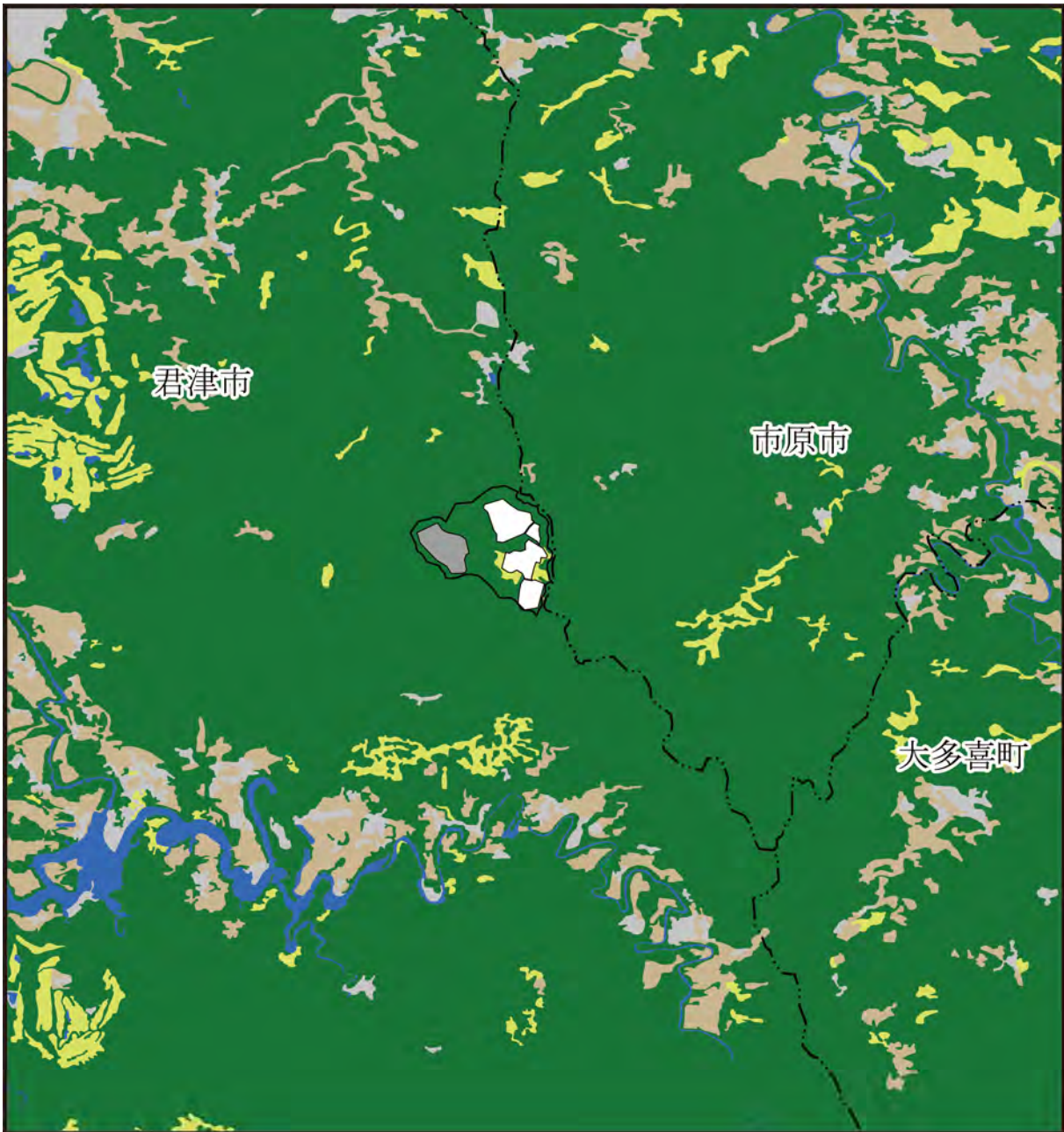
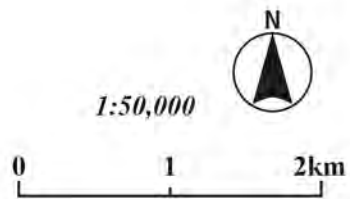


图 3-1-14.1 環境類型区分図

凡 例

- 樹林地
- 草地
- 耕作地
- 市街地等
- 水域・湿生草地

- 対象事業実施区域
- 増設埋立地
 - 既設埋立地



3. 過年度の環境影響評価書における調査結果

過年度の環境影響評価書における生態系の調査結果は、最新の状況が把握できる「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」における結果をとりまとめた。

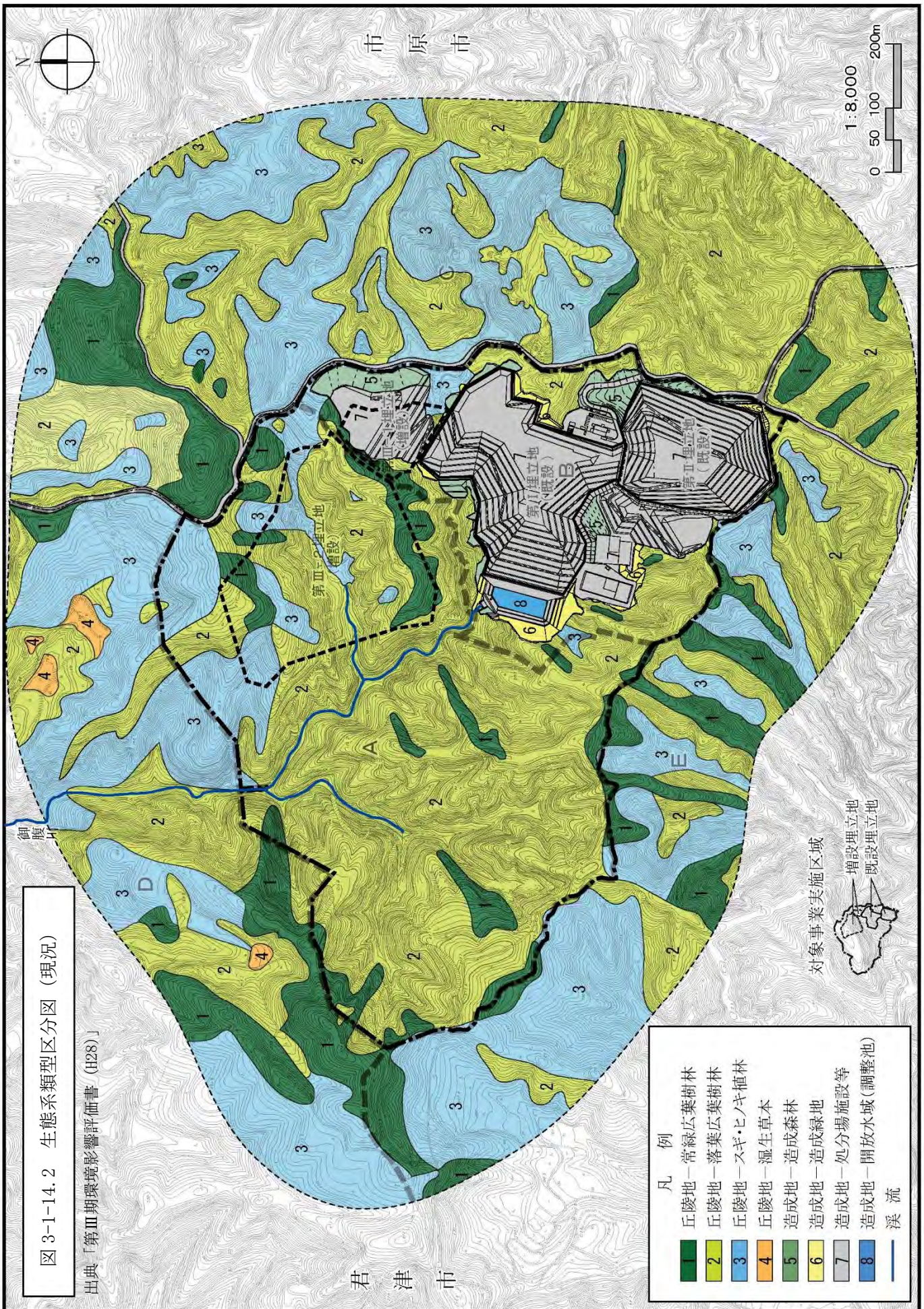
(1) 調査地域の類型区分

調査地域に含まれる各類型の面積及び割合は表 3-1-14.2、調査地域の類型区分図は図 3-1-14.2 に示すとおりである。類型として9区分が抽出され、調査地域で最も面積が大きい類型区分は丘陵地－落葉広葉樹林で、調査地域の48.5%を占め、次いで丘陵地－スギ・ヒノキ植林の29.7%となっている。

表 3-1-14.2 調査地域及び事業実施区域に含まれる各類型の面積・割合

類型区分	調査地域										調査地域全体	
	事業実施区域				周辺地区							
	A		B		C		D		E		面積 (ha)	割合 (%)
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)		
丘陵地－常緑広葉樹林	4.42	11.0	0.38	1.9	4.47	8.3	4.96	15.7	6.69	18.5	20.92	11.5
丘陵地－落葉広葉樹林	30.65	76.1	3.62	17.7	29.94	55.7	9.88	31.3	14.25	39.3	88.34	48.5
丘陵地－スギ・ヒノキ植林	4.62	11.5	0.52	2.5	18.08	33.7	15.7	49.7	15.07	41.6	53.99	29.7
丘陵地－湿生草本	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.78	2.5	0	0.0	0.78	0.4
造成地－造成森林	0	0.0	2.26	11.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.26	1.2
造成地－造成緑地	0	0.0	0.74	3.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.74	0.4
造成地－処分場施設等	0	0.0	12.38	60.6	1.23	2.3	0	0.0	0	0.0	13.83	7.6
造成地－開放水域(調整池)	0	0.0	0.54	2.6	0	0.0	0	0.0	0.22	0.6	0.54	0.3
溪流	0.55	1.4	0.01	0.0	0	0.0	0.25	0.8	0	0.0	0.81	0.4
合計	40.24	100.0	20.45	100.0	53.72	100.0	31.57	100.0	36.23	100.0	182.21	100.0

注1) A：増設区域（御腹川流域）、B：既存埋立地、C：事業実施区域の東側の区域（梅ヶ瀬川流域）、D：事業実施区域の北側の区域（御腹川流域）、E：事業実施区域の南側の区域（小櫃川上流域）



(2) 注目種等の生育・生息状況

ア. 注目種等の選定

注目種等は、周辺地域の情報と比較するなどにより調査地域を特徴づける動植物に考慮して、以下の視点から選定した。

- ① 上位性（生態系の上位に位置する性質をいう）
- ② 典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう）
- ③ 特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう）

「Ⅱ期環境影響評価書（H21）」によれば表 3-1-14.3 に示す注目種・群落を選定されており、本事業は隣接して行われる事業であることから、この表に取り上げられている注目種・群落を引き続き対象とした。

表 3-1-14.3 注目種等及び選定理由

区分	注目種・群落	選定理由
上位性	テン	果実やネズミ類などを採食する雑食性の中型哺乳類である。調査地域では、各所で糞が確認されており、上位種として選定する。
	トビ	海岸線から山地に広く分布するタカで、動物の死骸、昆虫類・ヘビ類・魚類・ネズミ類等を捕食する。繁殖期に確認されており、周辺で繁殖している可能性があることから、上位種として選定する。
	フクロウ	森林に生息し、ネズミ類・モグラ等の小型哺乳類を捕食する。樹林内で個体が確認されており、周辺で繁殖している可能性があることから、上位種として選定する。
典型性	コナラ群落	調査地域に最も広く分布している。丘陵の樹林地はかつて薪炭林として利用されてきており、コナラ群落はその典型的な群落といえることから、地域の典型群落として選定した。
	ニホンジカ	森林性の大型草食獣である。調査地域の全地区で春季、夏季、秋季及び冬季に確認されており、地域の典型種として選定する。
	森林性鳥類 (エナガ、シジュウカラ、メジロ)	事業実施区域周辺にはコナラ群落等の森林が広く分布しており、森林環境に生息する鳥類のうち、留鳥で、調査地域に比較的優占的に生息する種を、地域の典型種として選定する。
特殊性	コチドリ	河川や海岸の湿地、内陸の水田周辺等に生息する。繁殖期に確認されており、処分場内の造成地で繁殖している可能性がある。周辺の森林には生息していない種であり、特殊な環境に生息する種として選定する。
	ホトケドジョウ	湿地を流れる細流や湧水池等に生息する。調査地域内の溪流で生息が確認されており、事業実施区域が御腹川の最上流部にあたることから、特殊な環境に生息する種として選定する。

イ. 注目種等の生育・生息状況及び生育・生息環境

選定した注目種等の生態的特徴、調査地域での生育・生息状況及び生育・生息環境について、植物、動物の調査結果をもとに整理し、表 3-1-14.4(1)～(3)及び図 3-1-14.3 に示した。

表 3-1-14. 4(1) 注目種等の生育・生息状況及び生育・生息環境

区分	注目種・群落	内容		
上位性	テン	現地	確認状況	調査地域の各所で糞が確認されており、調査地域及びその周辺に比較的多く生息していると考えられる。
			生息環境	調査地域の樹林地や沢沿いなどを広く利用していると考えられる。
			その他	糞は比較的開けた林道沿いなどで確認されることが多い。
		資料	一般生態	広葉樹の自然林を好む。主に果実、昆虫類、鳥類、小型哺乳類を食す。夜行性で、樹上をよく利用する。春に2~3頭の仔を出産。行動圏の面積は70~230ha。千葉県産の本種では、夏毛は全身が黒褐色で、喉から胸が鮮やかな黄色、冬毛は全身が薄い褐色の個体が多い。
			国内分布	北海道~九州。移入個体群が北海道南部に分布。
			県内分布	主に房総丘陵に生息する。斃死個体の確認数はタヌキ、イタチ、アナグマと比べて少ない。狩猟獣であり、近年では年に0~4頭捕獲されている。タヌキ、アナグマ、ハクビシンと食性が大きく重複する。
	トビ	現地	確認状況	4月の定点調査時に2個体、6月のセンサス外で2個体、10月の定点調査時に4個体、1月のルートセンサス時に1個体と定点調査時に1個体、それぞれ飛翔する個体が確認された。
			生息環境	調査地域の樹林地を餌場や休息の場などに利用していると考えられる。
			その他	本種の繁殖期にあたる4月及び6月に確認されていることから、調査地域内及びその周辺で繁殖している可能性が考えられるが、本種は一般的に行動範囲が広いとため、詳細は不明である。
		資料	一般生態	海岸線から山地に広く分布する。海岸や河口、ゴミ処理場等に集まり、高空を長時間旋回し餌を探す。動物の死骸、昆虫類・ヘビ類・魚類・ネズミ類等を捕食する。アカマツ・モミ等の樹上に大きな巣をつくる。
			国内分布	留鳥。北海道から九州で繁殖し、ほとんどの地域で周年みられる。
			県内分布	県内に広く分布するが、開発により生息・営巣地は減少している。
	フクロウ	現地	確認状況	6月のセンサス外及び夜間調査でそれぞれ鳴き声、10月のセンサス外で鳴き声、1月のセンサス外で1個体がそれぞれ確認された。
			生息環境	調査地域における繁殖は確認されなかったが、季節的な移動をあまり行わないと考えられていることから、留鳥として調査地域及びその周辺に周年生息している可能性が高い。また、本種の餌となるネズミ類は調査地域内で比較的多く確認されている。
			その他	本種は、季節的な移動をあまり行わないと考えられており、本調査地域内及びその周辺で繁殖している可能性が考えられる。
資料		一般生態	平地から山地の森林に生息する。夜行性。ネズミ類やモグラ等の小型哺乳類、小鳥や昆虫、両生類などを餌とする。大木の樹洞で繁殖する。	
		国内分布	北海道、本州、四国、九州に生息し、4亜種に分かれている。	
		県内分布	留鳥。市街地を除く県内各地でみられる。大径木の伐採や枯死による営巣場所の不足のため、繁殖できない個体が相当数いる可能性がある。	
典型性	コナラ群落	現地	分布状況	落葉広葉樹の二次林で、丘陵地に広く分布しており、調査地域の樹林地の中では最も広い面積を占めている。地域的には遷移が進めばスダジイ群落などの常緑広葉樹林に移行すると推定され、実際、林内にはスダジイ、アラカシ、ウラジロガシ、タブノキなどの常緑広葉樹が多く生育している。遷移が進んだ林分ではこれらの樹種が高木層に多く混じっている。

表 3-1-14.4(2) 注目種等の生育・生息状況及び生育・生息環境

区分	注目種・群落	内容		
典型性	コナラ群落	現地	群落構造 高木層の高さは12~18mほど、植被率は70~80%ほどで、コナラが優占する。胸高直径は12~26cmほどである。高木層ではその他カスミザクラ、アズキナシ、エンコウカエデ、クヌギ、アカメガシワなどの落葉広葉樹が生育するが、シラカシ、スダジイ、アラカシなどの常緑広葉樹も混生する。低木層にはクロモジ、ムラサキシキブ、ヤマツツジ、マメザクラなど、草本層にはコウヤボウキ、ナガバノコウヤボウキ、テイカカズラ、シュンラン、キヨシミギボウシ、カンアオイなどが生育する。	
		資料	一般生態 低地から山地まで広がる、里山の代表的な二次林である。コナラは萌芽力が高いため、古くから薪炭林として利用されてきた。このような場所では、萌芽力が高く、伐採に強い植物種が優占する。	
	ニホンジカ	現地	確認状況 調査地域では、春季、夏季、秋季及び冬季に各所で糞、足跡、個体、鳴声が確認されており、調査地域及びその周辺に比較的多く生息していると考えられる。	
		現地	生息環境 調査地域及びその周辺に広がる樹林地を主に利用していると考えられる。	
		資料	一般生態 森林性の大型草食獣。生息環境は常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、寒帯草原など多様であるが、森林から完全に離れて生活することはなく、パッチ状に草地が入り込んだ森林地帯に多く生息する。イネ科草本、木の葉、堅果、ササ類などを季節に応じて採食する。交尾期は9月下旬~11月で、出産期は5月下旬~7月上旬で通常1仔を出産する。成獣の年平均行動圏は、メスで64.4ha、オスで95.8ha(房総地域)という報告がある。	
			国内分布 北海道~九州、金華山島、五島列島、屋久島、慶良間諸島などに分布する。	
	資料	県内分布 江戸末期まで県内に広く分布していたものの、戦中・戦後期までに分布を縮小させ、天津小湊町の内浦山から清澄山の一带にのみ分布するようになった。1961年の全面的な狩猟禁止措置により分布は拡大し、2001年時点で勝浦市、御宿町、天津小湊町、君津市、鴨川市、大多喜町、市原市、富津市、鋸南町の約440km ² の地域に分布するようになり、生息頭数は2003年度末には3,000頭前後と推定されている。		
	森林性鳥類	エナガ	現地	確認状況 各調査回の、ラインセンサス時や定点調査時に、いずれも樹林内の随所で個体が確認された。
			現地	生息環境 調査地域及びその周辺のコナラ群落等を主に利用していると考えられる。
			現地	その他 繁殖期にさえずりと幼鳥が確認されていることから、調査地域内及びその周辺で繁殖している可能性が高い。
		資料	一般生態 平地から山地の雑木林に生息する。繁殖する一時期を除き、常に3~20羽ほどの群れで生活する。昆虫を主食とするが、果実や樹液等も吸蜜する。クモの巣や蛾のまゆ糸とコケや小枝を使って袋状の巣を作る。	
			国内分布 九州以北で繁殖する留鳥。4亜種が知られている。	
資料		県内分布 留鳥。平地から山地の雑木林に生息する。県中部以南では台地の斜面林等に普通にみられるが、県北部では少ない。開発やスギ・ヒノキの植林地拡大により、生息地は減少している。		
シジュウカラ		現地	確認状況 各調査回の、ラインセンサス時や定点調査時に、いずれも樹林内の随所で個体が確認された。	
		現地	生息環境 調査地域及びその周辺のコナラ群落等を主に利用していると考えられる。	
	現地	その他 繁殖期にさえずりと幼鳥が確認されていることから、調査地域及び周辺で繁殖している可能性が高い。		

表 3-1-14.4(3) 注目種等の生育・生息状況及び生育・生息環境

区分	注目種・群落	内容		
典型性	森林性鳥類	資料	一般生態	樹林内の下層部で採食し、樹木の幹や大枝、根元、地上の林床、低木や藪の中などで餌を採る。昆虫の幼虫・成虫、クモ類、植物の種子、果実を食べる。
			国内分布	北海道から南西諸島までほぼ全土にいてごく普通の留鳥だが、小笠原諸島や大東諸島のような大洋島には分布していない。
		現地	確認状況	各調査回の、ラインセンサス時や定点調査時に、いずれも樹林内の随所で個体が確認された。
	生息環境		調査地域及びその周辺のコナラ群落等を主に利用していると考えられる。	
	その他		繁殖期にさえずりと幼鳥が確認されていることから、調査地域及び周辺で繁殖している可能性が高い。	
	資料	一般生態	低地から山地の樹林に生息し、昆虫類、花の蜜、果実等を採食する。木の枝にお椀型の巣をつくる。	
		国内分布	伊豆諸島、小笠原諸島、南西諸島を含む全国に分布する。北方や山地で繁殖する個体は、低地や暖地に移動し越冬する。	
		県内分布	各地の樹林で繁殖し、ほとんどの地域で周年見られる。県内では亜種 <i>Z. j. japonica</i> が繁殖するとされる。冬季には個体数が増加する。	
	特殊性	コチドリ	現地	確認状況
生息環境				調査地域は樹林地が広がっており、本種の生息環境に適する裸地は事業実施区域内の造成地に分布するだけである。
その他				本種は既存の処分場の建設に伴い砂地状の環境が出現したため、生息するようになったと考えられる。 本種の繁殖期にあたる4月と6月に鳴きながら飛翔しているのが確認されていることから、処分場内の造成地で繁殖している可能性が考えられる。
資料			一般生態	河川や海岸の湿地、内陸の水田周辺等に生息する。繁殖期は4~7月。一夫一婦で繁殖する。巣は砂地や砂利地に浅い窪みを掘って営巣する。荒地や短期的に出現する砂礫地でも繁殖期であればすぐにすみつく。
			国内分布	夏鳥。全国に夏鳥として渡来し繁殖する。九州以南で少数が越冬する。
			県内分布	夏鳥。市川から富津までの埋立地や、銚子から九十九里の砂浜海岸でみられる。内陸部の沼や水田地帯にも普通に分布する。
ホトケドジョウ		現地	確認状況	A地区の溪流の本流において61個体、支流において84個体が確認された。 春季に卵が、夏季に幼魚が多く確認された。また秋季、冬季においても幼魚が確認された。
			生息環境	確認場所は、水際の水辺植物の茂みなどであった。
			その他	御腹川に流入する周辺の沢についても本種の生息が推測される。
		資料	一般生態	湿地を流れる細流や湧水池、水田の畦、河川敷内の水たまり、河川の上流域近くから中流域などに生息している。湿地などにもいるが、水中の中層を単独で遊泳している場合が多い。主に餌は浮遊性や底生性の小動物。産卵期は3~6月で川岸の水に浸かった草や水草に行く。
			国内分布	青森を除く東北地方から三重県・京都府・兵庫県まで。
			県内分布	ほぼ全域。生息環境は急速に悪化。

資料：「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編 2011改訂版」(2011年 千葉県)
「千葉県動物誌」(1999年 文一総合出版社)
「原色日本野鳥生態図鑑<陸鳥編>」(1995年 保育社)
「日本の哺乳類」(1994年 財団法人自然環境研究センター)
「日本動物大百科 第1巻 哺乳類 I」(1996年 平凡社)
「千葉県房総半島におけるニホンジカの保護管理に関する調査報告書(総合版：1992~2003年度)」(2004年 房総のシカ調査会編 千葉県)

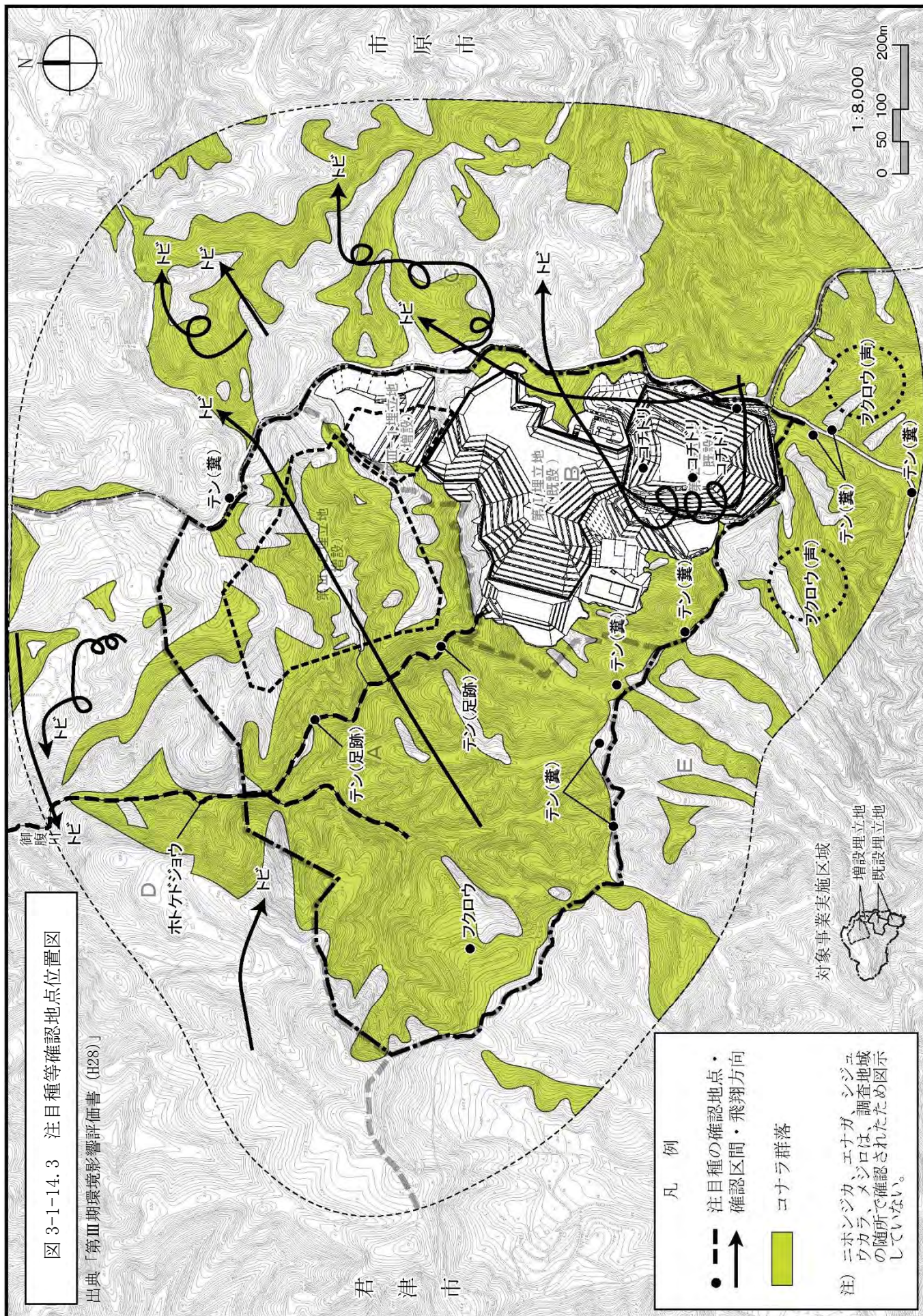


図 3-1-14.3 注目種等確認地点位置図

出典「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」

凡 例

- 注目種の確認地点・確認区間・飛翔方向
- コナラ群落

注) ニホンジカ、エナガ、シジュウカラ、メジロは、調査地域の随所で確認されたため図示していない。

3-1-15 景観の状況

対象事業実施区域周辺は、そのほとんどが丘陵地森林景観の間に河川景観が入り込んだ景観を呈しており、丘陵地の一部には対象事業実施区域内の既存施設やゴルフ場、太陽光発電所があり、高所の眺望ではそれらの施設がみられるが、全体としては比較的自然性の高い景観となっている。

主要な眺望地点としては、図 3-1-15.1 に示す養老川自然歩道があり、「見晴らしのみち」コースとして設定されている。コースの途中に大福山展望台があるが、現在、老朽化により立入禁止となっている。

自然景観資源としては、「第3回自然環境保全基礎調査 千葉県自然環境情報図」(平成元年 環境庁)によると、対象事業実施区域周辺には図 3-1-15.1 に示すとおり非火山性孤峰、峡谷・溪谷、穿入蛇行河川、断崖・岩壁等の分布が確認されているが、対象事業実施区域内には存在しない。

また、対象事業実施区域周辺における「県指定天然記念物」及び「ちば遺産 100 選」として大福山自然林が選定されているが、対象事業実施区域内に選定されたものはない。

表 3-1-15.1 自然景観資源の状況

種別	名称
非火山性孤峰	大福山
峡谷・溪谷	蕪来溪谷
	梅ヶ瀬溪谷
	笹川溪谷
穿入蛇行河川	養老川の穿入蛇行
	小櫃川の穿入蛇行
断崖・岩壁	坂畑の岩壁

出典「第3回自然環境保全基礎調査 千葉県自然環境情報図」(平成元年 環境庁)



図 3-1-15.1 眺望地点、自然景観資源分布図

凡 例

- ▲ 非火山性孤峰
- 峡谷・溪谷
- ⋯ 穿入蛇行河川
- ▨ 断崖・岩壁
- 養老川自然歩道（見晴らしのみち）

- 
 対象事業実施区域
 - 増設埋立地
 - 既設埋立地

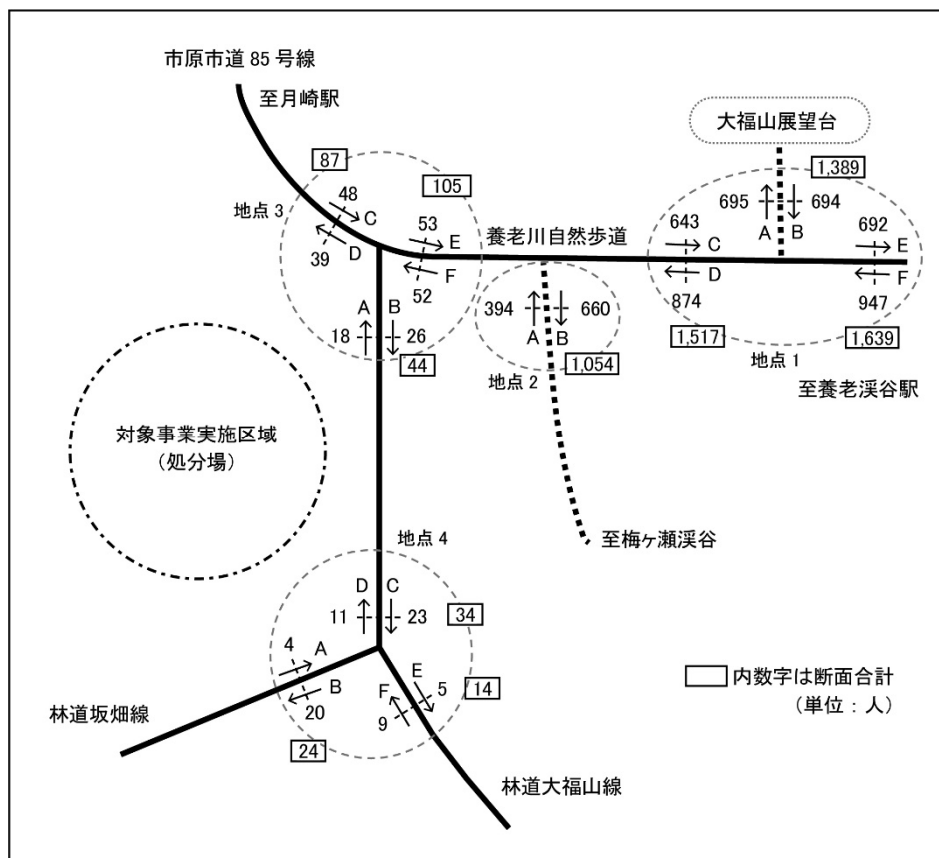
1:50,000

0 1 2km

3-1-16 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況は、図 3-1-16.2 に示すとおりであり、県立自然公園、自然歩道、ハイキングコース、サイクリングコース等が分布している。対象事業実施区域内には、これらの活動の場の分布はないが、北東約 500m に位置する大福山周辺は県立自然公園となっているほか、自然歩道や展望台（現在、老朽化により立入禁止）が整備されている。

また、「第Ⅲ期環境影響評価書（H28）」によると、平成 24 年 11 月の休日の 9 時から 15 時に行った歩行者の流動状況調査結果は図 3-1-16.1 に示すとおりであり、大福山展望台入口で 1,389 人/日（往復）の利用者がみられ、対象事業実施区域がある西方向に向かう利用者（874 人）のうち林道大福山線との三叉路に向かう利用者は 6% 程度（52 人）であり、ほとんどの利用者は梅ヶ瀬溪谷の方へ流れている。



出典「君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価書」
(平成 28 年 12 月 新井総合施設株式会社)

図 3-1-16.1 歩行者の流動状況（秋季：休日）



図 3-1-16.2 人と自然との触れ合いの活動の場分布図

凡 例

-  自然公園
-  眺望地点
-  自然歩道
-  サイクリングコース
-  ハイキングコース
-  対象事業実施区域
 -  増設埋立地
 -  既設埋立地

1:50,000

0 1 2km

出典「養老川自然歩道(2) (房総ふれあいの道)」(千葉県)、「産業白書令和6年版」(市原市)
 「養老溪谷ハイキングマップ」(大多喜町観光協会)、「亀山観光Navi」((一社)君津市観光協会亀山支部)

3-2 社会的状況

3-2-1 人口の状況

君津市及び市原市における令和4年10月1日現在の人口・世帯数・人口密度の状況は、表3-2-1.1に示すとおりである。君津市の人口は80,476人、市原市の人口は265,889人である。人口密度は、県平均の1,216.9人/㎢と比べると、君津市、市原市それぞれ252.4人/㎢、722.2人/㎢と低い。

人口の推移をみると、表3-2-1.2に示すように、君津市、市原市とも平成30年から令和4年にかけて減少傾向が続いている。

表3-2-1.1 人口・世帯数等の状況（令和4年10月1日現在）

市・県	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口密度 (人/㎢)	面積 (㎢)
君津市	80,476	35,363	252.4	318.78
市原市	265,889	119,485	722.2	368.16
千葉県	6,275,278	2,833,850	1,216.9	5,156.74

注) 面積は国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」による
出典「令和4年 千葉県統計年鑑」(令和6年1月、千葉県)

表3-2-1.2 人口の推移

(単位 総人口：人 伸び率：%)

市・県	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
君津市	総人口	83,519	82,548	82,206	81,393	80,476
	伸び率	100.0	98.8	98.4	97.5	96.4
市原市	総人口	271,453	270,478	269,524	267,908	265,889
	伸び率	100.0	99.6	99.3	98.7	98.0
千葉県	総人口	6,268,585	6,279,026	6,284,480	6,278,007	6,275,278
	伸び率	100.0	100.2	100.3	100.2	100.1

注) 伸び率は平成30年を100とした場合の値(%)
出典「令和4年 千葉県統計年鑑」(令和6年1月、千葉県)

3-2-2 産業の状況

1. 産業分類別就業者数

君津市及び市原市の産業別就業者数は表 3-2-2.1、構成比は図 3-2-2.1 に示すとおりである。第一次産業は君津市、市原市それぞれ 1.2%、0.4%、第二次産業は 33.8%、31.9%、第三次産業は 65.0%、67.8%となっており、両市とも第三次産業の割合が最も多い。

表 3-2-2.1 産業別就業者数（平成 28 年）

区分	君津市		市原市		千葉県		
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	
第一次産業							
農林漁業	450	1.2	409	0.4	11,347	0.5	
第二次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	220	0.6	29	0.0	760	0.0
	建設業	4,654	12.4	11,744	11.1	144,082	6.8
	製造業	7,793	20.8	21,796	20.7	240,508	11.4
	総数	12,667	33.8	33,569	31.9	385,350	18.2
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	116	0.3	460	0.4	6,109	0.3
	情報通信業	21	0.1	476	0.5	28,794	1.4
	運輸業, 郵便業	2,671	7.1	8,470	8.0	167,927	7.9
	卸売業, 小売業	6,045	16.1	18,702	17.7	443,104	21.0
	金融業, 保険業	540	1.4	1,396	1.3	48,883	2.3
	不動産業, 物品賃貸業	744	2.0	1,997	1.9	53,857	2.5
	学術研究, 専門・技術サービス業	1,289	3.4	3,101	2.9	51,962	2.5
	宿泊業, 飲食サービス業	3,560	9.5	8,789	8.3	218,655	10.3
	生活関連サービス業, 娯楽業	2,109	5.6	5,880	5.6	131,916	6.2
	教育・学習支援業	734	2.0	2,260	2.1	76,240	3.6
	医療, 福祉	3,519	9.4	11,208	10.6	292,342	13.8
	複合サービス事業	448	1.2	509	0.5	17,143	0.8
	サービス業(他に分類されないもの)	2,526	6.7	8,165	7.7	180,630	8.5
	総数	24,322	65.0	71,413	67.8	1,717,562	81.2
合計	37,439	100.0	105,391	100.0	2,114,259	100.0	

注) 数値は平成 28 年 6 月 1 日現在の総務省統計局「経済センサス-活動調査」による出典「令和 4 年 千葉県統計年鑑」(令和 6 年 1 月、千葉県)

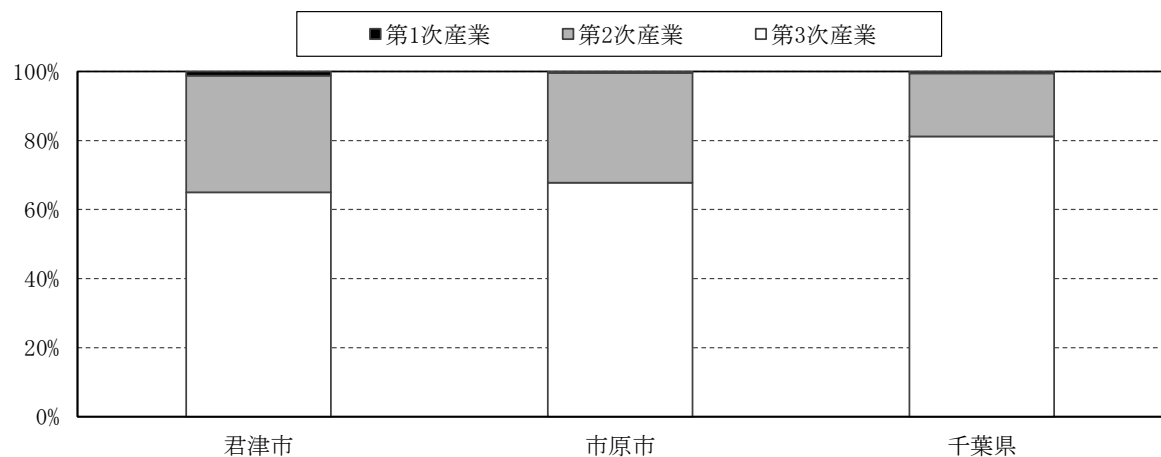


図 3-2-2.1 産業別就業者数の割合

2. 農業

君津市及び市原市の令和2年の農家数は、表3-2-2.2に示すとおり、君津市1,890戸、市原市2,617戸である。君津市では60%以上は販売農家であり、自給的農家は40%弱となっている。市原市では、販売農家と自給的農家のどちらも50%前後となっている。

表3-2-2.2 農家数（令和2年）

市・県	区分	総農家数	自給的農家	販売農家
君津市	戸数（戸）	1,890	754	1,136
	比率（%）	100.0	39.9	60.1
市原市	戸数（戸）	2,617	1,285	1,332
	比率（%）	100.0	49.1	50.9
千葉県	戸数（戸）	50,826	16,565	34,261
	比率（%）	100.0	32.6	67.4

出典「2020年農林業センサス確報（令和2年2月1日現在）」（千葉県総合企画部）

3. 工業

君津市及び市原市の令和2年の工業の状況は、表3-2-2.3に示すとおりであり、事業所数は君津市85、市原市279、従業者数は君津市7,577人、市原市21,938人、製造品出荷額等は君津市5,851億円、市原市3兆969億円となっている。

表3-2-2.3 工業の状況（令和2年）

市・県	項目	事業所数	従業者数 （人）	製造品出荷額等 （万円）
君津市		85	7,577	58,511,082
市原市		279	21,938	396,919,570
千葉県		4,748	206,017	1,192,643,062

注）従業員4人以上の事業所対象

出典「令和3年 経済センサス-活動調査（製造業）確報」（令和6年3月、千葉県総合企画部）

4. 商業

君津市及び市原市の平成28年の商業の状況は、表3-2-2.4に示すとおりである。事業所数は君津市566、市原市1,643、従業者数は君津市4,841人、市原市14,933人、年間商品販売額は君津市1,526億円、市原市4,091億円となっている。

表3-2-2.4 商業の状況（平成28年）

市・県	項目	事業所数			従業者数 （人）	年間商品販売額 （万円）
		総数	卸売業	小売業		
君津市		566	116	450	4,841	15,256,854
市原市		1,643	323	1,320	14,933	40,910,513
千葉県		37,811	8,088	29,723	354,559	1,256,322,305

注）数値は平成28年6月現在の総務省統計局「経済センサス-活動調査」による

出典「令和4年 千葉県統計年鑑」（令和6年1月、千葉県）

3-2-3 土地利用の状況

1. 土地利用の現況

君津市及び市原市の地目別土地面積の状況は、表 3-2-3.1 及び図 3-2-3.1 に示すとおりである。君津市では山林の割合が最も高く、次いでその他、田の順となっており、市原市ではその他、山林、宅地の順となっている。対象事業実施区域の地目は、山林となっている。

表 3-2-3.1 地目別土地面積の状況（令和4年1月1日現在）

市・県	区分	総数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
君津市	面積(k㎡)	318,781	28,935	10,248	25,180	124,725	12,444	117,249
	比率(%)	100.0	9.1	3.2	7.9	39.1	3.9	36.8
市原市	面積(k㎡)	368,160	40,995	21,190	57,610	83,855	10,399	154,111
	比率(%)	100.0	11.1	5.8	15.6	22.8	2.8	41.9
千葉県	面積(k㎡)	5,155,532	834,305	595,894	823,318	1,017,806	132,288	1,751,921
	比率(%)	100.0	16.2	11.6	16.0	19.7	2.6	34.0

注) その他は、雑種地、池沼、牧場を含む。

出典「令和4年 千葉県統計年鑑」(令和6年1月、千葉県)

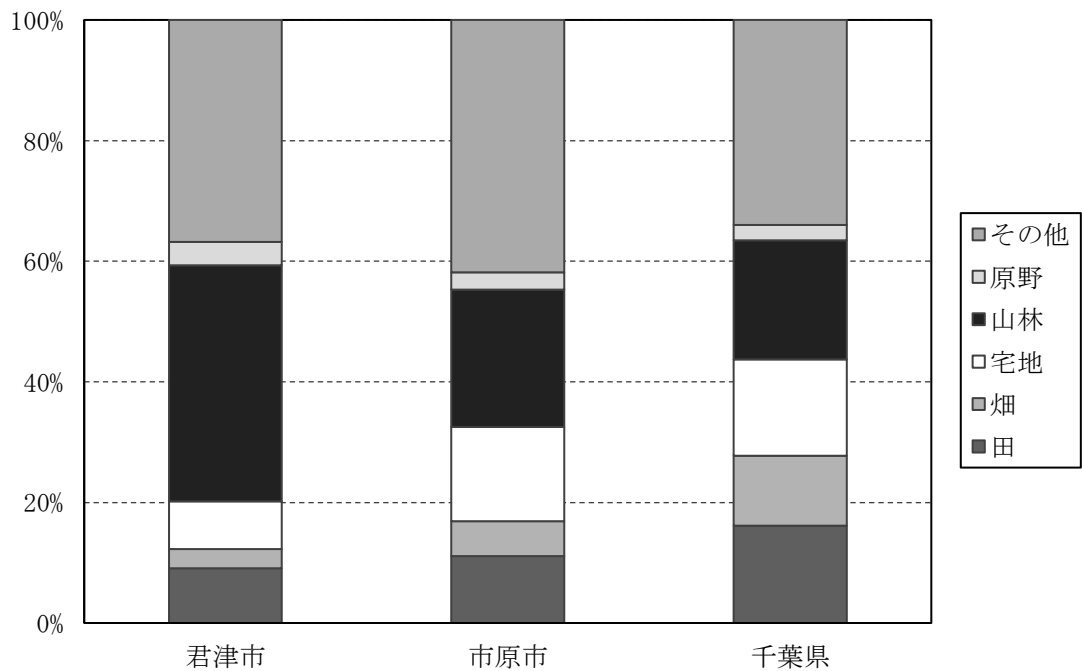


図 3-2-3.1 地目別土地面積の状況（令和4年1月1日現在）

2. 土地利用計画の状況

(1) 土地利用基本計画

対象事業実施区域及びその周辺における国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の策定状況は、以下に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺は、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域としての土地利用計画が策定されている。

対象事業実施区域は農業地域及び森林地域としての土地利用計画が策定されており、全域が地域森林計画対象民有林に指定されている。

(2) 用途地域

対象事業実施区域及びその周辺には、都市計画法に基づく用途地域の指定はない。

3-2-4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川、湖沼の利用状況

小櫃川下流の小櫃堰近くにかずさ水道広域連合企業団の取水口が存在する。対象事業実施区域の雨水が流入する御腹川は、小櫃川の取水口より上流で合流している。

小櫃川及び養老川には表 3-2-4.1 及び図 3-2-4.1 に示す漁業権が設定されているが、対象事業実施区域の雨水が流入する御腹川には漁業権の設定はない。

御腹川流域では御腹川の河川水を灌漑用水として利用しているが、対象事業実施区域に最も近い水田は、図 3-2-4.2 に示すように対象事業実施区域から約 2 km 下流の君津市の福野集落北西側に分布している。

表 3-2-4.1 漁業権の内容

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称
共同 漁業権	内共第 1 号 (養老川)	第 5 種	養老川	H25.9.1 から H35.8.31 まで	あゆ、こい、ふな、おいかわ、うぐい、うなぎ、わかさぎ
	内共第 2 号 (小櫃川)	第 5 種	小櫃川	H25.9.1 から H35.8.31 まで	あゆ、こい、ふな、おいかわ、うぐい、うなぎ、にじます、わかさぎ

出典「千葉県における漁業権の概要」(令和 3 年 3 月、千葉県農林水産部水産局)

2. 地下水の利用状況

君津市及び市原市における令和 3 年の地下水の利用状況は、表 3-2-4.2 に示すとおりである。君津市では 153 本の井戸が稼働しており、揚水量は水道用の利用が最も多い。また、市原市では 407 本の井戸が稼働しており、揚水量は農業用の利用が最も多い。

表 3-2-4.2 地下水の利用状況 (令和 3 年)

市・県	地下水揚水量 (m ³ /日)						井戸稼働 本数
	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	計	
君津市	107	516	9,686	3,703	2,718	16,730	153
市原市	2,991	211	14,722	18,403	1,200	37,527	407
千葉県	42,980	9,000	227,909	98,053	11,465	389,406	2,762

出典「令和 3 年市町村別・用途別地下水揚水量」(千葉県環境生活部水質保全課)

対象事業実施区域の南南東約 2 km に位置する蔵玉地区及び南西約 2.5 km に位置する坂畑地区には、地下水を水源とする上水道の配水場があり、各地区に配水されている。

また、図 3-2-4.2 に示すように対象事業実施区域の北約 1.0 km の君津市福野地区には地下水を水源とした簡易水道が整備されている。この簡易水道は 1996 年に整備され、井戸の深さは 210m (ストレーナは 144~210m) である。なお、簡易水道整備以前は各戸で井戸を利用しており、現在も使用している家がある。

さらに、現在運営中の処分場も井戸水を利用しており、揚水量は最大 150 m³/日程度で、管理棟の生活用水 (5~10 m³/日)、管理道路及び林道の散水 (5~20 m³/日) に利用している。

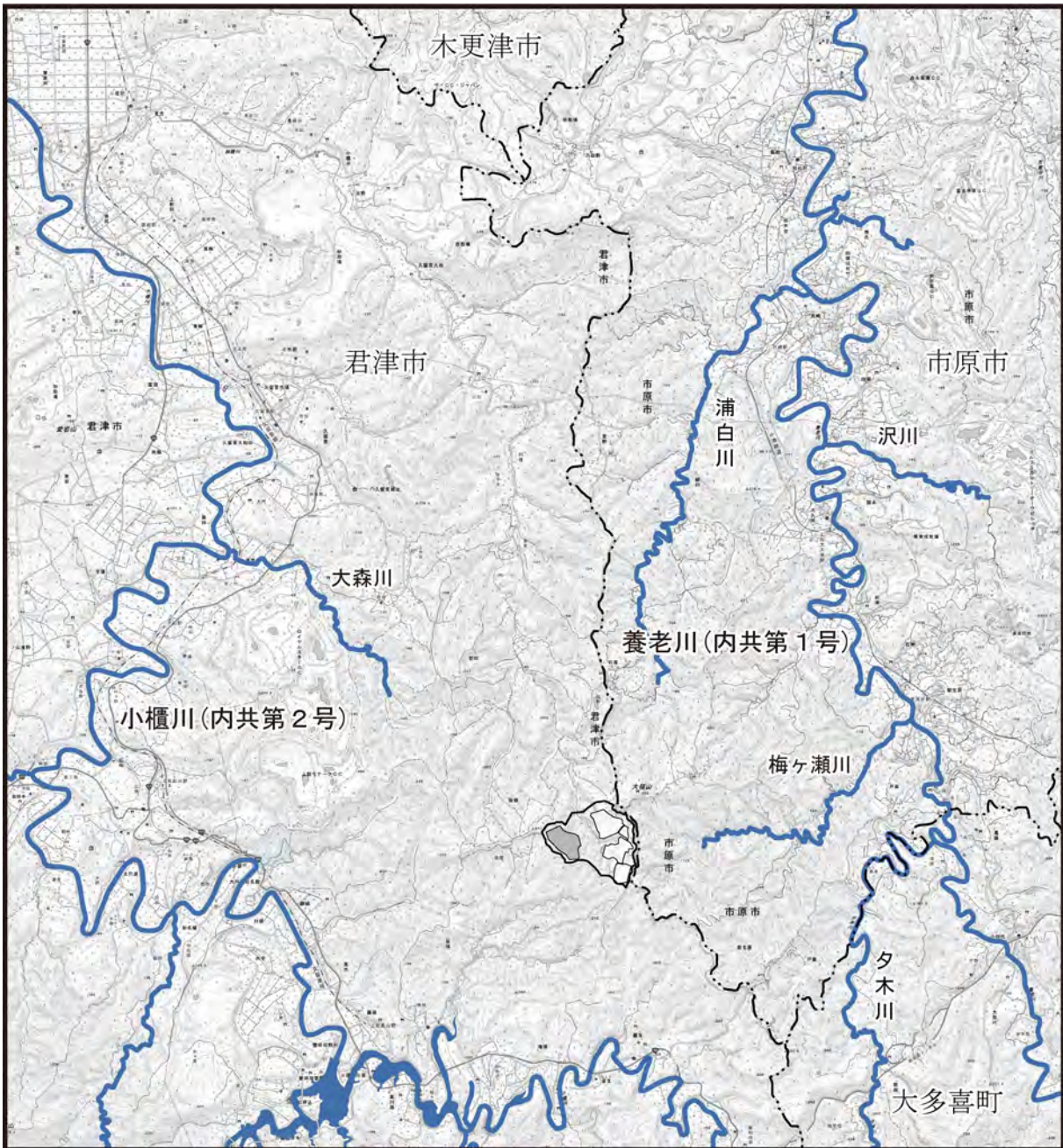


図 3-2-4.1 漁業権設定河川

凡 例

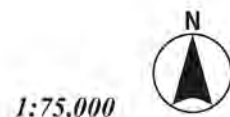
— 漁業権設定河川



対象事業実施区域

■ 増設埋立地

□ 既設埋立地



1:75,000

0 1 2 3km

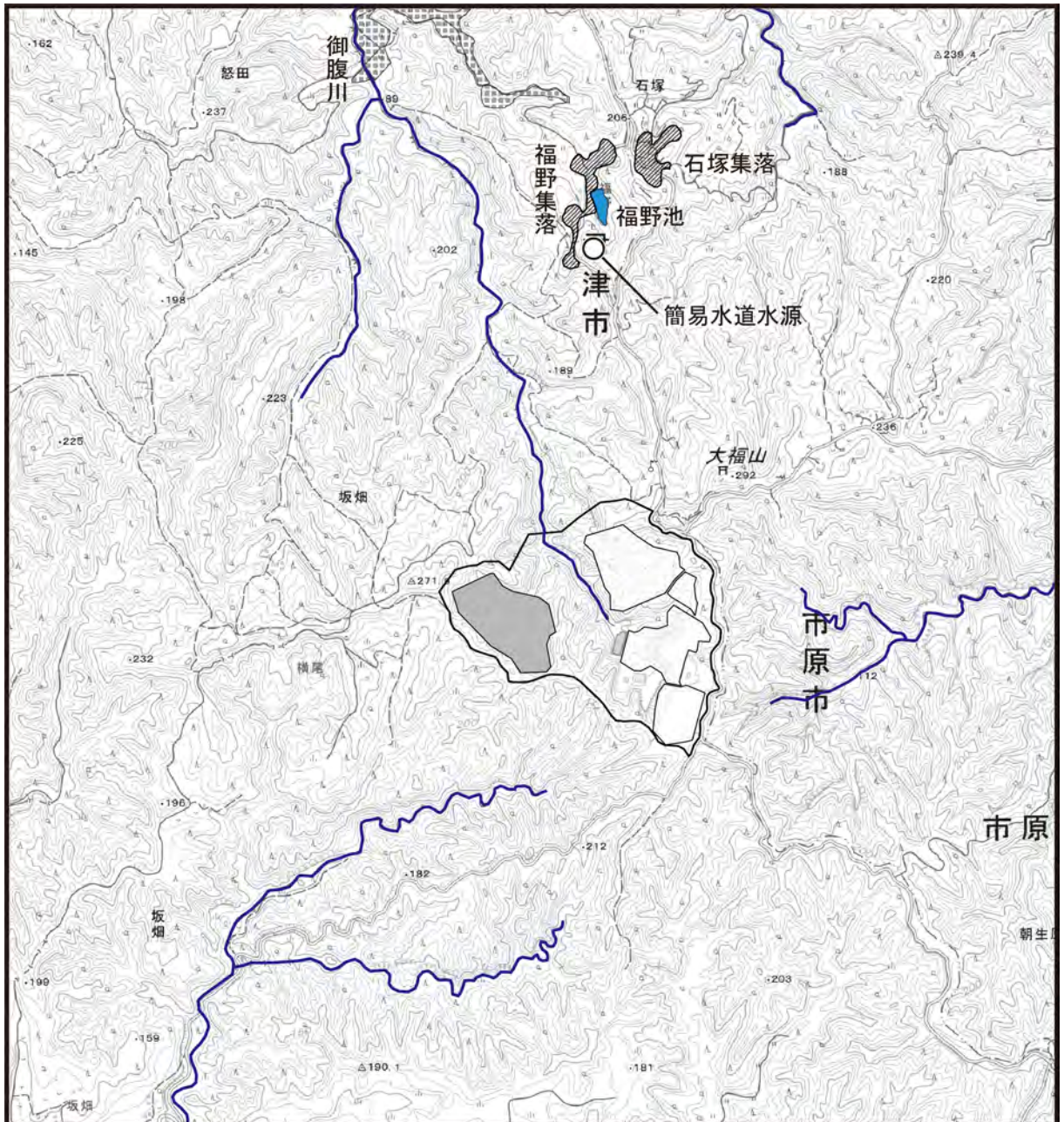


図 3-2-4.2 福野地区簡易水道水源位置図

凡 例

○ 簡易水道水源

■ 水 田

▨ 集 落

対象事業実施区域
 ■ 増設埋立地
 □ 既設埋立地

1:25,000



0 0.5 1km

3-2-5 交通の状況

1. 交通網の状況

対象事業実施区域周辺の交通網は、図 3-2-5.1 に示すとおりである。

主要な道路としては、一般国道 410 号があり、調査地域では対象事業実施区域の西方を南北に縦断している。また、一般国道 410 号と平行して J R 久留里線が、対象事業実施区域の東側には小湊鉄道が、それぞれ南北に走っている。なお、対象事業実施区域は主要な道路には接しておらず、南側約 2 km に一般国道 465 号が東西方向に通過している。

2. 交通量の状況

対象事業実施区域周辺の自動車交通量は、表 3-2-5.1 に示すとおりである。

廃棄物搬入車両の走行ルートである主要な道路の平日交通量は、一般国道 410 号（地点 1：久留里市場 543）で 5,525 台/12 時間（7,072 台/24 時間）となっている。対象事業実施区域の近傍についてみると、対象事業実施区域の南側を東西に通過する一般国道 465 号の坂畑（地点 3）では 1,575 台/12 時間（1,922 台/24 時間）となっている。大型車混入率をみると、一般国道 410 号（地点 1）で 9.7%、一般国道 465 号の坂畑（地点 3）で 11.3%となっている。

表 3-2-5.1 自動車交通量（令和 3 年度）

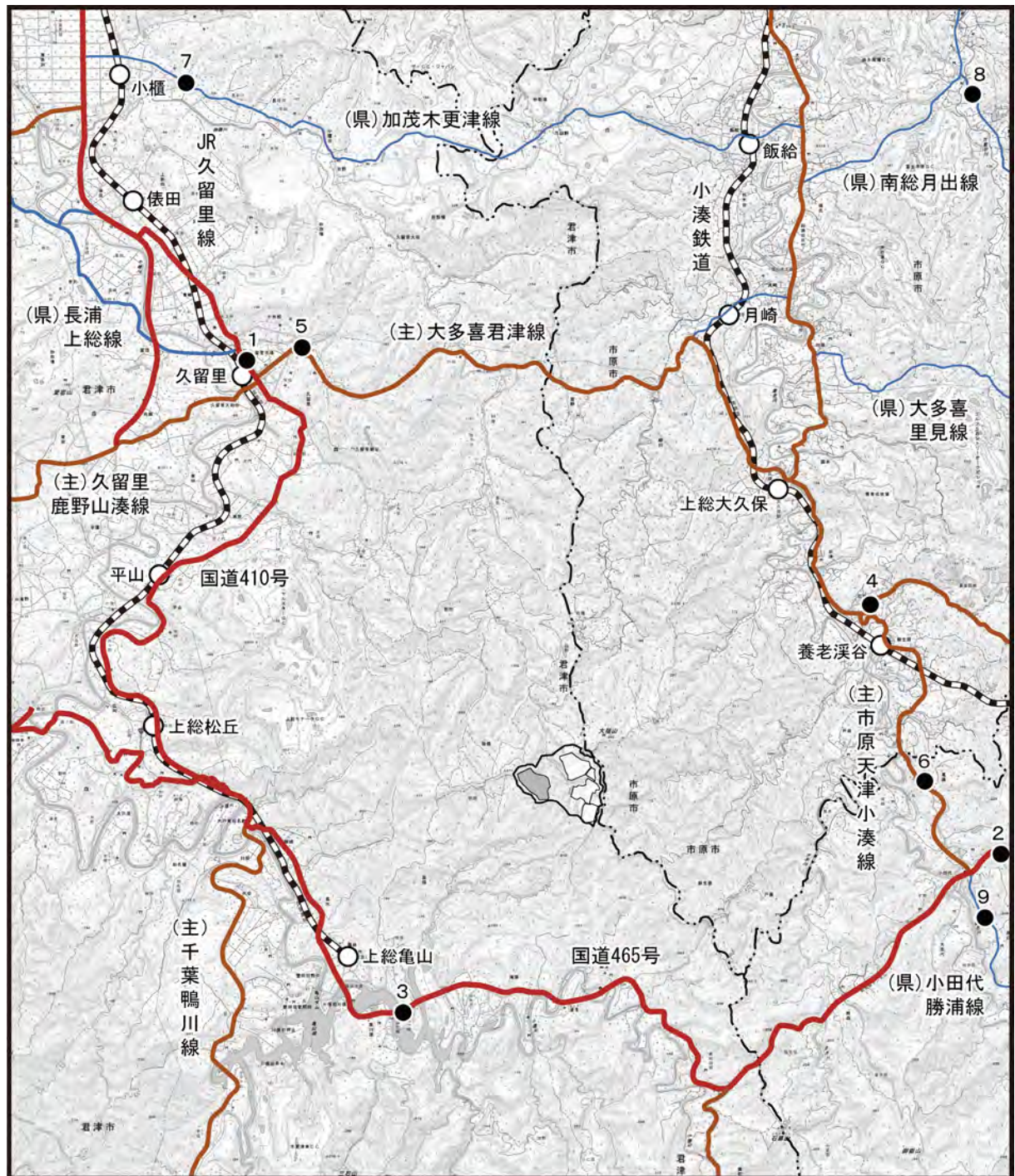
No.	路線名	交通量 観測地点名	調査 単位 区間 番号	昼間 12 時間 自動車類交通量 (台)			24 時間 自動車類交通量 (台)			昼間 12時間 大型車 混入率 (%)	平成 27 年度	
				小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計		昼間 12時間 自動車類 交通量 (台)	24時間 自動車類 交通量 (台)
1	一般国道 410号	君津市久留里 市場 543	26120	4,987	538	5,525	6,277	795	7,072	9.7	5,533	7,138
2	一般国道 465号	夷隅郡大多喜 町伊保田	28040	1,753	131	1,884	2,090	190	2,280	7.0	1,495	1,809
3	一般国道 465号	君津市坂畑 383-8	28050	1,397	178	1,575	1,702	220	1,922	11.3	1,142	1,393
4	(主)大多喜 君津線	市原市石神 581	41030	1,190	55	1,245	1,414	92	1,506	4.4	1,361	1,647
5	(主)大多喜 君津線	君津市久留里 市場 923	41050	2,263	297	2,560	2,725	373	3,098	11.6	1,834	2,256
6	(主)市原 天津小湊線	大多喜町 字葛藤	42490	1,369	61	1,430	1,650	95	1,745	4.3	1,053	1,274
7	(県)加茂 木更津線	君津市末吉 583-3	61010	2,141	1304	3,445	2,902	1439	4,341	37.9	4,762	6,095
8	(県)南総 月出線	市原市古敷谷 771	61250	586	8	594	677	18	695	1.3	637	726
9	(県)小田代 勝浦線	大多喜町 小沢又	61320	900	60	960	1,065	77	1,142	6.2	747	911

注1) 交通量は平日の自動車交通量を示す。

2) (主)：主要地方道、(県)：一般県道

3) 番号は図 3-2-5.1 の番号に対応する。

出典「令和 3 年度道路交通センサス 一般交通量調査結果」(国土交通省ホームページ)



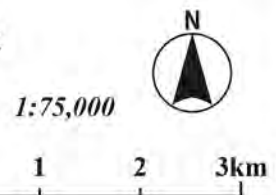
凡例

- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道

- 鉄道
- 鉄道駅
- 自動車交通量調査地点

- 対象事業実施区域
- 増設埋立地
- 既設埋立地

図 3-2-5.1 交通網及び交通量観測地点



3. 自動車交通量の推移

自動車交通量の推移は表 3-2-5.2 及び図 3-2-5.2 に示すとおりであり、主要地方道大多喜君津線の石神（地点 4）、一般県道加茂木更津線（地点 7）は減少傾向にある。

表 3-2-5.2 自動車交通量の推移（12 時間交通量）

No.	路線名	交通量観測地点名	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 3 年度
1	一般国道 410 号	君津市久留里市場 543	6,077	5,533	5,525
2	一般国道 465 号	夷隅郡大多喜町伊保田	1,670	1,495	1,884
3	一般国道 465 号	君津市坂畑 383-8	1,802	1,142	1,575
4	(主) 大多喜君津線	市原市石神 581	1,584	1,361	1,245
5	(主) 大多喜君津線	君津市久留里市場 923	2,473	1,834	2,560
6	(主) 市原天津小湊線	大多喜町字葛藤 1229	1,612	—	—
		大多喜町字葛藤	—	1,053	1,430
7	(県) 加茂木更津線	君津市末吉 583-3	4,876	4,762	3,445
8	(県) 南総月出線	市原市古敷谷 1820	596	—	—
		市原市古敷谷 771	—	637	594
9	(県) 小田代勝浦線	夷隅郡大多喜町小沢又	1,100	747	960

注1) 地点6、8は平成27年度に観測地点(地番)が変更された。

2) (主)：主要地方道、(県)：一般県道

3) 番号は図3-2-5.1の番号に対応する。

出典「平成 22 年度道路交通センサス 一般交通量調査結果」(国土交通省ホームページ)

「平成 27 年度道路交通センサス 一般交通量調査結果」(国土交通省ホームページ)

「令和 3 年度道路交通センサス 一般交通量調査結果」(国土交通省ホームページ)

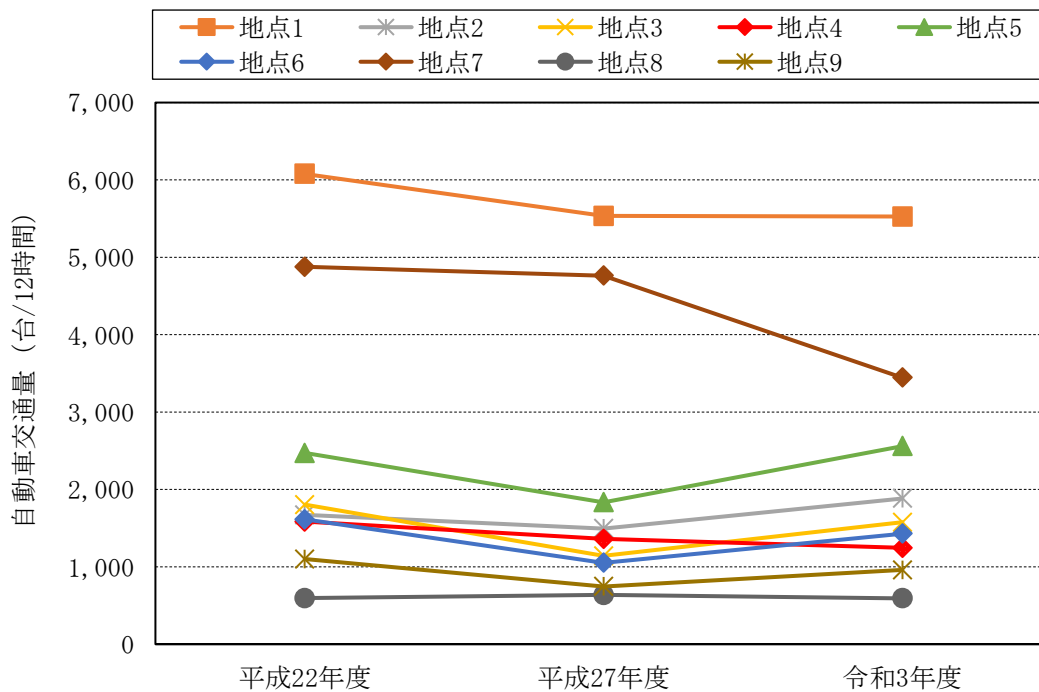


図 3-2-5.2 自動車交通量（12 時間交通量）の推移

4. 鉄道の運輸状況

対象事業実施区域周辺の鉄道駅の1日平均運輸状況は、表3-2-5.3に示すとおりである。

対象事業実施区域の最寄り駅はJR久留里線の上総亀山駅であるが、平成24年3月17日より無人駅となっている。

表3-2-5.3 鉄道の1日平均運輸状況（令和3年度）

鉄道名	駅名	乗車人員（人）		
		計	普通	定期
JR久留里線	久留里	288	41	246
	上総亀山	—	—	—
小湊鉄道	月崎	5	3	2
	上総大久保	4	2	2
	養老溪谷	83	82	1

注) 上総亀山駅は平成24年3月17日より無人駅であり、乗車人員は公表されていない。
出典「令和4年 千葉県統計年鑑」(令和6年1月、千葉県)

3-2-6 環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

1. 環境保全上配慮が特に必要な施設の配置の状況

対象事業実施区域及びその周辺において、学校、病院、保育所、図書館、特別養護老人ホーム等、環境保全上配慮が特に必要とされる施設は存在していない。公民館などのコミュニティ施設については、図3-2-6.1に示すとおりである。

また、廃棄物搬入車両の走行ルートにあたる国道465号付近には榎本医院があるが、榎本医院は道路から約20mのところにある。

2. 集落、住宅の状況

対象事業実施区域に近い集落は、北方に福野・石塚集落や南方に蔵玉集落(図3-2-6.1参照)があるが、いずれも、対象事業実施区域から1km以上離れている。

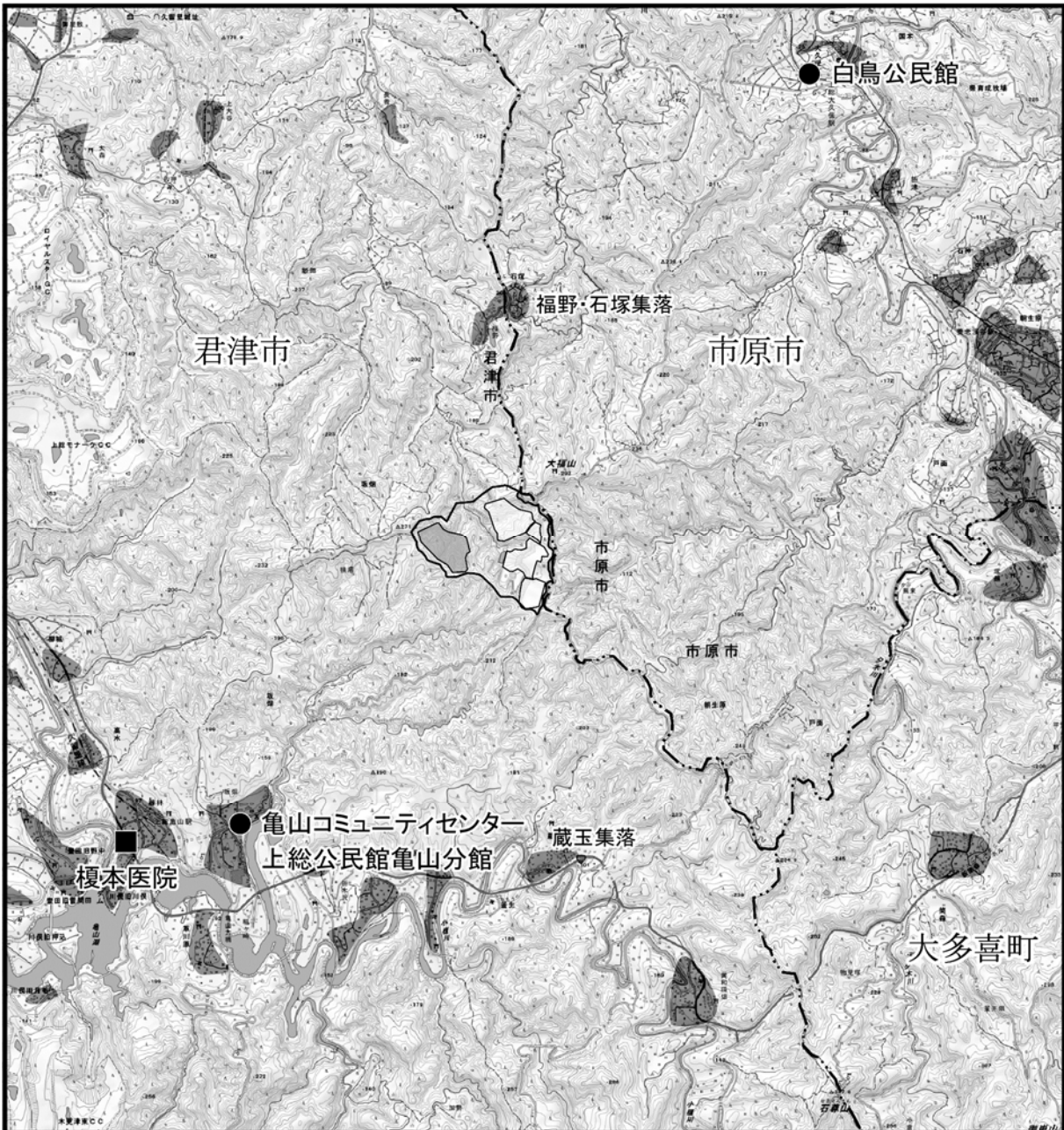


図 3-2-6.1 公民館等の施設位置図

凡 例

● 公民館等

■ 病院

■ 住居等分布

対象事業実施区域
 ■ 増設埋立地
 □ 既設埋立地

1:50,000

0 1 2km

3-2-7 下水道の整備状況

君津市及び市原市における公共下水道の整備状況は、表 3-2-7.1 に示すとおりである。君津市の公共下水道の普及率（人口比）は 62.3%、市原市は 65.8%となっている。

下水処理区域は、君津市については都市計画法に基づく用途地域内に限定されており、対象事業実施区域及びその周辺は下水処理区域には含まれていない。

表 3-2-7.1 公共下水道の整備状況

市・県	行政区域		全体計画 面積 (ha)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口比%)
	面積 (ha)	人口 (人)					
君津市	31,881	80,764	2,557	1,010	50,334	39.5	62.3
市原市	36,816	269,643	3,620	3,310	177,303	91.4	65.8

注) 君津市は、君津富津広域下水道組合により処理されている。

出典「君津富津広域下水道 整備状況(令和5年4月1日現在)」(君津富津広域下水道組合)

「市原市 令和5年度版 下水道年報(令和4年度実績データ、令和5年3月31日現在)」(市原市)

3-2-8 環境保全関係法令による指定及び規制等の状況

1. 環境保全関係法令による指定及び規制の概要

対象事業実施区域及びその周辺における環境保全関係法令等による指定及び規制の概要は、表3-2-8.1に示すとおりである。

表3-2-8.1 環境保全関係法令等による指定及び規制の概要

地域・地区等		指定・規制等の状況		法令等	
		対象事業 実施区域	周辺		
自然 環境 保全	自然 公園 等	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	千葉県立自然公園条例
	自然 環境 保全 地域 等	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		(県)自然環境保全地域	×	○	千葉県自然環境保全条例
		郷土環境保全地域	×	×	
	緑地環境保全地域	×	×		
	鳥獣 保護 区等	鳥獣保護区	×	○	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		特定猟具使用禁止区域(銃器)	×	○	
休猟区		×	×		
公害 防 止 ・ 地 球 環 境 保 全	大気 汚染	環境基準	○	○	環境基本法
		環境基準(水域類型指定)	×	○	環境基本法
	水質 汚濁	排水基準	○	○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱、君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例
		環境基準	○	○	環境基本法
	土壌 汚染	農用地土壌汚染対策地域	×	×	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
		土壌汚染対策指定区域	○	○	土壌汚染対策法
		環境基準(地域の類型指定)	×	×	環境基本法
	騒音	騒音規制地域	×	○	騒音規制法
		指定地域以外の地域	○	○	君津市環境保全条例
	振動	振動規制地域	×	○	振動規制法
		指定地域以外の地域	○	○	君津市環境保全条例
	悪臭	悪臭規制地域	×	×	悪臭防止法
		指定地域以外の地域	○	○	君津市環境保全条例
	温室効果ガス	温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度	○	○	地球温暖化対策の推進に関する法律
	国 土 保 全	急傾斜地崩壊危険区域	×	○	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律
		地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法
砂防指定地		×	○	砂防法	
保安林		×	○	森林法	
文 化 財	史跡・名勝・天然記念物	×	×	文化財保護法	
		×	○	千葉県文化財保護条例	
	埋蔵文化財	×	○	文化財保護法	

注) 指定・規制等に該当する場合は○、該当しない場合は×を示す。

2. 自然環境の保全に係る指定及び規制の状況

(1) 自然公園

千葉県立自然公園条例により対象事業実施区域の周辺に指定されている自然公園の位置等は、表 3-2-8.2 及び図 3-2-8.1 に示すとおりである。

対象事業実施区域には、自然公園の指定はない。

表 3-2-8.2 自然公園の指定状況

公園名	指定年月日	面積 (ha)	保護計画	関係市町名
県立養老溪谷奥清澄自然公園	昭和 10. 8. 9	2, 790	特別地域 普通地域	市原市、鴨川市、 君津市、大多喜町

出典「千葉県の自然公園」(千葉県環境生活部)

(2) 自然環境保全地域等

千葉県自然環境保全条例により対象事業実施区域の周辺に指定されている自然環境保全地域の位置等は、表 3-2-8.3 及び図 3-2-8.1 に示すとおりである。

対象事業実施区域には、自然環境保全地域等の指定はない。

表 3-2-8.3 自然環境保全地域の指定状況

地域名	所在地 指定年月日	面積(ha) (特別地区)	地域の概要
梅ヶ瀬溪谷自然 環境保全地域	市原市 昭和 51. 1. 9	236. 64 (20. 0)	房総半島中部を代表するコナラ・クヌギ・アカメガシワなどの落葉広葉樹を主体とした地域
大福山北部自然 環境保全地域	市原市 平成 10. 3. 31	103. 86	スダジイ・アカガシなどの常緑広葉樹とコナラなどの落葉広葉樹の混交した自然性の高い樹林を形成

出典「自然環境保全地域の指定状況」(千葉県環境生活部)

(3) 鳥獣保護区等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により対象事業実施区域の周辺に指定されている鳥獣保護区等の位置等は、表 3-2-8.4 及び図 3-2-8.2 に示すとおりである。

対象事業実施区域には、鳥獣保護区等の指定はない。

表 3-2-8.4 鳥獣保護区等の指定状況

名称	所在地	面積(ha)	期間終了年月日
久留里鳥獣保護区	君津市	640	令和 7. 10. 31
清澄山鳥獣保護区	鴨川市、君津市	2, 348	令和 9. 10. 31
梅ヶ瀬特定猟具使用禁止区域(銃器)	市原市	41	令和 16. 10. 31
国本特定猟具使用禁止区域(銃器)	市原市	530	令和 14. 10. 31

出典「令和 6 年度 千葉県鳥獣保護区等位置図(南部地区)」(令和 6 年 11 月 1 日現在、千葉県)

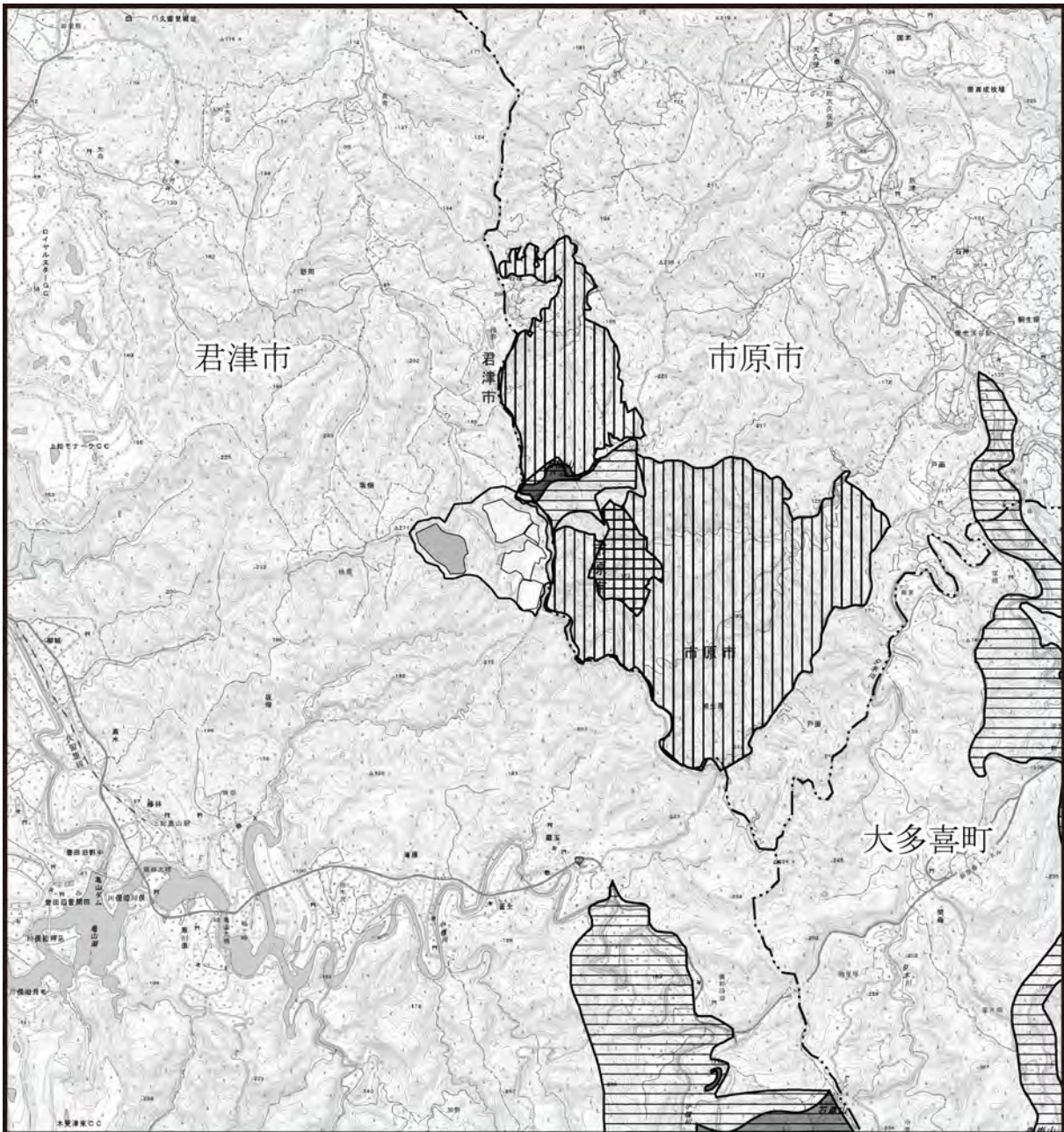



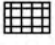






図 3-2-8.1 自然環境保全に係る指定地等位置図

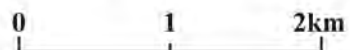
凡 例

- | | | | |
|---|-----------|---|-----------|
|  | 県立自然公園 |  | 県自然環境保全地域 |
|  | 第 2 種特別地域 |  | 特別地区 |
|  | 第 3 種特別地域 | | |

- | | |
|---|----------|
|  | 対象事業実施区域 |
|  | 増設埋立地 |
|  | 既設埋立地 |



1:50,000



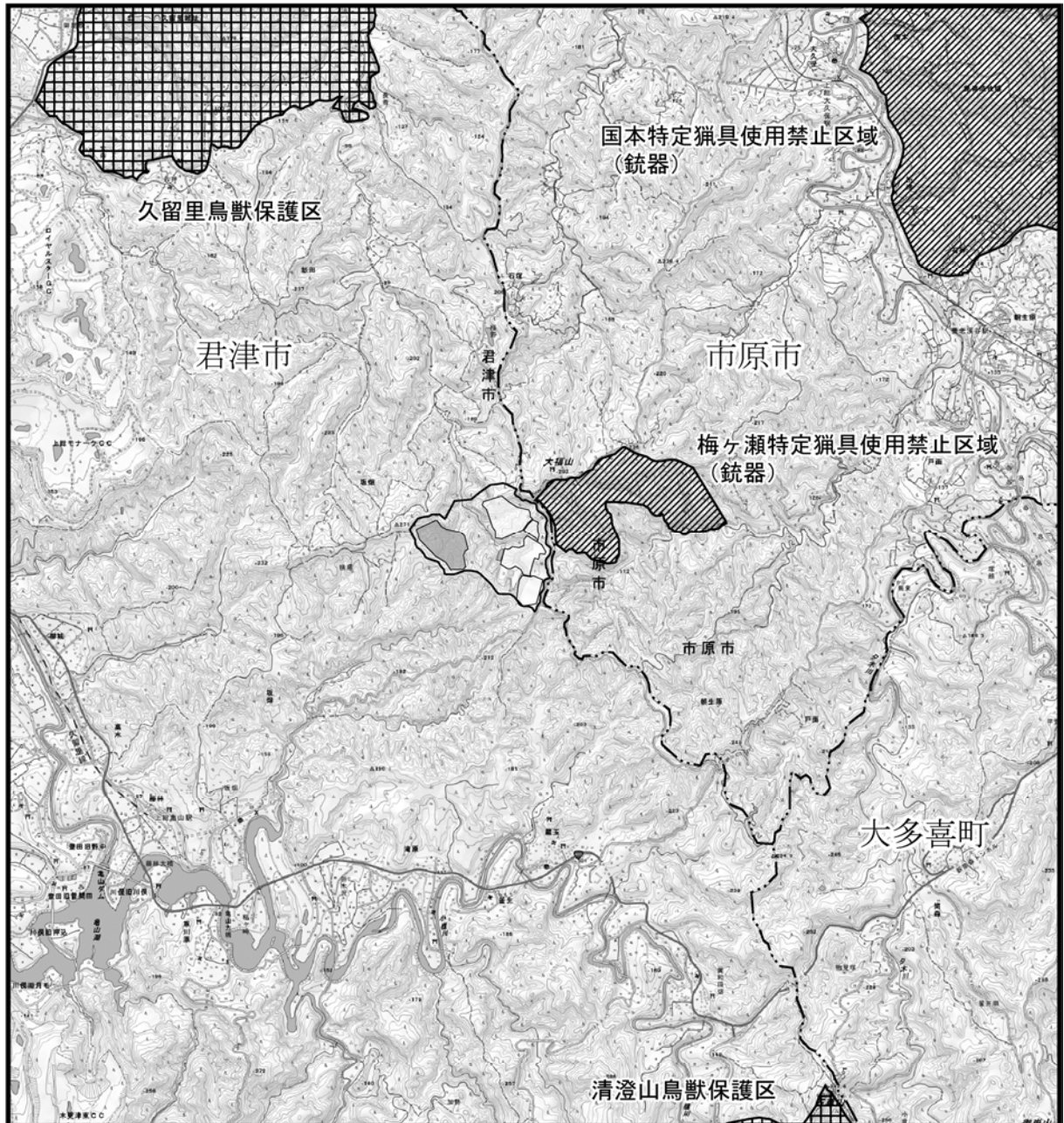


図 3-2-8.2 鳥獣保護区等位置図

凡 例



鳥獣保護区



特定猟具使用禁止区域



対象事業実施区域

■ 増設埋立地

□ 既設埋立地



1:50,000

0 1 2km

3. 公害防止に係る指定及び規制の状況

(1) 大気汚染

ア. 環境基準等

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 3-2-8.5 に示すとおりである。また、非メタン炭化水素、二酸化窒素及び塩化水素については、表 3-2-8.6 に示す目標値が定められている。なお、ダイオキシン類に係る環境基準は、「(5) ダイオキシン類」項に記載する。

表 3-2-8.5 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準	環境基準の長期的評価
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ、1日平均値0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1日平均値の2%除外値が10ppm以下で、かつ、1日平均値10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	—
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下で、かつ、1日平均値0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること	1年平均値が15μg/m ³ 以下で、かつ、1日平均値の年間98%値が35μg/m ³ 以下であること
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	—
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること	—
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	—
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	—

表 3-2-8.6 大気汚染に係る目標値

項目	指針・目標値
非メタン炭化水素	「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度指針について」中央公害対策審議会答申 光化学オキシダントの生成防止のための非メタン炭化水素の濃度レベルは、午前6時～9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲又はそれ以下であること
二酸化窒素	千葉県環境目標値 日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること
塩化水素	環境庁大気保全局長通達、昭和52年6月、環大規第136号より 目標環境濃度0.02ppm

(2) 水質汚濁

ア. 環境基準

(ア) 公共用水域

環境基本法に基づく公共用水域における水質の汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準とに分けて設定されている。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域について一律に適用されるものであり、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域毎に指定された各公共用水域の水質類型毎に設定されている。

水質の汚濁に係る環境基準は表 3-2-8.7～表 3-2-8.11、排水先の環境基準の類型指定状況は表 3-2-8.12～表 3-2-8.15 に示すとおりである。

直接の排水先河川である御腹川には BOD 等の水質汚濁に係る環境基準については A 類型が指定されており、御腹川が流入する小櫃川上流側には A 類型が、下流側には B 類型が指定されている。また、水生生物の保全に係る環境基準については小櫃川及び御腹川の全域に生物 B が指定されている。また、亀山ダム貯水池には、COD 等の水質汚濁に係る環境基準については A 類型が指定されており、水生生物の保全に係る環境基準については B 類型が指定されている。なお、ダイオキシン類に係る環境基準は、「(5) ダイオキシン類」の項に記載する。

表 3-2-8.7 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロピレン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジメチル	0.05mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—	—

- 備考 1. 基準値とは年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法の欄に記載される方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域についてはふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

表 3-2-8.8 生活環境の保全に関する環境基準（河川、BOD 等）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 (大腸菌数)
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下 (20CFU/100mL 以下)
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下 (300CFU/100mL 以下)
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下 (1000CFU/100mL 以下)
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ゴミ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

備考 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

3. 大腸菌数の環境基準は、令和 4 年 4 月 1 日から適用され、（ ）内の数値とする。

ただし、基準値については、90%水質値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

なお、水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。

水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる）。

注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 3-2-8.9 生活環境の保全に関する環境基準（河川、水生生物）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

表 3-2-8.10 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼、COD等）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 (大腸菌数)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下 (20CFU/100mL以下)
A	水道2,3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下 (300CFU/100mL以下)
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
3. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
4. 大腸菌数の環境基準は、令和4年4月1日から適用され、()内の数値とする。

ただし、基準値については、90%水質値とする。

なお、水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。

水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く）については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの

水道2,3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 3-2-8.11 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼、水生生物）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

表 3-2-8.12 水質汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定（河川、BOD 等）

水域名称	範囲	水域類型	達成期間
小櫃川上流	御腹川合流点より上流で亀山ダム貯水池を除く	A	イ
小櫃川下流	御腹川合流点より下流	B	ロ
御腹川	全域	A	ロ

注) イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的すみやかに達成

表 3-2-8.13 水質汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定（河川、水生生物）

水域名称	範囲	水域類型	達成期間
小櫃川	全域	生物B	イ
御腹川	全域	生物B	イ

注) イ：直ちに達成

表 3-2-8.14 水質汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定（湖沼、COD 等）

水域名称	範囲	水域類型	達成期間
亀山ダム貯水池	蔵玉橋・片倉橋からダムサイト	A	ハ

注) ハ：5年超える期間で可及的すみやかに達成

表 3-2-8.15 水質汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定（湖沼、水生生物）

水域名称	範囲	水域類型	達成期間
亀山ダム貯水池	蔵玉橋・片倉橋からダムサイト	生物B	イ

注) イ：直ちに達成

(ア) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3-2-8.16 に示すとおりである。

表 3-2-8.16 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

イ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく排水基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）により、管理型の産業廃棄物の最終処分場の浸出水処理設備からの放流水の排水基準は、表 3-2-8.17 に示すとおり定められている。

表 3-2-8.17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく排水基準

項目	排水基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム以下
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム以下
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム以下
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名 EPN)に限る。)	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム以下
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム以下
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
一・二・ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下
一・一・ジクロロエチレン	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
シス一・二・ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム以下
一・一・一・トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム以下
一・一・二・トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下
一・三・ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
チウラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下
シマジン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム以下
一・四・ジオキサン	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつき、当分の間、ほう素 50 ミリグラム以下 海域に排出されるもの 1 リットルにつき、当分の間、ほう素 230 ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 15 ミリグラム以下(海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200 ミリグラム以下
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	1 リットルにつき 60 ミリグラム以下
化学的酸素要求量	1 リットルにつき 90 ミリグラム以下
浮遊物質	1 リットルにつき 60 ミリグラム以下
ノマルキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
ノマルキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	1 リットルにつき 30 ミリグラム以下
フェノール類含有量	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
銅含有量	1 リットルにつき 3 ミリグラム以下
亜鉛含有量	1 リットルにつき 2 ミリグラム以下
溶解性鉄含有量	1 リットルにつき 10 ミリグラム以下
溶解性マンガン含有量	1 リットルにつき 10 ミリグラム以下
クロム含有量	1 リットルにつき 2 ミリグラム以下
大腸菌群数	1 立方センチメートルにつき日間平均 3,000 個以下
窒素含有量	1 リットルにつき 120 (日間平均 60) ミリグラム以下
燐含有量	1 リットルにつき 16 (日間平均 8) ミリグラム以下
備考	<ol style="list-style-type: none"> 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 「日間平均」による排水基準値は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

ウ. 千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく排水基準

千葉県は「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」第4条第6項の規定に基づく「廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」により、廃棄物の最終処分場からの放流水の排水基準を、表 3-2-8. 18 に示すとおり定めている。

エ. 土壤汚染対策法に基づく汚染土壌処理業に関する省令

土壤汚染対策法に基づく「汚染土壌処理業に関する省令」(平成 21 環境省令第十号)により、汚染土壌の埋立処理施設からの排出水の基準は、表 3-2-8. 19 に示すとおり定めている。

オ. 千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく排水基準

千葉県は「千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」第5条第3項の規定に基づく「汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準」により、汚染土壌処理施設からの排水の基準を、表 3-2-8. 20 に示すとおり定めている。

カ. 君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例に基づく排水の許容限度

君津市は「君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」により水道水源の水質を保全することが必要な地域として「水道水源水質保全地域」を指定し、指定地域内の廃棄物の最終処分場からの排水の許容限度を、表 3-2-8. 21 に示すとおり定めている。

対象事業実施区域は、水道水源水質保全地域に指定されている。

キ. 水稲の生育に対する水質汚濁の目安 (参考)

下流の御腹川流域で稲作が行われていることから、「農林公害ハンドブック (改訂版)」(平成 2 年 3 月 千葉県農業試験場)に掲載されている水稲の生育に対する水質汚濁の目安としての値、化学的酸素要求量 (COD) : 8mg/L、全窒素 (T-N) : 4mg/L、塩化物イオン濃度 500~700mg/L を参考とする。

表 3-2-8. 18 千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく排水基準

	項目	排水基準
有害物質関係	(1)カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下
	(2)シアン化合物	不検出
	(3)有機燐化合物	不検出
	(4)鉛及びその化合物	0.1mg/L以下
	(5)六価クロム化合物	0.05mg/L以下
	(6)砒素及びその化合物	0.05mg/L以下
	(7)水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L以下
	(8)アルキル水銀化合物	不検出
	(9)PCB	不検出
	(10)トリクロロエチレン	0.1mg/L以下
	(11)テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下
	(12)ジクロロメタン	0.2mg/L以下
	(13)四塩化炭素	0.02mg/L以下
	(14)1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下
	(15)1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L以下
	(16)シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下
	(17)1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L以下
	(18)1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下
	(19)1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
	(20)チウラム	0.06mg/L以下
	(21)シマジン	0.03mg/L以下
	(22)チオベンカルブ	0.2mg/L以下
	(23)ベンゼン	0.1mg/L以下
	(24)セレン及びその化合物	0.1mg/L以下
	(25)ほう素及びその化合物	海域230mg/L以下 海域以外10mg/L以下
	(26)ふっ素及びその化合物	海域10mg/L以下(15mg/L以下) ^{※1} 海域以外8mg/L以下
	(27)アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L以下
	(28)1, 4-ジオキサン	0.5mg/L以下(10mg/L以下) ^{※2}
有害物質以外	(1)水素イオン濃度指数	海域5.0以上9.0以下 海域以外5.8以上8.6以下
	(2)生物化学的酸素要求量 ^{※3}	20mg/L以下(10mg/L以下) ^{※5}
	(3)化学的酸素要求量 ^{※4}	20mg/L以下(10mg/L以下) ^{※5}
	(4)浮遊物質	40mg/L以下(20mg/L以下) ^{※5}
	(5)鉱油類含有量	3mg/L以下(2mg/L以下) ^{※5}
	(6)動植物油脂類含有量	5mg/L以下(3mg/L以下) ^{※5}
	(7)フェノール類含有量	0.5mg/L以下
	(8)銅含有量	1mg/L以下
	(9)亜鉛含有量	1mg/L以下
	(10)溶解性鉄含有量	5mg/L以下(1mg/L以下) ^{※5}
	(11)溶解性マンガン含有量	5mg/L以下(1mg/L以下) ^{※5}
	(12)クロム含有量	0.5mg/L以下
	(13)大腸菌群数	3,000個/cm ³ 以下
	(14)窒素含有量 ^{※6}	120mg/L以下《日間平均60mg/L以下》 ^{※7}
	(15)燐含有量 ^{※6}	16mg/L以下《日間平均8mg/L以下》 ^{※7}

注) ※1：()内値は排水量 30 m³/日以上。

※2：規則附則（平成 25 年 2 月 21 日環境省令第 3 号）第 2 条から第 5 条の経過措置が適用される間、括弧内の基準値を適用。

※3：生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。

※4：化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。

※5：()内値は排水量 500 m³/日以上。

※6：日間平均による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※7：《 》内値は東京湾に排出する場合にあわせて適用。

出典「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集」（令和6年3月1日、千葉県環境生活部）

表 3-2-8. 19(1) 汚染土壌処理業に関する省令に基づく排水基準

有害物質の種類	排水基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	シアン1mg/L
有機燐化合物	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム0.2mg/L
砒素及びその化合物	砒素0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域 ほう素230mg/L 海域以外 ほう素10mg/L
ふっ素及びその化合物	海域 ふっ素15mg/L 海域以外 ふっ素8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
1, 4-ジオキサン	0.5mg/L

備考 1. 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令 第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2-8. 19(2) 汚染土壌処理業に関する省令に基づく排水基準

項目	排水基準
水素イオン濃度指数	海域5.0～9.0 海域以外5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	160mg/L 《日間平均120mg/L》
化学的酸素要求量	160mg/L 《日間平均120mg/L》
浮遊物質	200mg/L 《日間平均150mg/L》
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120mg/L 《日間平均60mg/L》
燐含有量	16mg/L 《日間平均8mg/L》
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

備考1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 燐りん含有量についての排水基準は、燐りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年 法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。

表 3-2-8. 20(1) 千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく排水基準

項目		排水基準
1	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L
2	シアン化合物	不検出
3	有機燐化合物	不検出
4	鉛及びその化合物	0.1mg/L
5	六価クロム化合物	0.05mg/L
6	砒素及びその化合物	0.05mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L
8	アルキル水銀化合物	不検出
9	ポリ塩化ビフェニル	不検出
10	トリクロロエチレン	0.1mg/L
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L
12	ジクロロメタン	0.2mg/L
13	四塩化炭素	0.02mg/L
14	1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L
15	1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L
19	1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
20	チウラム	0.06mg/L
21	シマジン	0.03mg/L
22	チオベンカルブ	0.2mg/L
23	ベンゼン	0.1mg/L
24	セレン及びその化合物	0.1mg/L
25	ほう素及びその化合物	海域230mg/L 海域以外10mg/L
26	ふっ素及びその化合物	海域15mg/L(10mg/L) ^{※1} 海域以外8mg/L
27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
28	1, 4-ジオキサン	0.5mg/L
29	水素イオン濃度指数	海域5.0~9.0 海域以外5.8~8.6

表3-2-8. 20(2) 千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく排水基準

項目	排水基準
30 生物化学的酸素要求量 ^{※2}	20mg/L(10mg/L) ^{※4}
31 化学的酸素要求量 ^{※3}	20mg/L(10mg/L) ^{※4}
32 浮遊物質	40mg/L(20mg/L) ^{※4}
33 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	3mg/L(2mg/L) ^{※4}
34 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	5mg/L(3mg/L) ^{※4}
35 フェノール類含有量	0.5mg/L
36 銅含有量	1mg/L
37 亜鉛含有量	1mg/L
38 溶解性鉄含有量	5mg/L(1mg/L) ^{※4}
39 溶解性マンガン含有量	5mg/L(1mg/L) ^{※4}
40 クロム含有量	0.5mg/L
41 大腸菌群数	3,000個/cm ³
42 窒素含有量 ^{※5}	120mg/L《日間平均60mg/L》 ^{※6}
43 燐含有量 ^{※5}	16mg/L《日間平均8mg/L》 ^{※6}
44 ダイオキシン類 ^{※7}	10pg-TEQ/L

検定方法については、1から43までの項目は「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年 環境庁告示64号）」、44の項目はダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年 総理府令第67号）第2条第1項第2号によること。

注) ※1：() 内の数値は、排水量 30 m³/日以上の場合の基準値。

※2：生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。

※3：化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。

※4：() 内の数値は、排水量 500 m³/日以上の場合の基準値。

※5：日間平均による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※6：《 》内値は東京湾に排出する場合にあわせて適用。

※7：ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年 法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。

出典「千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集」（令和3年3月、千葉県環境生活部水質保全課）

表 3-2-8. 21 君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例に基づく排出水の許容限度

	項目	許容限度	
人の健康に係る被害を生じることがある物質	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.01mg/L	
	シアン化合物	検出されないこと	
	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと	
	鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L	
	六価クロム及びその化合物	六価クロム 0.05mg/L	
	砒素及びその化合物	砒素 0.05mg/L	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.0005mg/L	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	0.1mg/L	
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
	ジクロロメタン	0.2mg/L	
	四塩化炭素	0.02mg/L	
	1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L	
	1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
	チウラム(チラム)	0.06mg/L	
	シマジン(CAT)	0.03mg/L	
	チオベンカルブ	0.2mg/L	
	ベンゼン	0.1mg/L	
	セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L	
	ほう素及びその化合物	ほう素 10mg/L	
	ふっ素及びその化合物	ふっ素 8mg/L	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L	
	1, 4-ジオキサン	0.5mg/L	
	上記以外の排出水の汚染状態に係るもの	水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下
		生物化学的酸素要求量	20mg/L
化学的酸素要求量		20mg/L	
浮遊物質		40mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		3mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		5mg/L	
フェノール類含有量		0.5mg/L	
銅含有量		1mg/L	
亜鉛含有量		1mg/L	
溶解性鉄含有量		5mg/L	
溶解性マンガン含有量		5mg/L	
クロム含有量		0.5mg/L	
大腸菌群数		3,000 個/cm ³	
窒素含有量		120mg/L	
りん含有量		16mg/L	

(3) 底質

底質について、暫定除去基準として、水銀で 25ppm 以上(河川の場合)、PCBでは 10ppm 以上と、それぞれ定められている。なお、ダイオキシン類に係る環境基準は、「(5) ダイオキシン類」の項に記載する。

(4) 土壌汚染

ア. 環境基準

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準は、表 3-2-8.22 に示すとおりである。なお、ダイオキシン類に係る環境基準は、「(5) ダイオキシン類」の項に記載する。

表 3-2-8.22 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
有機燐	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考 1. 基準値は、検液 1L 中の濃度である。

2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法の欄に記載される方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
4. 農用地においては、次の環境基準も適用される。
 - ・カドミウム: 米 1 kg につき 0.4mg/L 以下
 - ・砒素: 土壌 1 kg につき 15mg 未満 (田に限る)
 - ・銅: 土壌 1 kg につき 125mg 未満 (田に限る)

イ. 農用地土壌汚染対策地域の指定要件

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定要件は、表 3-2-8.23 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及び周辺においては、農用地土壌汚染対策地域の指定はない。

表 3-2-8.23 農用地土壌汚染対策地域の指定要件

特定物質	カドミウム及びその化合物	銅及びその化合物	砒素及びその化合物
指定基準	米 1 kg につき 0.4 mg を超える	土壌 1 kg につき 125 mg 以上 (田に限る)	土壌 1 kg につき 15 mg 以上 (田に限る)

ウ. 土壤汚染対策法に基づく汚染状態に関する基準

土壤汚染対策法に基づく汚染状態に関する基準は、表 3-2-8.24 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域の一部（指定番号：R03 形-14、地番：君津市怒田字花立 643 番 1 の一部、面積：241.91 m²、告示番号：R04 年告示 121、図 3-2-8.3 参照）は、砒素及びその化合物に係る形質変更時要届出区域に指定されている。

表 3-2-8.24 土壤汚染対策法に基づく汚染状態に関する基準

	特定有害物質の種類	土壤溶出量基準	土壤含有量基準	第二溶出量基準
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002mg/L 以下	—	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	—	0.02mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	—	0.04mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	—	1mg/L 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—	0.4mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	—	0.02mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	—	0.2mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—	0.1mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—	3mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	—	0.06mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—	0.1mg/L 以下
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	—	0.1mg/L 以下
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	45mg/kg 以下
六価クロム化合物		0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下	1.5mg/L 以下
シアン化合物		検出されないこと	50mg/kg 以下	1mg/L 以下
水銀及びその化合物		0.0005mg/L 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15mg/kg 以下	0.005mg/L 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.3mg/L 以下
鉛及びその化合物		0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.3mg/L 以下
砒素及びその化合物		0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.3mg/L 以下
ふっ素及びその化合物		0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	24mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	30mg/L 以下	
第三種特定有害物質	シマジン	0.003mg/L 以下	—	0.03mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	—	0.2mg/L 以下
	チウラム	0.006mg/L 以下	—	0.06mg/L 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	0.003mg/L 以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	1mg/L 以下

注1) 「検出されないこと」とは、告示の測定方法の欄に記載される方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2) 土壤溶出量基準、土壤含有量基準、第二溶出量基準のいずれかを上回るかにより対応する措置が異なる。

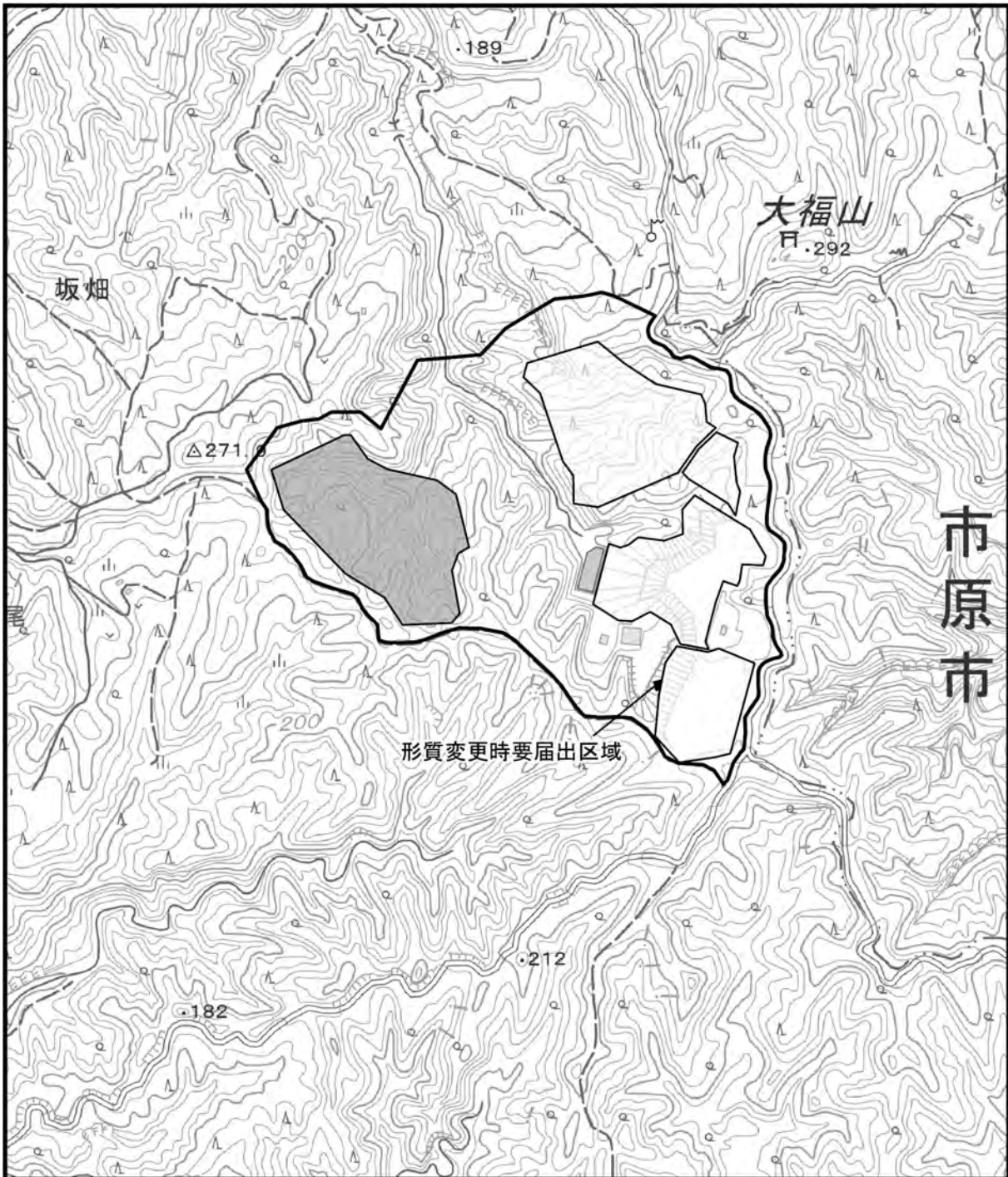


図 3-2-8.3 形質変更時要届出区域位置図

凡 例

▀ 形質変更時要届出区域 (怒田字花立643番1の一部)



対象事業実施区域

■ 増設埋立地

□ 既設埋立地

1:12,500



0 250 500m

(5) ダイオキシン類

ア. 環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は、表 3-2-8.25 に示すとおりである。

表 3-2-8.25 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

3. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

イ. 維持管理の基準

最終処分場からの放流水については、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」（平成12年 総理府・厚生省令第2号）により放流水の濃度の許容限度が定められており、許容限度（10pg-TEQ/L）に適合するよう維持することとされている。

(6) 騒音

ア. 環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は、一般地域、道路に面する地域等の地域別に定められている。

一般地域及び道路に面する地域の騒音に係る環境基準は表 3-2-8.26～表 3-2-8.28 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域は、用途地域が指定されていない地域であることから、環境基準はあてはめられていない。

表 3-2-8.26 騒音に係る環境基準

地域の類型	指定地域	基準値	
		昼間	夜間
A	第1種区域	55dB 以下	45dB 以下
B	第2種区域（第1特別地域を除く）		
C	第3種区域、第4種区域（工業専用地域を除く）、第1特別地域	60dB 以下	50dB 以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする

2) 指定地域の区分は君津市による。その詳細は表3-2-8.27の備考2に示す。

ただし、表 3-2-8.27 に定める地域に該当する地域（以下、「道路に面する地域」という。）については、上表によらず表 3-2-8.25 の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3-2-8.27 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

注) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

また、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 3-2-8.28 の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3-2-8.28 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

基準値	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45dB 以下、夜間にあつては40dB 以下)によることができる。	

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る）等をいう。

2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路では15m、2車線を超える道路では20mの区域をいう。

イ. 規制基準等

(ア) 特定工場騒音

騒音規制法及び君津市環境保全条例に基づく特定工場等において発生する騒音に係る規制の状況は表 3-2-8.29 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、君津市環境保全条例により「その他の区域」に指定されている。

表 3-2-8.29 騒音規制法及び君津市環境保全条例に基づく特定工場等騒音に係る規制基準

時間区分 区域区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時まで及 び午後7時から午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下
第2種区域	55dB 以下	50dB 以下	45dB 以下
第3種区域	65dB 以下	60dB 以下	50dB 以下
第4種区域	70dB 以下	65dB 以下	60dB 以下
その他の区域 (市条例)	60dB 以下	55dB 以下	50dB 以下

備考

- 第2種区域、第3種区域及び第4種区域に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50m以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5dBを減じた値を基準値とする。
- 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域等の区分は、次の表のとおりとする。

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
第2種区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び第1特別地域(準工業地域のうち、第1種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第1種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域の周囲50m以内の地域をいう。)並びに大字中島字木ノ下、和田下、ボチャシキ、久保田及びタカギワの全部の地域、大字泉字鍛冶屋前、竹ノ下、南田、泉台、越堀及び星谷の全部の地域、大字法木作字西畑88番1地先から大字六手字沖田351番3地先までの県道荻作君津線の両側200mの地域、大字六手字神明渡259番4地先から大字中島字中島292番9地先までの市道六手・中島線の両側200mの地域、大字中島字北原田647番3地先から大字福岡字西根472番1地先までの市道君津・清和線の両側200mの地域、大字福岡字西根473番の1地先から字高原218番1地先までの県道小櫃佐貫停車場線の両側200mの地域、大字福岡字高原217番1地先から大字西栗倉字田縁132番1地先までの市道君津・清和線の両側200mの地域、大字西栗倉字天神下131番2地先から130番1地先までの県道久留里鹿野山湊線の両側200mの地域、大字塚原字代畑111番1地先から字仲町69番2地先までの市道塚原・行馬線の両側200mの地域、大字西栗倉字湯ノ上120番地先から大字東栗倉字七福415番1地先までの国道465号の両側200mの地域、大字内箕輪1丁目27番1地先から大字東栗倉字七福415番2地先までの県道君津鴨川線の両側100mの地域、大字青柳字天王原及び東天王原の全部の地域、大字青柳字スタレ172番2地先から木更津市境界までの国道410号の両側200mの地域、大字俵田字菊沢38番1地先から木更津市境界までの市道小櫃松丘線の両側200mの地域、大字吉野字尾代場180番1地先から大字三田字毛無田270番1地先までの県道加茂木更津線の両側100mの地域、大字三田字毛無田270番1地先から大字末吉字下浪埴226番1地先までの県道加茂木更津線の両側200mの地域、大字末吉字作畑589番4地先から大字末吉字後宿898番地先までの市道末吉線の両側100mの地域、大字吉野字尾代場180番1地先から字走口117番地先までの市道川谷小櫃線の両側100mの地域、大字小市部字橋戸の全部の地域、大字久留里市場の全部の地域並びに大字久留里字安住の全部の地域のうち第3種区域に含まれる地域を除く地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域(ただし、第1特別地域を除く。)及び第2特別地域並びに大字久留里市場字上野55番の2地先から字下町595番地先までの国道410号の両側50mの地域
第4種区域	工業地域(ただし、第2特別地域を除く。)及び工業専用地域
その他の区域 (市条例)	第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域

(イ) 特定建設作業騒音

騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制の状況は表 3-2-8. 30、君津市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制の状況は表 3-2-8. 31 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周辺は、規制地域に指定されていない。

表 3-2-8. 30 騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

地域の区分	敷地の境界における騒音の大きさ	作業できない時間帯	1日当たりの作業時間	同一場所での作業日数	作業できない日
第1号区域	85dB を超えないこと	午後7時から翌日午前7時まで	10時間を超えない	連続6日間を超えない	日曜日 その他の休日
第2号区域	85dB を超えないこと	午後10時から翌日午前6時まで	14時間を超えない		

下記の区域区分は君津市の指定による。

注) 第1号区域：騒音規制法の指定地域。ただし、工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）及び工業専用地域においては学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、医療法に規定する病院及び同法に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館法に規定する図書館並びに老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

第2号区域：工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）及び工業専用地域のうち学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、医療法に規定する病院及び同法に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館法に規定する図書館並びに老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園敷地の周囲おおむね80m以外の区域。

表 3-2-8. 31 君津市環境保全条例に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業の種類 ^{注)}	1～5	6～10
敷地境界線における騒音の限度	85dB	80dB
作業禁止時間	午後7時から翌日の午前7時まで	
1日における延べ時間数	10時間以内	
同一場所における作業期間	連続して6日以内	
日曜日その他の休日における作業	禁止	

注) 特定建設作業の種類は以下のとおりである（表中の数字と対応する）。

- 1：くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 2：びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業
- 3：さく岩機（ブレーカーを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- 4：空気圧縮機（電動機以外の電動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 5：コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m³以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200 kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 6：鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 7：舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- 8：ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- 9：ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業
- 10：振動ローラーを使用する作業

(ウ) 特定作業騒音

君津市環境保全条例によれば、特定作業（ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業（建設現場における作業を除く。）など）に係る騒音規制の基準は表 3-2-8.29 に示すとおり定められている。対象事業実施区域は、君津市環境保全条例により「その他の区域」に指定されている。

(エ) 自動車騒音

騒音規制法に基づく指定地域内の自動車騒音の要請限度は、表 3-2-8.32～表 3-2-8.33 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周辺は、規制地域に指定されていない。

表 3-2-8.32 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	要請限度	
		昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域		65dB	55dB
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域		70dB	65dB
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75dB	70dB

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2) a 区域：第1種区域、b 区域：第2種区域、c 区域：第3種区域・第4種区域

3) 区域の区分の詳細は、表3-2-8.29の備考2に示す。

ただし、上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線以上の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20mまでの範囲をいう。）に係る限度は表 3-2-8.33 に掲げるとおりとする。

表 3-2-8.33 幹線交通を担う道路に近接する区域の自動車騒音の要請限度

要請限度	
昼間	夜間
75dB	70dB

(7) 振動

ア. 特定工場振動

振動規制法及び君津市環境保全条例に基づく特定工場等において発生する振動に係る規制の状況は、表 3-2-8.34 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域は、君津市環境保全条例により「その他の区域」に指定されている。

表 3-2-8.34 振動規制法及び君津市環境保全条例に基づく特定工場等振動に係る規制基準

区域区分	時間区分	
	昼間：午前8時から午後7時まで	夜間：午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60dB以下	55dB以下
第2種区域	65dB以下	60dB以下
その他の区域（市条例）	60dB以下	55dB以下

備考

- 第1種区域及び第2種区域に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50m以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5dBを減じた値を基準値とする。
- 第1種区域及び第2種区域等の区分は、次の表のとおりとする。

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに 大字中島字木ノ下、和田下、ボチャシキ、久保田、タカギワの全部の地域、 大字泉字鍛冶屋前、竹ノ下、南田、泉台、越堀及び星谷の全部の地域、 大字法木作字西畑88番1地先から大字六手字沖田351番3地先までの県道荻作君津線の両側200mの地域、 大字六手字神明渡259番4地先から大字中島字中島292番9地先までの市道六手・中島線の両側200mの地域、 大字中島字北原田647番3地先から大字福岡字西根472番1地先までの市道君津・清和線の両側200mの地域、 大字福岡字西根473番1地先から字高原218番1地先までの県道小櫃佐貫停車場線の両側200mの地域、 大字福岡字高原217番1地先から大字西栗倉字田縁132番1地先までの市道君津・清和線の両側200mの地域、 大字西栗倉字天神下131番2地先から130番1地先までの県道久留里鹿野山湊線の両側200mの地域、 大字塚原字代畑111番1地先から字仲町69番2地先までの市道塚原・行馬線の両側200mの地域、 大字西栗倉字湯ノ上120番地先から大字東栗倉字七福415番1地先までの国道465号の両側200mの地域、 大字内箕輪1丁目27番1地先から大字東栗倉字七福415番2地先までの県道君津鴨川線の両側100mの地域、 大字青柳字天王原及び東天王原の全部の地域、 大字青柳字スダレ172番2地先から木更津市境界までの国道410号の両側200mの地域、 大字俵田字菊沢38番1地先から木更津市境界までの市道小櫃松丘線の両側200mの地域、 大字吉野字尾代場180番1地先から大字三田字毛無田270番1地先までの県道加茂木更津線の両側100mの地域、 大字三田字毛無田270番1地先から大字末吉字下浪掃226番1地先までの市道末吉線の両側200mの地域、 大字末吉字作畑589番4地先から大字末吉字後宿898番地先までの市道末吉線の両側100mの地域、 大字吉野字尾代場180番1地先から字走口117番地先までの市道川谷小櫃線の両側100mの地域、 大字小市部字橋戸の全部の地域、 大字久留里市場の全部の地域並びに大字久留里字安住の全部の地域のうち第2種区域に含まれる地域を除く地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに大字久留里市場字上町55番の2地先から字下町595番地先までの国道410号の両側50mの地域
その他の区域（市条例）	第1種区域及び第2種区域以外の区域（ただし、工業専用地域を除く。）

イ. 特定建設作業振動

振動規制法に基づく特定建設作業振動に係る規制の状況は、表 3-2-8.35 に示すとおりである。

また、君津市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制の状況は、表 3-2-8.34 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周辺は、規制地域に指定されていない。

表 3-2-8. 35 振動規制法に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

地域の区分	敷地の境界における振動の大きさ	作業できない時間帯	1日当たりの作業時間	同一場所での作業日数	作業できない日
第1号区域	75dBを超えないこと	午後7時から 翌日午前7時まで	10時間を 超えない	連続6日間 を超えない	日曜日 その他の 休日
第2号区域		午後10時から 翌日午前6時まで	14時間を 超えない		

下記の区域区分は君津市の指定による。

注) 第1号区域：振動規制法の指定地域。ただし、工業地域においては学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、医療法に規定する病院及び同法に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法に規定する図書館並びに老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域。

第2号区域：第1号区域以外の振動規制法の指定地域。

表 3-2-8. 36 君津市環境保全条例に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業の種類 ^{注)}	1、4、6～10
敷地境界線における振動の限度	75dB
作業禁止時間	午後7時から翌日の午前7時まで
1日における延べ時間数	10時間以内
同一場所における作業期間	連続して6日以内
日曜日その他の休日における作業	禁止

注) 特定建設作業の種類は、騒音の表 3-2-8. 29 の注に示す(表中の数字と対応する)。

ウ. 特定作業振動

君津市環境保全条例によれば、特定作業(ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業(建設現場における作業を除く。)など)に係る振動規制の基準は、表 3-2-8. 34 に示すとおり定められている。対象事業実施区域は、君津市環境保全条例により「その他の区域」に指定されている。

エ. 道路交通振動

振動規制法に基づく指定地域内の道路交通振動の要請限度は、表 3-2-8. 37 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域は、指定区域外となっている。

表 3-2-8. 37 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

時間区分 区域区分	要請限度	
	昼間：午前8時から 午後7時まで	夜間：午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

注) 区域区分の詳細は、表 3-2-8. 34 の備考2 に示す。

(8) 悪臭

ア. 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、①敷地境界線の地表における大気中の特定悪臭物質の濃度、②事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における気体中の特定悪臭物質、③事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における排出水中の特定悪臭物質の濃度について、規制基準が定められている。

君津市の敷地境界線の地表における大気中の特定悪臭物質の規制基準は、表 3-2-8. 38、排出口における気体中の特定悪臭物質の規制基準は、表 3-2-8. 39、排出水中の特定悪臭物質の規制基準は、表 3-2-8. 40 に示すとおりである。

君津市では、都市計画法に基づく用途地域を悪臭規制地域としており、対象事業実施区域には、規制地域の指定はない。

表 3-2-8. 38 事業場の敷地境界線の地表における規制基準(君津市)

特定悪臭物質の種類	規制基準(ppm)
アンモニア	1 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下
硫化水素	0.02 以下
硫化メチル	0.01 以下
二硫化メチル	0.009 以下
トリメチルアミン	0.005 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下
ノルマルバレールアルデヒド	0.009 以下
イソバレールアルデヒド	0.003 以下
イソブタノール	0.9 以下
酢酸エチル	3 以下
メチルイソブチルケトン	1 以下
トルエン	10 以下
スチレン	0.4 以下
キシレン	1 以下
プロピオン酸	0.03 以下
ノルマル酪酸	0.001 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 以下
イソ吉草酸	0.001 以下

表 3-2-8.39 排出口における気体中の特定悪臭物質の規制基準（君津市）

排出口における特定悪臭物質の規制基準は、次式により算出して得た流量とする。
 $q = 0.108 \times H_e^2 \times C_m$
 q : 流量(単位は、0℃、1気圧の状態に換算したm³/時)
 H_e : 補正された排出口の高さ(m)
 C_m : 以下に示す敷地境界の地表における大気中の規制基準値

対象とする特定悪臭物質	規制基準 C_m (ppm)
アンモニア	1 以下
硫化水素	0.02 以下
トリメチルアミン	0.005 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下
イソバレルアルデヒド	0.003 以下
イソブタノール	0.9 以下
酢酸エチル	3 以下
メチルイソブチルケトン	1 以下
トルエン	10 以下
キシレン	1 以下

表 3-2-8.40 排出水中の特定悪臭物質の規制基準（君津市）

対象とする特定悪臭物質	排出水の量 (m ³ /秒)	規制基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03 以下
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007 以下
	0.1 を超える	0.002 以下
硫化水素	0.001 以下	0.1 以下
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02 以下
	0.1 を超える	0.005 以下
硫化メチル	0.001 以下	0.3 以下
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07 以下
	0.1 を超える	0.01 以下
二硫化メチル	0.001 以下	0.6 以下
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1 以下
	0.1 を超える	0.03 以下

イ. 千葉県による指導

千葉県は、臭気濃度の指導目標値を表 3-2-8.41 に示すとおり定めており、対象事業実施区域は「工業団地を除く未指定地域」に該当している。

表 3-2-8.41 臭気濃度の千葉県指導目標値

地域区分	排出口	敷地境界
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	500 程度	15 程度
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業団地を除く未指定地域	1,000 程度	20 程度
工業地域、工業専用地域、工業団地	2,000 程度	25 程度

ウ. 君津市環境保全条例による規制

君津市では、君津市環境保全条例により悪臭に係る規制基準を『周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周辺の人々が著しく不快を感じると認められない程度』と定めている。

この規制は君津市全域を対象としたものであり、対象事業実施区域は、この規制基準の適用を受ける。

(9) 地盤沈下

地盤沈下防止のための地下水採取規制は、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「千葉県環境保全条例」に基づいて指定されており、地下水採取の規制の概要は、表 3-2-8.42 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域が位置する君津市は、千葉県環境保全条例で地下水採取規制指定地域とされている。

また、君津市環境保全条例では、県条例に定める用途以外の目的で揚水施設（揚水機の吐出口の断面積が 6 cm² を超えるもの）を設置しようとするときは、特定施設として届出を義務付けている。

対象事業実施区域は、これらの規制の適用を受ける。

表 3-2-8.42 地下水採取の規制の概要

法令名	指定地域	規制対象の用途	規制対象の規模
工業用水法	千葉市(国道14号線及び16号線以西)、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市(国道16号線以西)、浦安市、袖ヶ浦市(国道16号線以西)	工業用(工業とは、製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう)	吐出口の断面積が6cm ² を超えるもの
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	千葉市(上水道給水区域)、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市(上水道給水区域)、鎌ヶ谷市、浦安市	建築物用(冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場(浴室床面積の合計が150m ² を超えるもの))	
千葉県環境保全条例	市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市(旧大栄町を除く)、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市(旧山武町に限る)、酒々井町、栄町、芝山町、長柄町	工業用、鉱業用、建築物用、農業用、水道用、工業用水道事業用、ゴルフ場における散水用	

(10) 温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成18年4月に「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」が施行されている。これは、温室効果ガスの排出者自らが排出量を算定することで、自らの排出実態を認識し、自主的取り組みのための基盤を確立するとともに、国民・事業者全般の自主的取組を促進し、その気運を高めることを目的としたものである。

本制度は、エネルギー起原CO₂以外の温室効果ガスについて、①温室効果ガスの種類ごとに定める当該温室効果ガスの排出を伴う活動（排出活動）が行われ、かつ、当該排出活動に伴う排出量の合計量がCO₂換算で3,000トン以上、②事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上、の2要件とも合致する事業所については、毎年度、事業所等ごとに、温室効果ガス排出量等を事業所管大臣に報告しなければならない。

新井総合施設株式会社は特定排出者（主たる事業：産業廃棄物処理業）として毎年度、環境大臣に「温室効果ガス算定排出量等の報告書」を提出している。

また、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づきエネルギー起原CO₂については、特定事業所排出者の場合、すべての事業所の事業活動に伴う原油換算エネルギー使用量の合計量が年間1,500kL以上となる事業者が報告対象となっている。

4. 国土保全に係る指定及び規制の状況

対象事業実施区域周辺における国土保全に係る法令等による指定地等の状況は、図3-2-8.4に示すとおりであり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域、砂防法に基づく砂防指定地及び森林法に基づく保安林があるが、対象事業実施区域にはそれらの指定はない。

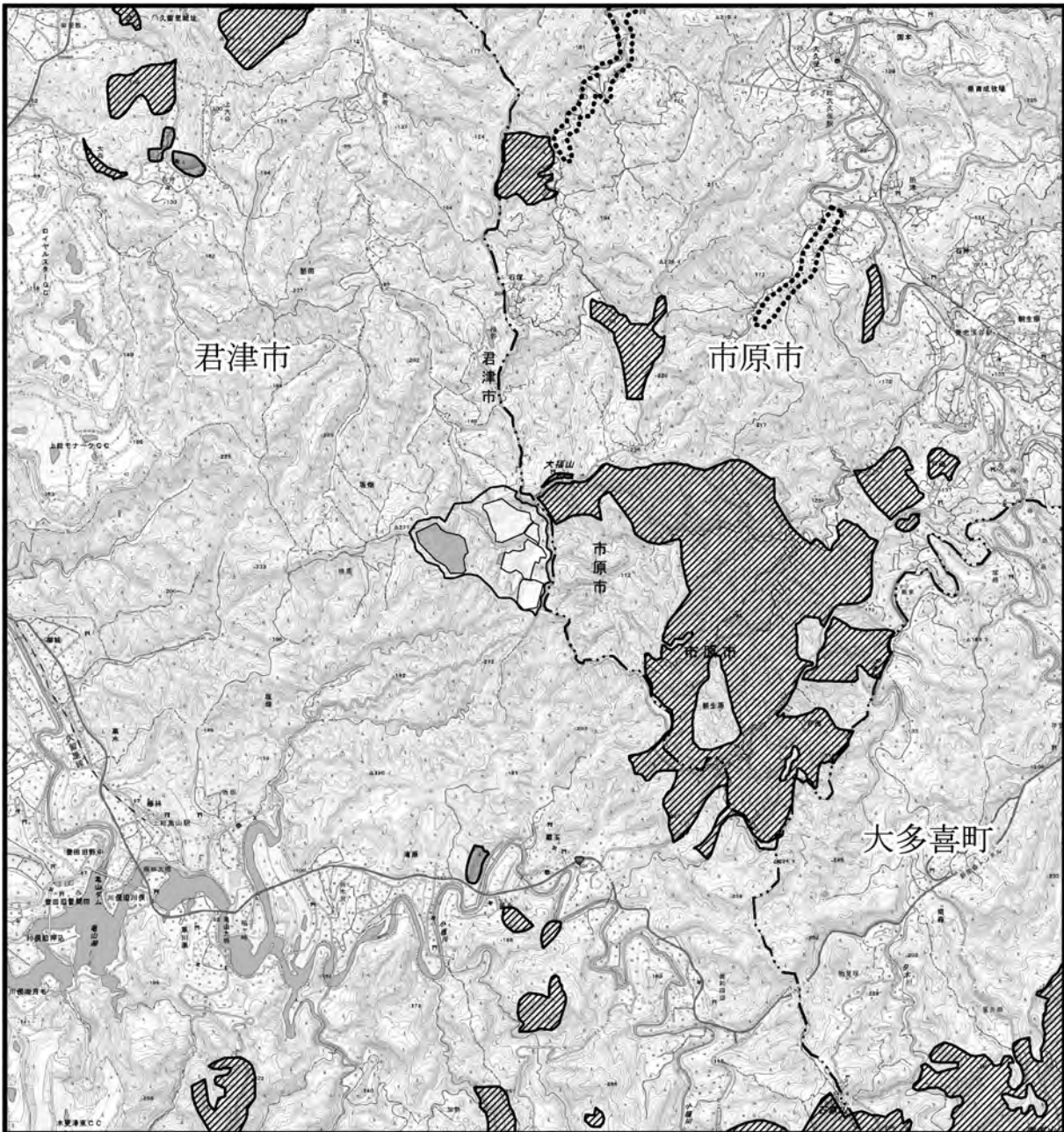

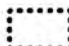




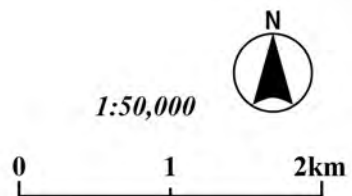


図 3-2-8.4 国土保全に係る指定地等位置図

凡 例

-  急傾斜地崩壊危険区域
-  砂防指定地
-  保安林

-  対象事業実施区域
-  増設埋立地
-  既設埋立地



5. 文化財の指定状況

(1) 指定文化財

対象事業実施区域及びその周辺における指定文化財の分布状況は、表 3-2-8.43 及び図 3-2-8.5 に示すとおりである。対象事業実施区域の北方約 500m に位置する大福山自然林は県指定の天然記念物に指定されている。なお、対象事業実施区域内には指定文化財はない。

表 3-2-8.43 指定文化財の状況

区分		名称	所在地	指定年月日
県指定	天然記念物	大福山自然林	市原市石塚字杉賀畑 546 ほか	昭和 47 年 1 月 28 日
県指定	有形文化財(彫刻)	木造虚空蔵菩薩立像	君津市蔵玉 691 (円盛院)	昭和 61 年 2 月 28 日
市指定	建造物	大日堂	君津市怒田 1742 の 1	昭和 50 年 8 月 4 日

出典「県指定天然記念物」「県指定有形文化財(彫刻)」(千葉県教育委員会)
「市内文化財」(君津市ホームページ)

(2) 埋蔵文化財

対象事業実施区域及びその周辺における周知の埋蔵文化財の分布状況は、表 3-2-8.44 及び図 3-2-8.6 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域内には、埋蔵文化財の分布はない。



図 3-2-8.5 指定文化財等位置図

凡 例

● 県指定文化財

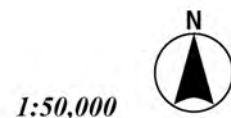
■ 市指定文化財



対象事業実施区域

■ 増設埋立地

□ 既設埋立地



1:50,000

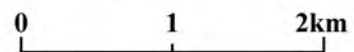


表 3-2-8.44 埋蔵文化財の状況（君津市）

No.	遺跡名	所在地	種別	時代	立地・現状	遺構・遺物
1	坂畑南遺跡 (サカハタナミ)	坂畑字横尾	集落跡	縄文(中・後)、 弥生、古墳	段丘上・畑	住居跡・縄文土器、弥生土器、土師器
2	坂畑遺跡 (サカハタ)	坂畑字広大寺	包蔵地	縄文	段丘上・畑・山林	縄文土器
3	代谷遺跡 (タノイヅ)	坂畑字代谷	包蔵地	縄文、弥生	丘陵上・山林	縄文土器、弥生土器
4	滝原塚群 (タキハラ)	滝原字滝原代	塚	中近世	台地上・畑	供養塚、円形 8.4×2m、陶磁器、銭貨 (滝原塚第1号塚×3基)
5	外原遺跡 (ソトハラ)	釜生字外原	包蔵地	縄文	台地上・畑、山林	縄文土器
6	臼井台北遺跡 (ウスイダノイタ)	蔵玉字隠畑	包蔵地	縄文 (早・前・中)	丘陵上・畑	縄文土器、打製石斧
7	臼井台遺跡 (ウスイダノイ)	蔵玉字臼井台	包蔵地	縄文	台地上・畑、山林	縄文土器
8	亀山城跡 (カメヤマ)	蔵玉字堀ノ内	城館跡	縄文(中・後)、 中世	独立丘・畑、水田、宅地	多郭雑形、曲輪、腰曲輪、空堀、土塁、土橋、虎口・縄文土器、青磁碗、陶磁器、染付碗、煙管

出典「ふさの国文化財ナビゲーション」（千葉県教育委員会ホームページ）

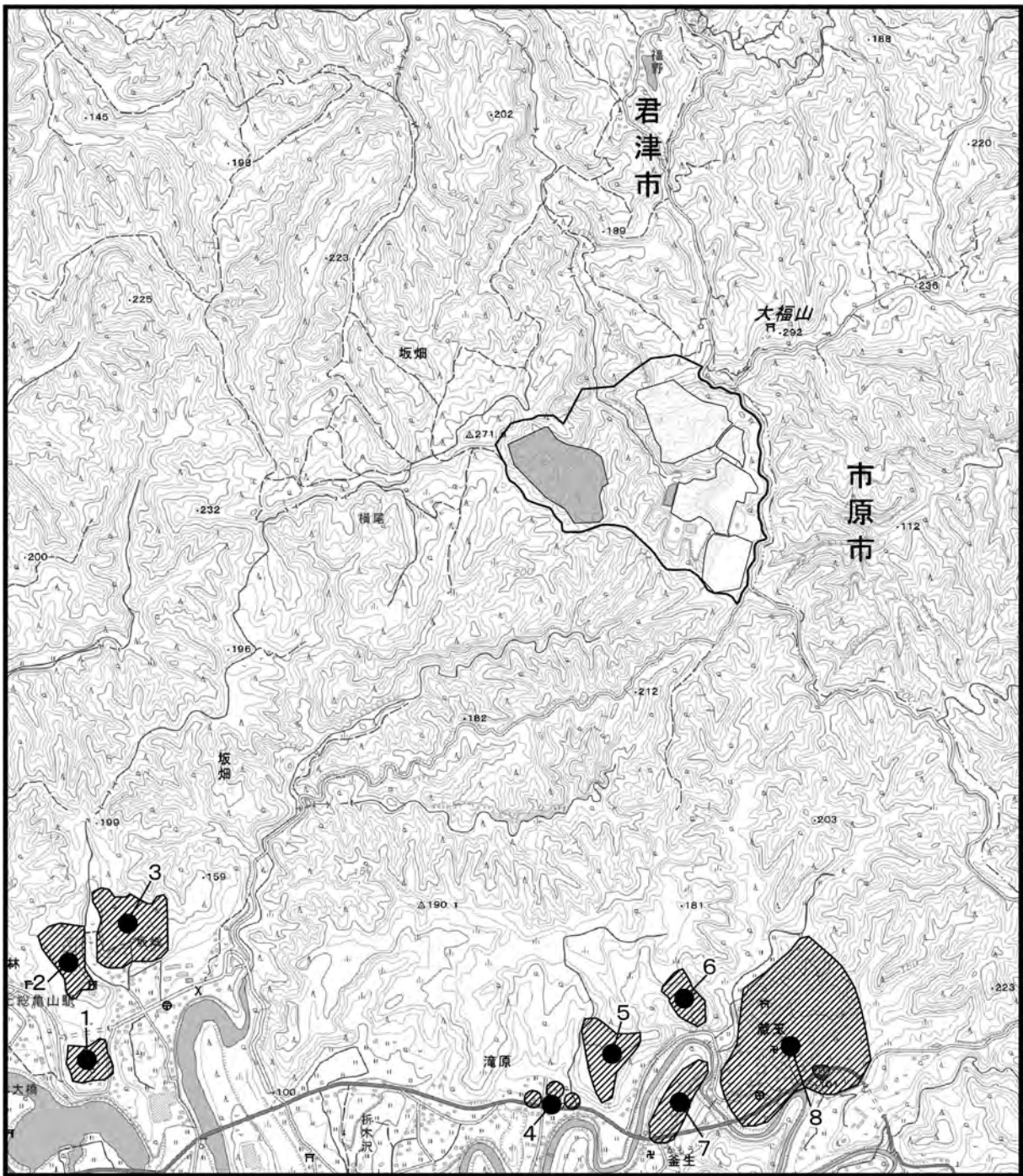


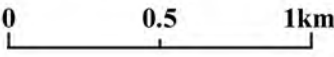
图 3-2-8.6 埋藏文化財分布图

凡 例

-  埋藏文化財包蔵地
-  塚・城跡等遺跡
-  対象事業実施区域
 -  増設埋立地
 -  既設埋立地



1:25,000



3-2-9 その他の事項

1. 資源の利用の状況

(1) 温泉

対象事業実施区域周辺には、表 3-2-9.1 に示す温泉が分布している。対象事業実施区域には、温泉の利用はない。

表 3-2-9.1 温泉の状況

温泉名	所在地	泉質
亀山温泉	君津市豊田他	ナトリウム炭酸水素塩泉
濃溝温泉	君津市笹	重炭酸ソーダ泉
七里川温泉	君津市黄和田畑	硫黄泉
養老溪谷温泉	市原市戸面、大多喜町等	炭酸水素塩泉、塩化物泉他

出典「きみつの観光情報」(君津市ホームページ)、「養老溪谷温泉郷」(養老溪谷温泉旅館組合)

(2) 土石砂利採取

対象事業実施区域及びその周辺を所管する君津地域振興事務所管内及び産業振興課管内における砂利採取認可状況は、表 3-2-9.2 に示すとおりである。また、土及び岩石採取において許可された場所はない。なお、対象事業実施区域には、許可を受けた砂利採取場はない。

表 3-2-9.2 砂利採取の状況 (2020 年度)

管内	砂利採取		
	採取場数	認可件数	認可数量 (千m ³)
産業振興課 (千葉市、市原市)	17	17	12,681
君津地域振興事務所 (木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市)	26	22	3,622

出典「データで見る千葉県の商工業」(令和4年4月、千葉県商工労働部)

2. 廃棄物処理の状況

(1) 一般廃棄物

ア. ごみ処理状況

君津市及び市原市の平成 30 年度～令和 4 年度における一般廃棄物のごみ処理状況は、表 3-2-9.3 に示すとおりである。

君津市及び市原市におけるごみ搬入量及び焼却量は、概ね横ばいで推移している。

表 3-2-9.3 一般廃棄物のごみ処理状況の推移

市	年度	搬入量 (t)										処理内訳 (t)			1人1日当たりの排出量 (g)
		合計	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	直接搬入量	焼却	焼却以外の中間処理	資源化				
君津市	平成30年度	28,185	22,384	671	3,201	244	102	1,583	23,253	2,238	2,671	917			
	令和元年度	28,851	22,932	752	3,004	295	86	1,782	23,972	2,397	2,482	946			
	令和2年度	28,694	22,072	805	3,163	314	93	2,247	23,312	2,795	2,585	948			
	令和3年度	27,772	21,487	611	2,974	316	76	2,308	21,803	2,460	2,523	926			
市原市	令和4年度	26,968	21,231	531	2,800	59	78	2,269	22,274	2,283	2,397	909			
	平成30年度	90,362	75,767	3,025	7,677	—	255	3,638	76,793	8,394	4,966	924			
	令和元年度	94,610	78,774	3,638	7,799	—	275	4,124	79,900	9,184	5,087	964			
	令和2年度	93,834	76,908	3,655	8,432	—	316	4,523	77,877	9,820	5,466	961			
市	令和3年度	89,567	74,152	2,926	8,286	—	335	3,868	75,051	8,817	5,416	922			
	令和4年度	86,733	72,264	2,506	7,968	—	331	3,664	73,095	7,988	5,254	900			

出典 「平成30年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和2年8月、千葉県環境生活部）
「令和元年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和3年9月、千葉県環境生活部）
「令和2年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和4年7月、千葉県環境生活部）
「令和3年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和5年7月、千葉県環境生活部）
「平成4年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和6年8月、千葉県環境生活部）

(2) 産業廃棄物

ア. 産業廃棄物の処理の状況

令和4年度における県全体（多量排出事業場）の産業廃棄物の発生量、排出量、処理量等の状況は、表3-2-9.4に示すとおりである。

令和4年度における県内の産業廃棄物の発生量は10,984,128tであり、有償物量1,111,527tを除いた9,872,601tが産業廃棄物として排出されている。排出量のうち、再生利用量は5,060,958t（排出量に占める割合51.3%）、減量化量は4,677,345t（同47.4%）、最終処分量は134,319t（同1.4%）となっている。

表3-2-9.4 産業廃棄物の種類別処理・処分状況

(単位：t/年)

廃棄物名	発生量	有償物量	排出量			資源化量	保管量
			再生利用量	減量化量	最終処分量		
燃え殻	23,799	1,527	22,272	19,909		2,363	21,436
汚泥	3,951,504	1,806	3,949,698	311,553	3,601,792	36,353	313,360
廃油	83,642	7,518	76,124	35,029	41,019	76	42,547
廃酸	75,935		75,935	74,169	1,766	0	74,169
廃アルカリ	77,388	2,814	74,574	23,677	50,894	3	26,491
廃プラスチック類	85,958	8,147	77,811	47,223	28,531	2,058	55,369
紙くず	7,822		7,822	5,897	1,906	19	5,897
木くず	148,436	504	147,932	114,631	32,794	526	115,136
繊維くず	507		507	81	427	1	81
動植物性残さ	33,288	11,034	22,254	18,302	3,802	150	29,336
動物系固形不要物							
ゴムくず							
金属くず	936,102	39,711	896,390	896,232		159	935,943
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	191,099	1,643	189,456	146,823	35,530	7,103	148,466
鉱さい	2,736,432	1,018,501	1,717,931	1,716,926	239	766	2,735,427
がれき類	880,854		880,854	861,431		19,422	861,431
動物のふん尿	34,331		34,331	29,479	4,852		29,479
動物の死体	113		113	113			113
ばいじん	1,388,643		1,388,643	679,599	662,090	46,953	679,599
その他(13号廃棄物)							
混合廃棄物	42,140		42,140	25,355	9	16,777	25,355
特別管理産業廃棄物	22,368	5,130	17,239	10,572	6,565	102	15,701
	43,967	12,161	31,806	9,628	22,163	15	21,788
	23,119		23,119	1,458	21,633	27	1,458
	9,455	9,455	228	8,274	952	228	
	373	373	21	5	347	21	
186,853	1,031	185,822	32,622	153,053	147	33,653	
合計	10,984,128	1,111,527	9,872,601	5,060,958	4,677,345	134,319	6,172,485

注) 端数処理の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある。

表中の空欄は、該当値がないもの、「0」表示は0.5t/年未満であることを示している。

出典「令和5年度産業廃棄物処理実態調査事業報告書」(令和6年3月、千葉県環境生活部)

イ. 産業廃棄物処理業者の状況

令和5年3月31日現在において、千葉県知事の許可を得ている産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る許可業者数は、表3-2-9.5に示すとおりである。

表3-2-9.5 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る許可業者数

特別管理産業廃棄物処理業者数	産業廃棄物処理業者数								特管産廃処理業の許可のみ有する処理業者数	合計
	業の区分	収運	中間	最終	収運+中間	収運+最終	中間+最終	収運+中間+最終		
収運	763				30	1			81	875
中間			9					1	2	12
最終						1				1
収運+中間					19					19
収運+最終										0
中間+最終										0
収運+中間+最終										0
産廃処理業の許可のみ有する処理業者数	10,314	59	3		161	2		1		10,540
合計	11,077	68	3		210	4	0	2	83	11,447

注) 産業廃棄物処理業者数については「列」方向に、特別管理産業廃棄物処理業者数については「行方向」に示している。業の区分では、「収運」は収集運搬業、「中間」は中間処理業、「最終」は最終処分業を示す。したがって、産業廃棄物処理業者として収集運搬業と中間処理業の許可を受けており、かつ特別管理産業廃棄物処理業者として収集運搬業のみ許可を受けている業者数は、「収運+中間」の列で、「収運」の行にある数値「30」が該当する。

出典「産業廃棄物処理業者名簿(注意事項、産業廃棄物処理業者許可業者数、廃棄物種類コード表)」
(令和5年4月、千葉県環境生活部)

ウ. 産業廃棄物処理施設の状況

県内の廃棄物処理法第15条に規定する廃棄物処理施設の設置状況は、表3-2-9.6に示すとおりであり、中間処理施設のうち、木くず又はがれき類の破碎施設の処理業者数が最も多い。

また、最終処分業の処理業者は、表3-2-9.7に示すとおり、安定型が7施設、管理型6施設が計13施設となっている。

表 3-2-9.6 廃棄物処理法第 15 条に規定する許可施設の設置状況

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	42	16	58
	汚泥の乾燥施設（機械乾燥）	8	6	14
	汚泥の乾燥施設（天日乾燥）	1	1	2
	汚泥の焼却施設	6	25	31
	廃油の油水分離施設	3	15	18
	廃油の焼却施設	9	22	31
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	3	4
	廃プラスチック類の破碎施設	1	91	92
	廃プラスチック類の焼却施設	2	28	30
	木くず又はがれき類の破碎施設	16	207	223
	金属等を含む汚泥のコンクリート固形化施設	0	0	0
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	0	1
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	0	0	0
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0
	木くず等の焼却施設	4	33	37
	合計	94	447	541
最終処分場	安定型	4	9	13
	管理型	3	6	9
	遮断型	1	0	1
	合計	8	15	23

注1) 千葉市、船橋市、柏市内の施設を含む。

2) 最終処分場は残余容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。

3) 施設数は、種類内容の区分に従った延べ施設数。

出典「令和5年版 千葉県環境白書 資料編」（千葉県環境生活部）※令和5年3月末現在

表 3-2-9.7 産業廃棄物最終処分場（処理業）の設置状況

種別	千葉市	銚子市	市原市	成田市	君津市	富津市	計
安定型	2	1	3	1	0	0	7
管理型	2	1	0	0	1	2	6
計	4	2	3	1	1	2	13

出典「処理業者の施設一覧」（令和5年4月、千葉県生活環境部）

「産業廃棄物処分業者名簿」（令和4年4月、千葉市環境局資源循環部）

3. その他

(1) 公害苦情の状況

君津市及び市原市における公害苦情の状況は、表 3-2-9.8 に示すとおりである。

令和 4 年度の苦情件数は、君津市では 76 件となっており、種類別にみると、不法投棄が約 5 割を占めている。また、市原市は大気汚染の割合が約 5 割と最も多い。

表 3-2-9.8 公害苦情件数（令和 4 年度）

種別	君津市		市原市		
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	
大気汚染	3	3.9	245	54.9	
水質汚濁	3	3.9	6	1.3	
騒音	10	13.2	53	11.9	
振動	2	2.6	7	1.6	
悪臭	11	14.5	56	12.6	
地盤沈下	0	0.0	0	0.0	
土壌汚染	0	0.0	2	0.4	
その他	(不法投棄)	42	55.3	77	17.3
	(その他)	5	6.6		
合計	76	100.0	446	100.0	

注) 君津市では典型 7 公害以外の苦情をその他とし、さらに不法投棄とその他に分けている。

出典「令和 5 年度版 きみつの環境」(令和 6 年 3 月、君津市市民環境部環境保全課)

「令和 5 年版 いちはらの環境」(令和 5 年 11 月、市原市環境部)

(2) 環境基本計画

君津市は、「第 2 次君津市環境基本計画」〔平成 27 年 3 月（令和 5 年 4 月一部改定）、君津市〕によると、めざす環境像を「澄んだ空 清らかな水 緑あふれるまち きみつ」と設定し、取組項目を環境問題に特化しており、基本方針を定め、市（行政）、市民、事業者それぞれの具体的な取組項目を掲げている。同市の環境基本計画の基本方針と市、事業者の具体的な取組項目については、表 3-2-9.9 に示す。

また、市原市では、「市原市環境基本計画（2017 年度～2026 年度）」（2017 年 3 月、市原市）において、基本理念を「誇りのもてる 環境を 未来へ」と定め、市民、市を含めた市内の事業者が環境課題の解決に取り組み、持続可能な社会を未来へつなげることを目指すとしている。同市の環境基本計画の基本目標と取組内容について、表 3-2-9.10 に示す。

表 3-2-9.9 君津市の環境基本計画の基本方針と具体的な取組項目（市と事業者部分を抜粋）

環境像	具体的な取組項目		事業者の取組み
	基本方針	市（行政）の取組み	
澄んだ空 清らかな水 緑あふれるまち きみつ	① 澄んだ空を守ります (大気汚染)	◆大気環境の常時監視◆環境保全協定に基づくばい煙等の監視 ◆山砂の輸送に伴う粉じんの調査	◆エコドライブの実施◆ばい煙発生施設の管理 ◆山砂ダンブからの粉じんの飛散防止
	② 清らかな水資源を守ります (水質汚濁・地下水汚染)	◆河川等の水質調査◆環境保全協定に基づく工場排水の監視 ◆合併処理浄化槽の普及促進◆浄化槽の適正管理に関する啓発 ◆地下水汚染の浄化と監視	◆節水に努める ◆排水の水質測定と排水処理施設の管理 ◆排水処理施設の点検
	③ 快適な住環境を保全します (騒音・振動・悪臭・地盤沈下)	◆工場騒音や航空機騒音等の調査規制◆工場や事業場などの振動の調査規制◆山砂輸送に伴う騒音等の調査◆悪臭発生源の特定と原因者への指導◆揚水施設の設置規制◆揚水量の調査◆水準測量の実施	◆カラオケ等の音量や時間帯への配慮 ◆事業活動に伴う騒音等の軽減 ◆低騒音型機器の導入や防音・防振設備の設置 ◆地下水の過剰な汲み上げの抑制
	④ 緑あふれるまちへ再生します (山砂採取・残土埋立て ・廃棄物最終処分場)	◆山砂採取場跡地の復元・緑化の指導◆残土事業場と廃棄物最終処分場の搬入状況の監視調査や管理運営の指導◆山砂採取場と残土事業場の排水の監視◆廃棄物最終処分場の排水の監視	◆土砂の崩落や流出の防止◆周辺の景観への配慮 ◆廃棄物の適正処理や残土の有効活用 ◆裸地等の緑化及び自然環境の修復
	⑤ 資源循環型のまちをつくらせます (ごみ減量・リサイクル)	◆ごみの排出量の削減◆ごみの再資源化率の向上 ◆ごみ減量とリサイクルの推進のための啓発活動の実施	◆ごみの減量化◆ごみ分別やリサイクルの実施 ◆紙の使用削減 ◆プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクル
	⑥ きれいなまちをつくらせます (不法投棄・環境美化)	◆不法投棄監視活動の実施◆不法投棄マップの作成・公表◆散乱ごみ一掃クリン作戦の実施◆環境美化推進ボランティアの育成 ◆空き地等の適正管理の啓発	◆土地や建物の管理の徹底 ◆地域の美化活動等への参加・協力
	⑦ 安心・安全なまちを目指します (放射性物質)	◆公共施設の空間放射線量の測定 ◆水道水、学校給食食材、農産物等の安全性の確認 ◆一般家庭の空間放射線量の測定◆廃棄物最終処分場の排水の検査 ◆放射性物質に関する情報提供	◆放射性物質に関する正しい知識の取得 ◆放射性物質濃度の値などの情報収集
	⑧ 未来に向けた環境づくりに取り組みます (地球温暖化対策・省エネルギー)	◆市の事務事業に係る温室効果ガス排出量の削減◆環境マネジメントシステムによる継続的な環境負荷の低減◆市の施設への省エネ設備の導入◆一般住宅におけるクリンエネルギーの導入促進	◆事業所内の省エネ化◆温室効果ガス排出量の把握 ◆エコドライブの実施◆省エネ型電化製品の購入 ◆クリンエネルギーの導入◆エコマーク製品等の購入
	⑨ さまざまな生き物の住む環境を保全します (生物多様性・自然保護)	◆丘陵地の樹木の保全◆動植物の生息環境等の情報提供 ◆野生動物の保護に関する啓発◆保存樹木の指定と維持管理の支援 ◆緑化協定の締結	◆事業所周辺の自然環境に配慮する ◆自然や生物に配慮した開発行為 ◆事業所・工場内における緑化の適正化
	⑩ 環境への意識を育みます (環境学習)	◆「エコスクールきみつ」の推進◆市民に対する環境学習の機会の提供◆環境に関する情報の発信	◆社員に対する環境教育の実施 ◆環境目標やガイドライン等の設定

注)「市民の取組み」については、省略した。
出典 「第2次君津市環境基本計画」(平成27年3月、君津市)

表 3-2-9.10 市原市の環境基本計画の基本目標と取組内容

基本理念	基本目標	個別目標	取組内容
誇りのもてる環境を未来へ	① 地球環境 未来へ引き継ぎ持続可能な地域社会を目指します	地球温暖化 資源・エネルギー オゾン層	(1) 市民生活、企業の事業活動における温室効果ガス排出量削減の推進 (2) 交通環境対策の推進 (1) 省資源、省エネルギーの促進 (2) 再生可能エネルギー等の利用促進 (3) バイオマス利用の推進 (1) オゾン層破壊物質の適正管理 (2) フロン対策に関する啓発の実施
	② 生活環境 快適で安全な暮らしと資源が新たな価値を生む循環型社会を目指します	廃棄物 環境美化 大気質・悪臭 水質 化学物質 騒音・振動 土壌・地盤沈下	(1) ごみの発生抑制と再使用の推進 (2) 再資源化の推進 (3) 一般廃棄物処理施設の施設更新及び延命化 (4) 災害廃棄物対策の強化 (1) 不法投棄防止対策の充実 (2) 廃棄物等の適正処理 (3) 残土や再生土等の適正管理 (1) 工場、事業場の排出ガス・悪臭対策の促進 (2) 大気環境の監視 (1) 工場、事業場の排水対策の促進 (2) 生活排水対策の促進 (3) 監視体制の充実 (1) 化学物質管理の促進 (1) 工場、事業場、建設作業などからの騒音・振動対策の促進 (1) 土壌汚染対策の促進／地盤沈下防止対策の促進
	③ 自然環境 いちはらの豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を享受できる自然共生社会を目指します	丘陵地の自然 台地の自然 平地の自然 水辺の自然 多様な生物・共生	(1) 多様な機能を持つ森林の保全 (1) 里山周辺の自然の活用・再生 (1) 農地などの保全 (1) 水辺周辺の環境保全 (2) 水循環と生態系ネットワークの実態把握 (1) 有害生物への対応 (2) 生態系をかく乱する種への対応 (3) 希少種の保全
	④ 文化環境 いちはらの歴史や文化に親しみ、魅力ある街並みを形成します	歴史・文化 景観 みどり 水辺空間	(1) 歴史的・文化的資源の保全 (1) 自然景観の保全 (2) 都市景観の形成 (1) みどり豊かな空間の創出 (2) みどりの保全 (1) 身近な水辺空間の創出
	⑤ 市民参加・学習・協働 市民や事業者などが自主的に連携・協働して、環境保全に取り組む社会を目指します	環境学習 市民参加・協働	(1) 環境保全意識の向上 (2) 環境学習に係る拠点の整備 (4) 市民や団体、事業者等が連携し、持続可能な未来や社会づくりのために行動できる人の育成を目的とした教育 (ESD) や生涯学習の推進 (5) 学校教育や地域の人材と連携した環境教育の推進 (1) 市民参加の機会創出、地域コミュニティの活性化 (2) 環境意識の高い人材の育成 (3) 自主的活動の支援 (4) COOL CHOICE の推進 (5) 市民、事業者等協働による取組の推進 (6) 環境情報の共有化(わかりやすい環境情報の発信)

出典「市原市環境基本計画（2017年度～2026年度）」（2017年3月、市原市）

(3) 景観基本計画

君津市は、平成 26 年 6 月に景観行政団体となった。景観行政団体とは、景観法で定義された地域における景観行政を担う主体のことで、景観行政団体となった地方公共団体は、景観法に定められた「景観計画」を策定することで、法律に基づいた規制誘導等の行政事務を行うことが可能となった。

君津市では、景観法に基づいた「君津市景観計画」を平成 30 年 12 月に策定し、「君津市景観条例」を平成 31 年 7 月から施行しており、その届出等の運用については「景観計画運用ガイドライン」において、事業者や市民が幅広く活用できることを目的に解説している。

君津市景観計画によると、対象事業実施区域が含まれる小櫃川中上流域の「小櫃・上総ゾーン」は、景観の特性として「やま」「さと」「みずべ」「れきし」が掲げられ、景観形成の取り組み方針は、「広がりのある眺望を守る」、「原風景としての田園風景を守る」、「自然と調和したうるおいがある水辺景観を守る」などが示されている。

市原市は平成 17 年 4 月に景観行政団体となり、平成 20 年 12 月には、「市原市景観計画」を告示して、市の景観づくりの基本方針（全体像）や景観法を活用した実効性ある取り組み方法などを示した。また、平成 21 年 4 月からは、「市原市景観条例」の施行に伴い、景観法に基づく新たな届出制度を運用している。

市原市景観計画によると、対象事業実施区域に最寄りの大福山周辺は、地域区分として「山地部」に該当し、そこでの景観形成の取り組み方針は、「美しい山並みと溪谷美をまもる」、「四季の溪谷美の楽しみ方を演出する」となっている。

本書に掲載した地図は、地理院タイルを背景に項目を追記して掲載したものである。